

令和
3年度

企業支援施策 ガイドブック

Shimane Prefecture
Business Support Measures
Guidebook 2021

島根県



企業支援施策ガイドブック 目次インデックス

	目 的	ペ ー ジ	経営一般				
			運 転 資 金	設 備 の 導 入	相 談	情 報 収 集 ・ 提 供	専 門 家 の 派 遣
A	金融制度						
1	中小企業制度融資	1	●	●			
2	中小企業育成振興資金	3	●	●			
3	まち・ひと・しごと創生資金	4					
4	信用保証	5	●	●	●		
5	日本政策金融公庫の融資制度	7	●	●			
6	商工組合中央金庫の事業資金融資	10	●	●			
7	中小企業高度化資金貸付事業	11		●			
8	設備貸与事業	12		●			
9	立地関係資金	13	●	●			
10	林業・木材産業改善資金	14		●			
11	木材産業等高度化推進資金	16	●				
12	林業就業促進資金	17					
B	相談窓口・情報提供						
1	島根県産業技術センター	19					
2	商工会議所・商工会	22			●		
3	島根県中小企業団体中央会	22			●		
4	しまね産業振興財団（相談窓口・情報提供）	23	●	●	●	●	●
5	石見産業支援センター「いわみぷらっと」	27	●	●	●	●	●
6	しまねソフト研究開発センター（ITOC）	28			●	●	●
7	島根県信用保証協会	29			●		
8	経営安定特別相談室	30			●		
9	島根県中小企業再生支援協議会	30			●		
10	島根県事業承継・引継ぎ支援センター	31			●		●
11	しまね産業振興財団（販路開拓）	32			●	●	
12	食品衛生・食品表示相談窓口	34			●		●
13	しまね海外ビジネスサポートセンター	35			●	●	
14	しまね産業振興財団（国際取引支援）	36			●	●	
15	ジェット口	37			●	●	
16	島根・ビジネスサポート・オフィス（タイ バンコク）	39			●	●	
17	しまね知的財産総合支援センター	40			●	●	●

	目 的	ペ ー ジ	経営一般				
			運 転 資 金	設 備 の 導 入	相 談	情 報 収 集 ・ 提 供	専 門 家 の 派 遣
18	労働相談窓口（国・県）	41			●		
19	労働条件相談ほっとライン（0120-811-610）	43			●		
20	島根県職業能力開発協会	44			●	●	●
21	（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構島根支部 高齢・障害者業務課	44			●	●	
22	（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構島根支部 生産性向上人材育成支援センター	45					
23	外国人材雇用情報提供窓口	46					
24	外国人労働者の雇用管理等に関する相談支援	47			●		
25	（公財）産業雇用安定センター	47			●		
26	（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構島根支部 島根障害者職業センター	48					
27	障害者就業・生活支援センター	49			●	●	
28	島根県中高年齢者就職支援窓口 ミドル・シニア仕事センター	50					
29	女性就職相談窓口 レディース仕事センター	50					
30	働く人の「こころの耳 電話相談」（0120-565-455）	51			●		
31	治療と仕事の両立支援	52			●		●
32	島根働き方改革推進支援センター	53			●		●
33	島根県立図書館のビジネス・就業支援	54				●	
C 専門家派遣							
1	経営・技術強化支援事業（エキスパートバンク）	55					●
2	事業継続力強化アドバイザー派遣事業	56					●
3	中小企業119（専門家派遣事業）	57					●
4	きょうかい専門家派遣事業「結（ゆい）」	58					●
5	ものづくりアドバイザー派遣	59					●
6	ECOアドバイザー派遣事業（しまねエコライフ推進会議事業者部会事業）	60					●
7	スモール・ビジネス育成支援事業 アドバイザー派遣	61			●	●	●
D イベント・展示会等							
1	戦略的取引先確保推進事業	63					
2	食品展示商談会の開催・出展支援	64					
3	食品専門展示会出展支援事業	65					
4	アンテナショップの活用	66				●	
5	合同企業説明会・面接会	67					
6	開発ソフトウェア・サービス販路拡大支援事業	68					

	目 的	ペ ー ジ	経営一般					
			運 転 資 金	設 備 の 導 入	相 談	情 報 収 集 ・ 提 供	専 門 家 の 派 遣	
	施 策							
E	商工関係補助金等							
1	新たな日常に対応したもののづくり産業販路拡大支援事業	69						
2	ものづくり産業生産プロセス変革支援事業助成金	71	●					
3	ものづくり産業事業再構築促進事業助成金	72						
4	しまね地域産業資源活用支援事業	73						
5	農商工等連携事業	74	●					
6	地消地産化モデル創出補助金	75	●				●	
7	食品産業中核企業づくり事業	76	●				●	
8	事業承継新事業活動等支援事業（補助金）	77						
9	新型コロナウイルス対応経営改善支援事業（補助金）	78	●					
10	資源循環型技術開発事業費補助金	79						
11	産業廃棄物3R推進施設等整備費補助金	80	●					
12	しまねグリーン製品認定・普及促進事業	81						●
13	しまね地域未来投資促進事業助成金	82	●					
14	オープンイノベーション活用促進事業	83						
15	特殊鋼産業成長分野進出促進助成事業	84						
16	IT活用サービス創出シード支援事業[リサーチ・インタビュー支援事業]	85						
17	IT活用サービス創出シード支援事業[プロトタイプ検証支援事業]	86						●
18	IT活用サービス創出シード支援事業[サービス・製品開発支援事業]	87						●
19	受託開発競争力強化支援事業	88						
20	試作・技術開発支援助成金	89						
21	新ビジネスモデル構築支援事業	90						
22	特定通信費補助金	91						
23	浜田港国際定期コンテナ航路利用促進事業補助金	93						
24	浜田港リーファーコンテナ貨物奨励補助金	94						
25	浜田港創貨対策事業補助金	95						
26	しまね海外展開支援助成金	96						
27	JAPANブランド育成支援等事業	97						
28	島根県伝統工芸品展示会・見本市出展及び専門家招聘事業費補助金	98						●
29	国際規格認証取得促進助成事業	99						
30	ふるさとものづくり支援事業	100						

	目 的	ペ ー ジ	経営一般					
			運 転 資 金	設 備 の 導 入	相 談	情 報 収 集 ・ 提 供	専 門 家 の 派 遣	
	施 策							
31	地域商業等支援事業	101						
32	わくわく島根起業支援事業	103						
33	エコアクション21認証取得促進事業(しまねエコライフ推進会議事業者部会事業)	104						
34	中小企業外国出願支援事業	105						
35	島根発ヘルスケアビジネス事業化支援事業	106						
36	データ活用型自社サービス創出支援事業	107						
37	商業・サービス業県外展開支援事業	108						
38	スモール・ビジネス育成支援事業補助金	109		●				
F	労働関係助成金等							
	労働関係助成金等整理表	111						
1	専門人材確保推進事業費補助金	113						
2	島根県特例子会社等設立支援事業助成金	114						
3	雇用調整助成金	115						
4	人材確保等支援助成金（中小企業団体助成コース）	116						
5	特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース・生涯現役コース・被災者雇用開発コース・生活保護受給者等雇用開発コース・就職氷河期世代安定雇用実現コース）	117						
6	IT人材確保促進支援補助金（インターネット求人広告掲載、求人及び求職イベント出展支援）	122						
7	障害者作業施設設置等助成金	123						
8	障害者福祉施設設置等助成金	124						
9	障害者介助等助成金	125						
10	重度障害者等通勤対策助成金	128						
11	職場適応援助者助成金	130						
12	トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）	131						
13	トライアル雇用助成金（障害者トライアルコース）	132						
14	トライアル雇用助成金（新型コロナウイルス感染症対応トライアルコース・新型コロナウイルス感染症対応短時間トライアルコース）	133						
15	トライアル雇用助成金（若年・女性建設労働者トライアルコース）	134						
16	65歳超雇用推進助成金	135						
17	高齢労働者処遇改善促進助成金	137						
18	地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）	138						
19	労働移動支援助成金	139						

	目 的	ペ ー ジ	経営一般					
			運 転 資 金	設 備 の 導 入	相 談	情 報 収 集 ・ 提 供	専 門 家 の 派 遣	
	施 策							
20	キャリアアップ助成金	141						
21	人材確保等支援助成金（雇用管理制度助成コース・介護福祉機器助成コース・人事評価改善等助成コース・外国人労働者就労環境整備助成コース・テレワークコース）	143						
22	特定求職者雇用開発助成金（発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）	145						
23	業務改善助成金	146						
24	人材開発支援助成金	147						
25	伝統工芸雇用就業資金貸付金	149						
26	両立支援等助成金	150						
27	しまねまごころバンクドナー休暇制度導入促進助成金	153						
28	出産後職場復帰奨励金（中小・小規模事業者等出産後職場復帰促進事業）	154						
29	子育てしやすい職場づくり奨励金（子育てしやすい職場づくり促進事業）	156						
30	中途採用等支援助成金（中途採用拡大コース・U/Iターンコース・生涯現役起業支援コース）	157						
31	受動喫煙防止対策助成金	159						
32	働き方改革推進支援助成金	160						
33	多様な人材の活躍を目的とした支援パッケージ	163		●				●
34	女性活躍のための働きやすい環境整備支援事業費補助金	166						
35	小規模事業者外国人材受入支援補助金	167						
G	その他補助金等							
1	ソフト産業家賃等補助金	169						
2	拠点工業団地立地促進補助金	170						
3	企業立地促進助成金	171		●				
4	ソフト系IT産業〔特例〕・地域限定専門系事務職場〔特例〕補助金	174						
5	原子力発電施設等周辺地域企業立地支援給付金	176						
6	美肌県しまね推進事業補助金	177						
7	島根県観光総合支援事業補助金	178						
8	宿泊施設整備支援事業補助金	179						
9	外国人観光客誘致事業補助金	180						
10	特定有人国境離島地域創業・事業拡大支援事業	181	●	●				
11	しまねものづくり人材育成促進事業	182						
12	再生可能エネルギー導入計画策定・事業化支援事業	185						
13	再生可能エネルギーによる地域活性化支援事業	186		●				

創業・ベンチャー・ 経営革新					技術 開発		IT		商業	雇用・人材					環境・エ ネルギー		企 業 再 生	コ ミ ュ ニ ティ ・ ス ポ ー ル ビ ジ ネ ス 等	企 業 誘 致 工 場 建 設	観 光		
創 業 事 業 化	事 業 継 承	経 営 革 新	パ ー ト ナ ー 探 し	海 外 展 開	受 注 販 路 拡 大	研 究 技 術 開 発	特 許 活 用	情 報 機 器 導 入	I T 活 用	商 業 活 性 化	従 業 員 の 雇 用	再 就 職 支 援	社 員 教 育 ・ 人 材 育 成	雇 用 環 境 整 備	子 育 て 支 援	再 エ ネ ・ 省 エ ネ	環 境 保 全	I S O				
											●		●	●								20
														●								21
										●												22
													●									23
												●										24
										●		●										25
												●	●	●								26
													●									27
													●	●								28
													●	●								29
●											●											30
													●									31
													●									32
												●	●									33
												●	●	●								34
										●												35
																						G
																					●	1
																					●	2
										●											●	3
										●	●										●	4
																					●	5
																					●	6
																					●	7
																					●	8
																					●	9
●	●										●										●	10
												●										11
●																●						12
																●						13

	目 的	ペ ー ジ	経営一般				
			運 転 資 金	設 備 の 導 入	相 談	情 報 収 集 ・ 提 供	専 門 家 の 派 遣
	施 策						
14	再生可能エネルギー設備等導入支援事業	187	●				
15	再生可能エネルギー熱利用普及モデル事業	188	●				
H	研修・セミナー等						
1	しまね技術スキルアップセミナー	189					
2	知的財産戦略セミナー	190					
3	顧客価値と技術から展開する新商品・事業開発手法	191					
4	県立高等技術校の在職者向けセミナー	192					
5	スリーステージ研修	193					
6	島根ものづくり技術支援センター事業	194					
7	ITOCminiLab事業	195					
8	IT人材育成事業	196					
9	スモール・ビジネス育成支援講座	197			●	●	
10	しまね働く女性きらめき応援塾2021	198					
I	その他支援事業						
1	シェアードオフィス・インキュベーションルーム・レンタルオフィス	199					
2	しまねビジネスセンター東京運営事業	200				●	
3	ものづくり企業におけるデジタル技術の活用を支援	201					
4	経営基盤強化助成金	202	●				
5	戦略的基盤技術高度化支援事業（サポイン事業）	203					
6	経営革新支援事業	204					
7	ものづくり企業の連携した取組を支援	205					●
8	島根県新商品等による新事業分野開拓事業者認定制度	207					
9	分析・試験	208			●		
10	島根大学	209					
11	松江工業高等専門学校	210					
12	大学生等のIT技能習得促進事業	211					
13	大学生等のインターンシップ促進事業	212					
14	若年未就業者就職促進事業	213					
15	地域未来投資促進法に基づく支援	214	●				
16	県営工業団地割賦分譲制度	215					
17	県営工業団地土地貸付（リース）制度	216					

	目 的	ペ ー ジ	経営一般					
			運 転 資 金	設 備 の 導 入	相 談	情 報 収 集 ・ 提 供	専 門 家 の 派 遣	
	施 策							
18	しまね食品バイヤーズカタログ・特集ページ	217				●		
19	しまね食品輸出コンソーシアム	218				●		
20	J-GoodTech (ジェグテック)	219						
21	首都圏・西日本県産品販路開拓事業	220				●		
22	しまね子育て応援企業（こっころカンパニー）認定制度	221						
23	しまね縁結びサポート企業登録制度	222						
24	しまね女性の活躍応援企業登録制度	223						
25	UIターン希望者に対する無料職業紹介	224						
26	しまね就職活動応援事業	225						
27	中山間地域・離島での資格取得促進事業（奨学金返還助成制度）	226						
28	県立高等技術校	227						
29	勤労者共済会（中小企業勤労者福祉サービスセンター事業）	228						
30	中小企業退職金共済制度	229						
31	（独）労働者健康安全機構島根産業保健総合支援センター	230						
32	農業分野への進出支援	232	●	●	●	●		
33	県税の課税免除・不均一課税	234						
34	再生可能エネルギー講師派遣支援事業	237				●		

創業・ベンチャー・経営革新					技術開発	IT	商業	雇用・人材				環境・エネルギー			企業再生	ICTイノベーション等	企業誘致工場建設	観光	
創業事業化	事業継承	経営革新	パートナー探し	海外展開	受注販路拡大	研究技術開発	特許活用	情報機器導入	IT活用	商業活性化	従業員の雇用	再就職支援	社員教育・人材育成	雇用環境整備	子育て支援	再エネ・省エネ	環境保全	ISO	
					●														18
				●															19
			●	●	●														20
					●														21
														●					22
													●						23
											●	●							24
											●	●							25
											●	●							26
												●	●						27
												●	●						28
													●						29
													●						30
												●							31
●											●		●						32
																		●	33
												●		●					34

中小企業の円滑な資金繰りのために

中小企業制度融資

中小企業の施設・設備の近代化、経営の合理化等に必要な資金の融資を、金融機関の協力を得て行います。資金の利用の際には、専門家派遣事業などの活用を検討して下さい。

●申込先

商工会議所、商工会、島根県中小企業団体中央会、島根県商工会連合会、しまね産業振興財団

●取扱金融機関

普通銀行、商工中金、信用金庫、信用組合、JAしまね、JFしまね

※県内に店舗を有する金融機関。

(令和3年4月1日現在)

資金名	融資対象者	資金用途	融資限度額(千円)	融資利率(年%)		期間(うち据置期間)(年)	保証料率(年%)	
				責任共有	責任共有外		責任共有	責任共有外
一般・小規模	一般資金	施設・設備の改善を行う者又は、運転資金若しくは借換資金を必要とする者	設備 運転 借換 80,000 50,000 80,000	1.45	1.30	設備 12(1.0) 運転 7(0.5) 借換 10(1.0)	0.40~ 1.50	0.40~ 1.70
	小規模企業特別資金	保証協会保証付融資残高と新規申込額との合計が2,000万円以内となる小規模企業者	設備 運転 20,000	/	1.20	10(1.0)	/	0.20~ 1.20
	小規模企業育成資金	小規模企業者(融資限度額は小規模企業特別資金との合計による)	設備 運転 20,000	1.35	1.20	10(1.0)	0.20~ 1.05	0.20~ 1.20
特別	創業 創業者支援資金	新たに事業を行う者(起業・開業及び創業後5年未満)	設備 運転 50,000 30,000	1.35	1.20	設備 12(2.0) 運転 7(2.0)	0.20~ 1.30	0.20~ 1.50
	新事業・承継 新事業展開強化資金	・特別の法律に基づき新たな事業等に取り組む者 ・計画等を策定し収益体質の強化に取り組む者、事業承継に取り組む者(運転のみ実施も認める)	設備 運転 80,000 50,000	1.35	1.20	設備 12(1.0) 運転 10(1.0)	0.40~ 1.50	0.40~ 1.70
別 改善・借換	経営改善 長期借換資金	商工会議所等の指導機関の指導を受け、経営改善計画を作成した者	運転 280,000	1.55	1.40	15(1.0)	0.40~ 1.50	0.40~ 1.70
	経営力強化 支援資金	認定経営革新等支援機関の支援を受け経営改善計画を作成した者	設備 運転 借換 280,000	1.35	1.20	設備 7(1.0) 運転 5(1.0) 借換 10(1.0)	0.40~ 1.30	0.40~ 1.50

資金名		融資対象者	資金 使途	融 資 限度額 (千円)	融 資 利 率 (年%)		期 間 (うち据置 期間)(年)	保証料率 (年%)		
					責任 共有	責任 共有外		責任 共有	責任 共有外	
特 再 別 生	経 営 改 善 サ ポ ー ト 資 金	経営サポート会議等の支援 により作成した経営改善・ 再生計画を実行する者	設備 運転	280,000	1.65	1.50	15 (5.0)	0.2	0.2	
	再 生 支 援 資 金	再生の見込みがあり、商工 会議所又は商工会連合会の 商工調停士の推薦を受けて いる者	運転	50,000	2.25	2.10	10 (1.5)	0.20~ 1.30	0.20~ 1.50	
緊 急	セーフティネット資金	一 般 枠	取引先の倒産や事業活動の 制限等により経営の安定に 支障を来している者	運転	80,000	1.35	1.20	8 (1.0)	0.40~ 1.50	0.40~ 1.70
		新型コロナウイルス感 染症対応枠	セーフティネット4号、5 号、危機関連保証の認定を 受けた者 ※4号、危機関連につい ては新型コロナウイルス感 染症に係るものに限る。	設備 運転	80,000	1.25	1.10	12 (3.0)	0.40~ 0.60	0.40~ 0.71
	災 害 復 旧 資 金	災害により直接的又は間接 的な被害を受けた者	設備 運転	50,000 30,000	1.35	1.20	12 (2.0)	0.40~ 1.50	0.40~ 1.70	
	経 済 変 動 等 資 金	その都度知事が定める	その都度知事が定める							

※責任共有外：セーフティネット保証の不況業種、創業後5年未満の企業等

※保証料率は、借受者の財務情報等をもとに決まります。

※セーフティネット資金（新型コロナウイルス感染症対応枠）の取扱期間は令和3年10月31日までに保証
申込分までです。

※経営改善長期借換資金及び経営力強化支援資金の取扱期間は令和4年3月31日までです。

※経営改善サポート資金・新事業展開強化資金の取扱期間は、令和4年3月31日までです。

お問い合わせ

島根県商工労働部 中小企業課 金融グループ

TEL 0852-22-5882

FAX 0852-22-5781

中小企業の成長を支援します

中小企業育成振興資金

中小企業の事業所の新設、新たな市場等での事業展開や経営資産の承継を通じた成長を支援するため、必要な資金を金融機関の協調を得て融資します。

●申込先

商工会議所、商工会、島根県中小企業団体中央会、島根県商工会連合会、しまね産業振興財団

●取扱金融機関

普通銀行、商工中金、信用金庫、信用組合、JAしまね、JFしまね

●融資利率（年％）

0.80％（責任共有の場合は0.95％）

（令和3年4月1日現在）

資金名	融資対象	資金 使途	融資限度	融資期間 (据置期間)	信用保証
事業所新 設等資金	県内で1年以上同一業種を営む中小企業者で、事業所の新設等を行う者 ・投下固定資本5,000万円以上（ソフト産業等3,000万円以上） ・新規雇用3人以上（操業後1年以内）	土地 建物 設備	2億円 投下固定資本の3分の2以内	15年以内 (2年以内)	金融機関の決定による (信用保証の場合0.45～2.20%)
成長企業 応援資金	県内で1年以上同一業種を営む中小企業者で、成長を図ろうとするもの（新たな市場等での事業展開などであって、先進性又は革新性が高いと認められること等が必要）	土地 建物 設備 運転	設備資金 2億円 運転資金 8千万円	設備資金 15年以内 運転資金 7年以内 (2年以内)	同上
経営資産 承継資金	県内において事業を営む会社又は個人の事業用資産を取得する中小企業者（原則として、従業員1/2以上の再雇用が必要）	土地 建物 設備 運転	設備資金 2億円 運転資金 8千万円	設備資金 15年以内 運転資金 10年以内 (2年以内)	同上

お問い合わせ

島根県商工労働部 中小企業課 金融グループ

TEL 0852-22-5882

FAX 0852-22-5781

特別の目的に利用される資金ニーズに対応するために

まち・ひと・しごと創生資金

まち・ひと・しごと創生島根県総合戦略の基本目標である「産業振興と雇用創出」を推進するため、企業の事業活動に必要な資金を、金融機関の協力を得て融資します。

●申込先

商工会議所、商工会、島根県中小企業団体中央会、島根県商工会連合会、しまね産業振興財団

※環境対応の中小企業者以外の申込者は取扱金融機関

●取扱金融機関

普通銀行、商工中金、信用金庫、信用組合、JAしまね、JFしまね

※県内に店舗を有する金融機関

(令和3年4月1日現在)

資金名	概要（融資対象者等）	資金 使途	融資限度額 (千円)	融資利率(年%)		期 間 (うち据置期間 (年)	保証料率(年%)	
				責任共有	責任共有外		責任共有	責任共有外
まち・ひと・しごと 創生資金	県の政策に連動し、以下の取り組みを行う者							
人材投資・働き方改革等 生産性向上枠	人材育成等を中心としてIT技術の導入などにより生産性向上に取り組む者、従業員の労働環境の整備等を行う者、しまね子育て応援企業の認定を受けた者等、働き方改革や人材投資による生産性向上の取り組みを行う者	設備 運転	80,000 50,000	1.25	1.10	設備12 (1.0) 運転7 (1.0) ※環境対応 枠及び地域 商業整備枠 の中山間地 域 商業 関 連、観光施 設等整備枠 については、 設備15 (1.0)	金融機関の 決定による (信用保証 の場合0.40 ~1.50)	金融機関の 決定による (信用保証 の場合0.40 ~1.70)
観光施設等整備枠	地域の観光振興に資する事業（市町村長の推薦が必要）に取り組む者							
地域商業整備枠	地域の買物の場の整備に取り組む者							
海外展開枠	事業の海外展開を検討・実施する者（ただし県内事業所又は雇用の維持拡大を図るもの）							
環境対応枠	環境保全のための施設・設備の設置、改善等を行う者							

お問い合わせ

島根県商工労働部 中小企業課 金融グループ

TEL 0852-22-5882 FAX 0852-22-5781

金融機関借入の債務の保証のために

信用保証

中小企業者の金融機関からの借入を円滑にするため、その債務を保証します。

●主な保証制度

(令和3年4月1日現在)

制度名	対象者、概要	貸付限度額	保証期間	保証料率 (年%)
普通保証	一般的な事業資金が必要な方	個人・法人 2億8,000万円 組合 4億8,000万円	20年以内	0.45~2.20
財務要件型 無保証人保証 【あんしん】	経営者保証を不要とする保証を 希望される方	2億8,000万円	運転7年以内 設備10年以内 当貸2年以内 (更新可)	0.39~1.62
当座貸越根保証	反復継続的、安定的に資金を必要とされる方	2億8,000万円	2年以内 (更新可)	0.39~1.62
事業者カード ローン根保証	カード等を用いて反復継続的に 小口資金を必要とされる方	2,000万円	2年以内 (更新可)	0.39~1.62
ビジネスカードローン 当座貸越根保証 【ほっと300】	カード等を用いて反復継続的に 小口資金を必要とされる方	300万円 (創業1年未満の方及 び白色申告を行う個人 事業主は100万円)	2年以内 (更新可)	0.39~1.62
無担保・無保証人 当座貸越根保証 【プレミアム】	無担保・無保証人にて反復継続 的、安定的に資金を必要とされ る方	2億円	2年以内 (更新可)	0.39~0.85
無担保当座 貸越根保証 【リード5000】	無担保にて反復継続的、安定的 に資金を必要とされる方	5,000万円	2年以内 (更新可)	0.39~1.15
アドバンス 3000保証	一般的な事業資金が早急に必要 な方	3,000万円	1年以内	0.45~1.35
小口零細企業保証 【グロース】	小規模企業者であって、一般的 な事業資金が早急に必要な方	2,000万円	10年以内	0.50~2.20
小口保証 【かなえ】	一般的な事業資金が早急に必要 な方	1,000万円	7年以内	0.45~1.55

事業承継特別保証	事業承継を行う方	法人 2億8,000万円 組合 4億8,000万円	10年以内	0.20～1.90
経営力強化保証	認定経営革新等支援機関の支援を受け経営改善計画を作成された方	個人・法人 2億8,000万円 組合 4億8,000万円	運転5年以内 設備7年以内 借換10年以内	0.45～2.00
伴走支援型 特別保証制度	新型コロナウイルス感染症により影響を受けており、経営行動に係る計画を策定された方	4,000万円	10年以内	0.20
事業再生計画 実施関連保証	経営サポート会議や中小企業再生支援協議会等の支援により作成した再生計画等に従って事業再生に取り組む方	個人・法人 2億8,000万円 組合 4億8,000万円	15年以内	0.45～0.91
事業再生計画 実施関連保証 (感染症対応型)				0.20
特定社債保証 (私募債)	一定の要件（適債基準）を備えた中小企業者が発行する社債（私募債）に対して行う保証	社債発行限度額 5億6,000万円 保証限度額 4億5,000万円 (保証割合80%)	2年以上 7年以内	0.45～1.90
流動資産担 保融資保証 (ABL保証)	売掛債権及び棚卸資産を担保とした借入について行う保証	2億5,000万円 保証限度額 2億円 (保証割合80%)	1年以内	0.68

※上記制度以外にも、島根県中小企業制度融資などもございますので、お気軽にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ

島根県信用保証協会

本店 TEL0852-22-2837 FAX0852-22-3075
 出雲支店 TEL0853-21-4998 FAX0853-21-4858
 浜田支店 TEL0855-22-0833 FAX0855-22-3309
 益田支店 TEL0856-22-4567 FAX0856-22-4568
 ホームページ <https://www.shimane-cgc.or.jp/>

日本政策金融公庫の融資制度

中小企業の円滑な資金繰りのために

国民生活事業融資制度

[公庫融資の特徴]

- ほとんどすべての業種の方にご利用いただけます。
- 新しく事業を始められる方のご相談も承っています。
- ご融資に際しての担保（不動産、有価証券など）については、お客様のご希望に応じてご相談させていただきます。
- 長期のご返済で、お利息は固定金利です。

(令和3年4月1日現在)

資金名	融資対象	資金用途	融資限度 (万円)	融資期間 (据置期間)
国の事業ローン (一般貸付)	事業を営むほとんどの業種の方	運転 設備	4,800	運転：7年以内 (1年以内) 設備：10年以内 (2年以内)
マル経融資 (無担保・無保証人)	一定の要件をみたし、かつ商工会議所会頭、商工会会長等の推薦を受けた方	運転 設備	2,000	運転：7年以内 (1年以内) 設備：10年以内 (2年以内)
生活衛生貸付				
一般貸付	生活衛生関係の事業を営む方 ※生活衛生関係の事業とは、旅館業、理・美容業、クリーニング業、飲食店営業、食肉・食鳥肉販売業などです。	設備	7,200 ～48,000	13年以内(1年以内)
振興事業貸付	生活衛生関係の事業を営んでいる方で、振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の組合員の方	設備	15,000 ～72,000	20年以内(2年以内)
		運転	5,700	7年以内(2年以内)
生活衛生改善貸付 (無担保・無保証人)	生活衛生関係の事業を営んでいる方で、生活衛生同業組合理事長等の推薦を受けた方	運転 設備	2,000	運転：7年以内 (1年以内) 設備：10年以内 (2年以内)

※上記以外にも様々な融資制度がございます。下記の支店までお気軽にお問い合わせください。

お問い合わせ

日本政策金融公庫 松江支店 (国民生活事業)
 TEL 0852-23-2651 FAX 0852-24-4616
 日本政策金融公庫 浜田支店 (国民生活事業)
 TEL 0855-22-2835 FAX 0855-22-7632
 ホームページ <https://www.jfc.go.jp>

食品加工業者、流通業者向けの資金

農林水産事業融資制度

国産の農林水産物を加工、販売しておられる中小企業者(※)の皆様にご利用いただけます。

主たる業種	判断項目(資本金・従業員)
小売業・飲食店	5千万円以下又は50人以下
サービス業	5千万円以下又は100人以下
卸売業	1億円以下又は100人以下
その他の業種	3億円以下又は300人以下

※中小企業者とは、左記の条件を満たす会社及び個人(従業員のみ)です。なお、協同組合等は、左記の規模を上回る場合でも中小企業者に該当します。

- 年利率は概ね毎月変動いたしますので、下記までご照会ください。ご融資期間に応じた金利設定となっておりますが、ご契約後は固定金利となります。
- 制度により、行政庁の認定等が必要となる場合があります。
- 事業内容に応じて最適の資金をご案内しますので、下記までご相談ください。

資金名	融資対象	融資限度	償還期間(据置期間)
特定農産加工資金	農畜産物の輸入自由化により影響を受ける農産加工業者の経営改善に必要な設備、特別の費用、権利の取得のための資金	事業費の80%以内	10年超 15年以内 (3年以内)
中山間地域活性化資金	中山間地域で生産される農林畜水産物の加工、流通合理化に必要な設備、特別の費用、権利の取得のための資金	事業費の80%以内	10年超 15年以内 (3年以内)
水産加工資金	下記の魚種を原材料とする水産加工品の製造に必要な設備、権利の取得等特別の費用のための資金 ○あきさけ、あじ、いかなご、いわし、かつお、かれい、さば、さんま、すけとうだら、たい、ぶり、ほっけ、まぐろ、まだら、いか、かき、ほたてがい、海藻類、たこ、さめ	事業費の80%以内	10年超 15年以内 (3年以内)
食品流通改善資金	食品製造業者等と農林漁業者等の提携に基づく農林水産物の生産、加工食品の製造流通に必要な設備、農地所有適格法人等への出資のための資金	事業費の80%以内	10年超 15年以内 (3年以内)
食品生産販売提携事業施設資金	食品販売業者等と農林漁業者等の提携に基づく一連の物流施設(用地も含む)の構築のために必要な設備資金	事業費の80%以内	10年超 15年以内 (3年以内)

お問い合わせ

日本政策金融公庫 松江支店 農林水産事業 融資課
 TEL 0852-26-1133 FAX 0852-24-5334
 ホームページ <https://www.jfc.go.jp>

中小企業の円滑な資金繰りのために

中小企業事業融資制度

資金名	融資対象者	融資限度 (うち運転資金)	償還期間 (据置期間)	主な利率
新型コロナウイルス感染症特別貸付	新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的な売上高の減少等業況が悪化している方	直接貸付 6 億円(別枠)	設備 20年(5年)以内 運転 15年(5年)以内	基準利率-0.9% (融資後 3 年間) 基準利率 (融資後 4 年目以降)
新事業育成資金	新規性、成長性のある事業を始めとおおむね 5 年以内の方など	直接貸付 7 億 2 千万円	設備 20年(5年)以内 運転 7年(2年)以内	特別利率①②③ (上限 3%) 基準利率(上限 3%)
新事業活動促進資金	新しい事業分野の開拓を行う方	直接貸付 7 億 2 千万円 (2 億 5 千万円) 代理貸付 1 億 2 千万円	設備 20年(2年)以内 運転 7年(2年)以内	特別利率①② 基準利率-0.2% 基準利率
事業承継・集約・活性化支援資金	事業や企業を承継・集約化する方など	直接貸付 7 億 2 千万円(別枠)	設備 20年(2年)以内 運転原則 7年(2年)以内	特別利率①② (上限 3%) 基準利率-0.65% (上限 3%) 基準利率-0.4% (上限 3%) 基準利率(上限 3%)
海外展開・事業再編資金	海外展開や海外展開事業の再編を行う方	直接貸付 14 億 4 千万円(別枠) (9 億 6 千万円) 代理貸付 1 億 2 千万円(別枠)	設備 20年(原則 2年)以内 運転原則 7年(原則 2年)以内	特別利率①② (上限 3%) 基準利率-0.65% (上限 3%) 基準利率-0.4% (上限 3%) 基準利率(上限 3%)
企業再建資金	経営改善や経営再建などに取り組む方	直接貸付 7 億 2 千万円(別枠)	設備 20年(2年)以内 運転 15年(2年)以内 (一定の要件を満たす場合 20年(2年)以内)	基準利率(上限 3%) 基準利率-0.65% (上限 3%) 基準利率-0.9% (上限 3%)

(注) 融資利率について、信用リスク・融資期間などに応じて所定の利率が適用または上乗せされます。

○上記の他、女性、若者/シニア起業家支援資金、再挑戦支援資金、中小企業経営力強化資金、企業活力強化資金、IT活用促進資金、地域活性化・雇用促進資金、観光産業等生産性向上資金、働き方改革推進支援資金、環境・エネルギー対策資金、社会環境対応施設整備資金、経営環境変化対応資金、金融環境変化対応資金、取引企業倒産対応資金、事業再生支援資金もありますのでお気軽にご相談ください。

○一部資金については、挑戦支援資本強化特例制度(資本性ローン)がご利用できます。詳しくは日本公庫中小企業事業の窓口にお問い合わせください。

お問い合わせ

日本政策金融公庫 松江支店 中小企業事業

TEL 0852-21-0110 FAX 0852-21-6654

ホームページ <https://www.jfc.go.jp/>

中小企業の円滑な資金繰りのために

商工組合中央金庫の事業資金融資

融資の種類		貸付対象	資金使途	貸付の限度	貸付期間 (据置期間)
組合貸	共同事業資金	<p>商工中金の株式を保有している中小企業団体（下記参照）とその構成員。</p> <p>また、中小企業を主要な構成メンバーとする共同出資会社、中小企業団体とその構成員の海外現地法人、中小企業団体とその構成員の事業を承継されようとする方などのご相談にも応じています。</p> <p>なお、これから中小企業団体を設立される方、現時点で中小企業団体の構成員になっていない方のご相談にも応じています。</p> <p>※ご融資の時点で、中小企業団体の構成員等になっていただく必要があります。</p>	<p>設備資金</p> <p>運転資金</p>	<p>商工中金が必要と認める額</p>	<p>原則として</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備資金 15年以内 据置期間 2年以内 ・運転資金 10年以内 据置期間 2年以内
	転貸資金				
構成員貸		<p>◎商工中金株主団体 中小企業等協同組合 事業協同組合・事業協同小組合 火災共済協同組合 信用協同組合・協同組合連合会 企業組合 協業組合・商工組合・同連合会 商店街振興組合・同連合会 生活衛生同業組合・同連合会 生活衛生同業小組合 酒造組合・同連合会・同中央会 酒販組合・同連合会・同中央会 内航海運組合・同連合会 輸出組合 輸入組合 市街地再開発組合</p>			

詳細については、下記の支店、営業所までお問い合わせ下さい。

お問い合わせ

株式会社 商工組合中央金庫 松江支店
TEL 0852-23-3131 FAX 0852-27-1199
株式会社 商工組合中央金庫 浜田営業所
TEL 0855-23-3033 FAX 0855-22-2215
ホームページ <https://www.shokochukin.co.jp>

中小企業の生産性の向上、経営基盤の強化のために

中小企業高度化資金貸付事業

中小企業が共同して経営基盤の強化を図るために組合等を設立して工場団地、卸団地、ショッピングセンターなどを建設する事業や第三セクターまたは商工会等が地域の中小企業を支援する事業に対して、資金の一部を長期低利で融資します。(融資にあたっては、事業計画の診断等が必要ですので、早めにご相談下さい)

●対象者 中小企業又は組合もしくは第三セクター、市町村など

●主な貸付対象事業（中小企業者が行う事業）

事業名	対象事業の内容
集団化事業	工場団地、工場アパート、卸団地、パティオ商業集積等、中小企業者が集団化して工場団地、卸売団地等の団地や共同施設を設置する事業
集積区域整備事業	商業、製造業等が集積する区域において、中小企業者が店舗、工場等の施設を新設・改造したり、アーケード・駐車場等を設置する事業
施設集約化事業	共同店舗、共同工場の設置等、中小企業者が施設を集約化し、経営の合理化を図る事業
共同施設事業	共同物流施設、商店街のアーケード等、中小企業者が共同で利用する施設や共同で経営する施設を整備する事業
設備リース事業	組合が新鋭設備を一括購入し、組合員に買取予約付きで賃貸する事業

●貸付条件

貸付対象施設	貸付対象事業を実施（リニューアルを実施する場合を含む）するのに必要な土地、建物、構築物、設備
貸付割合	原則として貸付対象施設の整備に要する額の80%以内
貸付期間	20年以内（うち据置期間は3年以内）
貸付金利	0.35%/年 ※中小企業の振興に係る関係法律の認定等を受けて実施する事業等については無利子

お問い合わせ

島根県商工労働部 中小企業課 金融グループ

TEL 0852-22-5883 FAX 0852-22-5781

設備を長期かつ低利、無担保で割賦販売します

設備貸与事業

●対象者

県内に事業所を有する従業員300名（卸・サービス業は100名、小売業は50名）以下の中小企業者、または県内で創業を目指す個人又は法人の方で具体的な事業計画をお持ちの方。

●事業内容

中小企業者の経営基盤の強化・経営の革新及び公害の防止に必要な設備、創業者が事業を行うために必要な設備の導入を支援するため、設備を長期かつ低利で割賦販売します。

●対象設備

- ・経営基盤の強化を図るために新たに導入する設備
- ・経営の革新のために新たに導入する設備
- ・創業者が事業を行うために必要な設備
- ・公害防止設備

●利用金額

100万円～1億円

●金利

- <一般枠> 1.75%
- <特別枠> 1.60%

●返済期間

7年以内 ※公害防止設備は12年以内

●契約保証金等

設備価格の5%（保証金は最終支払いから順次返済金に充当します）
連帯保証人は法人の場合は原則代表者のみ、個人の場合は原則不要です。

お問い合わせ

公益財団法人しまね産業振興財団 経営支援課 総合相談グループ
TEL 0852-60-5113
E-mail ty@joho-shimane.or.jp

事業所等の設置のため

立地関係資金

企業が県内に事業所等の設置を行い、特定の要件を満たした場合に必要な資金を、金融機関の協力を得て融資します。

- 申込先
取扱金融機関（※事業所新設等資金〈中小企業育成振興資金〉を除く。）
- 取扱金融機関
普通銀行、商工中金、信用金庫、信用組合、信連（※事業所新設等資金〈中小企業育成振興資金〉を除く。）、JAしまね、JFしまね
- 融資利率（年％）
0.80％（責任共有の場合は0.95％）

（令和3年4月1日現在）

資金名	融資対象	資金使途	融資限度	融資期間 (据置期間)	信用保証
事業所新設等資金	中小企業育成振興資金のページ（P. 3）を参照				
企業立地促進資金	県内に製造業に係る事業所等の設置を行う者で、島根県企業立地促進条例に基づく認定（※）を受けた法人	土地 建物 設備	20億円 投下固定資本の 2分の1以内	15年以内 (2年以内)	金融機関の 決定による (信用保証の場合 0.45～ 2.20%)
ソフト産業等立地促進資金	県内にソフト産業等に係る事業所等の設置を行う者で、島根県企業立地促進条例に基づく認定（※）を受けた法人	設備(土地・建物・設備)	2億円 投下固定資本 の80%以内	同上	同上
		運転(建物等賃借料・機械設備リース料・人件費)	6,000万円	7年以内 (1年以内)	年0.40～ 1.70%

※島根県企業立地促進条例に基づく認定については、企業立地促進助成金のページ（P.171）を御覧ください。

お問い合わせ

島根県商工労働部 中小企業課 金融グループ

TEL 0852-22-5882 FAX 0852-22-5781

やる気に無利子で応えます！

林業・木材産業改善資金

林業・木材産業に携わる皆さんが、経営の改善を図ることを目的として機械・施設等を導入する際に、無利子で借りられる資金制度です。

●貸付対象者

- 1 林業従事者
- 2 木材産業事業者（資本金・出資額が1,000万円以下の会社か、従業員数100人（木材製造業は300人）以下の会社若しくは個人であること）
- 3 1か2の組織する団体
- 4 3以外の林業を行う法人（会社の場合、資本金・出資額が1,000万円以下か、従業員数300人以下であること）

●貸付の対象となる事業

① 機材や設備の充実

- ・林産物の新たな生産方式の導入
生産性・品質の向上等に役立つ林業生産機械や木材加工機械を新たに導入する場合。
- また、機械や施設だけでなく、団地性を確保した森林施業など先駆的な生産方式も対象になります。

例：プロセッサの導入、木材乾燥施設の導入

② 新しい事業の開始

- ・新たな林業部門の経営の開始
素材生産事業やきのこ栽培などを開始するため、必要な機械や施設を導入する場合。

例：しいたけの栽培の開始

- ・新たな木材産業部門の経営の開始
集成材用ラミナの生産、合板製造、集成材製造、プレカット加工、木材市場などを開始するため必要な機械や施設を導入する場合。

例：プレカット加工施設の導入

③ 販売用機械や施設の導入

- ・林産物の新たな販売方式の導入
売上高の向上等に役立つ販売用機械や施設を導入する場合や、ITを活用した販売方式、また、機械や施設だけでなく、量的なまとまりを確保した林産物販売など先駆的な販売方式も対象になります。

例：グレーディングマシンの導入

④ 働く環境を整える

- ・林業労働に係る安全衛生施設の導入

例：防振装置付きチェーンソー、自動枝打機、無線機器、休憩施設などの導入

・ 林業労働に従事する者の福利厚生施設の導入

● 貸付条件

- 金利 無利子
- 償還期間 10^{*}年以内（対象となる事業内容により異なります。また、3年以内の措置期間を償還期間内で設けることができます。）
※条件により特例あり
- 償還方法 均等年賦支払
- 限度額

	林業	木材産業
個人	1,500万円	1億円
会社	3,000万円	1億円
会社以外の団体	5,000万円	1億円

注：年度計画の貸付枠の関係から制限される場合があります。

- 担保・保証人 融資額に応じた連帯保証人や担保が必要となります（100万円以上の貸付で担保必須）。

ご質問・ご相談は、最寄りの県内各農林水産振興センター・隠岐支庁農林水産局までお問い合わせください。

お問い合わせ

島根県東部農林水産振興センター（林業振興課）
〒690-0011 松江市東津田町1741-1
TEL 0852-32-5664
島根県西部農林水産振興センター（林業振興課）
〒697-0041 浜田市片庭町254
TEL 0855-29-5609
島根県隠岐支庁農林水産局（林業振興・普及第二課）
〒685-0015 隠岐郡隠岐の島町港町塩口24
TEL 08512-2-9647

木材の生産や流通の合理化のために

木材産業等高度化推進資金

木材産業等高度化推進資金（以下、「推進資金」と呼びます。）は、木材の生産及び流通を円滑にすることや効率的・安定的な林業経営の育成を図ることを目的に、造林・育林、素材生産、製材、木材卸売等の事業を行う組合、会社、個人の方々に低利な融資を行う制度資金です。

● 借入れに必要な手続き

- ① 推進資金を借り入れるためには、経営の合理化や事業規模の拡大などについての計画（合理化計画）、林業経営の規模の拡大や生産方式の合理化等の林業経営の改善についての計画（林業経営改善計画）又は、川上事業者、川中事業者及び川下事業者が、共同して木材の安定的な取引関係の確立を図る事業に関する計画（木安法事業計画）を作成し、知事の認定を受けていただく必要があります。
- ② 知事の認定を受けたら、お近くの指定金融機関（※）へ借入申込書、認定書の写し、決算書等の必要な書類を提出して下さい。
指定金融機関で審査をした後、合理化計画、林業経営改善計画又は、木安法事業計画を実施するのに必要な資金が貸し付けられます。
（※）農林中央金庫（岡山支店）、商工組合中央金庫（松江支店）、山陰合同銀行、島根中央信用金庫

☆ 詳細につきましては、最寄りの県内各農林水産振興センター・隠岐支庁農林水産局へお問い合わせください。

お問い合わせ

島根県東部農林水産振興センター（林業振興課）

〒690-0011 松江市東津田町1741-1

TEL 0852-32-5664

島根県西部農林水産振興センター（林業振興課）

〒697-0041 浜田市片庭町254

TEL 0855-29-5609

島根県隠岐支庁農林水産局（林業振興・普及第二課）

〒685-0015 隠岐郡隠岐の島町港町塩口24

TEL 08512-2-9647

無利子の資金制度で、新規林業就業者を支援します！

林業就業促進資金

就業前の資金

1. 概要

新たに林業に就業しようとする者、又は、新たに林業従事者を雇用しようとする事業主に、就業に必要な研修や就業準備に必要な資金について融資する、新規参入者の負担を軽減する措置として創設された無利子の資金制度です。なお、この資金を借り入れて県内で林業に継続して（5年以上）就業（認定事業主*に雇用）された方はその償還が免除される制度があります。

*認定事業主：「林業労働力確保の促進に関する法律」に基づき労働環境の改善などの計画の知事認定を受けた事業主

2. 貸付対象等【貸付基準】

資金の種類	内容	貸付対象者	資金の概要	償還期間 (据置期間)
① 就業研修資金	新たに林業に就業しようとする者が、その就業に必要な研修を受けるのに必要な資金	新たに林業に就業しようとする者(個人)	①林業労働力確保支援センターが行う研修 月額 15万円以内/人 ②林家等の研修 月額 15万円以内/人 ③研修教育施設による研修 月額 5万円以内/人	20年以内 (4年以内)
	認定事業主が新たに雇い入れる林業労働者に対して、研修に必要な経費を支給するのに必要な資金	認定事業主	新たに雇い入れる林業労働者1人につき ①林業労働力確保支援センターが行う研修 月額 12万円以内/人 ②林家等の研修 月額 12万円以内/人 ③研修教育施設による研修 月額 4万円以内/人	13年以内 (4年以内)
② 就業準備資金	新たに林業に就業しようとする者がその就業に必要な事前の活動を行うのに必要な資金	新たに林業に就業しようとする者(個人)	150万円以内/人	20年以内 (4年以内)
	認定事業主が新たに雇い入れる林業労働者に対して、活動に必要な経費を支給するのに必要な資金	認定事業主	新たに雇い入れる林業労働者1人につき 120万円以内/人	13年以内 (4年以内)

3. 償還免除（県単独の措置）

① 免除条件 県内で林業に継続して就業していること、認定事業主に雇用されていること。

免除方法 資金を借り入れた日から5年目以降の向こう5力年間は、単年度の償還額（全償還額÷償還年数）を単年度ごとに免除し、10年目に達した時点で残額を一括免除。なお、離職したときはその時点で残額を一括償還することになる。

- ② ①のほか令和2年度以降の貸付より以下の免除制度を適用
- 免除条件 県内で林業に継続して就業していること。
しまね林業士の資格を取得していること。
認定事業主に雇用されていること。
- 免除方法 資金を借り入れた日から5年目以降で、その時点の残額を一括免除。

お問い合わせ

島根県林業労働力確保支援センター
 公益社団法人 島根県林業公社
 〒690-0876 松江市黒田町432-1
 TEL 0852-32-0253 FAX 0852-21-4375
 E-mail : shimane-roukakuc@forestry-shimane.or.jp

相談窓口・情報提供

技術開発・研究開発・技術開発

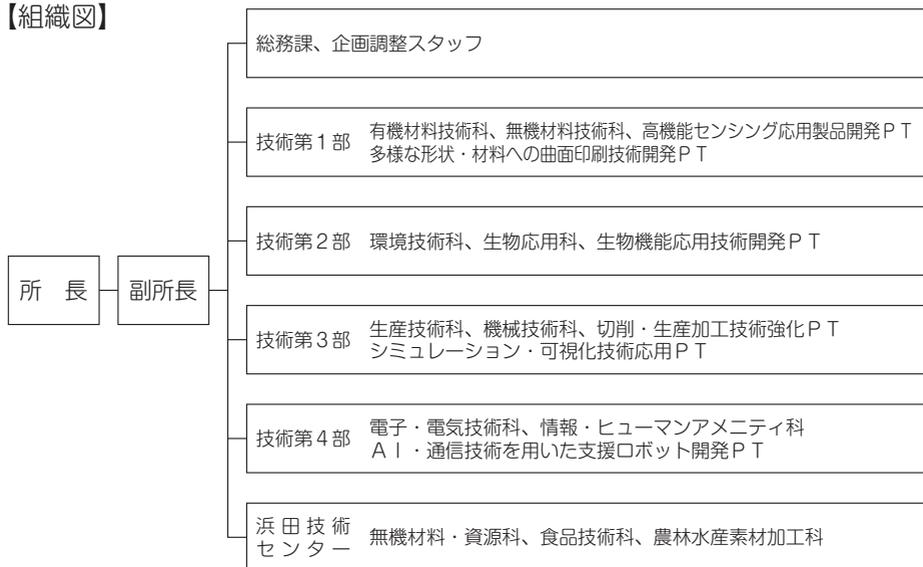
B-01

技術的課題の解決支援を行います。

島根県産業技術センター

島根県産業技術センターは、県内企業の技術的な支援を行っています。県立の公的な機関ですので、お気軽にご相談ください。多くの企業の皆様のご利用をお待ちしています。

【組織図】



島根県産業技術センターでは、県内産業の発展に貢献するため、以下の業務を行っています。

1) 研究業務

新技術創出のための先導的研究（平成30年度から第2期先端技術イノベーションプロジェクト研究を重点的に行っています。）、企業がかかえている技術的課題や新技術に関する研究を行っています。また、企業からの求めに応じて受託研究や共同研究も行っています。（当センターの業務の都合を勘案した上でお受けしますので、事前に担当者にご相談ください。）

〈受託研究〉企業からの委託に基づき、センターが行う研究です。このため、研究にかかる経費は、全て委託者（企業）のご負担になります。

〈共同研究〉企業からの申請に基づき、企業とセンターが共同で行う研究です。研究にかかる経費は、共同で負担することになります。

2) 技術相談業務

企業等から技術的な相談（無料です。）をお受けします。また、センターの職員には守秘義務がありますので、秘密が漏洩することはありません。まずは、ご相談ください。お話をおうかがいし、関連技術の情報提供や所有の機器を利用した簡単な調査等を行って、助言等いたします。

- 有機材料技術科：木材・プラスチック等の有機材料及び建材等に関する技術相談
- 無機材料技術科：地下資源・セラミックス等の無機材料に関する技術相談
- 環境技術科：環境浄化用材料・技術及び新規機能性材料に関する技術相談
- 生物応用科：食品に関する製造・品質管理技術、微生物を用いた発酵技術の技術相談
- 生産技術科：機械金属関連における生産技術や材料評価技術、金属分析に関する技術相談
- 機械技術科：機械金属関連における精密加工、精密測定、鋳造技術に関する技術相談
- 電子・電気技術科：電気製品の電磁ノイズに関するEMC計測、組み込み技術、電子デバイスに関する技術相談
- 情報・ヒューマンアムニティ科：産業デザイン、福祉機器、3Dプリンター、人間工学的評価に関する技術相談
- 無機材料・資源科：無機材料全般に関する技術相談
- 食品技術科：食品の品質評価や試験研究に関する技術相談
- 農林水産素材加工科：農林水産物の加工利用に関する技術相談

なお、当センターで解決できない技術分野の場合は、他の機関をご紹介することも可能です。

3) 依頼業務

企業等の方からの依頼による製品及び工業材料の試験・分析・計測等を行い、成績書を発行します。試験・分析・計測等には、費用がかかります。詳しくは、ホームページをご参照ください。

4) 機器開放

企業等の研究開発に役立てていただくため、保有している各種試験・分析機器を開放しています。機器の利用には、費用がかかります。詳しくは、ホームページをご参照ください。

5) 研修の受け入れ

企業の技術者を養成するため、研修生の受け入れを行っています。研修生になるためには、申請書等の書類の提出が必要です。また、事前に受け入れが可能かどうか担当者にご相談ください。

6) セミナー・講習会

企業の技術者に最新の技術情報やものづくりに関するトピックスを提供します。

7) 研究会

企業の技術力向上のため、講演・実習・試作を交えた各種研究会活動を実施します。

(例：AIを島根県の産業、社会に活用するための研究会、しまね金型研究会など)

お問い合わせ

島根県産業技術センター

〒690-0816 松江市北陵町1 (テクノアークしまね内)

TEL 0852-60-5140 FAX 0852-60-5144

E-mail sangisen@pref.shimane.lg.jp

URL https://www.pref.shimane.lg.jp/industry/syoko/kikan/shimane_iit/

[支所] 浜田技術センター

〒697-0006 浜田市下府町388-3

TEL 0855-28-1266 FAX 0855-28-1267

E-mail hamagi@pref.shimane.lg.jp

URL https://www.pref.shimane.lg.jp/industry/syoko/kikan/shimane_iit/

経営一般 等

B-02

県内各地の身近な経営アドバイザー

商工会議所・商工会

県内各地に配置された商工会議所・商工会の経営指導員が金融、経営、労働等のご相談に乗り、実態に即したきめ細かい経営指導を行うとともに、国・県で実施する様々な施策・制度が有効活用いただけるよう、身近な相談窓口としての役割を担います。

お問い合わせ

巻末の一覧表をご覧ください。

経営一般、経営革新 等

B-03

事業協同組合等の設立と運営を支援します

島根県中小企業団体中央会

●事業内容

島根県中小企業団体中央会の指導員等が、「中小企業等協同組合法」に基づく組合の設立・運営・情報化・環境・金融等の相談を行います。

また、組合等の順調な発展・成長を促進するため、民間の専門家等を活用した助言、調査、研究開発等の支援や交流会等の事業を行います。

この他、島根県地球温暖化対策協議会事業者部会事業において、島根県内の中小企業者等の環境への取り組みについての支援・相談を行います。

お問い合わせ

島根県中小企業団体中央会

TEL 0852-21-4809

FAX 0852-26-5686

経営一般、創業・ベンチャー・経営革新 等

専門アドバイザーが各種相談に対応します

しまね産業振興財団（相談窓口・情報提供）

①各種相談窓口

●事業内容

起業・創業から研究開発・人材育成・市場開拓・金融・海外・ISO 取引等 県内企業の各種相談に迅速に対応できるよう、各種アドバイザー等を配置しています。

配置する財団の専門スタッフ

職 名	職 務 内 容
金融アドバイザー	・ 県内企業の資金計画策定支援 ・ 県内企業と金融機関等との資金に関するコーディネート
技術 コーディネーター	・ 県内企業の技術相談への対応及びアドバイス ・ 産学官連携による研究開発コーディネート、企業間マッチング
知財窓口支援担当者	・ 県内企業の特許等取得活用支援 ・ 知的財産活用の普及啓蒙
国際化支援 アドバイザー	・ 県内企業の貿易相談対応 ・ 県内企業の国際化（国際取引、海外投資等）に関するアドバイス、サポート
販路開拓 アドバイザー	・ 県内企業の開発製品・技術の首都圏における販路開拓支援 ・ 県内企業が行う商品開発・改良・販売戦略に関する助言
情報産業 アドバイザー	・ 県の情報産業支援施策への助言 ・ 県内情報産業、情報系企業への経営アドバイス
インキュベーション マネージャー	・ 県内創業者及び創業志望者への総合支援 ・ テクノアークしまねインキュベーションルーム入居者のサポート

②よろず支援拠点

●事業内容

「よろず支援拠点」は、国が全国に設置する経営相談所です。中小企業・小規模事業者の経営上のあらゆるお悩みの相談に対応します。

1. 相談窓口の設置

東部と西部に相談窓口を設け、中小企業・小規模事業者からの売上拡大、販路開拓、資金調達、経営改善、創業、廃業、事業承継、IT活用などの経営相談に、専門のコーディネーターが対応いたします。

2. 出張相談会の開催

市町村や支援機関と連携し、県内各地で出張相談会を開催いたします。

3. セミナーの実施

経営課題の解決に役立つセミナーを県内各地で開催いたします。

《具体的支援のイメージ》

- (1) 専門コーディネーターによる相談対応
 コーディネーターが課題を整理し、専門コーディネーターが専門的アドバイスを行います。
 島根県よろず支援拠点では、Web・IT、営業戦略、商品開発、労務管理、財務・会計、デザインなどに詳しい専門コーディネーターを多数配置しています。コーディネーターが中小企業・小規模事業者の皆様の課題を整理し、専門コーディネーターへ繋ぐことでスピーディーな課題解決を図っていきます。
- (2) 様々な支援機関の紹介と連携支援
 コーディネーターが課題を整理し、他支援機関と連携し、相談者の課題解決に向け支援を行います。
 国や自治体などでは様々な支援機関や施策メニューを設けています。しかし、中小企業・小規模事業者の皆様からはどう活用すればよいかわからないという声もあります。
 そこで、島根県よろず支援拠点では、コーディネーターが相談内容に応じて適切な支援機関を紹介し、これら機関と連携して支援を行います。

③プロフェッショナル人材戦略拠点

●事業内容

プロフェッショナル人材戦略拠点事業は、県内企業等がプロフェッショナル人材を採用・活用することで、企業の成長および地域経済全体の活性化に繋げ、「ひと」と「しごと」の好循環を生み出すことを目的としています。拠点では、プロフェッショナル人材戦略マネージャーおよびサブマネージャーが県内企業等からの相談に応じ、以下の支援を行います。

- ①経営者への「攻めの経営」に向けた提案
- ②プロフェッショナル人材ニーズの掘り起こし
- ③民間人材ビジネス事業者および無料職業紹介所等への取り繋ぎ
- ④外部の専門人材（副業・兼業人材）仲介事業者のご紹介
- ⑤採用後等のフォローアップ

④下請かけこみ寺事業／取引適正化・苦情紛争処理事業

●対象者

県内の企業等

●事業内容

「下請かけこみ寺」相談窓口を設け、消費税率引き上げに伴う企業間取引のトラブル相談、その他取引上のトラブル解決のため、職員・または弁護士による法律相談を行っています。

詳しくはこちらをご覧ください。<https://www.zenkyo.or.jp/kakekomi/>
(全国中小企業振興機関協会下請かけこみ寺HP)

⑤メールマガジン「アシスト」

●経営革新に役立つ催し物や研修、支援施策情報などの情報をお届けします。

- ・配信サービスは無料でご利用いただけます。
- ・配信内容は、(公財)しまね産業振興財団および関連する支援機関などからの次のような情報です。

○補助金募集や相談・助言等の施策情報

○各種セミナー・研修の開催案内

- ・配信登録、登録解除は配信登録ページからどなたでもご利用いただけます。

URL：<https://www.joho-shimane.or.jp/org/planning/174>

お問い合わせ

公益財団法人しまね産業振興財団 経営支援課

①各種相談窓口（総合相談グループ）

TEL 0852-60-5115

E-mail con@joho-shimane.or.jp

②よろず支援拠点

TEL 0852-60-5103

E-mail yorozu@joho-shimane.or.jp

③プロフェッショナル人材戦略拠点

TEL 0852-60-5104

E-mail pf@joho-shimane.or.jp

公益財団法人しまね産業振興財団 販路支援課

④下請けかけこみ寺事業／取引適正化・苦情紛争処理事業

TEL 0852-60-5114

E-mail shinko@joho-shimane.or.jp

公益財団法人しまね産業振興財団 総務企画課

⑤メールマガジン「アシスト」

TEL 0852-60-5110

E-mail soumu@joho-shimane.or.jp

島根県商工労働部 産業振興課

TEL 0852-22-6221

E-mail sangyo-shinko@pref.shimane.lg.jp

石見地域の産業振興、地域づくりを支援します

石見産業支援センター「いわみぷらっと」

●事業内容

「いわみぷらっと」は、石見地域における産業振興及び地域づくり支援を総合的・横断的に展開するため、関係支援機関を1カ所に集結した総合支援窓口です。

入居支援機関のネットワーク化により、各機関で異なる支援対象・事業や得意分野のノウハウ等を持ち寄ることで、幅広くニーズに対応し、きめ細かくサポートします。

●入居機関

しまね産業振興財団 石見事務所	TEL 0855-24-9301 FAX 0855-22-0577
島根県商工会連合会 石見事務所	TEL 0855-22-3590 FAX 0855-22-3534
ふるさと島根定住財団 石見事務所	TEL 0855-25-1600 FAX 0855-25-1630

●施設概要

シェアードオフィス（詳細についてはP.199を参照してください）、
ジョブカフェしまね浜田ランチ、交流サロンいわみ

お問い合わせ

公益財団法人しまね産業振興財団 石見事務所

TEL 0855-24-9301 FAX 0855-22-0577

E-mail iwmm@joho-shimane.or.jp

所在地 〒697-0034 浜田市相生町1391-8 シティバルク浜田2F

オープンイノベーションでIT分野の技術課題の解決を図る

しまねソフト研究開発センター (ITOC)

しまねソフト研究開発センターでは、DX（デジタル・トランス・フォーメーション）など新たな時代に必要となるAIやIoTなどのIT技術支援を行います。また、今年度からは県内の様々な業種のデジタル化推進を図るため「しまねデジタルイノベーション推進事業」を実施し、企業の経営革新や業務改革につながる戦略的なデジタル導入に向けた支援を行います。

- 新規事業創出支援
 - ・ ITOCアドバイザーによるビジネスプランのブラッシュアップ支援
 - ・ IT技術を用いた新製品開発/販路拡大に向けた助成金
 - ・ IT企業と異業種との連携による新規事業創出支援（X-Tech）
- 研究開発
 - ・ 県内企業とのAIやIoTに関する技術相談対応や共同研究の実施
 - ・ IoT小型デバイス向け開発言語「mruby/c」の研究開発及び技術移転
 - ・ VR、ドローン、アイトラッキング機器などの新たな活用フィールドの研究
- ITエンジニア育成
 - ・ AI、IoT、クラウド技術などの技術講座の実施
 - ・ 新規事業創出に向けたアイデアソン、ハッカソンの実施
 - ・ DXで必要となるIT技術講座の実施
- しまねデジタルイノベーション推進事業
 - ・ 「デジタル化推進アドバイザー」による相談対応
 - ・ IT導入の専門家による「IT経営相談会」の開催（2回/月）
 - ・ 「デジタル導入専門家派遣事業」による県内企業への戦略的なデジタル導入支援

お問い合わせ

公益財団法人しまね産業振興財団 しまねソフト研究開発センター(ITOC)
 TEL : 0852-61-2225
 E-mail itoc@s-itoc.jp

がんばる中小企業を応援します！

島根県信用保証協会

島根県信用保証協会は、金融相談はもちろん、経営に関する様々な相談に応じています。ご要望があれば、当協会の担当者をご訪問し、お話を伺います。お気軽にご相談ください！

サポート①何でも相談ホットライン

当協会では、中小企業の方々の経営に関する相談に応じる「何でも相談ホットライン」を開設しています。金融支援だけでなく、経営に関する様々な相談にも応じています。ご相談は無料ですのでお気軽にご利用ください。

【例えばこんな時・・・】

- ・金融機関からの借入方法を含めて資金繰りについて相談したい。
- ・新規出店を計画しているが、書類の書き方を教えて欲しい。
- ・専門家の指導を受けたいので紹介して欲しい。

お問い合わせ

通話料無料のフリーダイヤル

0120-40-5471（電話・ファックス共通）

サポート②女性相談員チーム「チーム・エスポワール」

女性ならではの観点と感性を活かし、様々なアイデアやノウハウの提供、「女性経営者の交流の場」の開催を行っています。女性相談員は県内全ての営業所（本店、出雲支店、浜田支店、益田支店）に配置していますので、お気軽にご相談ください。



お問い合わせ

島根県信用保証協会

本店	松江市殿町105	TEL 0852-22-2837
出雲支店	出雲市大津新崎町2-24	TEL 0853-21-4998
浜田支店	浜田市殿町83-50	TEL 0855-22-0833
益田支店	益田市あけぼの本町10-6	TEL 0856-22-4567
ホームページ	https://www.shimane-cgc.or.jp/	

私たちの支援事例をホームページにアップしています！

実際の経営者の方にご出演いただいた5分間のショートムービーをインターネットでご覧いただけます！

<https://hosyokyo.shimane-cgc.or.jp>

ホシヨキヨ 検索



経営支援動画
はコチラ！

経営一般、企業再生

B - 08

経営安定、経営再建の相談に

経営安定特別相談室

●事業内容

経営の悪化等による倒産を未然に防止するため、経営安定特別相談室において、商工調停士、弁護士、税理士等で構成する専門スタッフが倒産に直面する中小企業への事前指導によって、問題の円滑な解決を図ります。

お問い合わせ

松江商工会議所 経営安定特別相談室
TEL 0852-32-0506
出雲商工会議所 経営安定特別相談室
TEL 0853-25-3710
大田商工会議所 経営安定特別相談室
TEL 0854-82-0765
益田商工会議所 経営安定特別相談室
TEL 0856-22-0088
島根県商工会連合会 経営安定特別相談室
TEL (本所) 0852-21-0651
TEL (石見事務所) 0855-22-3590

経営一般、企業再生

B - 09

中小企業の再生への取り組みを支援します

島根県中小企業再生支援協議会

●事業内容

厳しい経済情勢の中で、中小企業の再生に向けた取り組みについて、専任の専門家が相談・助言や経営改善計画策定等の支援を行います。
加えて、親族間における事業承継や「経営者保証に関するガイドライン」に基づく経営者等個人の保証債務整理の支援を行います。

お問い合わせ

島根県中小企業再生支援協議会
松江市母衣町55-4 島根県商工会館6階
TEL 0852-23-0701

幅広く事業承継をお手伝いします

島根県事業承継・引継ぎ支援センター

●当センター概要

島根県事業承継・引継ぎ支援センターでは、商工団体、金融機関、行政、税理士などの専門家等と連携して、中小企業の円滑な事業承継を支援します。また、会社を売りたい方と買いたい方のマッチングの支援も行っております。

地域経済において大きな役割を果たしている中小企業の活力の維持に資することを目的としています。

●事業内容

エリアコーディネーターを配置し、事業承継の相談に対応をします。

相談結果を踏まえ、以下の親族内承継、第三者承継、経営者保証解除の支援を行います。

①親族内承継

親族内承継を円滑に行っていくための課題の整理、専門家による分析など事業承継への課題の見える化、事業承継計画の作成支援を行います。また、事業の磨き上げなど課題解決に向けての支援も併せて行います。

②第三者承継

事業譲渡希望者と事業譲受希望者のマッチング支援を行います。県内企業同士のマッチング、創業希望者とのマッチング、M&Aプラットフォーム（ノンネームデータベース）と連携した県外企業とのマッチングなど、第三者承継に向けてその可能性を一緒になって検討します。

また、すでに譲渡先又は譲受先企業が決まっている場合においても、第三者承継の完了に向けて支援を行います。

③経営者保証解除

事業承継に経営者保証がネックとなっている事業者に対して、経営者保証コーディネーターが総合的な支援を行います。必要に応じて、専門家派遣等を活用し、円滑な事業承継に向けて支援します。

※守秘義務：秘密厳守で相談を致します。

お問い合わせ

島根県事業承継・引継ぎ支援センター

松江市母衣町55-4 島根県商工会館6階

TEL 0852-33-7501 FAX 0852-61-1171

販路拡大の支援をします

しまね産業振興財団（販路開拓）

①首都圏等販路開拓強化事業

●対象者

自社で開発した製品・技術を保有する県内企業（主に機械金属・電気・樹脂）

●事業内容

県内企業の競争力強化を図るために県内企業の開発製品・技術の販路開拓を支援するとともに、県内製造業と首都圏等のメーカーとの戦略的パートナーシップ構築を目指した取引あっせん活動を行う。

また、しまねビジネスセンター東京に販路開拓アドバイザーを配置し、首都圏を中心とした販路（取引先）開拓支援や製品・技術の評価、マーケティング戦略に対する助言等を行う。

②県内中小企業開発製品の首都圏への販路開拓支援サービス

●対象者

島根県内に本社又は事業所を有する企業を対象とします。

●支援サービスの内容

- 1) 本サービスの対象は、島根県内に本社或いは事務所を持つ中小企業が開発した「製品」「完成品」とします（食品は除く）。分野は特に定めませんが、すぐれた技術やアイデアを有する製品、オリジナリティの高いと思われる製品、新規性の高い製品等について、積極的に支援します。
- 2) サービスの対象となる製品の、首都圏における市場ニーズ、動向について情報提供をします。
- 3) サービスの対象となる製品の市場における優位性を診断し、競争力をつけるためのアドバイスをします。
- 4) 個別の販路先企業への製品紹介を行い、マッチングの場を提供します。
- 5) 製品紹介後の定期的フォローアップを行います。
- 6) 支援の単位は、原則1回1社1品までとします。

※お申し込み後の審査の結果、支援対象とならない場合もありますので、予めご承知ください。

●その他

- ・支援サービスは原則無料です。
- ・製品の性質などによっては、販路を開拓することが難しい場合がございますので、予めご了承下さい。
- ・詳細は、当財団ホームページをご覧ください。

③伊藤忠商事との提携に基づく販路開拓等の支援サービス

●対象者

県内に本社又は事業所を有する企業

●事業内容

伊藤忠商事との提携に基づき、伊藤忠グループのネットワークを活用した販路開拓などの支援サービスを行います。

●その他

支援サービスは原則無料です。但し、支援内容に応じて経費が必要となる場合は、別途ご負担をいただきます。

お問い合わせ

公益財団法人しまね産業振興財団 販路支援課 取引支援グループ
TEL 0852-60-5114
E-mail shinko@joho-shimane.or.jp

相談、専門家の派遣

B-12

食品衛生・食品表示に関してお気軽にご相談ください

食品衛生・食品表示相談窓口

1. 相談窓口

●事業内容

食品表示、食品衛生に関する相談に専門のアドバイザーが対応します

- ①食品表示、栄養成分表示に関する相談
- ②食品衛生・品質管理、HACCP導入に関する相談

●対象者

島根県内の食品製造者及び加工業者

●費用

無料

2. 衛生管理アドバイザー派遣

●事業内容

食品衛生・品質管理の課題にアドバイザーを派遣して改善のお手伝いをします

- ①食品衛生・品質管理に関する現状把握、改善の提案
- ②HACCP導入に向けた準備、進め方のアドバイス

●対象者

島根県内の食品製造者及び加工業者

●費用

無料

●備考

派遣回数は1社あたり2回程度までとします

お問い合わせ

(公財) 島根県環境保健公社 環境事業推進課
TEL 0852-24-0207

海外展開の取組をワンストップでサポートします

しまね海外ビジネスサポートセンター

海外展開を支援する機関を一カ所に集約し、貿易や海外への進出に関するご相談をワンストップで受け付ける窓口です。

各機関の持つ情報やノウハウを総合的に発揮し、効果的な支援につなげます。

●入居機関

日本貿易振興機構（ジェトロ） 松江貿易情報センター

しまね産業振興財団 販路支援課 国際化支援グループ

島根県しまねブランド推進課 海外展開支援室

お問い合わせ

しまね海外ビジネスサポートセンター

所在地 〒690-0887 島根県松江市殿町8-3

（島根県市町村振興センター（タウンプラザしまね）5階）

ジェトロ松江貿易情報センター

TEL 0852-27-3121 FAX 0852-22-4196

E-mail mat@jetro.go.jp

しまね産業振興財団 販路支援課 国際化支援グループ

TEL 0852-22-6193 FAX 0852-22-6750

E-mail kaigai@joho-shimane.or.jp

島根県しまねブランド推進課 海外展開支援室 貿易推進グループ

TEL 0852-22-5633 FAX 0852-22-6750

E-mail boeki@pref.shimane.lg.jp

島根県しまねブランド推進課 海外展開支援室 海外展開グループ

TEL 0852-22-5303 FAX 0852-22-6750

E-mail kaigai-tenkai@pref.shimane.lg.jp

海外取引・海外進出にチャレンジ

しまね産業振興財団（国際取引支援）

国際取引支援事業

- 海外取引の創出・促進を支援します。
 - ◇ 財団の国際化支援アドバイザーを中心に県内企業の貿易、投資、実務に関する個別の相談に応じます。
 - ◇ 海外取引を行っている企業や様々なネットワーク先を通じて、海外取引についての有望情報や取引のマッチングの機会などを提供します。
- 情報を提供します。
 - ◇ 県内外のセミナー・展示会情報などの海外取引に関する情報、官公庁などの公的支援制度の情報などをメールマガジン等を通じて提供します。
 - ◇ 国内外のネットワークを活用して、海外取引や海外販路開拓、海外投資に向けての情報提供、支援を行います。
 - ◇ 海外展開に役立つ知識やスキルを学ぶ勉強会を開催します。

お問い合わせ

公益財団法人しまね産業振興財団 販路支援課 国際化支援グループ
 TEL 0852-22-6193
 E-mail kaigai@joho-shimane.or.jp

世界50ヶ国以上に広がるネットワークをご利用ください

ジェトロ

日本貿易振興機構（ジェトロ）では、世界55ヶ国76事務所（2021年4月現在）のネットワークを活かし、海外とのビジネスに関わるさまざまな情報提供や海外販路開拓、海外投資及び拠点設立の支援を行っています。

【海外経済・貿易情報を入手したい】

海外とのビジネスに必要な経済情報、法規制情報、市場情報等をセミナーやホームページ上で提供しています。セミナーのご案内は、ジェトロウェブサイト、またはメールマガジン「ジェトロ山陰ニュース」に掲載しています。

<メールマガジン「ジェトロ山陰ニュース」のご登録はこちらから>
<https://www.jetro.go.jp/jetro/japan/matsue/mail.html>

<ジェトロウェブサイト 国・地域別情報>

政治・経済動向、祝祭日といった概況から、GDP、消費者物価指数等の基礎的経済指標、そして輸出入の際の規制情報まで、各国別に掲載しています。

詳細：<https://www.jetro.go.jp/world/>

【貿易・投資について相談したい、知識を得たい】

「輸出を始めたいけれど、何から手をつけていいかわからない。」「自社製品を輸出したらニーズがあるか知りたい。」そのような方はぜひジェトロにご相談ください。

<新輸出大国コンソーシアム（無料）>

日本企業の海外展開を支援する全国の機関が結集し、海外展開にご関心をお持ちの中堅・中小企業の皆様へワンストップの支援サービスを提供します。多様な経験を持つ専門家が皆様の状況にあったアドバイスをさせていただきます。

詳細：<https://www.jetro.go.jp/consortium/>

<海外コーディネーター（農林水産・食品分野）による輸出支援相談サービス（無料）>

輸出可能性、競合品、現地ビジネス習慣・トレンドについて、海外からコーディネーターが無料でレポートを作成、現地目線でお答えします。

詳細：<https://www.jetro.go.jp/services/coordinator.html>

<貿易実務オンライン講座（有料）>

いつでもどこでも自分のペースで学習を進めることができます。ストーリー形式で進むので、わかりやすいと好評です。

詳細：<https://www.jetro.go.jp/elearning/>

【海外取引先を開拓したい】

海外展開をより拡大させるためにも、ジェトロをご活用いただけます。
 <海外見本市・展示会>

ジェトロでは、世界各国の展示会・見本市にジャパン・パビリオンを設置、出展を支援しています。主催者への出展申込み等の手続きは全てジェトロが行うほか、オールジャパンとしての広報効果・集客効果が期待できる絶好の機会です。出展料の一部補助も行っていますので、ぜひご参加ください。

詳細：<https://www.jetro.go.jp/services/tradefair/>

【高度外国人材の活用について相談したい】

ジェトロは、海外からの高度な知識・技能を有する外国人材の更なる呼び込み・国内での就職促進に向け、様々なサポートを行っています。高度外国人材の活用についてお考えの方はぜひジェトロにご相談ください。

<高度外国人材活躍推進ポータルサイト“Open for Professionals”>

<https://www.jetro.go.jp/hrportal/>

日本での就労を希望する外国人留学生等と高度外国人材の採用に関心がある中堅・中小企業の双方の目線に立つ形で、日本の生活・就労環境や入管制度の情報、関係省庁等が実施する高度外国人材関連の各種イベント情報、各種サポート等を横断的に集約・提供していきます。

【海外進出したい】

<海外における支援サービス>

「海外に進出を検討している。」「海外進出後、雇用や税務、法務に関わる問題が生じてしまった。」そのような方を、ジェトロ現地事務所がサポートいたします。投資に関する現地制度や諸手続きに詳しいジェトロアドバイザーが相談に乗るほか、他の協力機関との協力体制を駆使し、サービスの提案や取次ぎまで一元的な支援を行います。

詳細：<https://www.jetro.go.jp/services/advisor/>

詳細：<https://www.jetro.go.jp/services/platform/>

※上記サービス以外にも様々な支援メニューがございます。お気軽に下記お問い合わせ先にご連絡下さい。

お問い合わせ

日本貿易振興機構（ジェトロ）松江貿易情報センター

TEL 0852-27-3121 FAX 0852-22-4196

E-mail mat@jetro.go.jp

ホームページ <http://www.jetro.go.jp/japan/matsue/>

アセアンでの事業展開に関してご相談いただけます

島根・ビジネスサポート・オフィス (タイバンコク)

アセアンでの事業展開に関する相談・アドバイスや現地での情報提供及び外国人観光誘客等に関する広報宣伝などに幅広く対応する「島根・ビジネスサポート・オフィス」をタイ王国バンコクに設置し、県内企業の海外展開支援や外国人観光客の誘致など、海外の様々な市場を取り込む事業展開を支援します。

●対象者

島根県内に事業所を有する企業（製造業・非製造業を問いません）

●支援対象地域

タイを中心とするアセアン諸国

（インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオス（全10ヶ国））

●事業内容

(1) 企業相談対応等

①海外での事業展開に関する相談

②現地情報収集・提供

③取引先発掘・紹介

④商談設定・アテンド

⑤展示会・見本市・商談会出展支援

⑥相談者のニーズに応じた現地専門家紹介

(2) アセアン進出企業経営支援

現地専門家等を活用し、島根県からアセアンに進出しているものづくり製造業の事業展開を支援します。

(3) 「島根・ビジネスサポート・オフィス便り」の発行

アセアンの現地情報、ビジネス情報や展示会等に関する情報提供のため、月1回以上のレポートを発行、県ホームページやしまね産業振興財団のメルマガでお届けします。

(4) 観光客誘致支援

商談設定・通訳・車輜手配

※サポートオフィスへご相談の際は、下記問い合わせ先にご連絡ください。

※原則、無料で利用できますが、通訳等一部実費が必要になる場合があります。

お問い合わせ

公益財団法人しまね産業振興財団 販路支援課 国際化支援グループ

TEL 0852-22-6193 E-mail kaigai@joho-shimane.or.jp

島根県商工労働部 しまねブランド推進課 海外展開支援室 海外展開グループ

TEL 0852-22-5303 E-mail kaigai-tenkai@pref.shimane.lg.jp

<県産品販路拡大（食品輸出）に関する業務>

島根県商工労働部 しまねブランド推進課 海外展開支援室 貿易推進グループ

TEL 0852-22-5632 E-mail boeki@pref.shimane.lg.jp

<観光に関する業務>

島根県商工労働部 観光振興課 国際観光推進室

TEL 0852-22-6756 E-mail kanko-inbound@pref.shimane.lg.jp

知的財産に関する総合的な相談、支援窓口です

しまね知的財産総合支援センター

1. 窓口相談・専門家派遣

●事業内容（INPIT島根県知財総合支援窓口）

知的財産権に関する悩みや課題をワンストップで解決できる支援を行います。課題等を受け付けその場で解決を図る窓口支援担当者、困難な課題等に対しては、知財専門家を活用して窓口支援担当者と共同で解決を図るお手伝いをします。また、しまね産業振興財団の各種支援制度への橋渡しもいたします。県内中小企業等の知的財産部門としてご活用下さい。

●主なサービス内容

- ①窓口相談 窓口支援担当者が相談に応じます。出願から登録までの手続き、特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）の検索指導等、契約やライセンスなど知的財産に関するあらゆる課題を解決します。
- ②専門家派遣 知財に関する高度な課題等の解決のために、弁理士等の専門家が訪問支援します。
- ③窓口専門家 窓口には週1日の弁理士の常駐日（原則毎週金曜日）、月1回の弁護士の常駐日を設けるほか、定期的にしまね産業振興財団石見事務所、県内商工会議所等に臨時窓口を開設し、弁理士による相談会を開催します（日程等詳細はお問い合わせ下さい）。

2. 出願前先行技術調査

●対象者

県内の企業等

●事業内容

- ①簡易型先行技術調査 発明又は考案に関する特許文献の抽出、商用データベースを使用して案件に関する文献の要約を抽出し報告します。（有料）
- ②総合型先行技術調査 国内外の特許文献や論文等各種データを使用して、案件に関する特許文献等のスクリーニングを行い、関連度の高い特許文献抽出、抽出された文献と案件の対比判断を行い、調査結果を総合判断し報告します。（有料）

お問い合わせ

しまね知的財産総合支援センター
〔(一社)島根県発明協会(公財)しまね産業振興財団〕
TEL 0852-60-5145

労働問題に関する相談に

労働相談窓口 (国・県)

○国 (総合労働相談コーナー)

●対象者

労働者、事業主ほか

●事業内容

労働問題

- ・労働に関するあらゆる分野のご相談に対応します。
- ・個別労働紛争 (個々の労働者と事業主との民事的なトラブル) については、労働局長による助言・指導または紛争調整委員会によるあっせんにより、紛争解決へ向けてのお手伝いをします。

お問い合わせ

島根労働局総合労働相談コーナー (厚生労働省島根労働局雇用環境・均等室内)

TEL 0852-20-7009

松江総合労働相談コーナー (松江労働基準監督署内)

TEL 0852-40-2939

出雲総合労働相談コーナー (出雲労働基準監督署内)

TEL 0853-21-1240

浜田総合労働相談コーナー (浜田労働基準監督署内)

TEL 0855-22-1840

益田総合労働相談コーナー (益田労働基準監督署内)

TEL 0856-22-2351

○県 (雇用政策課、島根県労働委員会)

【島根県庁雇用政策課】

県では、労働者や事業主の皆様を対象とする、労働相談窓口を設置しています。働くことに関する諸問題について、労働相談員等が相談に応じます。

例：賃金・退職金の支払、労働時間、ハラスメント等

電 話 ・ 面 談	0852-22-6557 (専用ダイヤル) 相談日：月・水・金曜日 (原則) 8:30~17:15 (受付：16:45まで)
メール de 労働相談	雇用政策課のホームページに専用の入力フォームを設けています。 (回答には数日を要する場合があります。)

島根県労働委員会

労働委員会では、労働者と事業主の間のトラブル解決に向けた手助け（例：相談、あっせん）を行っています。職場でのトラブルにお困りの方はお気軽にご相談ください。

次のとおり専門家による労働相談を利用することもできます。

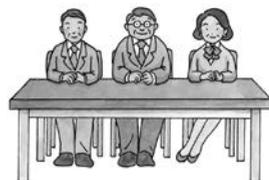
○専門家による労働相談

弁護士・労働組合の役員・経営者など、職場のトラブル解決のスペシャリストが、問題の解決に向けたアドバイスを行います。事前予約制となっていますので、相談日の前々日までにお問い合わせください。

日 時：毎月第2・第4木曜日 午後3時～
※日時は変更となる可能性があります。
場 所：島根県労働委員会（県庁南庁舎1階）
相談時間：30分から1時間程度

利用無料

秘密厳守



・お急ぎの相談は上記以外でも調整します

お問い合わせ

島根県商工労働部 雇用政策課 労働福祉グループ
TEL 0852-22-5297
ホームページ <https://www.pref.shimane.lg.jp/rodoseisaku/>

島根県労働委員会事務局
TEL 0852-22-5450
ホームページ <https://www.pref.shimane.lg.jp/rodoiinkai/>

雇用・人材

労働条件を始めとする、「働く」ことに関する無料電話相談窓口

労働条件相談ほっとライン (0120-811-610) はい！ ろうどう

●事業内容

厚生労働省の委託事業として、労働者の方からのご相談にも、事業主の方からのご相談にも、相談員が公平・中立な立場で対応します。

労働時間管理や残業手当の支払いなど労働基準関係法令に関する問題については、相談者の疑問を解消できるように、法令、判例などの紹介を行い、一般的な解決の方向性をご説明します。

労働基準関係法令以外の問題については、例えば、パワーハラスメント、セクシュアルハラスメントや民事的な相談の場合には適切な相談窓口をご紹介します。

●相談時間

月～金曜日 17：00～22：00

土・日曜日・祝日 9：00～21：00

※12月29日～1月3日は除く

※法令整備点検の実施等により相談受付を一時停止することがあります。

●お受けできる相談例

労働者の方

- ・ 残業時間が長くてつらい
- ・ 残業をしても割増賃金が支払われない
- ・ パート労働者に有給休暇はないと言われた など

事業主の方

- ・ 時間外・休日労働の上限規制って何のこと？
- ・ 有給休暇のルールについて知りたい
- ・ 残業代（割増賃金）の計算方法がわからない
- ・ 労働条件通知書って必要なの？ など

お問い合わせ

厚生労働省島根労働局労働基準部 監督課

TEL 0852-31-1156

雇用・人材

B-20

技能者のスキルアップをお手伝いします

島根県職業能力開発協会

- 当協会では、働く人々のもっている技能や知識を一定の基準によって検定し、国が公証するための技能検定を実施しています。技能検定は技能者の習熟度を確かめるとともに成長を促す方法として有効になります。
※35歳未満の方は、2級又は3級の実技試験の受検手数料が最大9,000円減額されます。
- 島根県技能振興コーナーは、中小企業（製造業・建設業）の技能者育成を支援いたします。
ものづくりマイスターに認定されている製造業、建設業のスペシャリストを企業に派遣し、若年者への実技指導を行い、技能の継承と後継者の育成を図っています。
※1日3時間で最大20日間（人材開発支援助成金を受給申請する場合は最大40日間）講師料等と1人1日あたり2,000円（消費税別）までの講師料等と、材料費を負担します。

お問い合わせ

島根県職業能力開発協会 TEL 0852-23-1755 FAX 0852-22-3404
 島根県技能振興コーナー TEL 0852-61-0051 FAX 0852-22-3404
 ホームページ <http://www.noukai-shimane.or.jp/>

雇用・人材

B-21

高齢者の戦力化のために

**(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構島根支部
高齢・障害者業務課**

「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」で定められている70歳までの高齢者就業確保措置の導入や定着を図るために、社会保険労務士等の専門家が、高齢者の賃金・処遇・職場改善などに関する相談・援助等を行います。
 その他、高齢者雇用及び障害者雇用に関する各種助成金を取り扱っています。

お問い合わせ

(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構島根支部
 高齢・障害者業務課
 TEL 0852-60-1677 FAX 0852-60-1678

中小企業等の生産性向上を支援します

(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構島根支部 生産性向上人材育成支援センター

生産性向上人材育成支援センターでは、次の3つの人材育成メニューで、中小企業等の生産性向上を支援します。

(1) 能力開発セミナー ～ものづくりを中心に～

中小企業等の在職者の方を対象に、仕事をする上で必要な専門知識及び技能・技術の向上を図るための訓練を実施します。

《分野》「機械・金属」、「電気」、「居住」などのものづくり分野

《内容》「設計・開発」、「加工・組立」、「工事・施工」、「設備保全」など

(2) 生産性向上支援訓練 ～マネジメント力から営業力まで～

中小企業等の幅広い職務階層の方を対象に、生産性の向上に効果的な訓練コースをご用意しています。

また、訓練コースは課題やニーズに応じて「オーダーメイド」でカスタマイズ可能です。

《内容》「生産管理」、「品質管理」、「原価管理・コスト削減」、「安全衛生・リスクマネジメント」「新技術活用」、「技能・ノウハウ継承」、「IT業務改善」など

(3) 施設・設備の貸与、職業訓練指導員の派遣 ～モノとヒトでサポート～

「研修を行う場所がない」「研修の講師が見つからない」といったお悩みに答えます。

《内容》・ポリテクセンター島根の教室・実習場や工作機械・設備の貸出し
・ポリテクセンター島根の職業訓練指導員（テクノインストラクター）の派遣

お問い合わせ

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構島根支部
生産性向上人材育成支援センター（ポリテクセンター島根内）
TEL 0852-31-2828 FAX 0852-31-2164
E-mail shimane-seisan@jeed.go.jp
ホームページ <http://www3.jeed.go.jp/shimane/poly/biz/seisansei.html>

外国人雇用に関する情報を提供しています

外国人材雇用情報提供窓口

県内企業の皆様が、外国人材の雇用を検討される場合のご相談及び外国人雇用に関する制度や情報提供（セミナー等）を行っています。

● 窓口開設日時

月～金（国民の祝日・休日・年末年始を除く） 9：00～17：00

● 事業内容

以下の事業を無料で実施しています。オンラインでの相談、出前講座を希望する場合、インターネットとZOOMが利用できる環境が必要です。

・ 電話相談

簡単な内容やとりあえず聞いてみる場合など、電話で気軽にご相談ください。

・ オンライン相談

外国人の雇用制度について詳しく知りたい、電話では説明しづらい場合など、オンラインの1対1で個別相談ができます。まずはお電話でご予約ください。

・ 出前講座（オンライン・対面型）

外国人の雇用制度等について、企業内勉強会、組合や協会の総会などで研修を実施したい場合にご活用ください。

お問い合わせ

島根県商工労働部 雇用政策課内

松江市殿町1

TEL 0852-22-6634（窓口専用ダイヤル）

FAX 0852-22-6150

E-mail shimanekoyou2@outlook.jp

雇用・人材

B - 24

雇用管理に関するアドバイスを行います

外国人労働者の雇用管理等に関する相談支援

外国人労働者の雇用管理や職業生活上の課題などについて相談に応じるため、「外国人雇用管理アドバイザー」を配置しています。

相談の依頼があった場合には事務所にアドバイザーを派遣し、雇用管理の問題点等を把握・分析し、効果的な改善策を提案します。

お問い合わせ

各公共職業安定所（ハローワーク）

厚生労働省島根労働局職業安定部 職業対策課

TEL 0852-20-7022 FAX 0852-20-7025

雇用・人材

B - 25

企業間の出向・移籍等の斡旋を行っています

(公財) 産業雇用安定センター

「失業なき労働移動」をめざして

● 離職を余儀なくされる在職者を対象に「人と企業を結ぶ出向・移籍のお手伝い」をしています。

● 事業内容

全国ネットを通じて出向・移籍についての相談、人材情報（求人・求職）の収集及び提供を行っています。

再就職のためのキャリアカウンセリングや委託訓練を行っています。

※情報の提供、相談、斡旋等の費用はかかりません。

インターネットで最新の人材情報（求人・求職）を提供しています。

お問い合わせ

公益財団法人 産業雇用安定センター 島根事務所

TEL 0852-27-1151 FAX 0852-27-1180

ホームページ <http://www.sangyokoyo.or.jp>

障がい者の雇い入れ、雇用継続、職場復帰のために

(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構島根支部 島根障害者職業センター

●対象者

雇用保険適用事業主

●事業内容

島根障害者職業センターでは、障がい者雇用の相談や情報提供、社員教育・啓発のための社内研修への講師派遣を行うほか、障がい者の雇用に関する事業主のニーズや雇用管理上の課題を分析し、「事業主支援計画」を作成して、専門的な助言・援助を体系的に行います。

【障害者雇用に係る提案】

障がい者に従事可能性のある職務創出のための職務分析を実施し、障がい者の職務内容、職務の構築例、想定される雇用形態、職場環境整備に関する助言、事業主へのサポート体制等を内容とした「障害者雇用に係る提案書」を作成して、具体的な障がい者の雇い入れについての支援を行います。

【ジョブコーチによる支援】

精神障がい者、発達障がい者、知的障がい者等が円滑に職場に適應することができるよう、ジョブコーチを事業所に派遣し、障がい者及び事業主に対して、障がい特性を踏まえた直接的・専門的な支援を行います。

【職場復帰支援（リワーク支援）】

うつ病などのメンタル不調により休職中の従業員が円滑に職場復帰を進めていくための支援を行います。

①職場復帰のコーディネート

休職従業員・事業主・主治医との相談等を通じて、職場復帰に向けた活動の進め方や目標について、3者の合意形成を図ります。

②リワーク支援

「リワーク支援計画」に基づき、休職従業員に対して、センター内での作業や講習を通じて、生活リズムの立て直し、集中力・持続力の向上、体調の自己管理、ストレス対処等の適応力向上の支援を行います。

また、事業主に対して、職場の受入体制の整備（復職計画の策定、上司、同僚等の啓発等）についての支援を行います。なお、必要に応じて、復職予定の職場での作業体験（リハビリ出勤）による復職前のウォーミングアップを行い、職場復帰につなげていきます。

※上記のいずれも利用は一切無料です。

お問い合わせ

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構島根支部 島根障害者職業センター
TEL 0852-21-0900 FAX 0852-21-1909
E-mail shimane-ctr@jeed.go.jp
ホームページ <https://www.jeed.go.jp/location/chiiki/shimane/index.html>

障がいのある方・障がいのある方を雇用する事業主に対して指導・助言を行います

障害者就業・生活支援センター

障がいのある方に対して、就業面と生活面の一体的な相談・支援を関係機関と連携して行います。

また、障がいのある方だけでなく、障がい者雇用を行う事業主に対しても障がい特性を踏まえた雇用管理等の相談にのり、障がいのある方が長く職場に定着できるよう支援を行います。

●主な事業内容

○就業面

- ・障がいのある方の就業及びこれに伴う日常生活に関する指導及び助言その他の援助
- ・障がいのある方に対して職業準備訓練及び職場実習を行うことについてのあっせん
- ・事業主に対して障がいのある方の就職後の雇用管理に係る助言

○生活面

- ・障がいのある方の家庭等や職場を訪問することにより生活上の相談に応ずるなど就業及びこれに伴う日常生活又は社会生活に必要な支援を行う

雇用・人材

B-28

人材確保を支援します

島根県中高年齢者就職支援窓口 ミドル・シニア仕事センター

●事業内容

中高年齢者の就職促進、県内企業等の人材確保を支援するため、就職等に関する総合相談、無料職業紹介、セミナー開催、就職後のフォローアップ等を行います。

各事業所様からの求人を随時受け付けております。

●窓口

ミドル・シニア仕事センター松江（松江市御手船場町557-7 労働会館3F）

ミドル・シニア仕事センター浜田（浜田市田町1655 第2オリンピックビル1F）

お問い合わせ

ミドル・シニア仕事センター松江 TEL 0852-61-6111

ミドル・シニア仕事センター浜田 TEL 0855-25-5111

雇用・人材

B-29

女性の就労やキャリアアップを支援します

女性就職相談窓口 レディース仕事センター

●事業内容

島根県内での就労を希望する女性を対象とし、総合相談、無料職業紹介、セミナー・職場体験・出張相談会等の開催、就職後のフォローアップ等を行います。本人の希望、適性、スキル等に応じた就労支援のほか、子育てや介護などの支援情報の提供など、ワンストップで行うことにより女性の就職やキャリアアップを支援します。

また、各事業所様からの求人を随時受け付けております。

●窓口

レディース仕事センター松江（松江市御手船場町557-7 労働会館3F）

レディース仕事センター浜田（浜田市田町1655 第2オリンピックビル1F）

お問い合わせ

レディース仕事センター松江 TEL 0852-61-6117

レディース仕事センター浜田 TEL 0855-25-5207

働く人のメンタルヘルス不調や過重労働による健康障害に関する電話相談窓口

働く人の「こころの耳 電話相談」(0120-565-455)

●事業内容

労働者やご家族、企業の方々からの相談を無料でお受けします。
(携帯電話からも通話無料をご利用いただけます)

なお、相談者に対しては、相談内容を踏まえ、制度の説明や適切な機関への相談などの助言を行います。

受付日時にご注意ください。

月・火 17時～22時、土・日 10時～16時（祝日、年末年始を除く）

●お受けできる相談例

①働く人のメンタルヘルス不調

こころの悩み、人間関係の悩み、仕事の悩みについて

②ストレスチェック制度

ストレスチェックの受検、結果の評価とセルフケア、医師による面接指導を受けることについての助言、事業場内における情報管理とプライバシー保護、ストレスチェックをめぐる不利益な取扱いなどについて

③過重労働による健康障害

長時間労働による健康への影響、事業場における健康管理の状況、長時間労働の削減などの対策について

働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」も参照ください。
<http://kokoro.mhlw.go.jp>

お問い合わせ

厚生労働省島根労働局労働基準部 健康安全課

TEL 0852-31-1157

疾病を抱える労働者を雇用する事業主や疾病を抱える労働者の方へ

治療と仕事の両立支援

日本の労働人口の約3人に1人が何らかの疾病を抱えながら働いています。しかし、病気を理由に辞めざるを得ない方や、仕事のために治療を断念する人がいます。

「治療と仕事の両立支援」は、病気を抱える労働者が、適切な治療を受けながら安心して生き生きと働き続けられる社会を目指す取組です。

県、医療機関、労使団体、労働局等からなる「島根県地域両立支援推進チーム」では、一丸となって病気の治療と仕事の両立に悩む患者さんを支援する取組を促進しています。

●事業内容

相談対応：事業者、人事労務担当者や、がん等の患者（労働者）からの相談に応じます。

個別訪問支援：事業場を訪問し、制度導入、管理者向け教育等を行います。

個別調整支援：労働者の健康管理の助言、両立支援プラン作成助言等の調整支援を行います。

このほか、県内の医療関係機関、団体等でもご相談をお受けしており、ご相談の内容に応じて相互にご案内をいたします。

お問い合わせ

厚生労働省島根労働局労働基準部 健康安全課

TEL 0852-31-1157

島根産業保健総合支援センター

TEL 0852-59-5801

中小企業の働き方改革の取組を支援するために

島根働き方改革推進支援センター

働き方改革の推進に向けて、時間外労働の削減に向けた生産性向上の支援、正規雇用労働者と非正規雇用労働者との不合理な待遇差の解消を目指す同一労働同一賃金の実現、生産性向上による賃金引上げ、人手不足の解消に向けた人材の確保・定着を目的とした雇用管理改善等に向けた取組を支援するため、労務管理等の専門家が窓口相談や電話・メールによる相談等を実施するとともに、希望に応じ事業場に専門家を派遣します。また、商工会議所等におけるセミナー・出張相談会を実施します。

●対象者

中小企業・小規模事業者

●事業内容

島根働き方改革推進支援センターが無料で次の業務を行います。

ア 電話・メール・来所による個別相談

イ 企業訪問による相談支援

ウ 商工会議所等における出張相談会

エ 商工会議所等と共同開催による事業主向けセミナー

●相談例

○36協定について詳しく知りたい

○非正規労働者の待遇をよくしたい

○賃金引上げに活用できる国の支援制度を知りたい

○人手不足に対応するため、どのようにしたらよいか教えてほしい

○助成金を利用したいが、利用できる助成金分からない

お問い合わせ

島根働き方改革推進支援センター

TEL 0120-514-925

厚生労働省島根労働局雇用環境・均等室

TEL 0852-20-7007

起業や企業活動に必要な資料、情報を提供しています

島根県立図書館のビジネス・就業支援

- 対象者
全県民

I ビジネス・就業支援コーナー

- 事業内容

- 【資料】インターネットだけでは探せない情報がふんだんにあります。
- ・専門書：『東商信用録』など企業情報、各種業界年鑑、統計データ、実務に役立つ書式集やハンドブック
 - ・新聞・雑誌：『TSR情報』、『建設興業タイムス』、県内商工会の情報誌など
 - ・データベース：『日経テレコン』『市場情報評価ナビMieNa』など
- 【調査】「～を裏付けるデータがないか？」「～の分野でスキルアップしたい」…さまざまな調査やお困りごとの解決を司書がサポートします。全国の図書館や関係機関と連携・協力しながら、よりよい情報提供につとめます。
- 【配布物】中小企業庁の広報冊子やパンフレット、県内の研修会、公募情報、求人情報などのチラシを提供しています。また、産業ネットからの情報を2週間分まとめた『ビジネス情報しまね』を制作・配布しています。

- 相談事例

- 古民家を活用したゲストハウスを始めたい。参考資料はないか？
- 新規出店予定地の、地域住民の構成比や購買力は？
- 自社製品を効果的にアピールするキャッチコピーを考えたい！
- スマホ、テレビ、本などのメディア利用時間の変動が知りたい！

II よろず支援拠点サテライトデスク

個人事業者や中小企業のための無料経営相談所「島根県よろず支援拠点」への「つなぎ窓口」です。毎月1回、よろず支援拠点相談会を図書館会場で出張開催しています。

お問い合わせ

島根県立図書館 ビジネス・就業支援コーナー
 TEL 0852-22-5739 FAX 0852-27-3458
 E-mail tosyokan@pref.shimane.lg.jp
 ホームページ <http://www.library.pref.shimane.lg.jp/>

技術技能の習得、課題解決に

経営・技術強化支援事業(エキスパートバンク)

●対象者

小規模事業者、創業予定者

●事業内容

技術や技能の専門家を貴社に派遣し、具体的、実践的に指導・助言を行います。登録している専門家の業種は次のとおりです。

- ◎製造業／家具、木工、機械、和洋菓子、縫製加工、洋服仕立、洋裁
- ◎卸小売業／店舗管理、照明、販売技術(営業、包装技術／接客／POP広告)
- ◎サービス業／理容・美容(着付・ヘア)、和・洋・中華料理、クリーニング
- ◎デザイン業／衣装デザイン、パッケージデザイン、グラフィックデザイン(印刷物総合)
- ◎その他／IT関連、経営コンサルタント、特許等

お問い合わせ

島根県商工会連合会 エキスパートバンク事務局
TEL 0852-21-0651

お近くの各商工会議所、各商工会(巻末の一覧表参照)

事業承継等による事業の継続を支援する民間のアドバイザーを派遣します

事業継続力強化アドバイザー派遣事業

● 事業内容

経営力の強化や事業承継等について、経営等に関する専門的なアドバイスを必要としている事業者にアドバイザーを派遣します。

1. 事業対象：中小企業者、組合、任意グループ
2. 実施機関：県内各商工会議所、各商工会及び島根県商工会連合会
3. 費用負担：原則全額県負担

※但し、事業費総額には上限がありますので、お近くの商工団体へご相談ください。

● 派遣対象要件

経営計画を策定している、又は、策定を予定しており、その計画に基づき自律的に事業活動を行おうとする意欲のある中小企業等で、一定の要件を満たす方。

新型コロナウイルス感染症により事業継続に影響がある方。

※具体的な対象要件については、お近くの商工団体にお問い合わせください。

● 派遣内容

1. アドバイザーの選定

派遣にあたり希望のアドバイザーについては、お申込みの際にご相談ください。

2. 派遣回数

1社3回まで。

事業再構築に関する場合は回数の上限がなく、事業承継に関する場合は原則5回まで可能です。

1回あたり4時間程度。

3. その他

アドバイザー派遣にあたっては、商工団体の経営指導員等による事前・事後の指導も行います。

● 募集期間

通年

※申込が予算額を超えた場合には、派遣できない場合があります。

ITクラウドを活用し経営改革支援、情報提供、マッチング支援等を提供します

中小企業119（専門家派遣事業）

●事業内容

中小企業庁が運営する中小企業・小規模事業者支援ポータルサイト「中小企業119」により、登録専門家（中小企業庁認定）の派遣を行っています。「中小企業119」では専門家派遣の可能な支援機関を検索でき、当支援機関にて無料の経営相談を受けていただくことで、自らの課題に応じた専門家を選択し、派遣を依頼することができます。

※「中小企業119」ホームページアドレス <https://chusho119.go.jp>

お問い合わせ

中小企業119専門家派遣可能支援機関：お近くの商工会議所・商工会、島根県中小企業団体中央会、公益財団法人しまね産業振興財団、島根県商工会連合会など（巻末の一覧表参照）

目標の実現や課題解決に向けたお手伝いをします。

きょうかい専門家派遣事業「結(ゆい)」

きょうかい専門家派遣事業「結(ゆい)」のご案内

事業運営上抱える種々の経営課題（経営、技術、人材、情報、会計等）に対して専門的な知識を有する専門家を派遣し、経営計画策定支援や経営課題解決に向けたお手伝いをさせていただきます事業です。

【事業の内容】

- ①当協会のご利用がある中小企業者が対象となります。また、県内に事業所もしくは住所を有し、保証対象業種を営んでいる中小企業者の方、これから新たに事業を始められる方で、当協会のご利用が見込まれる方もご利用いただけます。
 - ②専門家がお客様の事業所まで直接出向き、協会職員も一緒になって経営課題解決に向けた活動に取り組みます。
 - ③専門家への相談料・診断料は無料です。
- ※派遣回数等の詳細についてはお問い合わせください。

【例えばこんな時・・・】

- 人気のあるメニューを一緒に考えてほしい
- 効果的なHPを作りたい
- 従業員の接遇を強化したい
- 経営改善計画をつくりたい

【こんな専門家がいます！】

- 公認会計士
- 中小企業診断士
- 装飾技能展示士
- 接客指導者
- ITコーディネーター 他

お問い合わせ

島根県信用保証協会

本店	松江市殿町105	TEL0852-22-2837
出雲支店	出雲市大津新崎町2-24	TEL0853-21-4998
浜田支店	浜田市殿町83-50	TEL0855-22-0833
益田支店	益田市あけぼの本町10-6	TEL0856-22-4567
ホームページ	https://www.shimane-cgc.or.jp/	

製造業の抱える個別課題解決をサポートします

ものづくりアドバイザー派遣

●対象者

島根県内に本社・支社・工場等の事業拠点を有するものづくり企業

●事業内容

ものづくり産業企業がQCD向上等競争力を強化する取り組み（下記のような派遣事業テーマ）を実施する場合に、専門的な資格を有する方（中小企業診断士、技術士、ITコーディネーター、情報処理技術者等）や大学関係者、専門性の高い業務実績を相当程度有する方を専門家として派遣します。

●派遣事業テーマ

- (1) 生産技術革新（生産管理・生産現場改善、生産性向上、IT導入）
- (2) 技術力強化（新技術開発・技術改良）
- (3) 販路開拓（新分野進出含む）
- (4) 海外展開
- (5) 創業・再チャレンジ
- (6) 事業承継

※いずれも専門家の支援が必要な内容に限ります。

●派遣回数

(1) 個別企業への派遣

- ・ 1社当たり年間24時間、6回以内（標準所要回数4時間／回）
※要件を満たした場合、最大12回（標準所要回数4時間／回）まで派遣

(2) 企業グループ（P.205参照）への派遣

- ・ 各個別企業枠とは別に合計6回まで（1回あたり8時間以内）

お問い合わせ

（県東部、隠岐エリアの事業者様）

公益財団法人しまね産業振興財団 経営支援課 総合相談グループ

TEL 0852-60-5115

E-mail con@joho-shimane.or.jp

（県西部エリア（大田以西）の事業者様）

公益財団法人しまね産業振興財団 石見事務所

TEL 0855-24-9301

E-mail iwm@joho-shimane.or.jp

環境・エネルギーの専門家を派遣します

ECO アドバイザー派遣事業 (しまねエコライフ推進会議事業者部会事業)

- 対象者
しまねストップ地球温暖化宣言事業者（島根県内に事業所を置く、組合・中小企業者等）
- 事業内容
コスト削減を目的とした省エネ活動の推進（設備改善・運用改善）、環境配慮型経営等に関する相談、助言について、専門的知識を有する「ECOアドバイザー」を企業に派遣します。
アドバイザーの適切な助言等により、企業における環境への取り組みを推進します。
- 派遣回数
原則として1テーマ年間3回までとします。
- ECOアドバイザーの選定
当会の登録専門家を派遣します。

お問い合わせ

島根県中小企業団体中央会

TEL 0852-21-4809

FAX 0852-26-5686

スモール・ビジネス

商品開発などに取り組まれる際の課題解決のお手伝いをします

スモール・ビジネス育成支援事業 アドバイザー派遣

●事業内容

1. 中山間地域の資源を活用して商品・サービス開発に取り組もうとする小規模事業者が抱える、商品コンセプトや販路開拓などについての様々な課題に対して、県で相談を受け付けます。
2. 専門的な知見を有するコーディネーターが、相談内容に応じて、適切な支援方法を提案します。
3. 専門家の派遣を支援方法としたときは、事業分野や課題に応じて、課題の解決に向けた助言・指導やオンラインによる講座等を行います。

※中山間地域における小規模な取組を支援する事業です。

※支援方法によっては、補助金や講座への誘導や、他の事業を紹介する場合があります。

●対象事業者

県内の中山間地域に主たる事業所がある小規模法人・団体又は住所がある個人

●全体コーディネーター及び専門家の派遣回数

1事業者1～4回程度 ※別途、オンライン講座：1～4回程度

●費用

無料

●スモール・ビジネスについての詳細は、中山間地域・離島振興課のHPをご参照ください。

※新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、内容や実施について、変更となる可能性がありますので、最新の情報は中山間地域・離島振興課HPをご確認ください。

お問い合わせ

島根県地域振興部 中山間地域・離島振興課 地域経済振興スタッフ
TEL 0852-22-5686 FAX 0852-22-5761

金融制度

相談窓口・情報提供

専門家派遣

イベント・展示会等

商工関係補助金等

労働関係助成金等

その他補助金等

研修・セミナー等

その他支援事業

自社製品・技術の販路（取引先）拡大に

戦略的取引先確保推進事業

●対象者

自社で開発した製品・技術を保有する企業及び県内製造業（主に機械・電気・樹脂）

●事業内容

戦略的取引先の確保推進策として県内製品・技術の販路拡大のため、首都圏等で開催される専門展示会と「特定企業に対するの商談の場」としての商談会への出展活動を支援する。

令和3年度計画

○財団ブースによる展示会出展

- ・「名古屋機械要素技術展」（名古屋）4/ 7～ 4/ 9
- ・「関西機械要素技術展」（大阪）10/ 6～10/ 8

○各種専門展示会出展に対する助成

助成率：1 / 2 以内、上限：300千円

企業グループ（P.205参照）による出展

助成率：1 / 2 以内、上限：900千円

対象経費：小間料、装飾費、運送費、旅費

○商談会開催

- ・「中国五県合同商談会」（岡山）11月中旬

※その他の商談会開催については、詳細が決まり次第しまね産業振興財団HP等にて広報いたします。

（関連する別事業：「新たな日常に対応したものづくり産業販路拡大支援事業」）

○ウェブを活用した販路拡大支援助成金

助成率：2 / 3 以内、上限：1,000千円

対象経費：ウェブ展示会等出展費用、ウェブコンテンツ作成費用など
（詳述 P.69参照）

お問い合わせ

公益財団法人しまね産業振興財団 販路支援課 取引支援グループ
TEL 0852-60-5114
E-mail shinko@joho-shimane.or.jp

受注・販路拡大

D-02

〔加工食品外貨獲得支援事業〕 県外等での販路開拓を支援します

食品展示商談会の開催・出展支援

1. 県内商談会の開催

- 対象者
県内の農林水産物生産者、食料品・飲料製造事業者等
- 事業内容
小売店、卸売、飲食店、給食関係者や原材料を求める食品製造事業者等との商談機会を設けます。
- 費用負担
出展回数に応じた負担金を徴収します。
- 出展予定事業者数
約100事業者予定
- 開催時期
令和4年3月予定

2. 県外展示会への出展支援

- 対象者
県内の農林水産物生産者、食料品・飲料製造事業者等
- 事業内容
首都圏等で開催される展示会に「島根ブース」を設置して商談機会を設けます。
- 費用負担
出展回数に応じた負担金を徴収します。
- 出展を予定している展示会
シーフードショー（東京、大阪）
アグリフードEXPO（東京、大阪）
スーパーマーケット・トレードショー（千葉）

お問い合わせ

島根県しまねブランド推進課

食品産業支援第一グループ TEL 0852-22-5284、22-5272

食品産業支援第二グループ TEL 0852-22-5122、22-6398

FAX 0852-22-6859

〔加工食品外貨獲得支援事業〕 販路開拓のための多様な展示会出展を支援します

食品専門展示会出展支援事業

- 事業内容
自社の商品特性に合わせた販路開拓のための展示会出展に要する経費の一部を助成
- 対象者
島根県内の食料品・飲料製造事業者等
- 支援内容
県外で開催される食品関連の展示会出展にかかる下記の費用
小間料、装飾費、旅費、輸送費
助成額上限20万円、1 / 2 以内
- 備考
県が設ける「島根ブース」への出展（P.64参照）は対象外とします。

お問い合わせ

島根県しまねブランド推進課 食品産業支援第一グループ
TEL 0852-22-5272 FAX 0852-22-6859

情報発信、商品モニタリングの場として活用してください

アンテナショップの活用

●対象者

販路開拓を目指す県内企業
市町村、学校、商工団体等各種団体

●事業内容

1. 島根県物産観光館の活用

数多くの県産品を展示販売しています。県内での消費動向把握等の場として活用ください。

また、新商品等のPR及びテスト販売の場としても活用してください。

①所在地及び連絡先

松江市殿町191番地

TEL 0852-22-5758 / FAX 0852-25-6785

②施設概要

「島根県物産観光館」のホームページをご覧ください。

<https://www.shimane-bussan.or.jp/>

2. 日比谷しまね館の活用

首都圏への販路開拓や消費動向把握等の場として活用ください。

また、島根の総合的な情報発信拠点として、商品の背景にある地域文化や歴史などの紹介の場としても活用してください。

①所在地及び連絡先

東京都千代田区有楽町1-2-2 日比谷シャンテB1F

TEL 03-6457-9404 / FAX 03-6457-9405

②施設概要

「日比谷しまね館」のホームページをご覧ください。

<https://www.shimanekan.jp/>

お問い合わせ

島根県しまねブランド推進課 物産企画グループ

TEL 0852-22-6397 FAX 0852-22-6859

新規大学等卒業者やU I ターン希望者の人材確保に

合同企業説明会・面接会

島根県、各地域の雇用推進団体及びジョブカフェしまねなどが連携して合同企業説明会・面接会を開催します。

この説明会・面接会では、大学・短期大学・高等専門学校・専修学校等の学生の方や卒業して未就職の方などを対象に、県内企業に関する情報を提供するとともに、面接・企業説明の機会を設けることにより、県内企業の人材確保の取り組みを支援します。

●県内イベント

開催日	イベント名	開催地	概要
令和3年4月	合同企業説明会	WEB	令和4年3月大学等卒業予定者を対象としたWEB上での合同企業説明会・面接会
	しまねオンライン合同企業説明会	松江	
令和3年5月 ・6月・8月	しまね企業ガイダンス (合同企業説明会)	松江 浜田	令和4年3月大学等卒業予定者を対象とした県内企業の対面式合同企業説明会
令和3年10月	しまねオンライン合同企業説明会	松江	大学等に在学中の学生を対象とした県内企業の説明会
令和3年12月	年末しまねジャンボ企業博 (学生と企業の交流会)	松江	大学等に在学中の学生を対象とした県内企業の説明会
令和4年3月	しまねオンライン合同企業説明会	松江	令和5年3月大学等卒業予定者を対象としたWEB上での合同企業説明会
	しまね企業ガイダンス (合同企業説明会)	松江	令和5年3月大学等卒業予定者を対象とした対面式合同企業説明会

●その他イベント

その他各種イベント等を開催予定です。詳細はジョブカフェしまねサイトに随時アップ。

お問い合わせ

(公財) ふるさと島根定住財団 (ジョブカフェしまね)
 TEL 0852-28-0694 FAX 0852-28-0692
 E-mail newjobcafe@teiju.or.jp
 ジョブカフェしまねサイト
 URL:<https://www.gogo-jobcafe-shimane.jp/>
 定住財団ホームページ
 URL:<https://www.teiju.or.jp/>

販路拡大・IT

D-06

自社のソフトウェア・サービス等の販路拡大を支援します

開発ソフトウェア・サービス販路拡大支援事業

●事業内容

県内IT企業が開発した独自ブランドのソフトウェアやサービス等を中期的な計画に基づいて販路拡大・新規顧客開拓を行う際の県外展示会・セミナー出展等の経費の一部を助成します。

●対象事業

- ・県外で開催される展示会、セミナー等への出展
- ・県外で自社が開催するセミナー、商談会等
- ・インターネット上での仮想展示スペース利用等

●助成内容

- 1) 助成率：対象経費の1/2
- 2) 助成期間：交付決定日から1年以内
- 3) 助成限度額：150万円
- 4) 対象経費：小間料、会場借上料、装飾費、設営費、旅費、アシスタント費、インターネット上での広告経費、コンサルティング経費、市場調査費等

お問い合わせ

公益財団法人しまね産業振興財団 しまねソフト研究開発センター (ITOC)
 TEL 0852-61-2225
 E-mail itoc@s-itoc.jp

商工関係補助金等

受注・販路拡大

E - 01

コロナ禍における営業力強化にご活用ください！

新たな日常に対応したものづくり産業販路拡大支援事業

県内ものづくり企業の受注量を確保していくため、ウェブ等を活用した非対面での営業活動や、専門的な知識、スキルを有する営業代行業者の活用、県内企業の販路拡大につながる商社の取組を支援します。

①ウェブを活用した展示会出展等に対する助成（P.63に再掲）

●助成金の名称

ウェブを活用した販路拡大支援助成金

●事業内容

県内ものづくり企業がウェブ等を活用し、非対面での営業活動の強化のために行う、ウェブ展示会出展、自社のウェブコンテンツの作成等の取組を支援します。

●対象者

県内に事業所を有する中小企業のうち、原則として機械金属、樹脂、電気および電子部品等の製造を行っている者

●対象経費

ウェブ展示会等出展費用、ウェブコンテンツ作成費用、BtoBマッチングサイト利用料、SEO対策、リスティング広告、営業支援ツール導入に係る経費など

●助成率

対象経費の3分の2以内（上限額 1,000千円）

②営業代行業者等の活用に対する助成

●助成金の名称

営業代行等を活用したものづくり産業販路拡大支援助成金

●事業内容

県内ものづくり企業が営業代行を請け負う業者を活用して自社の製品、部品等を営業、販売する取組を支援します。

●対象者

県内に事業所を有する中小企業のうち、原則として機械金属、樹脂、電気および電子部品等の製造を行っている者

●対象経費

営業代行業者等のサービス利用に要する経費

●助成率

対象経費の3分の2以内（上限額 1,000千円）

③商社などが行う県内企業の販路拡大に向けた活動に対する助成

●助成金の名称

商社等を活用したものづくり産業販路拡大支援事業助成金

●事業内容

商社等が複数の県内ものづくり企業の優れた製品、部品等を県内外の展示会、商談会でPRし、販路拡大を行う取組を支援します。

●対象者

県内に事業所を有する製造業者が製造する機械金属、樹脂、電気及び電子製品部品等の卸販売や営業代行を行う商社等

●対象経費

商社等が行う県内ものづくり企業の販路拡大に向けた取組に要する経費

●助成率

対象経費の3分の2以内（上限額 3,000千円）

お問い合わせ

公益財団法人しまね産業振興財団 販路支援課 取引支援グループ
 TEL 0852-60-5114
 E-mail shinko@joho-shimane.or.jp

設備導入、情報機器導入

生産現場の自動化、省人化に向けた取組を支援します！

ものづくり産業生産プロセス変革支援事業助成金

●事業内容

新型コロナウイルス感染症の影響により売上高等が減少している県内中小製造企業の生産性を高めるため、生産プロセスの変革に必要な設備導入等を支援します。

●対象事業

デジタル技術の導入や多能工化等による生産プロセスの自動化・遠隔化を進める取組

例：重量物作業でのロボット導入、検査工程への画像認識システム導入

●助成内容

助成率 1 / 2

助成限度額 10,000千円

対象経費 設備導入・改修費、システム開発費等

お問い合わせ

公益財団法人しまね産業振興財団 経営支援課 総合相談グループ
TEL 0852-60-5115
E-mail con@joho-shimane.or.jp

経営革新

E - 03

事業再構築を実現しようとする事業計画の策定を支援します

ものづくり産業事業再構築促進事業助成金

●事業内容

新型コロナウイルス感染症の影響による社会経済や産業構造の変化に対応するため、県内中小企業が行う新分野展開、業態転換、事業・業種転換等の取組や事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等の事業再構築を実現しようとする事業計画の策定を支援します。

●対象事業

経済産業省の定める事業再構築指針に沿った事業再構築を実現しようとするための事業計画を策定する取組

●申請要件

下記 (1) ~ (4) の全てを満たす者とする

- (1) 県内に主たる事務所若しくは事業所を有する中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者。但し、みなし大企業は除く）
- (2) 経済産業省による中小企業等事業再構築促進事業 事業再構築補助金への申請を見込んでいること
- (3) 事業再構築の取組内容が製造業に該当すること
- (4) 助成金申請前の直近6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前（2019年又は2020年1月～3月）の同3か月の合計売上高と比較して10%以上減少していること

●助成内容

助成率 2/3

助成限度額 2,000千円

助成対象経費 専門家経費、市場調査費、委託費、その他経費

お問い合わせ

公益財団法人しまね産業振興財団 経営支援課 総合相談グループ
 TEL 0852-60-5115
 E-mail con@joho-shimane.or.jp

地域資源を活用した新商品等の試作品開発、販路開拓に

しまね地域産業資源活用支援事業

県内中小企業者等が県外市場の獲得を目指し、地域産業資源を活用して新商品・新サービスの研究開発、既存商品・既存サービスの改良及び販路開拓等、新たな事業化を目指す取り組みを支援します。

事業区分	県内波及型	県内新規取引型	連携事業型
対象者	県内に波及効果が見られるもの	県内事業者との取引を図るもの	商工団体等の支援を受け、業界等が連携して行うもの
対象経費	(共通) 農林水産品、鉱工業品、加工技術及び観光資源といった地域産業資源を活用した新商品・新サービスの研究開発、既存商品・既存サービスの改良、販路拡大など付加価値の向上に取り組む初期段階の経費		商工団体等
補助率	1/2 (機器、設備整備1/2)	2/3 (機器、設備整備1/2)	2/3 (機器・設備除く) 事務費10/10
補助額	500～3,000千円	500(※)～4,000千円 ※新商品、新サービスの研究開発、既存商品・サービスの改良のみを行う場合に限り、補助額の下限を300千円とする。	事業費 500～6,000千円 事務費 事業費の20%以内または上限額400千円のいずれか
事業期間	単年度	2か年度以内	

お問い合わせ

島根県商工会連合会

TEL 0852-21-0651

ホームページ <http://www.shoko-shimane.or.jp/>

又は

お近くの商工会議所・商工会・島根県中小企業団体中央会・公益財団法人しまね産業振興財団（巻末の一覧表参照）

事業化・販路拡大

E - 05

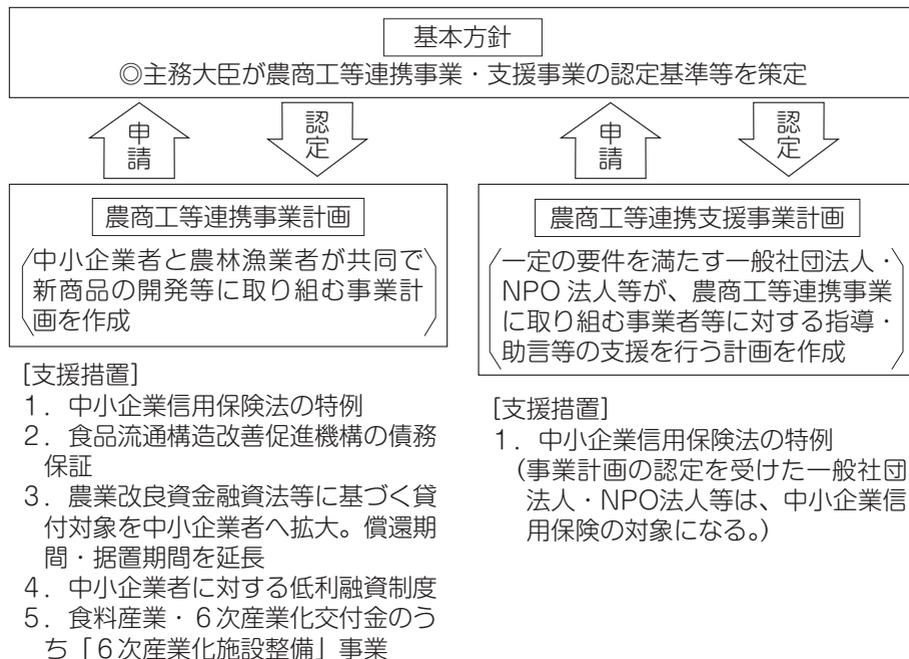
農林水産業と商業・工業等の産業間の垣根を超えた連携の促進

農商工等連携事業

[対策のポイント]

国から、中小企業者と農林漁業者が共同で行う新たな商品やサービスの開発等についての計画の認定を受けた場合に、中小企業者と農林漁業者に対して、融資等の支援を行う取組です。両者のマッチングを行う一般社団法人・NPO法人もあわせて支援が受けられます。

1. スキーム



お問い合わせ

中国経済産業局産業部 経営支援課

TEL 082-224-5658 FAX 082-224-5643

[強くしなやかな食品産業づくり事業] 食品製造業を中心とした地域経済循環の拡大を支援します

地消地産化モデル創出補助金

●事業内容

食品製造事業者を中心とした、1次から3次産業へ波及し、地域経済循環を拡大させる先導的なモデル創出を支援

●対象者

【事業実施主体】

食料品・飲料製造事業者

【補助対象者】

(1) 事業実施主体

(2) 事業実施主体と連携して事業を実施する1～3次産業事業者

●支援内容

商品開発、地域外への販路拡大、製造体制の強化、原材料の生産拡大等に係るソフト・ハード支援

補助額上限 1,000万円、1 / 2以内

※商工会議所・商工会を通じて申請ください。

お問い合わせ

島根県しまねブランド推進課 食品産業支援第二グループ
TEL 0852-22-6398 FAX 0852-22-6859

経営一般、事業化、設備の導入、受注・販路開拓

E - 07

〔強くしなやかな食品産業づくり事業〕地域経済を牽引する「中核企業」の成長を支援します

食品産業中核企業づくり事業

●事業内容

地域経済を牽引する食品製造事業者育成のための下記の実施を幅広く支援

- ①経営課題抽出、優先順位付けのための経営計画作成支援
- ②経営課題解決のための支援

●対象者

島根県内の食料品・飲料製造事業者

●支援内容

①経営計画作成

計画作成のために招聘する専門家の謝金・旅費等を負担
負担額上限20万円

※商工会議所・商工会への委託により実施します。

②経営課題解決

作成した計画で解決の優先順位の高い課題についてソフト、ハード支援
助成額上限100万円、1／2以内

※商工会議所・商工会を通じて申請ください。

※経営課題解決の支援事業者は経営計画を審査して決定します。

お問い合わせ

島根県しまねブランド推進課 食品産業支援第一グループ
TEL 0852-22-5272 FAX 0852-22-6859

事業承継を契機とした新たな取組等を支援します

事業承継新事業活動等支援事業(補助金)

中小企業の円滑な事業承継を促進するため、事業承継を契機とした後継者等による新しい取組や、第三者承継により経営資源を引き継ぐ取組に必要な経費の一部を補助します。

補助事業の内容

①島根県事業承継新事業活動等支援補助金（後継者支援型）						
概要	対象経費	対象者	補助率		補助上限（千円）	
			法認定等*1		法認定等*1	
事業承継を契機とした後継者等による新しい取組を支援	原材料費、産業財産権取得費、市場調査費、備品機械設備等購入費、施設改修費、撤去費、IT導入費、研修経費、外注費、広報費、展示会等経費等	・後継予定者（65歳未満）が決まっており、5年以内実施する事業承継計画を有する事業者 ・事業承継実施後2年以内の事業者（代表者が承継時点で65歳未満）	1/2	2/3	100	2,000
②島根県第三者承継・統合型支援補助金						
概要	対象経費	対象者	補助率	補助上限（千円）		
第三者承継により経営資源を引き継ぐ取組を支援	株式譲渡契約等における譲渡対価、外注費	株式譲渡等により以下要件を満たす事業を引き継ぐ県内事業者 ①県内に本店又は主たる事業所を有すること ②従業員を5名以上雇用していること ③市町村・商工会若しくは商工会議所が地域に必要と認める事業であること ④島根県事業承継・引継ぎ支援センターに登録し、従前から継続的支援を受けていること ※その他要件あり	1/2	10,000		

*1「法認定等」とは、経営力強化法に基づく経営革新計画の承認、経営力向上計画の認定、先端設備等導入計画の認定をいう。

申請・相談窓口は以下のとおりです。

【島根県事業承継新事業活動等支援補助金】

最寄りの商工会・商工会議所、島根県中小企業団体中央会、しまね産業振興財団

【島根県第三者承継・統合型支援】

島根県 商工労働部 中小企業課 経営力強化支援室

お問い合わせ

島根県商工労働部 中小企業課 経営力強化支援室

TEL 0852-22-5285 FAX 0852-22-5781

島根県西部県民センター商工観光部 商工振興課

TEL 0855-29-5649 FAX 0855-22-5306

ホームページ <https://www.pref.shimane.lg.jp/keieishien/>

事業承継・経営革新 等

E - 09

新型コロナウイルスに対応した事業承継への取組を支援します

新型コロナウイルス対応経営改善支援事業(補助金)

新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい経営状況にある県内中小企業者等の事業継続を後押しし、円滑な事業承継を促進するため、新型コロナウイルスへ対応した事業への転換や既存事業から異分野への進出を図る取組を支援し、必要な経費の一部を補助します。

- 補助対象事業者（以下の要件を全て満たす者）
 - ① 島根県内に主たる事業所又は工場を有し、経営者の年齢が、補助金の交付を受けようとする会計年度の4月1日時点で50歳以上であり、概ね10年以内に事業承継を予定している中小企業者等
 - ② 新型コロナウイルスに対応した新たな事業展開、又は既存事業とは異なる分野への進出を図る中小企業者等
 - ③ 補助金の交付決定日までに、中小企業等経営強化法に基づく、経営革新計画の承認を受けた事業計画を有している中小企業者等
- 補助内容

補助対象経費	補助率	補助上限
備品機械設備等購入費、施設改修費、撤去費、IT導入費、外注費、広報費	2 / 3	500万円

※事業者1者につき1申請を限度とし、申請する事業の経費は、補助対象経費の下限である100万円を超える金額とします。

申請・相談窓口は商工会議所、商工会、島根県中小企業団体中央会、しまね産業振興財団です。

お問い合わせ

島根県商工労働部 中小企業課 経営力強化支援室
 TEL 0852-22-5354 FAX 0852-22-5781
 島根県西部県民センター商工観光部 商工振興課
 TEL 0855-29-5649 FAX 0855-22-5306
 ホームページ <https://www.pref.shimane.lg.jp/keieishien/>

産業廃棄物の発生抑制、減量化、再生利用に取り組む際に

資源循環型技術開発事業費補助金

- 対象者
県内に事業所を置く事業者、法人格を有する団体及び任意グループ
- 事業内容
産業廃棄物の発生の抑制又は再生利用等による産業廃棄物の減量化を促進させ、産業廃棄物の循環的な利用による産業活性化を図る。
〈FS枠〉事業化に向けた研究開発のための市場調査、簡易な可能性試験
〈研究開発枠〉減量化・再生利用に向けた技術の研究開発、産業廃棄物を原材料とした製品の研究開発
- 対象経費
〈FS枠〉市場調査費（委託費、謝金・旅費）、技術指導受入費、研究会経費 等
〈研究開発枠〉原材料費、機械装置及び工具器具費、外注加工費、技術指導受入費、委託費 等
- 補助率
事業費の2／3以内
- 限度額
〈FS枠〉2,000千円以下の額
〈研究開発枠〉1,000千円以上10,000千円以下の額

お問い合わせ

〈出雲地域・隠岐地域〉

島根県商工労働部 産業振興課 事業化支援・産学官連携スタッフ

TEL 0852-22-5341

E-mail sangyo-shinko@pref.shimane.lg.jp

〈石見地域〉

島根県西部県民センター商工観光部 商工振興課

TEL 0855-29-5649

設備の導入

E - 11

産業廃棄物の発生抑制、減量化、再生利用に係る施設・設備の整備に取り組む方へ

産業廃棄物3R推進施設等整備費補助金

- 対象者
県内に事業所を有する事業者
- 事業内容
産業廃棄物の発生抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量その他産業廃棄物の適正な処理の促進に係る施設・設備の整備に要する経費の一部を補助
- 補助対象施設
 - (1) 県内排出の産業廃棄物（汚泥、廃プラスチック類、ガラスくず等、鋳さい、ばいじん）の発生抑制、減量化又はリサイクルを目的とする施設・設備
 - (2) がれき類・木くずの破砕施設（ただし、出張破砕等の処理のみの事業を行う場合を除く）
- 補助対象経費
機械装置費及び設置工事費
- 補助率
事業費の1／3以内
- 限度額
20,000千円（複数の機能を有する施設は30,000千円）

お問い合わせ

島根県環境生活部 廃棄物対策課 施設整備グループ
 TEL 0852-22-6419
 E-mail haikibutu@pref.shimane.lg.jp

受注・販路拡大

循環資源を活用したりサイクル製品の販売促進及び販路拡大に取り組む方へ

しまねグリーン製品認定・普及促進事業

●認定制度の概要

資源の循環利用の促進とリサイクル産業の育成を図るため、島根発の優れたリサイクル製品を「しまねグリーン製品」に認定し、展示商談会出展への支援や業界誌への広告宣伝など販路拡大を支援

●認定を受けると

(1) 認定証・認定マーク・認定支援補助金

- ・知事から認定証を交付
- ・しまねグリーン製品認定マークのシール作成、包装紙への印刷など
- ・認定事業者が認定を受けるために要した試験分析経費の一部を補助

(2) カタログ・新聞広告等

認定製品と事業者を紹介するカタログの掲載や新聞広告等で紹介

(3) 販路拡大支援

県内外の製品展示会への出展支援や課題解決のためのアドバイザー派遣のほか、公共調達や民間需要で利活用が進むよう販路拡大を支援



区分	民間需要の促進
メニュー	販売促進支援補助
概要	しまねグリーン製品の販売促進に要する経費を補助
対象経費	①広告宣伝費（印刷物作成費、広告掲載費、サンプル製作費、デジタル動画等作成費） ②商談会出展費（出展料、ブース設営及び管理運営費、出張旅費、運搬費） ③出展時の販売促進費（注）
補助率	1 / 2以内
上限額	100万円

(注) 通常製品に比べ価格が高いことなどの要件があります。

お問い合わせ

島根県環境生活部 環境政策課 しまね流エコライフ推進グループ
TEL 0852-22-6237
E-mail kankyo@pref.shimane.lg.jp

地域経済を牽引していく新たな取組を支援します

しまね地域未来投資促進事業助成金

●事業内容

地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する経済的波及効果を及ぼすことにより、地域経済を牽引していく新たな取組を支援します。

●対象事業

区分	地域経済牽引企業	連携企業
対象要件	地域経済牽引事業計画に基づく事業であること	
対象者	以下のすべての要件を満たす企業 ①県内中小企業者 ②地域経済牽引事業計画の承認を受けた企業	以下のすべての要件を満たす企業 ①県内中小企業者 ②地域経済牽引企業と連携して地域経済牽引事業に取り組む企業
	ものづくり、IT、ヘルスケア、観光関連事業者	ものづくり
対象経費	事業推進に必要な下記の経費 (ハード) 生産設備等の導入費 (ソフト) 技術開発、販路開拓、高度人材育成、マーケティング調査等に要する経費	事業推進に必要な下記の経費 (ハード) 生産設備等の導入費 ※ソフトは対象外
助成率	(ハード) 1/2 (ソフト) 2/3	(ハード) 1/2
限度額	5,000千円	1,000千円

●その他

本助成金の対象要件として、「地域未来投資促進法」に基づく地域経済牽引事業計画の承認が必要になります。承認については別に詳細な規定がありますので、P.214をご確認ください。

お問い合わせ

(ものづくり、IT、ヘルスケアの事業者様)

公益財団法人しまね産業振興財団 経営支援課 総合相談グループ
TEL 0852-60-5115

E-mail con@joho-shimane.or.jp

(観光関連事業者様)

島根県商工労働部 観光振興課 観光企画グループ
TEL 0852-22-5625

受注販路拡大・研究技術開発

新技術・商品開発等に向けたオープンイノベーションの推進を支援します。

オープンイノベーション活用促進事業

県内企業等による市場ニーズを踏まえた戦略的な技術開発・製品開発を段階的かつ一体的に支援するとともに、県内企業の研究開発力強化による個社技術・製品の開発・売上増加・利益率向上を支援します。

●事業内容

	市場調査支援事業費助成金	事業化促進助成金	次世代技術開発助成金
対象事業	企業等が新分野への進出や新商品の開発等を目的として行う市場調査や市場調査を踏まえた試作開発を行う事業	事業化に向けた研究開発であって、かつ事業化の確度を高めるために、外部専門家からの指導・助言を受ける事業	次世代技術開発を目的として、国内の大学・高等専門学校・研究機関と連携して、事業化に向けた研究開発を行う事業
対象者	県内に事業所を有する中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に定義する中小企業者であり、製造業（ただし、飲食料品及び工芸品を製造するものを除く。）を営む、又は営むことを予定している者。	以下の全てを満たすこと。 ・県内に事業所を有し、製造業を営む、又は営むことを予定している者。 ・中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に定義する中小企業者。ただし、県内の大学等と連携する場合は、この限りでない。 ・助成事業の成果をもって新たな製品等の事業化を計画し、当該製品等の生産を県内で予定している者。	以下の全てを満たすこと。 ・県内に事業所を有し、製造業を営む、又は営むことを予定している者。 ・中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に定義する中小企業者。ただし、県内の大学及び高等専門学校と連携する場合は、この限りではない。 ・助成事業の成果をもって新たな製品等の事業化を計画し、当該製品等の生産を県内で予定している者。
助成期間	交付決定日から1年以内	交付決定日から2年以内	交付決定日から2年以内
助成率	1/2	1/2	1/2
助成限度額	50万円以内	500万円以内/年	1,000万円以内/年
助成対象経費	市場調査にかかる経費（委託費、展示会等事業費、専門家謝金・旅費等）、試作開発にかかる経費（原材料費、工具器具費等）、その他経費	産学連携研究費、専門家経費、旅費、人件費、運搬費、原材料費、機械装置費、構築物費、工具器具費、研究開発等委託費、外注費、技術導入費、市場調査費等	産学連携研究費、専門家経費、旅費、人件費、運搬費、原材料費、機械装置費、構築物費、工具器具費、研究開発等委託費、外注費、技術導入費、市場調査費等
その他	県内中小企業3社以上により構成されるグループで経営革新計画（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第9条第1項に基づき知事の承認を受けた計画）の承認を受けたグループを構成する企業の場合、助成限度額は1グループにつき100万円以内となります。	①産学連携研究費（大学等との共同研究契約に要する経費）は以下のとおりです。 ・県内の大学等の場合 助成率 10/10 当該区分の助成限度額 250万円/年 ・県外の大学等の場合 助成率 1/2 ②外部専門家については、専門的かつ実践的な知識、技術、技能等を有するとともに、実務経験などの一定の条件があります。	①産学連携研究費（大学等との共同研究契約に要する経費）は以下のとおりです。 ・助成率 県内大学及び高等専門学校との連携 10/10 県外大学及び高等専門学校との連携 2/3 ・当該区分の助成限度額 500万円/年 ②「次世代技術開発」とは、島根県先端技術イノベーションプロジェクト又は中小企業の特産ものづくり基盤技術の高度化に関する指針と同水準と認められる研究開発をいいます。

お問い合わせ

公益財団法人しまね産業振興財団 新事業支援課 技術支援グループ
TEL 0852-60-5112
E-mail sat@joho-shimane.or.jp

受注販路拡大・研究技術開発

E - 15

特殊鋼産業の集積強化のため、ものづくり企業の成長分野への進出を支援します

特殊鋼産業成長分野進出促進助成事業

県の代表的な集積産業の一つである特殊鋼関連産業の高度化・集積強化に資する成長分野への進出に必要な素材開発、製品開発、試作開発等に対して助成します。

●事業内容

	県内取引拡大型	成長分野進出型
対象事業	県内に事業所を有する企業が、特殊鋼関連企業（※1）との取引につながる試作開発などに取組む事業	特殊鋼関連企業が成長分野（※2）への進出又は事業拡大のために取組む事業
対象者	県内に事業所を有し、製造業分野に取組む企業等	特殊鋼関連事業（※1）
助成期間	交付決定日から1年以内	
助成率	1 / 2	
助成限度額	100万円以内	500万円以内
助成対象経費	研究開発・試作開発にかかる経費（例：原材料費、工具器具費、直接人件費等） 販路開拓にかかる経費（例：マーケティング調査費等）	
その他	※1 特殊鋼関連企業とは… 県内に事業所を有し、特殊鋼に関わる素材製造、工具製造、機械加工（切削、研削）、熱処理、表面処理及び検査を主な事業とする企業を指します。 ※2 成長分野とは… 市場の拡大が見込まれ、これからの成長性が認められる分野であり、「産業構造ビジョン2010（平成22年6月経済産業省）」の今後の成長戦略分野等に記載された産業分野等を指します。 （例）インフラ関連／システム輸出産業 （水、石炭火力発電、リサイクル、宇宙産業、スマートグリッド、再生可能エネルギーなど） 環境・エネルギー課題解決産業 （スマートコミュニティ、次世代自動車など） 医療・介護・健康産業 （介護・福祉ロボットなど） 先端分野 （ロボット、航空機、宇宙、高温超電導、ナノテク、機能性化学、バイオ医療品、炭素繊維、高度IT、レアメタル）	

お問い合わせ

公益財団法人しまね産業振興財団 新事業支援課 技術支援グループ
 TEL 0852-60-5112
 E-mail sat@joho-shimane.or.jp

事業アイデアの具体化をお手伝い

IT活用サービス創出シード支援事業 [リサーチ・インタビュー支援事業]

●事業内容

新たなサービス・製品の創出を検討する事業者に対し、アイデアの具体化や顧客の確認など初期段階での取り組みを支援します。

●対象者

- ・ 県内IT事業者
- ・ 県内のサービス事業者（非IT事業者）。但し、システム開発を県内のIT事業者に委託する場合に限る
- ・ 県内のIT事業者とサービス事業者で組織されるコンソーシアム等

●対象事業

アイデアの具体化や顧客の確認などを目的として実施するリサーチや関係者へのインタビューなどの取り組み

●助成内容

- (1) 助 成 率 対象経費の1 / 2
- (2) 助 成 期 間 3か月以内
- (3) 助成限度額 50万円
- (4) 対 象 経 費 人件費、旅費、その他必要と認められる経費

●その他

募集は随時に行います。活用を希望される場合はお問い合わせ先にご連絡いただくか、しまねソフト研究開発センターの公式サイト (<https://www.s-itoc.jp/>) をご確認ください。

お問い合わせ

公益財団法人しまね産業振興財団 しまねソフト研究開発センター(ITOC)
TEL 0852-61-2225
E-mail itoc@s-itoc.jp

県内IT産業の新たなビジネスモデルの創出を目指して“検証支援”

IT活用サービス創出シード支援事業【プロトタイプ検証支援事業】

●事業内容

新たなサービス・製品の創出を検討する事業者に対し、当該サービスの市場投入に向けた検証の取り組み（顧客インタビューや市場調査など）を支援します。

●対象者

- ・県内IT事業者
- ・県内のサービス事業者（非IT事業者）。但し、システム開発を県内のIT事業者に委託する場合に限る。
- ・県内のIT事業者とサービス事業者で組織されるコンソーシアム等

●対象事業

新たなサービス・製品の实地検証として行う顧客インタビューや市場調査
上記に必要となる最低限の機能を有したサービス・製品の開発

●助成内容

- (1) 助成率 対象経費の1/2
- (2) 助成期間 3か月以内
- (3) 助成限度額 100万円
- (4) 対象経費 人件費、旅費、開発及び实地検証に必要な機器の購入経費等

●その他

募集は期間を定めての公募になります。活用を希望される場合はお問い合わせ先にご連絡いただくか、しまねソフト研究開発センターの公式サイト（<https://www.s-itoc.jp/>）をご確認ください。

お問い合わせ

公益財団法人しまね産業振興財団 しまねソフト研究開発センター(ITOC)
TEL 0852-61-2225
E-mail itoc@s-itoc.jp

県内IT産業の新たなビジネスモデルの創出を目指して“開発支援”

IT活用サービス創出シード支援事業【サービス・製品開発支援事業】

●事業内容

新たなサービス・製品の市場投入を目指す事業者に対して、当該サービス等の本格的な開発や市場投入に向けた取り組みを支援します。

●対象者

- ・ 県内IT事業者
- ・ 県内のサービス事業者（非IT事業者）。但し、システム開発を県内のIT事業者に委託する場合に限る。
- ・ 県内のIT事業者とサービス事業者で組織されるコンソーシアム等

●対象事業

有償購入する初期顧客が見込めた段階において行う当該サービス等の本格的な開発や市場投入に向けた取り組み

●助成内容

- (1) 助成率 対象経費の1/2
- (2) 助成期間 6か月以内
- (3) 助成限度額 300万円
- (4) 対象経費 人件費、旅費、開発及び検証に必要な機器の購入経費等

●その他

募集は期間を定めての公募になります。活用を希望される場合はお問い合わせ先にご連絡いただくか、しまねソフト研究開発センターの公式サイト (<https://www.s-itoc.jp/>) をご確認ください。

お問い合わせ

公益財団法人しまね産業振興財団 しまねソフト研究開発センター(ITOC)
TEL 0852-61-2225
E-mail itoc@s-itoc.jp

地域での受託開発の競争力強化を支援します

受託開発競争力強化支援事業

● 事業内容

県内IT企業が、自社の事業成長や地域のIT企業と連携することで地域IT産業の発展を目指し、より上流工程若しくは大規模な受託開発案件を獲得する事業活動を支援します。

関係構築のために発注企業先で行う開発に要する経費や、地域での連携先企業との研修開催に要する経費の一部を助成します。

● 対象者

島根県内に本社、支社及び開発を行う事業所を有するIT企業

● 助成内容

- ・ 対象経費：発注企業先で開発する際に必要と認める経費（赴任旅費、家賃等）、地域の連携先企業と行う研修費等

(1) 地域の代表企業として受託する場合

助 成 率：対象経費の1 / 2

助成限度額：200万円

(2) 自社の付加価値額が一定以上増加する事業を受託する場合

助 成 率：対象経費の2 / 3

助成限度額：300万円

お問い合わせ

公益財団法人しまね産業振興財団 しまねソフト研究開発センター(ITOC)
 TEL 0852-61-2225
 E-mail itoc@s-itoc.jp

新たな市場参入を目指す試作・技術開発に

試作・技術開発支援助成金

●事業内容

県内産業の新たなマーケットの創造や顧客開拓に繋がる、IT関連技術を用いて独創性や新規性に富む試作・技術開発を行う経費の一部を助成します。

●対象事業

- (1) VR（仮想現実）、AR（拡張現実）やドローン、ウェアラブルデバイス等の先進的なコンテンツ制作技術やIoT技術を用いて、顧客候補へ完成品に近い試作を実体験させ顧客ニーズを確かめることで、市場参入の可能性を探る事業。
- (2) IT関連機器類の開発に技術的リスクが存在する事業で、当該機器の開発を自らが行えるかどうか試作において技術検証し、市場参入の可能性を探る事業。

●助成内容

- (1) 助成率：対象経費の1／2
- (2) 助成期間：交付決定日から3か月以内
- (3) 助成限度額：50万円
- (4) 対象経費：人件費、外部委託費、実地検証に要する費用他

お問い合わせ

公益財団法人しまね産業振興財団 しまねソフト研究開発センター(ITOC)
TEL 0852-61-2225
E-mail itoc@s-itoc.jp

派遣研修で技術・ノウハウを獲得

新ビジネスモデル構築支援事業

●目的

自社固有の技術・サービスを構築することを目的として、県内外の他企業等に社員を送り、新しい技術・業務ノウハウの習得を目指す取り組みを支援します。

●対象事業

県内ソフト系IT企業（中小企業者）が県内外の他企業等において実施する研修又は研究であり、以下の要件を満たすもの。

(1) 派遣研修・研究型

ア 当該企業にとって自社の持つ技術力を著しく向上させる又は特定分野の業務ノウハウを習得する取り組みであること。

イ 優れた経営資源、技術資源を持つ企業等における取り組みであること。

ウ 概ね連続1ヶ月以上にわたり実施される取り組みであること。

但し非連続の場合には概ね通算1ヶ月以上であること。

(2) 営業人材強化研修型

ア 当該企業にとって、自社製品の販売促進に資する人材を育成するためのビジネススクール、大学、専門学校等への通学、通信教育の受講であること。

イ 1年を超えない範囲の受講であること。（短期間も対象とする）

※(1)と(2)のどちらか又は併用も可能です。但し、新規の取り組みを優先します。

※令和3年度の支援対象期間は、令和4年2月までです。

●対象経費

経費① 家賃（社員負担）

経費② 企業が負担する場合の家賃、賃金、教材費、研修・研究材料費、旅費、生活支度費

※但し、研修等に対する対価が研修先から支払われる場合、当該経費は対象外

●補助率

対象経費の2分の1以内

●限度額

1件あたり200万円

お問い合わせ

島根県中小企業団体中央会 連携支援課

TEL 0852-21-4809 FAX 0852-26-5686

島根県商工労働部 産業振興課 情報産業振興室

TEL 0852-22-5620 FAX 0852-22-5638

高速通信専用回線利用料やコールセンター通信費を補助します

特定通信費補助金

[高速通信専用回線利用費補助金]

●対象者

- ・製造業（県営工業団地内に限る）
- ・研究開発型企業及び研究開発支援型企業（ソフト産業・人材育成機関・試験研究機関など）で県の立地計画認定を受けた企業

●事業内容

県内の対象者が、高速通信回線を利用して、研究開発や新たな事業展開に取り組む場合にその回線利用料の一部を補助します。

●対象回線

1 Mbps以上の回線の利用料（県内間での利用の場合は、回線の限定あり）

●補助内容

補助率：利用料の1 / 2を補助

補助限度額：（上限）：5,000万円／年（県内間の場合は、1,000万円／年）
（下限）：50万円／年

補助期間：最大で5年間

[雇用確保促進特定通信費補助金]

●対象者

次の全てを満たす者。①コールセンター業を営む者で、新規常用従業員数（1年契約以上の契約社員を含む。）が20人以上ある場合。②島根県企業立地促進条例に基づく認定を受けていること。③操業を開始した日から2年以内に事業利用計画の承認を受けた者。

●事業内容

コールセンター業に直接必要となる通信費及び電子情報処理組織の使用料の一部を補助します。

●補助対象

電気通信事業者へ支払う通信費（電話料金、インターネット利用料など）及び電子情報処理組織（補助事業者の使用に係る電子計算機と当該コールセンターを利用する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続したもの）の使用料

●補助内容

補助率：利用料の1/2を補助

補助限度額：(上限)：5,000万円/年(電話、その他の通信費3,000万円/年、
電子情報処理組織使用料3,000万円/年)
(下限)：50万円/年

補助期間：最大で5年間

●その他

「高速通信専用回線利用費補助金」「雇用確保促進特別通信費補助金」のどちらか一つしか補助は受けられません。

お問い合わせ

島根県商工労働部 企業立地課 立地推進第一グループ
TEL 0852-22-5295 FAX 0852-22-6080
E-mail kigyō-richi@pref.shimane.lg.jp

物流コスト削減のために

浜田港国際定期コンテナ航路利用促進事業補助金

●事業内容

浜田港発着の国際定期コンテナ航路（釜山航路）を利用した企業・団体等に対し、経費の一部を補助します。

区分	対象者	要件	単価	上限額
①航路新規利用支援	浜田港を初めて利用し輸出入を行った者	1～50TEU	2万円/TEU	100万円
	【石見地域外のもの】 (高速道料金としての支援)	(※初回利用から 1年間を対象)	加算 1万円/TEU	50万円
②輸出促進支援	30TEU以上の<輸出>を行った者	30～100TEU	1万円/TEU	100万円
③輸入促進支援	50TEU以上の<輸入>を行った者	50～100TEU	1万円/TEU	100万円
④輸出入促進支援	250TEU以上の輸出入を行う計画があり、かつ事前協議が整った者	250～400TEU	1万円/TEU	400万円
	【1000TEU以上】 1000TEU以上の計画がある者	1000～1200TEU ※400TEUを超える部分	加算 2500円/TEU	200万円

※TEU=20フィートコンテナに換算したコンテナ個数の単位。

※①と「浜田港リーファーコンテナ貨物奨励補助金」との併給は可。

●その他

補助金制度・金額等につきましては、変更となる場合がありますので、利用前に必ずお問い合わせください。

補助金は予算の範囲内で交付となりますので、補助金額が上限額を下回る場合があります。予め、ご了承ください。

お問い合わせ

浜田港振興会（島根県浜田市熱田町2135-2 浜田ポートセンター内）
TEL 0855-24-7733 FAX 0855-27-4411
ホームページ <http://www.hamada-minato.jp/>

温度管理が必要な貨物の輸出入を支援します

浜田港リーファーコンテナ貨物奨励補助金

●事業内容

浜田港を利用して取り組むリーファーコンテナ（貨物の温度を一定に保つことができる専用コンテナ）の輸出入にかかる経費の一部を補助します。

区分	対象者	要件	単価	上限額
リーファーコンテナ輸出入支援	リーファーコンテナ貨物での輸出入を行った者	1~100TEU	1万5千円/TEU	150万円

※TEU=20フィートコンテナに換算したコンテナ個数の単位。

※「浜田港国際定期コンテナ航路利用促進事業補助金①航路新規利用支援」との併給は可。

●その他

補助金制度・金額等につきましては、変更となる場合がありますので、利用前に必ずお問い合わせください。

補助金は予算の範囲内で交付となりますので、補助金額が上限額を下回る場合があります。予め、ご了承ください。

お問い合わせ

浜田港振興会（島根県浜田市熱田町2135-2 浜田ポートセンター内）
 TEL 0855-24-7733 FAX 0855-27-4411
 ホームページ <http://www.hamada-minato.jp/>

浜田港コンテナ貨物の創出に向けた取り組みを支援します

浜田港創貨対策事業補助金

●事業内容

浜田港コンテナ貨物の拡大に向けて、浜田港からの輸出入案件発掘から継続的輸出入に至るまでを一貫して行う活動に対し、経費の一部を補助します。

●対象者

複数企業等により構成される共同事業体

ただし、貿易実績があり、貿易を業とする旨の商業登記をしているものが補助対象となる場合はこの限りではありません。

●対象事業

①輸出入案件発掘段階

市場調査、アドバイザー活用、物流調査、見本市等出展、信用調査、取引先招へい、商談

②輸送実験段階

物流ルート開拓、輸送実験、証明書等取得、販売促進

●対象経費

謝金、旅費、印刷製本費、会議需用費、通訳翻訳料、役務費、広告宣伝費、通信費、輸送費、委託費、会場費、リース料等

●助成率

1 / 2

●限度額

①輸出入案件発掘段階 100万円

②輸送実験段階 100万円

●その他

募集は期間を定めての公募になりますので、活用を希望される場合はお問い合わせください。

お問い合わせ

浜田港振興会（島根県浜田市熱田町2135-2 浜田ポートセンター内）
TEL 0855-24-7733 FAX 0855-27-4411
ホームページ <http://www.hamada-minato.jp/>

海外展開

E - 26

海外販路開拓や海外進出に向けた取組を助成します

しまね海外展開支援助成金

●対象者

島根県内に主たる事務所又は事業所を有する、又は助成事業で対象とする自社製品等の生産拠点を県内に有する中小企業者

●助成内容

1. 現地市場調査等支援事業

将来的な海外進出に向けて、現地市場調査や構想策定を行う事業

・補助率 1 / 2 以内

・限度額 100万円（複数企業の連携による海外進出の場合は200万円）

2. 海外進出計画策定事業

海外子会社の設立に係る計画の策定等を行う事業

・補助率 1 / 2 以内

・限度額 300万円

3. 海外販路開拓事業

商談会、展示会等への参加、販売促進活動、輸出向け商品の開発等、海外の事業者と商取引を行うことを目的として行う事業

・補助率 1 / 2 以内

・限度額 100万円

4. グローバル人材確保育成事業

海外展開のための人材を外部から確保するため、有料職業紹介事業者に人材の紹介を依頼する事業又はそれらの人材の育成支援を行う事業

・補助率 1 / 2 以内

・限度額 100万円

5. 海外拠点ローカル人材育成事業

海外拠点において中核的な役割を担うローカル人材の育成指導を行う事業

・補助率 1 / 2 以内

・限度額 100万円

●募集

期間を定めて募集します。詳細は下記までお問い合わせください。

※本助成金は、「島根ものづくり企業海外展開総合支援助成金」と「しまね海外販路開拓支援助成金」を統合したものです。

お問い合わせ

公益財団法人しまね産業振興財団 販路支援課 国際化支援グループ
TEL 0852-22-6193
E-mail kaigai@joho-shimane.or.jp

～地域中小企業の海外展開、ブランド確立に取り組む事業を支援します～

JAPANブランド育成支援等事業

●事業概要

本事業は、中小企業者が海外展開やそれを見据えた全国展開のために、新商品・サービスの開発・改良、ブランディングや、新規販路開拓等の取組を行う場合に、その経費の一部を補助することにより、地域中小企業の域外需要の獲得を図るとともに、地域経済の活性化及び地域中小企業の振興に寄与することを目的としています。

●支援対象者

海外展開を目指す中小企業 等

●公募期間

令和3年4月15日(木)～令和3年7月15日(木)17時まで

●補助事業内容

概 要	中小企業者が、優れた素材や技術等を活かした自社の製品やサービスについて、新たに展開を目指そうとする国等に関する市場調査、専門家招聘、新商品・サービス・デザイン開発、展示会出展等を実施することにより、海外のマーケットで通用する商品力・ブランド力を確立し、新たに海外に販路を開拓することなどを支援します。
補 助 金 額	500万円以内（下限200万円） ※原則、複数者による連携体の場合、1社ごとに500万円上限額を高め、最大4社で2,000万円までの上限額となります。
補 助 率	1、2年目：2／3以内 3年目：1／2以内 ※ただし、3年以内に海外展開を行うことを明確に示した案件は、国内販路開拓に係る部分について補助率1／2以内で補助対象経費とする。
補助事業期間	交付決定日～令和4年3月末日まで

※今年度事業より、以下の点が主な変更内容となります。詳細は以下のURLをご確認ください。

- 中小企業庁が選定する「支援パートナー」の活用が必須となります。
- 申請はインターネットを利用した「電子申請（Jグランツ）」のみで受け付けます。
- 詳細（中小企業庁HP）

https://www.chusho.meti.go.jp/shogyo/chiiki/japan_brand/2021/21041502Jbrand-koubo.html

お問い合わせ

中国経済産業局 産業部 経営支援課、国際課
TEL 082-224-5658（経営支援課）、5659（国際課）
E-mail cgk-jb@meti.go.jp

伝統工芸品産業の販路開拓・振興を図るために

島根県伝統工芸品展示会・ 見本市出展及び専門家招聘事業費補助金

●対象者

- ・ 伝統工芸品を製造する事業協同組合等の構成員
- ・ 島根県ふるさと伝統工芸品を製造する者
- ・ 島根県ふるさと伝統工芸品に準ずる工芸品を製造する者

●事業内容

島根県の伝統工芸品製造事業者の展示会出展及び専門家招聘の支援を行うことで、伝統工芸品の振興と販路拡大を図ります。

●補助内容

1. 展示会・見本市出展支援事業

(補助対象経費) 旅費、送料、運搬費

(補助率) 1/2以内

(補助限度額) 県外展示会の場合 1回あたり100千円
県内展示会の場合 1回あたり30千円

2. 販路開拓専門家招聘支援事業

(補助対象経費) 専門家謝金、専門家旅費

(補助率) 1/2以内

(補助限度額) 1回あたり100千円

お問い合わせ

島根県しまねブランド推進課 物産企画グループ

TEL 0852-22-6397

FAX 0852-22-6859

ISO 等認証取得時の費用を助成します

国際規格認証取得促進助成事業

県内企業の販路拡大と経営基盤強化を支援するために、ISOシリーズやFSSC22000などの国際規格認証取得に必要な経費の一部を助成します。

●対象者

次の要件をすべて満たしている方

- ①県内に事務所または事業所を有する中小企業者（みなし大企業を除く）
- ②経営革新計画または同等以上の計画にもとづく取り組みを行う者
- ③製造業または情報サービス業を営む者
（製造業または情報サービス業の分野での取得を目指す者）
- ④助成金交付決定後1年以内に認証の取得が見込まれる者
- ⑤税金を完納している者

●対象経費

- ・専門家（経営コンサルタント等）経費
- ・審査登録に要する経費（＝審査登録機関へ支払う経費）
※交付決定前に支払済の経費については対象外となります

●助成限度額

対象経費の1 / 2 以内で1件あたり100万円以内

※HACCP認証規格の取得については、1件当たり30万円以内

※企業グループ（P.205参照）で戦略的な取り組みを行い、その構成企業がセクター規格を取得する場合は上限200万円とする。

●募集期間

随時

お問い合わせ

公益財団法人しまね産業振興財団 経営支援課 総合相談グループ
TEL 0852-60-5115
E-mail con@joho-shimane.or.jp

研究開発・技術開発

E - 30

地域資源を活用した新商品開発等を支援します

ふるさとものづくり支援事業

- 対象者
企業等に対して市町村が地域特産品となる新商品開発等に必要経費の補助を行う場合に、市町村に対して補助金を交付します。
- 対象経費
企業等の新商品の研究開発・事業化・市場調査・販路開拓等に要する経費
- 補助率
補助対象と認められる経費の2/3以内
(ただし、補助対象事業が過疎地域・みなし過疎地域(旧過疎地域に限る。)離島地域、特別豪雪地帯において行われる場合には9/10以内)
- 補助限度額

区 分		補助限度額
将来的に事業化・量産化が可能な特徴ある新商品開発を行うことで地域産業の発展が図られる事業(経費の規模に応じて補助金を交付)	Aタイプ	10,000千円
	Bタイプ	5,000千円
	Cタイプ	1,000千円
これまでに新商品開発に取り組み、試作品が完成したものの商品化に至っていないものについて、商品化に向けた事業化・市場調査・販路開拓等を実施する事業	Dタイプ	2,000千円

※一般財団法人地域総合整備財団(ふるさと財団)の補助金となりますので、詳しくは下記ホームページをご覧ください。
<https://www.furusato-zaidan.or.jp/monodukuri/>

お問い合わせ

島根県商工労働部 産業振興課 ものづくり推進グループ
 TEL 0852-22-6740 FAX 0852-22-5638

商業活性化

地域商業活性化とまちづくりの推進のために

地域商業等支援事業

●目的

商圏人口の減少、郊外型大型店舗等への顧客の流出が進む中、新規出店に意欲的な事業者への開業前後におけるサポートを強化することにより、新たな開業の促進と経営安定化を支援し、もって地域商業機能の維持及び地域商業等の振興を図る。



●事業内容

事業区分	補助内容	県補助率	県補助限度額
小売店等開業支援事業 一般枠	<p>■補助対象者 開店計画を有し、①又は②の区域において、次の業種にかかる事業を実施する者 ①中心市街地の活性化に関する法律における認定基本計画に位置づけられた区域 ②市町村が重点的に商業を振興する区域 【業種】 小売業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、サービス業のうち自動車整備業</p> <p>◆補助対象経費 開店に係る初期投資費用 (改修費、備品購入費、備品リース料、家賃、広告宣伝費)</p>	ソフト 1/4 ハード 1/4	1,000千円 (市町村負担額を上限)
特別枠	<p>■補助対象者 以下の条件を満たす者（業種は一般枠と同じ） ①開店計画を持つ者で、産業競争力強化法における特定創業支援等事業のスクール等を受講する予定の者又は既に受講した者 ②既に店舗を経営している者で、産業競争力強化法における特定創業支援等事業のスクール等を受講する予定の者</p> <p>◆補助対象経費 開店に係る初期投資費用及びスクール等の受講に係る費用 (改修費、備品購入費、備品リース料、家賃、広告宣伝費、旅費、受講料)</p>	ソフト 1/4 ハード 1/4	1,200千円 (市町村負担額を上限)
買い物不便対策事業	<p>■補助対象者 以下のうち、「住民の買い物不便対策に資する」「既存店舗の理解を得ている」と市町村が認めた事業者 A 飲食料品等小売業の開店予定者（事業承継を含む） B 中小企業の基準を超える飲食料品等小売業の開店予定者（開店のみ） C 事業を継続して営んでいる飲食料品等の小売業者</p> <p>◆補助対象経費 対象者A 改修費、建築費、建物取得費、備品購入費、備品リース料、家賃、広告宣伝費 対象者B 改修費、建築費、建物取得費、備品購入費、備品リース料 対象者C 改修費、備品購入費、備品リース料</p>	ソフト 1/4 ハード 1/4	5,000千円 (市町村負担額を上限)

移動販売・宅配支援事業	<p>■補助対象者 飲食品等の移動販売事業又は宅配事業を行う計画を有する又は既に行っている小売業者、組合等</p> <p>◆補助対象経費</p> <p>①移動販売又は宅配事業に必要な車両及び設備の取得費（200千円以上のものに限り）、広告宣伝費</p> <p>②移動販売又は宅配事業の運営に要する燃料費、車検費用、修理費、備品購入費 ただし、年間経費が200千円を超えることを要件とする。</p> <p>③軽減税率及び在庫管理、売り上げ分析に対応が可能なPOSシステム等レジ関連機器（パソコン・タブレット等）の購入またはリースにかかる経費</p>	<p>【対象経費①】 補助率：1/4 補助限度額：1,000千円 （市町村負担額を上限）</p> <p>【対象経費②】 定額 1年目50千円 2年目40千円 3年目30千円 （市町村負担額を上限）</p> <p>【対象経費③】 補助率：1/4 補助限度額：100千円 （市町村負担額を上限）</p>
整備事業	<p>■補助対象者 商業環境の改善に資する施設整備計画を持つ組合、商工団体等</p> <p>◆補助対象経費 施設設備の設置・取得・整備に要する経費</p>	<p>ハード 1/4 5,000千円 （市町村負担額を上限）</p>
拠点整備事業	<p>■補助対象者 飲食品等の仕入共同化のための拠点整備計画を有する者（卸売業者、小売業者、運輸業者、組合、商工団体、規約を有する任意組織等）</p> <p>◆補助対象経費 地域流通拠点の整備に要する経費</p>	<p>ハード 1/4 1,500千円 （市町村負担額を上限）</p>

●その他

本事業は、市町村を通じた補助金となりますので市町村ごとに事業実施の有無、補助対象となる事業の範囲、補助率、補助限度額等は異なります。詳しくは各市町村商工担当課へご相談ください。

お問い合わせ

各市町村商業担当部局
 島根県商工労働部 中小企業課 商業・サービス業支援グループ
 TEL 0852-22-6055 FAX 0852-22-5781
 E-mail shosa@pref.shimane.lg.jp
 島根県西部県民センター 商工観光部 商工振興課
 TEL 0855-29-5649 FAX 0855-22-5306
 E-mail hamadasyoro@pref.shimane.lg.jp

創業・ベンチャー、経営革新

地域課題の解決を目指して起業される方へ

わくわく島根起業支援事業

●事業内容

県外からの移住者又は県内在住者が、地域課題の解決を目的として新たに起業、事業承継又は第二創業する場合に、その起業に必要な経費の一部を補助します。

●対象者

県外からの移住者（補助事業完了日までに県内に居住する者）又は県内在住者で、事業の公募開始日以降から補助事業完了日までに、個人事業の開業届けを行う者又は法人等の設立登記を行う代表者。

県外からの移住者（補助事業完了日までに県内に居住する者）又は県内在住者で、事業の公募開始日以降から補助事業完了日までに、Society 5.0関連業種等の付加価値の高い産業分野での事業を事業承継、又は第二創業により実施する者若しくは法人等の代表者

●対象事業

下記のサービスの分野において、地域課題の解決を図るために新たに起業する事業。

- ・中山間地域及び離島の生活機能の確保に資するサービス
- ・まちづくりや地域の活性化に資するサービス
- ・教育や子育て環境の充実に資するサービス
- ・高齢者等の暮らしや福祉向上に資するサービス

※その他、事業の継続性や必要性が認められることが補助の要件となります。

●補助の対象となる経費

人件費（補助事業に直接従事する従業員へ支払う給与・賃金）、店舗等借入費、リース・レンタル費、機械装置等費、店舗等改修費、旅費、広報費、展示会等出展費、外注・委託費

●補助率

補助の対象となる経費の1 / 2以内

●補助の限度額

1事業あたり200万円

お問い合わせ

島根県商工会連合会

TEL 0852-21-0651

ホームページ <http://www.shoko-shimane.or.jp/>

環境・エネルギー

地球温暖化対策の取り組みを推進

エコアクション21認証取得促進事業 (しまねエコライフ推進会議事業者部会事業)

- 対象者
しまねストップ地球温暖化宣言事業者（組合、中小企業者等に限る）
原則、島根県内に本社事業所を置く中小企業者
- 事業内容
エコアクション21を新たに認証取得した事業者に対し経費の一部を助成します。
- 対象経費
専門家経費、審査登録経費
- 補助率
対象経費の2分の1以内（上限：30万円）
- 対象数
5事業所・団体等

エコアクション21とは

「エコアクション21認証・登録制度」は、環境省が策定したガイドラインに基づく国内規格の環境マネジメントシステムです。中小企業にも取り組みやすく、目標設定から評価・見直しまでの環境活動について認証・登録する制度で、環境負荷を減らすと同時に経営上の効果も期待できます。

- ◆産業廃棄物処理業者においては、優良産廃処理業者認定制度の基準のうちの1つ「環境配慮の取組」として、エコアクション21等の認証を取得することが要件となっています。
- ◆審査費用、認証登録費用の負担が低く、文書作成量も少ないので認証取得に要する労力・コストとも軽減することができます。
- ◆環境経営レポートの作成が必須となっており、社会的責任を果たす企業としてのイメージが高まります。

エコアクション21の認証登録は、事業場においてシステムを構築し、運用期間（3か月以上）の結果をとりまとめ、登録審査を申し込みます。審査後に地域・中央判定委員会を経て適合と判断されると中央事務局（一般財団法人持続性推進機構内）と契約締結し、認証登録となります。

お問い合わせ

エコアクション21 地域事務局しまね（島根県中小企業団体中央会内）
TEL 0852-21-4809 FAX 0852-26-5686

特許等の外国出願を支援します

中小企業外国出願支援事業

戦略的に外国出願を行おうとする中小企業に対して、外国特許庁に出願するために必要な翻訳費、外国出願料、外国代理人費用、手数料などの経費の一部を助成します。

●事業内容

支援の対象・要件	<p>①県内に本社・事業所・工場等を有する中小企業者又は中小企業者で構成されるグループ（構成員のうち中小企業者が2/3以上を占める者）が対象です（みなし大企業を除きます）。 地域団体商標の外国出願については、商工会議所、商工会、NPO法人等が対象です。</p> <p>②以下すべてを満たす必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応募時に既に日本国特許庁に対して特許、実用新案、意匠又は商標出願済みであり、採択後に同内容の出願を優先権を主張して外国へ年度内に出願を行う予定の案件であること。（商標については優先権がない案件も可）。 ・※PCT国際出願の国内段階への移行手続き、ハーグ出願（意匠）、マドプロ出願（商標）を含みます。詳細はお問い合わせください。 ・※ジェトロ（日本貿易振興機構）が行う外国出願補助金と当財団への同一案件の併願（重複）申請はできません。 ・先行技術調査等の結果からみて、外国での権利取得の可能性が明らかにならざることを。 ・外国で権利が成立した場合等において「当該権利を活用した事業展開を計画している」又は「商標出願に関し、外国における冒認出願対策の意思を有している」こと。 ・※冒認出願とは、悪意の第三者による先取り出願のこと。 ・外国出願に必要な資金能力及び資金計画を有していること。
募集期間	<p>募集開始日から令和3年12月28日まで随時募集 ※募集開始日は現在調整中です。 ※予算の上限に達し次第、公募を締め切ります。</p>
助成対象期間	令和4年2月28日までに、外国特許庁へ出願とすべての支払いを完了した上で実績報告書を提出する見込みであることが必要です。
助成率	1/2以内
助成限度額	<p>1 企業あたり：300万円以内 1 案件あたり：特許150万円以内 実用新案・意匠・商標 それぞれ60万円以内 冒認対策商標30万円以内 ※冒認対策商標とは、冒認出願の対策を目的とした商標出願</p>
助成対象経費	<p>①外国特許庁へ出願手数料</p> <ul style="list-style-type: none"> ●特許・実用新案……各国への直接出願費用、PCT国際出願の国内移行費用 ●商標……各国への直接出願費用、マドプロ出願費用 ●意匠……各国への直接出願費用、ハーグ出願費用 <p>※日本国特許庁に支払う費用、国内外消費税等については助成対象外になります。</p> <p>②①に要する国内代理人・現地代理人費用 ③①に要する翻訳費用 ④その他財団が特に必要と認める費用</p>

お問い合わせ

しまね知的財産総合支援センター

〔一般社団法人島根県発明協会、公益財団法人しまね産業振興財団〕

TEL 0852-60-5112

E-mail sat@joho-shimane.or.jp

事業化

E - 35

『健康』をキーワードに、健康増進を目的とした新しいビジネスを支援します

島根発ヘルスケアビジネス事業化支援事業

「健康」をキーワードに、健康増進を目的とした旅行商品や高齢者の生活支援サービスなどの産学官の連携、医療・福祉・農商工・IT等多様な分野の連携による、島根県ならではの「ヘルスケアビジネス」の事業化を支援します。

●事業概要

(1) 島根県ヘルスケア産業推進協議会

島根県におけるヘルスケア産業の方向性の検討、医療・福祉機関と商工業者等との連携促進を行うために関係機関による協議会を運営します。また、アイデアソン、メンタリングなどを通じてヘルスケアビジネスの事業化への「スタートアップ支援」を行い、現場課題の把握や深掘り、またビジネスマッチングから事業の立ち上げまでを支援します。

(2) 島根発ヘルスケアビジネス事業化補助金

ヘルスケアビジネスの事業化に向けた取組を支援します。また、採択事業者に対しては採択後一定年数にわたり伴走型支援を行います。

①対象者：中小企業者、事業協同組合、企業組合、一般社団法人、一般財団法人、その他知事が認める団体であって、島根県内に事業所を有するもの

②対象事業：■事業化支援枠：ヘルスケアビジネスのビジネスプランを事業化するための実証を行う事業
■可能性検証枠：事業化の前段階の市場調査、医学的検証等を行う事業

③対象経費：旅費、会議費、謝金、借料、外注費（事業化支援枠にあつては、市場調査、医学的検証等に係るものを除く。）、印刷製本費、賃金、通信運搬費、原材料費、消耗品費

④補助率：補助対象経費の1/2

⑤限度額：■事業化支援枠 5,000千円
■可能性検証枠 2,000千円

・詳細については、当課ホームページをご覧ください。

お問い合わせ

島根県商工労働部 産業振興課 イノベーション推進グループ

TEL 0852-22-6395

E-mail healthcarebiz@pref.shimane.lg.jp

ホームページ <http://www.pref.shimane.lg.jp/industry/syoko/sangyo/>

高い収益性を実現するサービス創出を支援

データ活用型自社サービス創出支援事業

●事業内容

県内IT企業がAI等を利用し、データ活用型で新たなサービス開発を創出する取り組みを支援します。

●対象者

島根県内に本社、支社及び開発を行う事業所を有するIT企業
県内のIT事業者とサービス事業者で組織されるコンソーシアム等

●対象事業

データ活用型で新たなサービスを創出するための要素技術の研究開発、システム開発、現地実証、販路開拓などの取り組み

●支援内容

1) 助成金支援

(1) 助成率 対象経費の1/2

(2) 助成期間 最大2年

(3) 助成限度額 単年度500万円

(4) 対象経費 人件費、旅費、産学連携研究費、外注費、開発及び検証に必要な機器の購入経費、市場調査費、展示会出展経費等

2) 技術指導等

助成金の採択事業について

(1) しまねソフト研究開発センター研究員による技術面の指導

(2) 同センター職員による事業化推進への支援

お問い合わせ

公益財団法人しまね産業振興財団 しまねソフト研究開発センター(ITOC)
TEL 0852-61-2225
E-mail itoc@s-itoc.jp

商業・サービス業の県外展開を支援します

商業・サービス業県外展開支援事業

●事業内容

商業・サービス業の事業者が、県内事業所の雇用の維持・拡大や付加価値の向上を図るため、県外の大消費地など新たな市場の開拓を目指す挑戦的な取組を支援します。

●対象者（次の要件をすべて満たしている方）

- ①県内に本社・本店を有する事業者で、卸・小売業及びサービス業
- ②県内で少なくとも1年以上支援対象業種を営んでいること
- ③県内で5人以上の雇用があること

●対象要件

- ①県内事業所の雇用の維持・拡大や付加価値の向上を図ることを前提とした、県外での事業展開であること
- ②単なる既存事業の市場対象エリア拡大ではなく、県外の大消費地など適地を対象として、新たな市場の開拓を図るものであること
（既に県外で事業展開をしている事業者については、未進出のエリアであれば対象とする）

●対象事業

- ①事前調査事業（※対象者は新たに県外での事業展開を行う中小企業）
県外展開にあたり、事業計画策定や市場調査など事前調査等に係る取組を支援
 - ・補助率 1 / 2 以内
 - ・限度額 50万円
- ②システム構築事業
県外展開に際して、必要となる各種システムの構築など、県内本社機能等の強化に係る取組を支援
 - ・補助率 1 / 2 以内（※ただし、大企業は1 / 4 以内）
 - ・限度額 300万円
- ③市場開拓モデル事業
県外の新たな市場の獲得を図る、新規性のあるモデル的な取組を支援
 - ・補助率 1 / 2 以内（※ただし、大企業は1 / 4 以内）
 - ・限度額 300万円

※②③事業の併用は可とするが、1事業者あたり上限額を500万円とする

お問い合わせ

島根県商工労働部 中小企業課 商業・サービス業支援グループ
 TEL 0852-22-6055 FAX 0852-22-5781
 E-mail shosa@pref.shimane.lg.jp

スモール・ビジネス

商品力向上や商品の認知度向上の取組を支援します

スモール・ビジネス育成支援事業補助金

中山間地域の資源を活用した商品・サービス開発の取組に必要な経費を支援します。

●対象事業

- ・商品の原材料となる農林水産物の栽培、育成
- ・地域の産品を活用した商品の加工、製造、販売
- ・地域の自然環境等を活用したサービスの提供 等

※起業又は、5年以内に雇用の創出が見込まれる取組を優先します。

●補助対象経費

- ・商品企画・開発、販路開拓、流通の仕組みづくり等に必要な経費（消耗品費、委託費等）
- ・施設、設備等の整備、改修、修繕に必要な経費（工事費・備品費・リース料）

※通常の事業実施にかかる経費（ランニングコスト）は対象外

●補助対象事業費 500千円～5,000千円

●補助率 1/2

●補助対象者 県内の中山間地域に主たる事業所がある法人・団体又は住所がある個人

①市町村への補助（間接補助）

上記の事業を支援する市町村に交付
※市町村の継ぎ足し補助可能

②事業者への補助（直接補助）

上記の事業を実施する事業者に交付
※事業の採択に当たっては、審査会を実施

●スモール・ビジネスについての詳細は、中山間地域・離島振興課のHPをご参照ください。

※新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、内容や実施について、変更となる可能性がありますので、最新の情報は中山間地域・離島振興課HPをご確認ください。

お問い合わせ

島根県地域振興部 中山間地域・離島振興課 地域経済振興スタッフ
TEL 0852-22-5686 FAX 0852-22-5761

金融制度

相談窓口・情報提供

専門家派遣

イベント・展示会等

商工関係補助金等

労働関係助成金等

その他補助金等

研修・セミナー等

その他支援事業

労働関係助成金等

労働関係助成金等整理表

対象者	項目	雇用支援		再就職支援
		一般	特定分野	一般
一般	1. 専門人材確保推進事業費補助金 3. 雇用調整助成金 21. 人材確保等支援助成金 (人事評価改善等助成コース) 30. 中途採用等支援助成金 (中途採用拡大コース・UIJ ターンコース) 33. 多様な人材の活躍を目的とし た支援パッケージ	4. 人材確保等支援助成 金(中小企業団体助 成コース) 6. IT人材確保促進支援 補助金(インター ネット求人広告掲 載、求人及び求職イ ベント出展支援)		
建設事業主等				
解雇、倒産等で 失業を余儀なく された労働者等	19. 労働移動支援助成金			19. 労働移動支援助成金
母子家庭の母等	5. 特定求職者雇用開発助成金 (特定就職困難者コース) 12. トライアル雇用助成金 (一般トライアルコース)			
障がい者	2. 島根県特例子会社等設立支援 事業助成金 5. 特定求職者雇用開発助成金 (特定就職困難者コース) 13. トライアル雇用助成金 (障害者トライアルコース) 22. 特定求職者雇用開発助成金 (発達障害者・難治性疾患患 者雇用開発コース)			
若年者等	12. トライアル雇用助成金 (一般トライアルコース) 15. トライアル雇用補助金 (若年・女性建設労働者トラ イアルコース)			
中高年齢者等	5. 特定求職者雇用開発助成金 (特定就職困難者コース・生 涯現役コース・就職氷河期世 代安定雇用実現コース) 12. トライアル雇用助成金 (一般トライアルコース) 16. 65歳超雇用推進助成金 30. 中途採用等支援助成金 (生涯現役起業支援コース)			
過疎地域	18. 地域雇用開発助成金 (地域雇用開発コース)			
その他	14. トライアル雇用助成金 (新型コロナウイルス感染症 対応トライアルコース) 20. キャリアアップ助成金 35. 小規模事業者外国人材受入支 援補助金			

※事業の番号は掲載順である。

再就職支援 特定分野	能力開発	環境整備
6. IT人材確保促進支援補助金 (インターネット求人広告掲載、求人及び求職イベント出展支援)	24. 人材開発支援助成金	21. 人材確保等支援助成金 (雇用管理制度助成コース・介護福祉機器助成コース・人事評価改善等助成コース・外国人労働者就業環境整備助成コース・テレワークコース) 23. 業務改善助成金 26. 向立支援等助成金 28. 出産後職場復帰促進奨励金 (中小・小規模事業者等出産後職場復帰促進事業) 29. 子育てしやすい職場づくり奨励金 (子育てしやすい職場づくり促進事業) 31. 受動喫煙防止対策助成金 32. 働き方改革推進支援助成金 33. 多様な人材の活躍を目的とした支援パッケージ 34. 女性活躍のための働きやすい環境整備支援事業費補助金
	19. 労働移動支援助成金	
		7. 障害者作業施設設置等助成金 8. 障害者福祉施設設置等助成金 9. 障害者介助等助成金 10. 重度障害者等通勤対策助成金 11. 職場適応援助者助成金
		16. 65歳超雇用推進助成金 17. 高齢労働者処遇改善促進助成金
	25. 伝統工芸雇用就業資金貸付金	27. しまねまごころバンクドナー休暇制度導入促進助成金

専門的・技術的人材を確保するために

専門人材確保推進事業費補助金

●事業内容

プロフェッショナル人材戦略拠点の人材マッチングを通じ、県内の中小企業等で必要とされる専門人材^{*}をUIJターンで雇用する場合、あるいは副業・兼業の形態で確保する場合の対象経費を支援します。

※専門人材とは、雇用・活用される企業等で必要とされる分野において、当分野での実務経験を概ね3年以上有し、事業創出力強化等に寄与すると認められる者。

- ◆補助対象事業者の役員^{*}の3親等以内の親族を除きます。
- ◆専門人材を雇用する場合は、年間換算給与額（割増賃金の基礎となる賃金の部分）又は役員報酬額が原則300万円以上。
- ◆職務経歴・経験・県内企業等において担う役割などから、補助対象となるか否かを判断します。

●補助対象事業者

島根県内に事業所を有する中小企業事業主

●補助内容

島根県プロフェッショナル人材戦略拠点の支援を通じてマッチングした以下の対象経費。

対象経費	補助率	限度額
【専門人材を雇用する場合】 補助対象事業者が、県外の専門人材を雇用するために有料職業紹介事業者に支払った人材紹介手数料（成功報酬部分）。	1 / 2	130万円
【専門人材を副業・兼業の形態で活用する場合】 補助対象事業者が、副業・兼業の形態で県外の専門人材を活用するために支払った、当該人材の県内就業地までの移動に要する経費（交通費・宿泊費）。 但し1回の往復移動に係る交通費の実費負担が1万円未満の場合は補助対象外とする。	1 / 2	20万円

※補助金の交付決定日以降、令和4年2月28日までに支出したものに限り。

●申請締切

募集は随時行いますが、本年度は令和4年2月15日までに申請をしてください。

お問い合わせ

公益財団法人しまね産業振興財団

島根県プロフェッショナル人材戦略拠点

TEL 0852-60-5104

E-mail pf@joho-shimane.or.jp

URL <https://www.joho-shimane.or.jp/purpose/human/236>

障がい者雇用の拡大のために

島根県特例子会社等設立支援事業助成金

●対象者

県内で特例子会社^{※1}の認定を受けた者又は重度障害者多数雇用事業所^{※2}の設置を完了し操業を開始した者

※1 特例子会社

事業主が障がい者の雇用に特別の配慮をして設立した子会社で、一定の要件を満たし、国の認定を受けたものをいいます。特例子会社に雇用されている労働者を親会社に雇用されているものとみなして、障がい者実雇用率を算定することができます。

※2 重度障害者多数雇用事業所

現に雇用している重度障がい者等（重度身体障がい者、知的障がい者又は精神障がい者）の数が10人以上であり、かつ、当該重度障がい者等である労働者の数の現に雇用している労働者の数のうちに占める割合が20%以上である事業所をいいます。

●対象経費

設立プラン策定に要する経費、先進企業の視察に要する経費、株式会社設立に要する経費、障がい者である従業員の採用に係る経費など

●助成率

2 / 3 以内

●助成限度額

300万円

お問い合わせ

島根県商工労働部 雇用政策課
多様な就業支援グループ

TEL 0852-22-5309 FAX 0852-22-6150

E-mail tayo-shugyo@pref.shimane.lg.jp

雇用の維持を図るために

雇用調整助成金

●対象事業主（一般事業主の場合）

- 1 労使間の協定に基づいて休業等（休業又は教育訓練）又は出向を行った雇用保険の適用事業の事業主で、売上高又は生産量等の最近3か月間の月平均値が前年同期に比べ10%以上減少していること。
- 2 雇用保険被保険者等の雇用量を示す指標の最近3か月間の月平均値が前年同期に比べ5%を超えかつ6名以上（中小企業は10%を超えかつ4名以上）増加していないこと。
- 3 過去に雇用調整助成金の支給を受けたことがある場合、直前の対象期間の満了の日の翌日から起算して1年を超えていること。

●事業内容

景気の変動、産業構造の変化などの経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされ、休業等（休業若しくは教育訓練）又は出向により雇用調整を行う事業主に対して、休業手当、賃金又は出向労働者に係る賃金負担額の一部を助成するもので、失業の予防を目的としています。

●助成内容

1 休業等（休業・教育訓練）の場合

休業手当又は賃金に相当する額として厚生労働大臣の定める方法により算定した額の1/2（中小企業は2/3）。ただし、1人1日当たり雇用保険基本手当日額の最高額が限度となります。

教育訓練を実施した場合は、訓練経費として1人1日当たり、1,200円を加算。

ただし、教育訓練受講日に対象被保険者を業務に就かせるものは、助成対象外となります。

2 出向の場合

出向元事業主の負担額の1/2（中小企業は2/3）。ただし、1人1日当たり雇用保険基本手当日額の最高額に330/365を乗じて得た額が限度となります。

●その他

休業等又は出向を開始する日の2週間前をめぐり、実施計画届を提出してください。

※新型コロナウイルス感染症にかかる特例措置については別途お問い合わせください。

お問い合わせ

各公共職業安定所（ハローワーク）

厚生労働省島根労働局職業安定部 助成金相談センター

TEL 0852-20-7029 FAX 0852-27-8525

中小企業者を構成員とする事業協同組合等の皆さまへ

人材確保等支援助成金（中小企業団体助成コース）

中小企業者を構成員とする事業協同組合等が、傘下の事業者の人材確保や従業員の職場定着を支援するために一定の事業（中小企業労働環境向上事業）を行った場合、それに要した費用の3分の2を助成します。

なお、助成金制度の活用にあたっては、中小企業労働力確保法に基づく「改善計画」を作成し、知事の認定を受ける必要があります。

●事業実施期間

原則1年間（前期6か月・後期6か月）

改善計画の計画期間の範囲内であれば、1年間の延長の申請を行うことができます。

●助成対象費用

認定組合等の規模に応じて、1年あたりの限度額があります。

- 1 大規模認定組合等（構成中小企業者数が500以上）
1,000万円
- 2 中規模認定組合等（構成中小企業者数が100以上500未満）
800万円
- 3 小規模認定組合等（構成中小企業者数が100未満）
600万円

お問い合わせ

〔助成金の申請窓口〕

厚生労働省島根労働局職業安定部 職業対策課

TEL 0852-20-7022 FAX 0852-20-7025

〔改善計画の申請窓口〕

島根県商工労働部 雇用政策課 労働福祉グループ

TEL 0852-22-5297

E-mail koyo-seisaku@pref.shimane.lg.jp

高齢者や障がい者などの就職が特に困難な者の雇用機会の増大を図るために

特定求職者雇用開発助成金

特定就職困難者コース・生涯現役コース・
被災者雇用開発コース・生活保護受給者等雇用開発コース・
就職氷河期世代安定雇用実現コース

1 特定就職困難者コース

●事業内容

特定就職困難者の雇用機会の増大を図るため、これらの者を公共職業安定所等の紹介により、継続して雇用すること(対象労働者の年齢が65歳以上に達するまで継続して雇用し、かつ、当該雇用期間が継続して2年以上であることをいう。)が確実であると認められる事業主に対して、賃金相当額の一部を助成します。

●対象事業主

公共職業安定所等の紹介により、特定就職困難者を一般被保険者として雇い入れ、継続して雇用する雇用保険の適用事業の事業主

※有期雇用契約において、勤務成績等により更新の有無を判断する場合等は、継続して雇用することが確実であると認められず、支給対象となりません。

●助成内容

対象労働者		助成対象期間	支給額
短時間労働者以外	高齢者(60歳以上65歳未満)、母子家庭の母等	1年 (1年)	60万円 (50万円)
	(重度障がい者等を除く)身体・知的障がい者	2年 (1年)	120万円 (50万円)
	重度障がい者等(重度障がい者、45歳以上の障がい者、精神障がい者)	3年 (1年6か月)	240万円 (100万円)
短時間労働者	高齢者(60歳以上65歳未満)、母子家庭の母等	1年 (1年)	40万円 (30万円)
	身体・知的・精神障がい者	2年 (1年)	80万円 (30万円)

()は中小企業事業主以外に対する助成対象期間及び支給額です。

「短時間労働者」とは、一週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満である者を行います。

●その他

特定就職困難者とは、

60歳以上の者、障がい者、母子家庭の母等の就職が特に困難な者（雇入れ日現在65歳未満の者に限る。）をいいます。

※助成金の受給にあたっては、このほか各種要件があります。

2 生涯現役コース

●事業内容

65歳以上の離職者が引き続きその経験等を活かして働き社会で活躍することへの支援をするため、これらの者を公共職業安定所等の紹介により、1年以上継続して雇用することが確実な労働者（雇用保険の高年齢被保険者）として雇い入れる事業主に対して、賃金相当額の一部を助成します。

●対象事業主

公共職業安定所等の紹介により、雇入れ日の満年齢が65歳以上の離職者を高年齢被保険者として雇い入れ、1年以上継続して雇用する雇用保険の適用事業の事業主

●助成内容

対象労働者の一週間の所定労働時間	助成対象期間	支給額
30時間以上（短時間労働者以外）	1年	70万円（60万円）
20時間以上30時間未満（短時間労働者）	1年	50万円（40万円）

（ ）内は中小企業事業主以外に対する支給額です。

●対象となる労働者

- ①雇入れ日現在において満65歳以上の者であること
- ②紹介を受けた日に、雇用保険被保険者でない者（失業等の状態にある者）

※助成金の受給にあたっては、このほか各種要件があります。

3 被災者雇用開発コース

●事業内容

東日本大震災の被災離職者、被災地求職者の再就職を支援するため、公共職業安定所等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主（1年以上継続して雇用することが見込まれる場合に限る。）に対して、賃金相当額の一部を助成します。

●対象事業主

公共職業安定所等の紹介により、東日本大震災による被災離職者または被災地求職者を一般被保険者として雇い入れ継続して雇用する雇用保険の適用事業の事業主

●助成内容

対象労働者の一週間の所定労働時間	助成対象期間	支給額
30時間以上（短時間労働者以外）	1年	60万円（50万円）
20時間以上30時間未満（短時間労働者）	1年	40万円（30万円）

（ ）内は中小企業事業主以外に対する支給額です。

●対象となる労働者

震災発生時に原発事故に伴う警戒区域・計画的避難区域等に居住していた者であって、離職後または震災後、安定した職業についていない者をいいます。

※助成金の受給にあたっては、このほか各種要件があります。

4 生活保護受給者等雇用開発コース

●事業内容

生活保護受給者や生活困窮者の就職の促進を図るため、これらの者を公共職業安定所等の紹介により、継続して雇い入れ（対象労働者の年齢が65歳以上に達するまで継続して雇用し、かつ、当該雇用期間が継続して2年以上であることをいう。）、あわせて雇用管理に関する事項を把握し報告する事業主

に対して、賃金相当額の一部を助成します。

※有期雇用契約において、勤務成績等により更新の有無を判断する場合等は、継続して雇用することが確実であると認められず、支給対象となりません。

●対象事業主

地方公共団体から公共職業安定所に対し就労支援の要請があった生活保護受給者や生活困窮者を、公共職業安定所等の紹介により、一般被保険者として雇い入れ、継続して雇用する雇用保険の適用事業の事業主。

●助成内容

対象労働者の一週間の所定労働時間	助成対象期間	支給額
30時間以上（短時間労働者以外）	1年	60万円（50万円）
20時間以上30時間未満（短時間労働者）	1年	40万円（30万円）

（ ）内は中小企業事業主以外に対する支給額です。

●対象となる労働者

雇入れ日において、3か月を超えて①～③のいずれかの支援を受けている生活保護受給者または生活困窮者

- ①地方公共団体からの支援要請に基づくハローワークにおける支援
- ②地方公共団体における被保護者就労支援事業による支援
- ③地方公共団体における生活困窮者自立相談支援事業による就労支援

※雇入れ日現在の満年齢が65歳未満の方に限ります。

※助成金受給にあたっては、このほか各種要件があります。

5 就職氷河期世代安定雇用実現コース

●事業内容

いわゆる就職氷河期に就職の機会を逃したことなどにより十分なキャリア形成がなされず正規雇用労働者としての就業が困難な離職者を支援するため、

公共職業安定所等の紹介により、正規雇用労働者として雇い入れ継続して雇用する事業主に対して、賃金相当額の一部を助成します。

●対象事業主

いわゆる就職氷河期世代の離職者を、その属性を把握した上で、公共職業安定所等の職業紹介により正規雇用労働者として雇い入れた雇用保険の適用事業の事業主

●助成内容

企業規模	助成対象期間	支給額
大企業	1年	50万円
中小企業	1年	60万円

●対象となる労働者

- ①雇入れ日時点の満年齢が35歳以上55歳未満の者
 - ②雇入れの日の前日から起算して過去5年間に正規雇用労働者として雇用された期間を通算した期間が1年以下であり、雇入れの日の前日から起算して過去1年間に正規雇用労働者として雇用されたことがない者
 - ③紹介の時点で失業しているまたは非正規雇用労働者である者でかつ、公共職業安定所等において個別支援等の就労に向けた支援を受けている者
 - ④正規雇用労働者として雇用されることを希望している者
- ※ただし、一週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満である短時間労働者は除きます。また、正規雇用労働者について就業規則等に定められていることが必要です。

※助成金の受給にあたっては、このほか各種要件があります。

お問い合わせ

各公共職業安定所（ハローワーク）
厚生労働省島根労働局職業安定部 助成金相談センター
TEL 0852-20-7029 FAX 0852-27-8525

即戦力となるIT人材の確保

IT人材確保促進支援補助金

(インターネット求人広告掲載、求人及び求職イベント出展支援)

- 事業内容

既戦力となる県外に居住するIT人材の採用（求人内容が県内勤務に限る。）を目的として利用する以下のサービスに係る経費を支援します。
- 対象経費

下記の職業紹介事業者が提供する次のサービスに係る経費（ただし、他の補助金等の交付を受ける事業は除く）

 - (1) インターネットによる求人情報及び求職者情報提供サービスの利用料（一般紹介（登録）型のサービスに限る）
 - (2) 求人・求職イベントへの出展料
- 対象となるIT企業等
 - (1) 対象となる県内IT企業

県内に事業所（本社、支社又は開発拠点）を有し、ソフトウェア開発を業とする企業
 - (2) 対象となる職業紹介事業者

以下の条件を全て満たす者であること

ア 職業安定法（昭和22年法律第141号）第30条第1項の許可を受けた者

イ インターネットによる一般紹介（登録）型（企業と就職希望者それぞれからの求人及び求職に基づき職業紹介事業者が求人及び求職条件が一致する組み合わせを仲介する職業紹介をいう。）の人材あっせん業務を行う又は合同企業説明会等の求人・求職イベントを開催する者。

ウ 上記イの業務を全国規模で行っており、県内での職業紹介実績がある者又は県内への職業紹介実績が見込まれる者
 - (3) 対象となるIT人材

ソフトウェア開発について専門的な知識又は技術を有する者
- 補助率等
 - (1) 補助率 対象経費の1/2以内（補助上限額200万円）
 - (2) 補助期間 令和3年度（単年度）

お問い合わせ

島根県商工労働部 産業振興課 情報産業振興室

TEL 0852-22-5620 FAX 0852-22-5638

障がい者の雇い入れに

障害者作業施設設置等助成金

●内容

労働者である障がい者の障がい特性による就労上の課題を克服・軽減するための作業施設、トイレ、スロープ等の附帯施設もしくは作業設備（以下「作業施設等」）の設置または整備を行う場合に、その費用の一部を助成します。工事や購入で行う設置または整備を第1種助成、賃借で行う設置または整備を第2種助成としています。

●助成金額等

種類	限度額	支給期間
①第1種作業施設設置等助成金 ○作業施設等の設置（賃借を除く）または整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者1人につき450万円（作業設備のみは1人につき150万円（中途障害者の場合は450万円）） ・ 短時間労働者（重度身体障害者、重度知的障害者または精神障害者を除く）である場合は1人につき上記の半額 ・ 1事業所あたり一会計年度につき合計4,500万円 	—
②第2種作業施設設置等助成金 ○作業施設等の賃借による措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者1人につき月13万円（作業設備のみは1人につき月5万円（中途障害者の場合は13万円）） ・ 短時間労働者（重度身体障害者、重度知的障害者または精神障害者を除く）である場合は1人につき上記の半額 	3年間

・ 助成率 2/3

※助成金を受給するためには、助成金ごとに定められた要件を満たす必要があります。

お問い合わせ

(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構島根支部 高齢・障害者業務課
TEL 0852-60-1677 FAX 0852-60-1678

障がい者の雇い入れに

障害者福祉施設設置等助成金

●内容

労働者である障がい者の福祉の増進を図るため、障がい特性による課題に配慮した休憩室等の福祉施設の設置または整備を行う場合に、その費用の一部を助成します。

●助成金額等

○助成率 1 / 3

○限度額

- ・障害者1人につき225万円
- ・短時間労働者（重度身体障害者、重度知的障害者または精神障害者を除く）である場合の限度額は1人につき上記の半額
- ・1事業所または事業主の団体1団体あたり一会計年度につき合計2,250万円

※助成金を受給するためには、助成金ごとに定められた要件を満たす必要があります。

お問い合わせ

(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構島根支部 高齢・障害者業務課
TEL 0852-60-1677 FAX 0852-60-1678

障がい者の雇い入れに

障害者介助等助成金

●内容

労働者である障がい者の障がい特性に応じた雇用管理を適切に行うために必要となる業務に係る介助等の措置を行う場合に、その費用の一部を助成します。

●助成金額等

種類	助成率	限度額	支給期間
①職場介助者の配置または委嘱助成金 ○事務的な業務に従事する視覚障害者、四肢機能障害者の業務遂行のために必要な職場介助者の配置または委嘱	3 / 4	(事務的な業務に従事する視覚障害者、四肢機能障害者) ・配置1人 月15万円 ・委嘱1人 1回1万円 年150万円まで	10年間
○事務的業務以外の業務に従事する視覚障害者の業務遂行のために必要な職場介助者の委嘱		(事務的な業務以外の業務に従事する視覚障害者) ・委嘱1人 1回1万円 年24万円まで	
②職場介助者の配置または委嘱の継続措置に係る助成金 ○事務的な業務に従事する視覚障害者、四肢機能障害者の業務遂行のために必要な職場介助者の配置または委嘱の継続	2 / 3	(事務的な業務に従事する視覚障害者、四肢機能障害者) ・配置1人 月13万円 ・委嘱1人 1回9千円 年135万円まで	5年間 (①の支給期間の終了後)
○事務的業務以外の業務に従事する視覚障害者の業務遂行のために必要な職場介助者の委嘱の継続		(事務的な業務以外の業務に従事する視覚障害者) ・委嘱1人 1回9千円 年22万円まで	
③手話通訳・要約筆記等担当者の委嘱助成金 ○聴覚障害者の雇用管理に必要な手話通訳・要約筆記等担当者の委嘱	3 / 4	・委嘱1人 1回6千円 ・年28万8千円まで (障害者9人までの場合)	10年間

種類	対象となる措置	限度額等	支給回数
④障害者相談窓口担当者の配置助成金 ○障害者の合理的配慮に係る相談等に応じる者の増配置または委嘱	新たに障害者相談窓口担当者を「増配置」する	<p>【専従の場合】 1人につき月額8万円 ・給与月額の3分の1の額が8万円を下回る場合は、その額。 ・1人につき最大6か月かつ2人まで。</p> <p>【兼任の場合】 1人につき月額1万円 ・給与月額の10分の1の額が1万円を下回る場合は、その額。 ・1人につき最大6か月（中小企業は最大12か月）かつ5人まで。</p>	1回 (事業単位)
	障害者相談窓口担当者に研修を受講させる	<ul style="list-style-type: none"> ・専門機関等に支払った研修受講費の3分の2の額（円未満切り捨て）（最大20万円） ・研修を受講した障害者相談窓口担当者1人につき時間額700円（上限月10時間かつ10人まで） <p>ただし、増配置に伴い助成を受ける障害者相談窓口担当者は人数から除く。</p>	
	相談窓口業務等を専門機関に委託する	委託経費として支払った額の3分の2（上限月額10万円かつ最大6か月）	
⑤重度訪問介護サービス利用者等職場介助助成金 ○障害者が行う業務の介助を重度訪問介護等サービス事業者に委託	<p>職場での介助（業務に必要な介助）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パソコンの操作代行、文字盤や口文字等の読み取りなど 	<p>月額 13万3千円 （中小企業：15万円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者1人あたり ・委託費の4/5を助成 （中小企業：9/10） 	委託した年度の末日まで

種類	対象となる措置	限度額等	支給回数
<p>⑥職場復帰支援助成金</p> <p>○職場復帰のために必要な職場適応の措置の実施</p>	<p>中途障害等により1か月以上の休職を余儀なくされた者が職場復帰するための次の職場適応措置</p> <p>①時間的配慮 ②職務開発等 ③②に伴う講習</p>	<p>①②：月額4万5千円 (中小企業：6万円)</p> <p>③：半年2～9万円 (中小企業：3～12万円)</p>	1年間
<p>⑦職場支援員の配置または委嘱助成金</p> <p>○業務遂行に必要な援助や指導を行う職場支援員の配置または委嘱</p>	<p>対象障害者を雇い入れ、勤務時間の延長、配置転換、業務内容変更、職場復帰または企業在籍型職場適応援助者による支援の終了の日から6か月以内に職場支援員を配置(雇用、委嘱)</p>	<p>配置：短時間労働者以外の者 月額3万円 (中小企業：4万円) 短時間労働者 月額1万5千円 (中小企業：2万円)</p> <p>委嘱：1回1万円 (配置の場合の各月額に対象月数を乗じた額が上限)</p>	<p>2年間 (精神障害者は3年間) (注)</p>

(注) 企業在籍型職場適応援助者による支援終了を配置理由とするものは6か月

※助成金を受給するためには、助成金ごとに定められた要件を満たす必要があります。

お問い合わせ

(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構島根支部 高齢・障害者業務課
TEL 0852-60-1677 FAX 0852-60-1678

障がい者の雇い入れに

重度障害者等通勤対策助成金

● 内容

労働者である障がい者の障がい特性による通勤等の課題を軽減または解消するための措置を行う場合に、その費用の一部を助成します。

● 助成金額等

種類	限度額	支給期間
①住宅の賃借助成金 ○対象障害者用の住宅の賃借	・世帯用 月10万円 ・単身者用 月6万円	10年間
②指導員の配置助成金 ○対象障害者用住宅への指導員の配置 (事業主の団体を含む)	・配置1人 月15万円	
③住宅手当の支払助成金	・障害者1人 月6万円	
④通勤用バスの購入助成金 ○対象障害者のための通勤用バスの購入 (事業主の団体を含む)	・バス 1台700万円	—
⑤通勤用バス運転従事者の委嘱助成金 ○対象障害者のための通勤用バスの運転 に従事する者の委嘱(事業主の団体を含む)	・委嘱1人 1回6千円	10年間
⑥通勤援助者の委嘱助成金 ○対象障害者の通勤を容易にするため に指導、援助等を行う通勤援助者の 委嘱	・委嘱1人 1回2千円 ・交通費 1認定3万円	1月間
⑦駐車場の賃借助成金 ○自ら運転する自動車により通勤する ことが必要な対象障害者に使用させ るための駐車場の賃借	・障害者1人 月5万円	10年間
⑧通勤用自動車の購入助成金 ○自ら運転する自動車により通勤する ことが必要な対象障害者に使用させ るための通勤用自動車の購入	・購入 1台150万円 (1級または2級の両上肢障害 者の場合は1台250万円)	—

・ 助成率 3/4

[労働関係助成金等]

種類	対象となる措置	限度額等	支給期間
◎重度訪問介護サービス利用者等通勤援助助成金 ○障害者の通勤の援助を重度訪問介護等サービス事業者に委託	通勤援助 ・公共交通機関の利用に必要な援助	月額 7万4千円 (中小企業：8万4千円) ・対象者1人あたり ・委託費の4/5を助成 (中小企業：9/10)	委託した日から3か月まで

※助成金を受給するためには、助成金ごとに定められた要件を満たす必要があります。

お問い合わせ

(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構島根支部 高齢・障害者業務課
 TEL 0852-60-1677 FAX 0852-60-1678

障がい者の雇い入れに

職場適応援助者助成金

● 内容

職場適応に課題を抱える障がい者に対して、職場適応援助者による支援を行う場合に、その費用の一部を助成します。

● 助成金額等

種類	対象となる措置	限度額等	支給期間
①訪問型職場適応援助者助成金 ○訪問型職場適応援助者による支援	地域障害者職業センターが作成または承認した支援計画に基づく訪問型職場適応援助者による支援	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者以外 1日：4時間以上1万6千円、 4時間未満8千円 ・精神障害者 1日：3時間以上1万6千円、 3時間未満8千円 ・養成研修受講料の1/2 	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者以外 1年8か月 ・精神障害者 2年8か月
②企業在籍型職場適応援助者助成金 ○企業在籍型職場適応援助者による支援	地域障害者職業センターが作成または承認した支援計画に基づく企業在籍型職場適応援助者による最初の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者以外 短時間労働者以外の者 月6万円（中小企業：8万円） 短時間労働者 月3万円（中小企業：4万円） ・精神障害者 短時間労働者以外の者 月9万円（中小企業：12万円） 短時間労働者 月5万円（中小企業：6万円） ・養成研修受講料の1/2 	6か月

※助成金を受給するためには、助成金ごとに定められた要件を満たす必要があります。

お問い合わせ

(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構島根支部 高齢・障害者業務課
TEL 0852-60-1677 FAX 0852-60-1678

トライアル雇用は求人者と求職者の相互理解を促進します

トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）

職業経験、技能、知識の不足等から安定的な就職が困難な求職者（下記①～⑤）について、これらの者を一定期間試行雇用（原則3か月）することにより、その適性や業務遂行可能性を見極め、求職者及び求人者の相互理解を促進することを通じて、これらの者の早期就職の実現や雇用機会の創出を図ることを目的としています。

●対象事業主

事前にトライアル雇用求人を経営者等に提出し、次のいずれかの要件を満たし、かつ、紹介日にトライアル雇用を希望している者を、公共職業安定所等の紹介により試行的に雇用する雇用保険の適用事業主。

- ①紹介日前2年以内に、2回以上離職または転職を繰り返している者
- ②紹介日前において離職している期間が1年を超えている者
- ③妊娠、出産または育児を理由として離職した者であって、紹介日前において安定した職業に就いていない期間（離職前の期間は含めない。）が1年を超えている者
- ④紹介日において、55歳未満かつ安定した職業に就いていない者であって、公共職業安定所等においてマンツーマンによる担当者制等の個別支援等を受けている者
- ⑤就職支援を行うにあたって、特別の配慮を要する者（母子家庭の母等、父子家庭の父、生活保護受給者等）

●助成額

対象労働者1人につき月額最大40,000円（最長3か月）

ただし、対象労働者が母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合は、1人につき月額最大50,000円（最長3か月）

お問い合わせ

各公共職業安定所（ハローワーク）

厚生労働省島根労働局職業安定部 職業対策課

TEL 0852-20-7022 FAX 0852-20-7025

一定期間試用雇用することにより、求人者と求職者の相互理解を促進します

トライアル雇用助成金（障害者トライアルコース）

障がい者雇用に対する不安のある事業主が、職業経験、技能、知識等から就職が困難な障がい者を一定期間試用雇用することにより、事業主及び労働者の相互理解を促進すること及び障がい者の早期就職の実現や雇用機会の創出を図ることを目的としています。

●対象事業主

事前に障害者トライアル雇用求人を入働ワーク等に提出し、ハローワーク等の紹介によって、対象労働者を原則3か月（精神障がい者の場合は原則6か月以上12か月以内）の有期雇用で雇い入れた事業主であること。

●対象労働者

（障害者トライアルコース）

次のいずれかの要件を満たし、障害者トライアル雇用を希望した方が対象となります。

- ①紹介日時点で、就労経験のない職業に就くことを希望している方
 - ②紹介日の前日から過去2年以内に、2回以上離職や転職を繰り返している方
 - ③紹介日の前日時点で離職している期間が6か月を超えている方
- ※重度身体障がい者、重度知的障がい者、精神障がい者の方は上記①～③の要件を満たさなくても対象となります。

（障害者短時間トライアルコース）

次のいずれかの要件を満たし、障害者短時間トライアル雇用を希望した方が対象となります。

- ①精神障がい者または発達障がい者の方
- ②雇い入れ当初の1週間の所定労働時間は、10時間以上20時間未満とし、トライアル雇用期間中に週の所定労働時間20時間以上の勤務を目指す方

種類	区分	トライアル雇用期間等	支給額 ※就労日数により減額あり
障害者 トライアルコース	精神障がい者以外	原則3か月 (週20時間以上) (テレワークで勤務する場合、 最大6か月)	月額4万円 (最大3か月)
	精神障がい者	原則6か月以上 12か月以内 (週20時間以上)	1～3か月目： 月額8万円 4～6か月： 月額4万円 (最大6か月)
障害者短時間 トライアルコース	精神障がい者・ 発達障がい者	原則3か月以上 12か月以内 (雇い入れ当初は、週10時間以 上20時間未満)	月額4万円 (最大12か月)

お問い合わせ

各公共職業安定所（ハローワーク）

厚生労働省島根労働局職業安定部 職業対策課

TEL 0852-20-7021 FAX 0852-20-7025

トライアル雇用は求人者と求職者の相互理解を促進します

トライアル雇用助成金

(新型コロナウイルス感染症対応トライアルコース・
新型コロナウイルス感染症対応短時間トライアルコース)

新型コロナウイルス感染症の影響で離職し、これまで経験のない職業に就くことを希望している求職者を無期雇用へ移行することを前提に、原則3か月間試行雇用する制度です。

●対象事業主

事前にトライアル雇用求人を公共職業安定所等に提出し、次の①～③の要件を満たし、かつ、紹介日にトライアル雇用を希望している者を、公共職業安定所等の紹介により試行的に雇用する雇用保険の適用事業主。

- ①令和2年1月24日以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により離職した者
- ②紹介日時点で、離職している期間が3か月を超えている者
- ③紹介日において、就労経験のない職業に就くことを希望している者

●助成額

	新型コロナウイルス感染症対応 トライアルコース 1週間の所定労働時間30時間	新型コロナウイルス感染症対応 短時間トライアルコース 1週間の所定労働時間 20時間以上30時間未満
支給額 (月額)	最大4万円 (最長3か月)	最大2.5万円 (最長3か月)

お問い合わせ

各公共職業安定所（ハローワーク）
厚生労働省島根労働局職業安定部 職業対策課
TEL 0852-20-7022 FAX 0852-20-7025

雇用・人材

F - 15

トライアル雇用は求人者と求職者の相互理解を促進します

トライアル雇用助成金（若年・女性建設労働者トライアルコース）

中小建設事業主が若年者（35歳未満）又は女性を建設技能労働者等として一定期間試行雇用しトライアル雇用助成金（一般トライアルコース、障害者トライアルコース、新型コロナウイルス感染症対応トライアルコース又は新型コロナウイルス対応短時間トライアルコース）の支給決定を受けた場合に助成。

●助成額

対象労働者1人につき月額最大4万円（最長3か月間）

ただし、新型コロナウイルス感染症対応短時間トライアルコースは1人あたり月額最大2.5万円（最長3か月間）

お問い合わせ

各公共職業安定所（ハローワーク）

厚生労働省島根労働局職業安定部 職業対策課

TEL 0852-20-7022 FAX 0852-20-7025

高年齢者の雇用推進を図るために

65歳超雇用推進助成金**(1) 65歳超継続雇用促進コース**

●内容

就業規則等により、次のいずれかの制度を実施した事業主に助成します。

- ①65歳以上への定年の引上げ
- ②定年の定め廃止
- ③希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度の導入
- ④他社による継続雇用制度の導入

●助成金額等

- ①65歳以上への定年の引上げ
- ②定年の定め廃止
- ③希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度の導入

実施した制度 引き上げた 年数	65歳への 定年引上げ	66～69歳への 定年引上げ		70歳以上 への 定年引上げ または 定年の定め の廃止	66～69歳までの 継続雇用制度の導入		70歳以上の 継続雇用制 度の導入
		5歳未満	5歳以上		4歳未満	4歳	
対象被保険者							
10人未満	25万円	30万円	85万円	120万円	15万円	40万円	80万円
10人以上	30万円	35万円	105万円	160万円	20万円	60万円	100万円

④他社による継続雇用制度の導入

措置内容	66～69歳		70歳以上
	4歳未満	4歳	
支給額(上限)	5万円	10万円	15万円

※令和3年3月31日までに支給申請を行い70歳未満の取組みにより本コースを受給した事業主が、改正高齢法の施行に伴い、70歳以上の措置を導入した場合は、上記助成額から既受給額を差し引いた額を助成します。

※複数の取組みを実施した場合であっても支給額はいずれか高い額のみとなります。

(2) 高年齢者評価制度等雇用管理改善コース

●内容

認定された雇用管理整備計画に基づき高年齢者雇用管理整備措置を実施した事業主に助成します。

高齢者雇用管理整備措置の種類	支給対象経費
イ 高齢者に係る賃金・人事処遇制度の導入・改善	○高齢者の雇用管理制度の導入等（労働協約又は就業規則の作成・変更）に必要な専門家等に対する委託費、コンサルタントとの相談に要した経費
ロ 労働時間制度の導入・改善	
ハ 在宅勤務制度の導入・改善	○上記の経費の他、左欄の措置の実施に伴い必要となる機器、システム及びソフトウェア等の導入に要した経費（計画実施期間内の6か月分を上限とする賃借料またはリース料を含む）
ニ 研修制度の導入・改善	
ホ 専門職制度の導入・改善	
ヘ 健康管理制度の導入	
ト その他の雇用管理制度の導入・改善	

●助成金額等

高齢者雇用管理整備措置の実施に必要な専門家への委託費等及び当該措置の実施に伴い必要となる機器、システム及びソフトウェア等の導入に要した経費を支給対象経費（※）とし、支給対象経費に60%（中小企業事業主以外は45%）を乗じた額を支給します。

なお、生産性要件を満たす事業主の場合は、支給対象経費の75%（中小企業事業主以外は60%）を乗じた額となります。

※その経費が50万円を超える場合は50万円。

なお、企業単位で1回に限り、経費の額にかかわらず、当該措置の実施に50万円の費用を要したものとみなします。

(3) 高齢者無期雇用転換コース

●内容

認定された無期雇用転換計画に基づき、50歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用労働者に転換させた事業主に対して、その人数に応じて助成します。

●助成金額等

対象労働者1人につき48万円（中小企業事業主以外は38万円）を支給します。なお、生産性要件を満たす場合は対象労働者1人につき60万円（中小企業事業主以外は48万円）となります。

また、対象労働者は1支給年度（4月～翌年3月まで）1適用事業所あたり10人までとなります。

※助成金を受給するためには、助成金ごとに定められた要件を満たす必要があります。

お問い合わせ

(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構島根支部 高齢・障害者業務課
TEL 0852-60-1677 FAX 0852-60-1678

高年齢労働者の処遇改善に取り組むために

高年齢労働者処遇改善促進助成金

60歳から64歳までの高年齢労働者の処遇改善に向けて、就業規則等の定めるところにより、高年齢労働者に適用される賃金に関する規定または賃金テーブルの増額改定に取り組む事業主が対象となります。

●対象事業主

①以下のAとBを比較し、全体の減少率が95%以上であること。

A	賃金規定等改定の措置に基づき増額された賃金が支払われた日の属する月前6か月間に算定対象労働者が受給した増額改定前の賃金の額で算定した高年齢雇用継続基本給付金の総額
B	賃金規定等を増額改訂後、各支給対象期に算定対象労働者が受給した増額後の賃金額で算定した高年齢雇用継続給付金の総額

②就業規則等で定めるところにより、賃金規定等を増額改定し、増額改訂後の賃金規定等を6か月以上運用していること。

③増額改定前の賃金規定等を6か月以上運用していた事業主であること。 ※1

④支給申請日に増額改訂後の賃金規定等を継続して運用していること。

●支給申請回数

支給対象期の第1期から第4期まで（6か月ごと）、最大4回（2年間）

●支給額

AからBを引いた額に、 $4/5$ （中小企業以外は $2/3$ ）を乗じた額 ※2、※3

●計画書の提出

賃金規定等改定予定日の前日までに提出

※1 新たに賃金規定等を整備する場合は、増額された賃金が支払われた日の属する月前6か月の賃金支払状況が確認できること。

※2 賃金規定等改定計画書に算定対象労働者として記載されている労働者が対象

※3 令和3年度、令和4年度の助成率

お問い合わせ

各公共職業安定所（ハローワーク）

厚生労働省島根労働局職業安定部 職業対策課

TEL 0852-20-7022 FAX 0852-20-7025

地域での雇用拡大に

地域雇用開発助成金(地域雇用開発コース)

若年層・壮年層の流出が著しい地域（過疎等雇用改善地域）又は特定有人国境離島等地域において、雇用保険の適用事業所を設置・整備し、それに伴いその地域に居住する求職者を一定の条件で雇入れた場合、設置・整備に要した費用と増加した人数に応じて、一定の金額を助成します。

なお、助成金制度の活用にあたっては、あらかじめ所定の計画書を作成し、労働局長の認定を受けることが必要です。

●主な支給要件（計画期間は最長18か月）

- 1 地域の雇用拡大のために必要な事業所の設置・整備（引渡し・納品・契約期間開始・支払いが計画期間内）の合計額が300万円以上であること。
- 2 計画期間の間に対象労働者を3人（創業の場合は2人）以上雇い入れること。

●助成額等

- 1 支給期間
1年ごとに最大3年間（3回）支給
- 2 1回あたりの支給額
基本額 48万円～760万円
（生産性要件を満たした場合は60万円～960万円）
（創業の要件を満たす場合は1回目の支給において100万円～1,600万円）

また、中小企業事業主の場合は1回目の支給において支給額の2分の1相当額を上乗せします。

●地域

- 1 県内の過疎等雇用改善地域（指定期間は令和4年3月31日まで）
海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町
- 2 県内の特定有人国境離島等地域（町村名）
島後（隠岐の島町）、中ノ島（海士町）、西ノ島（西ノ島町）、知夫里島（知夫村）

お問い合わせ

各公共職業安定所（ハローワーク）
厚生労働省島根労働局職業安定部 助成金相談センター
TEL 0852-20-7029 FAX 0852-27-8525

「失業なき労働移動の」円滑化のために

労働移動支援助成金

1 再就職支援コース

●事業内容

事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者に対して、その再就職を実現するための支援を民間の職業紹介事業者に委託し、対象労働者が離職日の翌日から6か月（45歳以上は9か月）以内に再就職を実現した場合に、その支援を委託したり、求職活動のための休暇を付与する事業主に対して助成します。

●助成内容

1. 再就職支援 ※再就職実現時のみ		通常 中小企業：委託費用の1/2（45歳以上2/3） 中小企業以外：委託費用の1/4（45歳以上1/3）
		特例（※）に該当する場合 中小企業：委託費用の2/3（45歳以上4/5） 中小企業以外：委託費用の1/3（45歳以上2/5）
		（※）職業紹介事業者との間の委託契約が一定基準に合致し、かつ、対象者が実際に良質な雇用に再就職した場合
	訓練加算	委託費用の2/3 ※再就職実現時のみ
	グループワーク	3回以上実施で1万円を上乗せ ※再就職実現時のみ
2. 休暇付与支援		中小企業：8千円/日、中小企業以外：5千円/日 ※再就職実現時のみ
3. 職業訓練実施支援		訓練実施費用の2/3 ※再就職実現時のみ

●その他

対象労働者について、「再就職援助計画」又は「求職活動支援書」の対象となっていることが必要です。

2 早期雇入れ支援コース

[早期雇入れ支援]

●事業内容

再就職援助計画等の対象者を離職後3か月以内に期間の定めのない労働者として雇入れ、継続して雇用することが確実である事業主に対して助成しま

す。

●支給額

令和3年4月1日以降に提出された再就職援助計画の対象者を早期に雇い入れた場合に、以下の額を支給します。

(1)通常助成	(2)優遇助成(※1)	(3)優遇助成(賃金上昇区分)(※2)	
30万円	40万円	第1回申請分	第2回申請分
		40万円	20万円
	新型コロナウイルス感染症の影響により離職した45歳以上の者を離職前と異なる業種の事業所で雇い入れた場合は上記+40万円		

[人材育成支援]

●事業内容

早期雇入れ支援の対象者に対して、職業訓練(Off-JTのみ、又はOff-JT及びOJT)を行った事業主に対して助成します。

●助成内容

		通常助成	優遇助成(※1)	優遇助成(賃金上昇区分)(※2)
OJT賃金助成(340時間を限度)		800円/時	900円/時	1,000円/時
Off-JT	賃金助成(600時間を限度)	900円/時	1,000円/時	1,100円/時
	経費助成	上限30万円	上限40万円	上限50万円

※1 生産性向上を図る成長企業において、事業再編等を行う事業主からの離職者を雇い入れた場合に支給

※2 生産性向上を図る成長企業において、事業再編等を行う事業主からの離職者を雇い入れ、当該対象者の雇入れから1年後の賃金を一定程度上昇させた場合に支給

お問い合わせ

各公共職業安定所(ハローワーク)
厚生労働省島根労働局職業安定部 助成金相談センター
TEL 0852-20-7029 FAX 0852-27-8525

有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者など非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップに取り組む事業主の皆さまへ

キャリアアップ助成金

「キャリアアップ助成金」は、有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者など、非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度です。

処遇改善前にキャリアアップ計画書の提出が必要になるなど、助成金受給に当たっては一定の条件があります。

各コースの助成内容

助成内容		助成額	※ > は生産性の向上が認められる場合の額	
			中小企業の場合	大企業の場合
正社員化コース	有期契約労働者等を正規雇用労働者等に転換又は直接雇用した場合（1人当たり）	①有期→正規	57万円<72万円>	42万7,500円<54万円>
		②有期→無期	28万5,000円<36万円>	21万3,750円<27万円>
		③無期→正規	28万5,000円<36万円>	21万3,750円<27万円>
		※正規には「多様な正社員（勤務地：職務限定正社員、短時間正社員）」を含みます。 ※派遣労働者を派遣先で正規雇用で直接雇用する場合、 ①③：1人当たり28万5,000円<36万円>（大企業も同額）加算 ※母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合、 ①：1人当たり95,000円<12万円>（大企業も同額）加算、 ②③：47,500円<60,000円>（大企業も同額）加算 ※勤務地限定・職務限定・短時間正社員制度を新たに規定した場合、 ①③：1事業所当たり95,000円<12万円>（大企業の場合、71,250円<90,000円>）加算		
障害者正社員化コース	障害のある有期契約労働者等を正規雇用労働者等に転換した場合（1人当たり）	①重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者の場合		
		有期→正規	120万円	90万円
		有期→無期	60万円	30万円
		無期→正規	60万円	30万円
		②重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者以外の場合		
		有期→正規	90万円	67.5万円
	有期→無期	45万円	33万円	
	無期→正規	45万円	33万円	
		※正規には「多様な正社員（勤務地・職務限定正社員、短時間正社員）」を含みます。 ※助成額が対象労働者に対する賃金の額を超える場合には、当該賃金の総額を上限額として支給します。		
賃金規定等改定コース	全て又は一部の有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を、増額改定し、昇給させた場合（対象労働者数に応じて、1事業所当たり）	①全ての賃金規定等を2%以上増額改定		
		対象労働者数 1～3人	95,000円<12万円>	71,250円<90,000円>
		4～6人	19万円<24万円>	14万2,500円<18万円>
		7～10人	28万5,000円<36万円>	19万円<24万円>
		11～100人*1人当たり	28,500円<36,000円>	19,000円<24,000円>
		②雇用形態別、職種別等の賃金規定等を2%以上増額改定		
		対象労働者数 1～3人	47,500円<60,000円>	33,250円<42,000円>
		4～6人	95,000円<12万円>	71,250円<90,000円>
		7～10人	14万2,500円<18万円>	95,000円<12万円>
		11～100人*1人当たり	14,250円<18,000円>	9,500円<12,000円>
	※中小企業において3%以上5%未満増額改定を行った場合、 ①：1人当たり14,250円<18,000円>加算、②：1人当たり7,600円<9,600円>加算 ※中小企業において5%以上増額改定を行った場合 ①：1人当たり23,750円<30,000円>加算、②：1人当たり12,350円<15,600円>加算 ※「職務評価」の手法の活用により実施した場合、 1事業所当たり19万円<24万円>（大企業の場合、142,500円<18万円>）加算			

助成内容	助成額	※ < >は生産性の向上が認められる場合の額		
		中小企業の場合	大企業の場合	
賃金規定等 共通化 コース	有期契約労働者等と正社員との共通の賃金規定等を新たに規定・適用した場合 (1事業所当たり)	57万円<72万円>	42万7,500円<54万円>	
		※対象となる有期契約労働者等1人当たり 2万円<2.4万円> (大企業の場合、1.5万円<1.8万円>) 加算		
諸手当制度 共通化 コース	有期契約労働者等と正社員との共通の諸手当制度を新たに規定・適用したまたは有期契約労働者等を対象に「法定外の健康診断制度」を新たに規定し、4人以上に実施した場合 (1事業所当たり)	38万円<48万円>	28万5,000円<36万円>	
		※対象となる有期契約労働者等1人当たり (「法定外の健康診断制度」を新たに規定し、4人以上に実施した場合を除く) 1.5万円<1.8万円> (大企業の場合、1.2万円<1.4万円>) 加算 ※共通化した諸手当2つ目以降につき、1手当当たり 16万円<19.2万円> (大企業の場合、12万円<14.4万円>) 加算		
選択的適用 拡大導入時 処遇改善 コース	労使合意に基づく社会保険の任意適用に向けて、その雇用する有期契約労働者等について、保険加入と働き方の見直しを進めるための取組を実施し、当該措置により新たに被保険者とした場合 ※従業員数が100人を超える事業所は一部の助成が令和3年9月30日までの暫定措置	(1事業所当たり)	19万円<24万円>	142,500円<18万円>
		※賃金の増額割合に応じて、1人当たり以下の通り助成額を加算		
		2%以上3%未満	19,000円<24,000円>	14,000円<18,000円>
		3%以上5%未満	29,000円<36,000円>	22,000円<27,000円>
		5%以上7%未満	47,000円<6万円>	36,000円<45,000円>
		7%以上10%未満	66,000円<83,000円>	5万円<63,000円>
	10%以上14%未満	94,000円<119,000円>	71,000円<89,000円>	
	14%以上	132,000円<166,000円>	99,000円<125,000円>	
短時間 労働者 労働時間 延長コース	有期契約労働者等の週所定労働時間を5時間以上延長し、社会保険を適用した場合 (1人当たり)	5時間以上延長	22万5,000円<28万4,000円>	16万9,000円<21万3,000円>
			労働者の手取り収入が減少しないように週所定労働時間を1時間以上5時間未満延長した場合でも助成 ※基本給を一定額以上昇給している必要があります。	
		1時間以上2時間未満	45,000円<57,000円>	34,000円<43,000円>
		2時間以上3時間未満	90,000円<11万4,000円>	68,000円<86,000円>
		3時間以上4時間未満	13万5,000円<17万円>	10万1,000円<12万8,000円>
	4時間以上5時間未満	18万円<22万7,000円>	13万5,000円<17万円>	

- ◆生産性の向上が認められる要件は、厚生労働省HP「生産性を向上させた企業は労働関係助成金が割増されます」をご確認ください。
- ◆すべてのコースにおいて、助成人数や助成額に上限があります。

お問い合わせ

各公共職業安定所 (ハローワーク)
 厚生労働省島根労働局職業安定部 助成金相談センター
 TEL 0852-20-7029 FAX 0852-27-8525

魅力ある職場づくりに取り組む事業主の皆さまへ

人材確保等支援助成金

(雇用管理制度助成コース・介護福祉機器助成コース・
人事評価改善等助成コース・外国人労働者就労環境整備助成コース・
テレワークコース)

雇用管理制度や生産性の向上に資する設備等の導入など、労働者の雇用環境の整備に取り組む事業主に対して助成するもので、生産性の向上、賃金アップ、従業員の離職率の低下など、魅力ある職場の創出を目的としています。

なお、助成金制度の活用にあたっては、あらかじめ所定の計画書を作成し、労働局長の認定を受けることが必要です。

- 1 雇用管理制度助成コース【制度導入助成はございません】
目標達成助成：57万円（生産性要件を満たした場合は72万円）
雇用管理制度の（諸手当等制度、研修制度、健康づくり制度、メンター制度、短時間正社員制度）の導入・運用によって、離職率が目標値以上低下した場合。
- 2 介護福祉機器助成コース【介護事業主が対象】
目標達成助成
助成対象となる介護福祉機器の導入費用の20%（上限150万円）
（生産性要件を満たした場合は35%（上限150万円））
- 3 人事評価改善等助成コース
目標達成助成：80万円
生産性向上に資する人事評価制度及び定期昇給等のみによらない賃金制度を整備し、賃金アップを実施し、1年経過後に人事評価制度等の適切な運用を経て、生産性の向上、労働者の賃金の2%のアップ、離職率の低下に関する目標のすべてを達成した場合。
- 4 外国人労働者就労環境整備助成コース
外国人労働者を雇用する事業主であって、外国人特有の事情に配慮した就労環境の整備のために、雇用労務責任者の選任を行い、就業規則等の社内規程の多言語化に取り組んだ上で、苦情・相談体制の整備、一時帰国を希望した場合に休暇が取得できる制度の導入、社内マニュアル等の社内文書の多言語化のいずれかの措置を計画期間内（3か月～12か月）に導入・

実施した事業主に助成する。

[助成額]

支給対象経費の1/2（上限57万円）（生産性要件を満たした場合は2/3（上限72万円））

※計画期間終了から1年経過するまでの期間の外国人労働者（雇用保険一般被保険者）の離職率が1割以下にすること。（ただし、外国人労働者が2人以上10人以下の事業所は、対象期間内の離職者が1人以下であること）

※計画前1年間と比較し、計画期間終了から1年経過するまでの期間の日本人労働者（雇用保険一般被保険者）の離職率が上昇していないこと。

5 テレワークコース（新設）

良質なテレワークを新規導入・実施することにより、労働者の人材確保や雇用管理改善等の観点から効果をあげた中小企業事業主に助成

(1) 機器等導入助成

支給対象経費の30%

（上限：1企業あたり100万円、1人あたり20万円のいずれか低い金額）

※テレワーク制度に係る制度を新たに整備し、テレワークを実施可能とする取り組みを行った場合

(2) 目標達成助成

支給対象経費の20%

（生産性要件を満たす場合は35%）

（上限：1企業あたり100万円、1人あたり20万円のいずれか低い金額）

※所定のテレワーク実績基準及び離職率目標を満たした場合

お問い合わせ

（テレワークコース以外）

各公共職業安定所（ハローワーク）

厚生労働省島根労働局職業安定部 職業対策課

TEL 0852-20-7022 FAX 0852-20-7025

（テレワークコース）

厚生労働省島根労働局雇用環境・均等室

TEL 0852-20-7007 FAX 0852-31-1505

雇用・人材

発達障がい者又は難治性疾患患者を雇用する企業のために

特定求職者雇用開発助成金 (発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース)

●事業内容

発達障がい者又は難治性疾患患者の雇用を促進し職業生活上の課題を把握するため、公共職業安定所等の紹介により継続して雇用すること（対象労働者の年齢が65歳以上に達するまで継続して雇用し、かつ、当該雇用期間が継続して2年以上であることをいう。）が確実であると認められ、対象労働者の雇用状況の報告をする事業者に対して、賃金相当額の一部を助成します。
※有期雇用契約において、勤務成績等により更新の有無を判断する場合は、継続して雇用することが確実であると認められず、支給対象となりません。

●対象事業主

公共職業安定所等の紹介により、発達障がい者又は難治性疾患患者を一般被保険者として雇入れ、継続して雇用することが確実であると認められる雇用保険の適用事業の事業主

●助成内容

対象労働者	企業規模	助成対象期間	支給対象期ごとの支給額		支給回数
短時間労働者 以外の者	中小企業以外	1年間	第1期25万円	第2期25万円	2回
	中小企業	2年間	第1期30万円 第3期30万円	第2期30万円 第4期30万円	4回
短時間労働者	中小企業以外	1年間	第1期15万円	第2期15万円	2回
	中小企業	2年間	第1期20万円 第3期20万円	第2期20万円 第4期20万円	4回

●その他

雇用状況の報告とは、

発達障がい者については、社会性やコミュニケーション能力に困難を抱える場合が多く、これらは仕事をする上で重要な能力であることから就職及び職場定着に至らない者が少なくない状況にあります。

また、難治性疾患患者は、疾患が慢性化しており十分に働くことができる場合もあるにもかかわらず、就労に当たっては様々な制限・困難に直面している状況にあります。このため、対象労働者の雇用の状況などその雇用管理に関する事項について報告することを求めています。

※助成金の受給にあたっては、このほか各種要件があります。

お問い合わせ

各公共職業安定所（ハローワーク）

厚生労働省島根労働局職業安定部 助成金相談センター

TEL 0852-20-7029 FAX 0852-27-8525

最低賃金引き上げの影響が大きい中小企業事業主を支援するために

業務改善助成金

●対象者

事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内及び事業場規模100人以下の中小企業・小規模事業者

●事業及び助成内容

中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)の引上げを図るための制度です。

生産性向上のための設備投資(機械設備、POSシステム等の導入)などを行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成します。

●支給要件

- 賃金引上計画を策定すること
 - ・事業場内最低賃金を一定額以上引き上げる(就業規則等に規定)
- 引上げ後の賃金額を支払うこと
- 生産性向上に資する機器・設備などの導入や、人材育成・教育訓練等を実施することにより業務改善を行い、その費用を支払うこと
 - ((1)単なる経費削減のための経費、(2)職場環境を改善するための経費、(3)通常の事業活動に伴う経費は除きます。)
- 解雇、賃金引下げ等の不交付事由がないこと など

●助成額

事業場内最低賃金をコースごとに定める引上げ額以上引き上げた場合、生産性向上のための設備投資等に要した費用に助成率を乗じて算出した額(上限額あり、千円未満端数切り捨て)を助成します。

()内は生産性要件を満たした場合の助成率

コース区分	引上げ額	助成率	引上げ労働者数	上限額※
20円コース	20円以上	【事業場内最低賃金900円未満】	1人以上～	20万円～70万円
30円コース	30円以上	4/5 (9/10)		30万円～100万円
60円コース	60円以上	【事業場内最低賃金900円以上】		60万円～230万円
90円コース	90円以上	3/4 (4/5)		90万円～450万円

※上限額は引上げ労働者の人数によって変動します。

●その他

業務改善計画(設備投資など実行計画)と賃金引上計画(事業場内最低賃金の引上げ計画)を策定し、事前に島根労働局の審査・交付決定を受けることが必要です。

お問い合わせ

厚生労働省島根労働局雇用環境・均等室

TEL 0852-20-7007

雇用・人材

企業の人材育成と労働者のキャリア形成のために

人材開発支援助成金

職業訓練を実施する事業主等に対して訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成する等により、企業内の人材育成を支援。

支給対象となる訓練	対象	助成内容	助成率・助成額 注：()内は中小企業以外		
				生産性要件を満たす場合※1	
①	特定訓練コース	以下の訓練について助成 ・労働生産性の向上に資する訓練 ・若年労働者への訓練 ・技能承継等の訓練 ・グローバル人材育成の訓練 ・雇成型訓練 (・特定分野認定実習併用職業訓練 (認定実習併用職業訓練))	[OFF-JT] ・経費助成 45(30)% 【60(45)%※2】 ・賃金助成 760(380)円/時・人 [OJT※3] ・実施助成 665(380)円/時・人 ＜1年度1事業所当たり助成額は最大1,000万円※4＞	[OFF-JT] ・経費助成 60(45)% 【75(60)%※2】 ・賃金助成 960(480)円/時・人 [OJT※3] ・実施助成 840(480)円/時・人	
	一般訓練コース	他の訓練コース以外の訓練について助成	[OFF-JT] ・経費助成 30% ・賃金助成 380円/時・人 ＜1年度1事業所当たり助成額は最大500万円※4＞	[OFF-JT] ・経費助成 45% ・賃金助成 480円/時・人	
	教育訓練休暇付与コース	事業主	有給教育訓練休暇制度を導入し、労働者が当該休暇を取得して訓練を受けた場合に助成 事業主が長期の教育訓練休暇制度を導入し、一定期間以上の休暇取得実績が生じた場合に助成	定額助成30万円 ・経費助成(定額)20万円 ・賃金助成※5 ＜有給の場合に限る＞ 6,000円/日・人	定額助成36万円 ・経費助成(定額)24万円 ・賃金助成※5 ＜有給の場合に限る＞ 7,200円/日・人
②	特別育成訓練コース(非正規雇用労働者が対象)	事業主	以下の訓練について助成 ・一般職業訓練 ・雇成型訓練 【・有期実習型訓練】 ・中小企業等担い手育成訓練	[OFF-JT] ・経費助成 実費※6 ・賃金助成 760(475)円/時・人 [OJT※7] ・実施助成 760(665)円/時・人 ＜1年度1事業所当たり助成額は最大1,000万円＞	[OFF-JT] ・経費助成 実費※6 ・賃金助成 960(600)円/時・人 [OJT※7] ・実施助成 960(840)円/時・人
	建設労働者認定訓練コース(旧建設労働者確保成功助成金)	中小建設事業主 ・中小建設事業主 ・建設労働者認定訓練コース(経費助成のみ)	認定職業訓練または指導員訓練のうち建設関連の訓練について助成	経費助成(訓練を実施した場合): 広域団体認定訓練助成金の支給又は認定訓練助成事業費補助金の交付を受けて都道府県が行う助成により助成対象経費とされた額の1/6 賃金助成(雇用する建設労働者に訓練を受講させた場合): 3,800円/日・人	生産性助成(1,000円)※9
③	建設労働者技能実習コース(旧建設労働者確保成功助成金)	中小建設事業主 ・中小建設事業主 ・建設労働者技能実習コース(経費助成のみ) ・建設事業主、建設事業主団体(女性建設労働者のみ)	安衛法に基づく教習及び技能講習や特別教育 ・能開法に規定する技能検定試験のための事前講習 ・建設業法施行規則に規定する登録基幹技能者講習などについて助成	経費助成 20人以下中小建設事業主:75% 21人以上中小建設事業主 35歳未満:70% 35歳以上:45% 建設事業主(女性労働者):60% 賃金助成 20人以下8,550円/日(9,405円) 21人以上7,600円/日(8,360円) ()内は、受講者が建設キャリアアップシステム技能者情報登録者である場合	生産性向上助成※9 経費助成 対象経費の15%(一律) 賃金助成 20人以下の中小建設事業主 1人当たり日額2,000円 21人当り以上の中小建設事業主 1人当たり日額1,750円
	障害者職業能力開発コース	事業主又は事業主団体	障がい者職業能力開発訓練施設等の設置等 ・障がい者職業能力開発訓練運営費(人件費、教材費等) に対する助成	(施設等) 3/4(上限額:5,000万円、更新の場合は1,000万円) (運営費) 4/5(上限額:1人当たり17万円)(※9)	—

- ※1 特定訓練コース、一般訓練コース、教育訓練休暇付与コースの長期教育訓練休暇制度、及び特別育成訓練コースについては、訓練開始日が属する会計年度の前年度から3年度後の会計年度の末日の翌日から5ヵ月以内に割増支給申請をした場合に、通常の支給額からの割増し分を支給します。
- ※2 以下の場合に適用されます。
 - ・雇用型訓練のうち特定分野認定実習併用職業訓練（建設業、製造業、情報通信業の分野）
 - ・セルフ・キャリアドック制度導入企業の場合
- ※3 雇用型訓練に限ります。
- ※4 1年度に特定訓練コースと一般訓練コースの両方を受給する場合、両コース合わせて最大1,000万円となります。
- ※5 最大150日分の日額助成とし、雇用する企業全体の被保険者数（有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者は除く）が100人未満の企業は1名分、同100人以上の企業は2名分を支給対象者数の上限とする。
- ※6 一人当たり。訓練時間数に応じた上限額を設定。中小企業等担い手育成訓練は対象外。
- ※7 一般職業訓練を除く。
- ※8 重度身体障がい者、重度知的障がい者、精神障がい者以外は3/4（上限額16万円）、重度障がい者等が就職した場合10万円を追加支給。
- ※9 生産性向上助成は、生産性向上助成の対象となった技能実習の訓練開始日が属する会計年度の前年度から3年度後の会計年度の末日の翌日から起算して5ヵ月以内に支給申請する必要があります。

お問い合わせ

【注意】助成コースに応じてお問い合わせ先が異なります

- ①厚生労働省島根労働局職業安定部 訓練室
TEL 0852-20-7028 FAX 0852-20-7025
- ②各公共職業安定所（ハローワーク）
厚生労働省島根労働局職業安定部 助成金相談センター
TEL 0852-20-7029 FAX 0852-27-8525
- ③各公共職業安定所（ハローワーク）
厚生労働省島根労働局職業安定部 職業対策課
TEL 0852-20-7021・7022 FAX 0852-20-7025

伝統の技術・技法を受け継ぐ後継者の確保、育成のために

伝統工芸雇用就業資金貸付金

●対象者

知事が指定する島根県ふるさと伝統工芸品製造者

●事業内容

伝統工芸品製造の後継者の確保・育成を促進し、県内の伝統工芸品を承継していくため、島根県ふるさと伝統工芸品製造の後継者を雇用した製造者に対し、研修教育費の貸付を行います。

●貸付内容

後継者育成計画の認定を条件に、(一社) 島根県物産協会を通して、研修教育費(1人当たり月5万円)を無利子で貸付します。
一定期間の継続雇用により、償還免除の制度があります。

お問い合わせ

(一社) 島根県物産協会

TEL 0852-22-5758

FAX 0852-25-6785

島根県しまねブランド推進課 物産企画グループ

TEL 0852-22-6397

FAX 0852-22-6859

仕事と子育てや介護を両立できる環境の整備や、女性の活躍を促進するために

両立支援等助成金

〈 〉内は、生産性の向上が認められる場合の額です。

① 出生時両立支援コース

● 対象者

雇用保険適用事業主

● 事業内容

男性労働者が育児休業等を取得しやすい職場風土作りに取り組み、男性労働者に育児休業を取得させたり、子の出生前後に育児や配偶者の出産支援のために取得できる育児目的休暇の制度を新たに導入後、男性がその制度を利用した場合に、事業主に一定額を助成します。

● 助成内容（助成額）

		中小企業	大企業
育児休業※1	1人目	57万円〈72万円〉	28.5万円〈36万円〉
	個別支援加算	10万円〈12万円〉	5万円〈6万円〉
	2人目以降	14.25万円～33.25万円	〈18万円～42万円〉※2
	個別支援加算	5万円〈6万円〉	2.5万円〈3万円〉
育児目的休暇（1企業1回限り）		28.5万円〈36万円〉	14.25万円〈18万円〉

※1 1企業当たり1年度に10人までの支給となります。

※2 取得した育児休業期間によって助成額が異なります。

② 介護離職防止支援コース

● 対象者

雇用保険適用中小企業事業主

● 事業内容

仕事と介護の両立支援のための職場環境整備を行い、「介護支援プラン」の作成により、介護休業の円滑な取得及び職場復帰又は仕事と介護の両立支援制度の利用の支援を行い、利用者が生じた事業主に一定額を助成します。また、新型コロナウイルス感染症対応として、介護のための有給休暇（労基法の年次有給休暇を除く）の利用者が生じた場合の特例があります。

● 助成内容（助成額）

介護休業	休業取得時	28.5万円<36万円>
	職場復帰時	28.5万円<36万円>
両立支援制度の利用		28.5万円<36万円>
新型コロナウイルス感染症対応特例		5日以上10日未満 20万円 10日以上 35万円

※1 企業当たりそれぞれ1年度5人までの支給となります。

③育児休業等支援コース

●対象者

雇用保険適用事業主（Ⅰ～Ⅲは中小企業事業主のみ対象）

Ⅰ 育休取得時・職場復帰時

●事業内容

「育休復帰支援プラン」の作成により育児休業の円滑な取得及び職場復帰の支援を行い、育児休業取得者を原職等に復帰させた場合、中小企業事業主に一定額を助成します。

●助成内容（助成額）

育休取得時	28.5万円（36万円）
職場復帰時（職場支援加算あり※）	28.5万円（36万円）

1企業当たり2人まで（無期契約労働者、有期契約労働者各1人）の支給となります。
※業務代替労働者への職場支援等の取組みをした場合、職場復帰時に19万円（24万円）を加算して助成します。

Ⅱ 代替要員確保時

●事業内容

育児休業取得者の代替要員を確保し、休業取得者を原職等に復帰させた場合、中小企業事業主に一定額を助成します。

●助成内容

支給対象労働者1人当たり	47.5万円（60万円）
支給対象労働者が有期契約労働者の場合	9.5万円（12万円）加算

1企業当たり1年度に10人までの支給となります。

●支給対象期間

5年間

Ⅲ 職場復帰後支援

●事業内容

法を上回る子の看護休暇制度（有給休暇、時間単位での付与）、保育サービス費用補助制度を新たに導入し、育児休業から職場復帰後6か月以内に制度を利用させた場合、中小企業事業主に一定額を助成します。

●助成内容（助成額）

	制度導入時※1	28.5万円〈36万円〉
制度利用時	子の看護休暇制度※2	取得した休暇時間 1時間当たり1,000円〈1,200円〉
	保育サービス※3	補助した費用の2/3の額

- ※1 休暇制度等の導入または保育サービス費用補助制度のどちらか1回限りの支給となります。
- ※2 最初の申請から3年以内に5人まで、1年度に200時間〈240時間〉までの支給となります。
- ※3 最初の申請から3年以内に5人まで、1年度に20万円〈24万円〉までの支給となります。

IV 新型コロナウイルス感染症対応特例

●事業内容

小学校の臨時休業等により子どもの世話をする労働者のために有給休暇制度及び両立支援制度を整備し、有給休暇の利用者が生じた事業主に支給します。

●助成内容（助成額）

支給対象労働者1人当たり	5万円
--------------	-----

- ※1 事業主当たり10人まで支給（上限50万円）

④女性活躍加速化コース

●対象者

雇用保険適用中小企業事業主

- ※本コースでは産業に関わりなく常用労働者300人以下の企業をいいます。

●事業内容

女性活躍推進法に基づき、自社の女性の活躍に関する「数値目標」、数値目標の達成に向けた「取組目標」を盛り込んだ「行動計画」を策定して具体的に取り組み、目標を達成した中小企業事業主に一定額を助成します。

●助成内容（助成額）

47.5万円〈60万円〉

- ※1 企業当たり1回限りの支給となります。

☆ここに記載されている事項以外にも詳細な要件が定められています。支給要領や『支給申請の手引き』は、順次、厚生労働省ホームページに掲載予定です。

お問い合わせ

厚生労働省島根労働局雇用環境・均等室

TEL 0852-20-7007

事業所のドナー休暇制度導入を支援します

しまねまごころバンクドナー休暇制度導入促進助成金

●事業内容

ドナーが骨髄等の提供を行いやすい環境を整備することを目的として、ドナーが従事する事業所に対して、骨髄等の提供に要するドナーの休暇期間について、人件費相当を助成します。

●対象事業所及び支給要件

ドナーが従事する県内事業所で、以下のいずれも満たすもの

- ①従業員の骨髄等の提供に際して要する入通院に対して有給による休暇（通常の有給休暇を除く）を付与した場合
- ②就業規則等において、①の休暇が「ドナー休暇」などの名称で位置付けられている場合又は新たに位置付けた場合

●助成金

対象有給休暇付与日数×7,000円 上限：49,000円

1回の休みが1日（8時間）に満たない場合は、1日未満の付与した休暇の総時間数を8で除して得た数（1未満の端数があるときは、小数点第2位以下は切り捨て）とする。

支給要件・支給手続き等の詳細については、下記にお問い合わせください。

お問い合わせ

(公財)ヘルスサイエンスセンター島根 しまねまごころバンク
〒693-0021 島根県出雲市塩冶町223-7
TEL 0853-22-2556 FAX 0853-25-8823
ホームページ <http://www.hsc-shimane.jp/transplant/786>

出産後も働きつづけられる職場環境づくりを支援するために

出産後職場復帰奨励金 (中小・小規模事業者等出産後職場復帰促進事業)

従業員が出産・育児のために仕事をやめることなく、出産後復職しやすい職場環境づくりを推進し、中小・小規模事業者等の県内事業所での継続雇用の拡大を図ります。

●事業内容

中小企業事業主等に対して、従業員が出産後復職し、職場復帰後3か月以上の勤務をした場合、奨励金を支給します。

●対象事業者

島根県内に本社（または主たる事業所）がある中小・小規模事業者等（社会福祉法人、医療法人、NPO法人、個人事業主なども対象）

●支給要件（共通要件）

- ・従業員数50人未満の県内の事業所（本支店、営業所等）
- ・就業規則等で育児休業の取得が明文化されていること
- ・従業員の育児休業取得や出産後の職場復帰、子育てに関する支援に今後も取り組むこと

<令和2年4月1日以降に産前休業の取得を開始した場合>

(1) 支給要件

- ・育児休業を3か月以上取得し、職場復帰した従業員を3か月以上雇用していること

(2) 支給申請期間

対象となる従業員が要件を満たした日の翌日から起算して6か月以内

(3) 支給額

- ①従業員数30人未満の事業所 20万円／人（新規支給事業所の1人目のみ）
10万円／人（上記以外）

- ②従業員数30～50人未満の事業所 10万円／人

<令和2年3月31日までに産前休業の取得を開始した場合>

(1) 支給要件

- ・産前産後休業又は育児休業を取得し、職場復帰した従業員を3か月以上雇用していること

(2) 支給申請期間

対象となる従業員が要件を満たした日の翌日から起算して1年以内

(3) 支給額

出産後復職した従業員の休業期間が

- | | |
|-------------------|--------|
| ①育児休業17か月以上 | 40万円／人 |
| ②育児休業3か月以上17か月未満 | 20万円／人 |
| ③育児休業3か月未満または産休のみ | 10万円／人 |

お問い合わせ

松江商工会議所 TEL 0852-25-2556
島根県商工会連合会（本所） TEL 0852-21-0651
（石見事務所） TEL 0855-22-3590
島根県政策企画局 女性活躍推進課
TEL 0852-22-5245 FAX 0852-22-6155
E-mail josei-katsuyaku@pref.shimane.lg.jp

子育てしやすい柔軟な働き方ができる職場環境づくりを支援するために

子育てしやすい職場づくり奨励金 (子育てしやすい職場づくり促進事業)

子育てしやすい柔軟な働き方ができるよう、時間単位の年次有給休暇制度や育児短時間勤務制度等の導入、制度を利用しやすい風土づくりを促進します。

●事業内容

子育てしやすい柔軟な働き方ができる職場環境づくりに取り組む中小・小規模事業者等に奨励金を支給します。

●対象事業者

島根県内に本社（または主たる事業所）がある中小・小規模事業者等（社会福祉法人、医療法人、NPO法人、個人事業主なども対象）

●支給要件

・従業員数50人未満の県内の事業所（本支店、営業所等）

次のいずれかの制度を令和2年4月1日以降に導入し、一定の利用実績があること。

導入制度	対象（性別は問わない）	実績
ア 時間単位の年次有給休暇制度	18歳到達年度の末日までの子どもがいる従業員	8時間/人
イ 育児短時間勤務制度	3歳以上、小学6年生以下の子どもがいる従業員	20日/人

※「育児短時間勤務制度」を講ずることが困難な場合、あるいは従業員の利用が困難な場合は「フレックスタイム制度」または「始業終業時刻の繰上げ繰下げ制度」に替えることができます。

●支給申請期間

対象となる従業員が要件を満たした日の翌日から起算して6か月以内

●支給額

10万円/1制度 上限額：20万円

※1事業所につき支給要件のA、イそれぞれ1回限り

※令和2年度中に制度を導入し、令和4年3月31日までに申請の場合は20万円/1制度となります。

お問い合わせ

松江商工会議所 TEL 0852-25-2556

島根県商工会連合会（本所） TEL 0852-21-0651

（石見事務所） TEL 0855-22-3590

島根県政策企画局 女性活躍推進課

TEL 0852-22-5245 FAX 0852-22-6155

E-mail josei-katsuyaku@pref.shimane.lg.jp

中途採用の拡大や移住者の採用、中高年齢者の起業による雇用機会の創出に向けて

中途採用等支援助成金

(中途採用拡大コース・UIJターンコース・生涯現役起業支援コース)

中途採用者の雇用管理制度を整備するなどして中途採用を積極的に行うこと、東京圏からの移住者を雇い入れること又は、40歳以上の方が起業し主に中高年齢者を雇い入れることにより、中高年齢者の雇用の機会拡大、東京圏から地方への移住支援、生涯現役社会の実現を目的としています。

なお、助成金制度の活用にあたっては、あらかじめ所定の計画書を提出し、労働局長の認定を受けることが必要です。

1 中途採用拡大コース

これまで労働者の採用を新規学校卒業者中心に行ってきた事業主が、中途採用者の雇用管理制度を整備した上で、中途採用者の採用拡大（①中途採用率の拡大、②45歳以上の者を初めて採用又は③中途採用に係る情報公開を行い、中途採用者数を拡大）を図った場合に助成します。

【助成額】

助成額	①中途採用率拡大		②45歳以上初採用	③情報公表・中途採用者数の拡大
	20～40ポイント未満向上	40ポイント以上向上		
中途採用拡大助成	50万円	70万円	60万円	30万円
	期間前の中途採用率が0%であった場合10万円加算		60歳以上の者を初めて採用した場合、10万円加算	対象者の1年間の定着状況について一定の要件を満たす場合、20万円加算（定着助成）
生産性向上助成	25万円		30万円	15万円

2 UIJターンコース

国や地方公共団体が実施する移住支援事業等により移住した者を雇い入れた事業主に対して、その採用に要した経費を助成します。

計画期間（6か月から12か月以内）内に、1人以上の対象移住者を新たに継続して雇用する労働者として雇い入れること。内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して専門人材を雇い入れた事業所又は、地方公共団体が開設するマッチングサイトに求人（移住支援金の対象として掲載されたもの）を掲載した事業主であること。

【助成額】

事業主が対象労働者の雇入れのために計画期間内に募集・採用パンフレット、自社ホームページの作成経費、就職説明会等の実施経費の3分の1（中小企業事業主2分の1）を乗じた額（上限100万円）

3 生涯現役起業支援コース

中高年齢者等が起業によって自らの就業機会の創出を図るとともに、事業運営のために必要となる従業員（中高年齢者等）の雇入れに伴う雇用機会の創出について、雇用創出措置の実施に係る助成をします。

【主な支給要件】

- 1 起業者が起業した法人または個人事業の業務に専ら従事すること。
- 2 起業基準日（起業の始期）における起業者の年齢が40歳以上であること。
- 3 起業基準日から起算して11か月以内に「雇用創出に係る計画書」を提出し、労働局長の認定を受けていること。
- 4 計画期間内に、60歳以上の対象労働者を1人以上又は40歳以上60歳未満の対象労働者を2人以上若しくは40歳未満の対象労働者を3人以上（40歳以上の対象労働者を1人新たに継続して雇用する労働者として雇い入れる場合にあつては40歳未満の対象労働者を2人）を雇い入れること。

【助成対象経費】

計画期間内に行った雇用創出措置に要した費用で、計画期間の初日から支給申請日までに支払った費用

- 1 対象労働者の募集・採用に関する費用
- 2 対象労働者の教育訓練に関する費用

【助成額】

雇用創出措置分

起業者の年齢が60歳以上の場合：助成率2／3 上限200万円

起業者の年齢が40歳以上60歳未満の場合：助成率1／2 上限150万円

※助成対象経費ごとに助成額の上限があります。

生産性向上助成

計画書を提出した日の属する年度の会計年度とその3年後の会計年度の生産性が6％以上伸びている場合、雇用創出措置助成額の1／4

お問い合わせ

各公共職業安定所（ハローワーク）

厚生労働省島根労働局職業安定部 職業対策課

TEL 0852-20-7022 FAX 0852-20-7025

職場での受動喫煙防止対策に取り組む中小企業事業主の皆さまへ

受動喫煙防止対策助成金

●事業内容

一定の基準を満たす喫煙専用室等の設置などにかかる工費、設備費、備品費、機械装置費などの2/3、ただし、喫煙専用室の設置等の措置を講じる事業場の主たる業種が日本標準産業分類における飲食店以外の中小企業事業者の場合は1/2（上限100万円）を助成します。

●対象となる事業者

- (1) 労働者災害補償保険の適用事業者
- (2) 以下の表のいずれかに該当する中小企業（既存特定飲食提供施設を営む者に限る。）事業者
※労働者数が資本金のどちらか一方の条件を満たせば、中小企業事業者となります。

業 種		常時雇用する労働者数*	資本金*
小 売 業	小売業、飲食店、配達飲食サービス業	50人以下	5,000万円以下
サービスマ業	物品賃貸業、宿泊業、娯楽業、医療・福祉、複合サービス（例：協同組合）など	100人以下	5,000万円以下
卸 売 業	卸売業	100人以下	1億円以下
その他の業種	農業、林業、漁業、建設業、製造業、運輸業、金融業、保険業など	300人以下	3億円以下

●助成対象

- (1) 一定の要件を満たす喫煙専用室（健康増進法に規定するものをいいます。）の設置・改修（健康増進法に規定する既存特定飲食提供施設で料理店、飲食店等を営む事業者に限ります。）
- (2) 一定の要件を満たす指定たばこ専用喫煙室（健康増進法に規定するものをいいます。）の設置・改修（健康増進法に規定する既存特定飲食提供施設で料理店、飲食店等を営む事業者に限ります。）

●その他

- ・本助成金は、工事の実施前に申請が必要です。
- ・必要以上の性能を有する機械設備、高価な材料を用いた事業は、減額の対象となります。
- ・詳しくは厚生労働省のホームページをご覧ください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000049868.html>

お問い合わせ

厚生労働省島根労働局労働基準部 健康安全課

TEL 0852-31-1157

労働時間等の設定改善により、仕事と生活の調和に取り組む
中小企業事業主・団体の皆様へ

働き方改革推進支援助成金

①労働時間短縮・年休促進支援コース

●助成概要

労働時間の縮減や年次有給休暇の取得促進に向けた環境整備のための取り組みとして、外部専門家によるコンサルティング、労務管理用機器等の導入等を実施し、改善の成果を上げた事業主に対して、その経費の一部を助成

●対象事業主

中小企業事業主

●助成率

費用の3 / 4

※事業規模30人以下で労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が30万円を超える場合は4 / 5

●上限額

50万円～200万円

(賃金引上げを実施した場合、上限額に最大240万円を加算)

※成果目標の達成状況により上限額が異なります

●支給対象となる取り組み (☆)

就業規則等の作成・変更、労務管理担当者や労働者に対する研修、外部専門家によるコンサルティング、人材確保に向けた取り組み、労務管理用機器等の導入・更新、労働能率の増進に資する設備の導入・更新

②勤務間インターバル導入コース

●助成概要

勤務間インターバル制度を導入、定着促進するための取り組みとして、外部専門家によるコンサルティング、労務管理用機器等の導入等を実施し、改善の成果を上げた事業主に対して、その経費の一部を助成

●対象事業主

中小企業事業主

●助成率

費用の3 / 4

※事業規模30人以下で労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が30万円を超える場合は4 / 5

●上限額

インターバル時間数等に応じて

① 9時間以上11時間未満 80万円

② 11時間以上 100万円 など

(賃金引上げを実施した場合、上限額に最大240万円を加算)

●支給対象となる取り組み

☆と共通

③労働時間適正管理推進コース

●助成概要

労務・労働時間の適正管理推進のため、外部専門家によるコンサルティング、労務管理用機器等の導入等を実施し、改善の成果を上げた事業主に対して、その経費の一部を助成

●対象事業主

中小企業事業主

●助成率

費用の3 / 4

※事業規模30人以下で労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が30万円を超える場合は4 / 5

●上限額

50万円 (賃金引上げを実施した場合、上限額に最大240万円を加算)

●支給対象となる取り組み

☆と共通

④団体推進コース

●助成概要

中小企業の事業主団体において、傘下企業の労働時間短縮や賃金引上げに向けた生産性向上に資する取り組みに対して、その経費を助成

●対象

中小企業の事業主団体など

●助成率

定額

- 上限額

500万円（都道府県又はブロック単位で構成する傘下企業数10社以上の事業主団体の場合は1,000万円）

- 支給対象となる取り組み

市場調査の事業、新ビジネスモデルの開発・実験の事業、材料費・水光熱費・在庫などの費用の低減実験（労働費用を除く）の事業、展示会の開催・出展の事業、好事例収集・普及啓発の事業、構成事業主が共同で利用する労働能率の増進に資する設備・機器の導入・更新の事業 など

※各コースにはここに記載されている以外に詳細な要件が定められています。詳細は厚生労働省HPをご覧ください。

お問い合わせ

厚生労働省島根労働局雇用環境・均等室
TEL 0852-20-7007

働き方改革と魅力ある職場づくりに向けた総合的支援を行います

多様な人材の活躍を目的とした支援パッケージ

1. 事業趣旨

県内企業における「働き方改革」を推進し、従業員がいきいきと働き続けられる魅力ある職場づくりを推進するための支援を行います。

職場環境の改善のため、自社の課題に応じて3つのコースから必要な支援内容を選択することができます。

2. 事業の概要

(1) 「しまねいきいき職場宣言」について

●内容

企業は各社それぞれの立場から、魅力ある職場づくりに向けた取り組みの宣言を行い、県は広報媒体等を活用して取り組みのPRを行います。

詳細は雇用政策課ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.shimane.lg.jp/rodoseisaku/>

●対象

県内に本店、支店、営業所等が所在し、県内において事業活動を行い、常時労働者を雇用する企業等であり、労働関係法令を遵守していること。

●申請・登録先

島根県商工労働部雇用政策課 多様な就業支援グループ

(2) 支援内容

※以下の支援制度は「しまねいきいき職場宣言」宣言企業を対象としています。

①職場づくり支援コース（しまねいきいき職場づくり支援アドバイザー派遣）

●対象

県内に主たる事業所を有する従業員50人未満の企業等

●支援内容

労務管理全般について専門的な知識を有するアドバイザー（社会保険労務士等）を派遣し、以下の内容について助言、相談及び情報提供を行います。

ア 就業規則の作成や見直しに関する相談及び情報提供

イ 労務管理改善事例等を活用した助言及び指導

ウ 法改正や「働き方改革」への対応に関する支援や情報提供

●支援上限

1社あたり3回（標準所要時間：2時間/回）

②人づくり支援コース（社員研修経費の助成）

●対象

県内の中小企業等

ア 従業員50人以上

- ・補助事業を実施する年度の前年度から起算して過去3年度間に新規採用の実績がある場合で、同期間内に採用3年以内の社員の離職があったこと。
- ・補助事業を実施する年度の前年度から起算して過去3年度間に新規採用の実績がない場合で、補助事業を実施する年度に採用の実績があること、又は今後1年以内に新規採用の見込があること。

イ 従業員50人未満

補助事業を実施する年度の前年度から起算して過去3年度間に新規採用の実績があること、または補助事業を実施する年度に新規採用がある、あるいは今後1年以内に新規採用の見込があること。

●助成内容

勤務時間内に人材育成計画（キャリアマップ）に基づいて計画的に実施する研修の実施に要する経費の一部を助成します。（補助対象経費：外部講師謝金、会場借上料、教材費等）

●補助率

1/2

【補助限度額】80万円（②と③の合計）

③就労環境改善コース（環境整備経費の助成）

●対象

②に同じ

●助成内容

多様な人材が活躍できる職場環境を整備するため、長時間労働の縮減や職場のコミュニケーション促進等に資する事業を実施する際に要する経費の一部を助成します。（補助対象経費：労務管理用機器やソフトウェアの購入費、労働能率向上のための設備・機器等のハード導入経費、及び外部コンサルティング料、調査委託費用、消耗品費、印刷製本費、外部研修参加費等のソフト事業経費）

●補助率

ハード1/3、ソフト1/2

【補助限度額】80万円（②と③の合計）

「しまねいきいき職場宣言」申請・登録

- 企業名・宣言内容を県ホームページ及び県広報媒体等により周知・広報（宣言内容については非公開とすることもできます）
- 事業所内での周知に活用できる「宣言書」を県から贈呈
- 企業の取り組みを支援する「多様な人材活躍支援パッケージ」の活用



「多様な人材活躍支援パッケージ」による支援

- 課題は明らかだがノウハウ・知識がない
- 取り組みに要する資金が不足している

労務管理
の見直し

①職場づくり支援コース

「しまねいきいき職場づくり支援アドバイザー」（社会保険労務士）を企業に派遣し、従業員がいきいきと働きやすい職場づくりに向けた労務管理の見直し等を助言する。
【申請先】 商工会議所、商工会（県補助事業）

上限3回/社

体系的な
人材育成

②人づくり支援コース

従業員のキャリア形成及び魅力ある職場づくりを目的とした研修に要する経費の一部を補助し、働きがいの向上や従業員の定着を支援する。
【申請先】 県雇用政策課 多様な就業支援グループ

上限2コース80万円/社

多様な
働き方の
推進

③就労環境改善コース

多様な人材が働きやすい職場づくりを目的として、長時間労働の縮減や職場のコミュニケーション促進を図る事業に要する経費の一部を補助する。
【申請先】 県雇用政策課 多様な就業支援グループ

お問い合わせ

【注意】 支援コースによってお問い合わせ先が異なります

①職場づくり支援コース

最寄りの商工会議所・商工会（巻末の一覧表参照）
又は島根県商工会連合会（TEL 0852-21-0651）

②人づくり支援コース、③就労環境改善コース

島根県商工労働部 雇用政策課 多様な就業支援グループ
TEL 0852-22-5305

女性活躍

F - 34

子育て・介護をしながら働き続けやすい職場づくりを支援します

女性活躍のための働きやすい環境整備支援事業費補助金

●事業内容

県内企業等における女性活躍や仕事と生活の両立に向けた取組を促進するため、女性の就業環境の整備や従業員のワーク・ライフ・バランスの推進につながる優良な取組を支援します。

●補助対象事業者及び補助金額等

補助対象事業者	補助対象経費	補助上限額	補助率	補助期間
○次のいずれにも該当すること ・「しまね女性の活躍応援企業」登録企業であり、かつ、「こころカンパニー」認定企業であること ・県内に本社をおく従業員数300人以下の企業等であること ・雇用保険適用事業主であること ・計画に複数の取組内容が記載されていること  	計画に記載された数値目標に係る取組を実施するために必要な経費	150千円 ～ 1,333千円	①小規模企業等事業主または主たる事業所を中山間地域・離島に有する中小企業等事業主 2 / 3 以内 ②①以外の事業主 1 / 2 以内	交付決定の日から3月末まで

●補助事業例

ハード：女性用休憩室、キッズスペース整備
 テレワークや勤務シフト作成支援システムの導入等

ソフト：セミナー開催、コンサルティング等

◇しまね女性の活躍応援企業及びこころカンパニーについては本書P.223、P.221参照

お問い合わせ

島根県政策企画局 女性活躍推進課

TEL 0852-22-5245 FAX 0852-22-6155

E-mail josei-katsuyaku@pref.shimane.lg.jp

雇用・人材

小規模事業者向けに外国人材受入れ時の水際対策費用を補助します

小規模事業者外国人材受入支援補助金

外国人材を受け入れる県内小規模事業者が新型コロナウイルス感染症の水際対策に対応するため入国時の一定期間待機に必要な宿泊費用の一部を補助します。

●補助対象事業者

県内に本社又は主たる事業所を有し、県内に所在する事業所において外国人材を受け入れる小規模事業者

業 種	常時使用する従業員数 (申請対象とする外国人材を除く)
1 製造業、建設業、運輸業 その他の業種（2を除く）	20人以下
2 卸売業、サービス業、小売業	5人以下

※主たる事業所が県内にある個人事業主、社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、学校法人、農事組合法人、農業法人、組合又は有限責任事業組合（LLP）も対象とする。

●補助対象となる外国人材

令和3年3月16日以降に就労等のために日本に入国した外国人

●補助対象経費

外国人材を受け入れるために、日本に入国した外国人材の水際対策の対応のために補助対象事業者が負担した宿泊費

●補助金額

対象となる外国人材一人当たり5万円（補助対象経費が5万円未満の場合は実費）

●事業期間

令和3年3月16日～令和4年3月10日（対象経費支払い締切：令和4年2月28日）

予算がなくなり次第終了します。

当補助金の詳細はホームページをご確認ください。

お問い合わせ

島根県中小企業団体中央会

TEL 0852-20-2567

E-mail gaikoku-jinzai@crosstalk.or.jp

ホームページ <https://www.crosstalk.or.jp/gaikokujinzai/>

金融制度

相談窓口・情報提供

専門家派遣

イベント・展示会等

商工関係補助金等

労働関係助成金等

その他補助金等

研修・セミナー等

その他支援事業

その他補助金等

企業立地

G - 01

企業進出・事業拡大をされるソフト系企業の方へ

ソフト産業家賃等補助金

対象者	家賃等を支払って新規に立地される認定企業で、次の要件を満たすもの	
補助要件	対象業種	①ソフトウェア業 ②情報処理・提供サービス業 ③インターネット附随サービス業 ④コールセンター業 ⑤データセンター業 ⑥シェアードサービス業 ⑦非破壊検査業 ⑧機械設計業 ⑨その他産業支援サービス業のうち知事が特に認める業種
	新規雇用従業員	常用10人以上（中山間地域等に立地する場合は5人以上。）
補助内容	補助額	家賃の1/2以内（但し、5,000円/月・3.3㎡以内）
	補助限度額	2,000万円/年 （但し、コールセンター業で大規模な雇用が見込まれる場合は、雇用人数に応じて、補助限度額を引き上げます。）
補助期間	5年間	

お問い合わせ

島根県商工労働部 企業立地課 立地推進第一グループ
TEL 0852-22-5295 FAX 0852-22-6080
E-mail kigyo-richi@pref.shimane.lg.jp

企業立地

G - 02

拠点工業団地へ進出される方へ

拠点工業団地立地促進補助金

区分	団地名	石見臨空 ファクトリーパーク	ソフトビジネスパーク 島根	江津地域拠点工業団地
対象者	各拠点工業団地に立地される企業等で、次の要件を満たすもの			
補助要件	対象業種	製造業、ソフト産業、自然科学研究所、不動産賃貸業、知事が認める業種	研究開発型企業、ソフト産業、試験研究機関、人材育成機関、不動産賃貸業、知事が認める業種	製造業、ソフト産業、自然科学研究所、不動産賃貸業、知事が認める業種
	用地取得面積	1,000㎡以上		
	操業開始時期	土地売買契約締結後3年以内		
	新規雇用従業員	土地売買契約届等の受理日から新規雇用従業員が5人以上		
補助内容	用地取得代金の50% (県20%+市30%)	用地取得代金の30% (県15%+市15%)	用地取得代金の40% (県20%+市20%)	

お問い合わせ

島根県商工労働部 企業立地課 立地推進第一グループ
 TEL 0852-22-5295 FAX 0852-22-6080
 E-mail kigyo-richi@pref.shimane.lg.jp

企業立地

企業進出・事業拡大（県内の既存企業の方も対象）される方へ

企業立地促進助成金

〔企業立地促進助成金（島根県企業立地促進条例により立地計画の認定を受けた企業が対象です。）〕

●対象者・事業内容

新たな本県への進出や事業拡大での設備増設（県内既存企業の方も含みます）等をされる企業で、一定の要件を満たす場合、「島根県企業立地促進条例」第4条の規定に基づき、その立地計画を認定します。操業開始後、3年以内に要件を満たした場合、企業立地促進助成金を交付します。

なお、具体的な要件等は次のとおりです。

（製造業）

対象企業		製造業			
		新設		増設	
要件等		大企業	中小企業（※1）	大企業	中小企業（※1） 地元企業（※2）
		認定要件	増加固定資本額	3億円以上	5,000万円以上
	増加雇用従業員数	10人以上	5人以上	10人以上	5人以上 3人以上
投資助成	基本助成割合	15%		5%	
	加算割合（※3）	最大15%		最大10%	
	合計	最大30%		最大15%	
雇用助成 （新卒者・Uターン就職者に限る）		常用雇用×100万円（130万円（※4））			

（※1）資本金3億円以下又は常用従業員数300人以下の企業（みなし大企業を除きます）。

（※2）地元企業とは、登記上、県内に本拠を置く企業です。（進出企業の現地法人を除きます）

（※3）加算割合適用の要件は以下表のとおりです。

（※4）中山間地域等に中小企業が立地する場合に限りです。

区分・要件		加算割合	判断項目
新設	労働生産性	各要件につき5% （最大15%）	労働生産性が特に高いと認められる企業
	高度技術者雇用		特に高度な技術職の雇用の場を創出すると認められる企業
	港湾利用		浜田港または境港の利用が多いと認められる企業
	県内波及効果		県内産業への波及効果が高いと認められる企業
中山間地域等立地		中山間地域等に立地する企業	
増設	労働生産性	各要件につき5% （最大10%）	特に労働生産性の向上が認められる企業
	高度技術者雇用		特に高度な技術職の雇用の場を創出すると認められる企業
	中山間地域等立地		中山間地域等に立地する企業

●雇用助成の対象者

増加雇用従業員のうち、新規学卒者及び県外からのUターン就職者で、県内に住所を有する方が対象です。

●加算要件・基準等

詳細については、お問い合わせ下さい。

(ソフト産業・ソフト系IT産業)

業種 要件等		ソフト産業					
		特例					
		中山間地域等		IT産業		専門系事務職場/ 中山間地域等	
		1 ソフトウェア業 2 情報処理・提供サービス業 3 インターネット附随サービス業 4 コールセンター業(※1) 5 シェアードサービス業 6 データセンター業	7 非破壊検査業 8 機械設計業 9 その他産業支援サービス業 (知事が特に認める業種)	ソフトウェア業		1 インターネット附随サービス業 2 シェアードサービス業	
		新設	増設	新設	新設	増設	新設
認定要件	増加固定資本額	— (投資助成に係る助成金を支給するためには、1,000万円以上の増加固定資本が必要になります)			—	—	—
	増加雇用従業員数	常用10人以上	常用5人以上	常用3人以上	常用5人以上	常用3人以上	
助成割合	基本割合	15%	5%	15%	—		
	加算割合(※2)	最大15%	最大10%	最大15%	—		
	合計	最大30%	最大15%	最大30%	—		
雇用助成 (新卒者・Uターン就職者に限る)		常用雇用×100万円	常用雇用×130万円	常用雇用×100万円(130万円(※3))			

(※1) コールセンター業は、中山間地域(増加雇用従業員数5人以上かつ19人以下)及び隠岐郡に立地する場合のみ雇用助成の対象となります。

(※2) 加算割合適用の要件は以下表のとおりです。

(※3) 中山間地域等に中小企業が立地する場合に限りです。

要件	加算割合	摘要
技術資格	各要件につき5% (新設 最大15%) (増設 最大10%)	従業員に占める情報処理技術に関する資格者の割合が特に高いと認められる企業
高度技術者雇用		特に高度な技術職の雇用の場を創出すると認められる企業
中山間地域等立地		中山間地域等に立地する企業

●雇用助成の対象者

増加雇用従業員のうち、新規学卒者及び県外からのUターン就職者で、県内に住所を有する方が対象です。

●加算要件・基準等

詳細については、お問い合わせ下さい。

[その他補助金等]

製造業及びソフト産業における新設と増設の区分

新設	①県内に事業所を有しない企業が、新たに県内に事業所を設置する場合（償却資産のみ取得し、土地及び建物を賃借する場合を含む）
増設	②県内企業が、建物を新築し、又は増設することにより生産施設の面積を増加させる場合
	③県内企業が、償却資産のみを増設する場合

○県外から新たに県内の中山間地域等に立地する製造業に対するその他の支援
〔航空運賃補助金〕

萩・石見空港をご利用される場合、航空運賃を助成します。

項目	補助内容	
	大企業	中小企業
支給要件（増加雇用従業員数）	10人以上	5人以上
補助率	1 / 2	
期間	5年	
補助限度額	200万円／年	

〔人材確保・育成支援補助金〕

島根県進出時の人材確保や人材育成に係る経費を助成します。

項目	補助内容
補助率	1 / 2
期間	3年
補助限度額	人材確保 年300万円 人材育成 年300万円

お問い合わせ

島根県商工労働部 企業立地課 立地推進第一グループ
TEL 0852-22-5295 FAX 0852-22-6080
E-mail kigyo-richi@pref.shimane.lg.jp

企業立地

G - 04

新規に県内へ進出又は県内で事業拡大されるソフト系企業の方へ

ソフト系IT産業【特例】・ 地域限定専門系事務職場【特例】補助金

■ 県内既存ソフト系IT企業の増設に対する助成

補助対象	県内既存企業が、新しい技術やビジネスモデルにより事業を拡大する場合で、知事が特に認めたもの
業種	ソフトウェア業
補助要件	増加雇用5人以上（常用従業員に限る）

企業立地 促進助成金	項目	内容
	補助額	増加常用従業員（新規卒卒者・Uターン者に限る）1人当たり100万円（※130万円）

■ 県外からの新規立地または県内での新規創業に対する助成

補助対象	次のいずれかに該当し、知事が特に認めたもの ① 県外で事業活動する企業が県内に新規立地する場合 ② 技術やビジネスモデルに優れる企業を県内で創業する場合
業種	1. ソフトウェア業 2. インターネット附随サービス業 3. シェアードサービス業
補助要件	増加雇用3人以上（常用従業員に限る） 2, 3は県外から中山間地域等へ新規立地した場合に限る

企業立地 促進助成金	項目	内容
	補助額	増加常用従業員（新規卒卒者・Uターン者に限る）1人当たり100万円（※130万円）

家賃補助	項目		内容
	補助要件	補助期間	令和5年3月31日までに新規に県内へ立地した企業に対して、8年間補助
	補助内容	補助額 補助限度額	家賃の1/2以内（但し、5千円/月・3.3㎡以内） 1,000万円/年

航空運賃補助	項目		内容
	補助要件	補助期間	令和5年3月31日までに新規に県内へ立地した企業に対して、5年間補助
	補助内容	補助額 補助限度額	発着のいずれかが県内空港又は米子空港で、業務に利用する航空機の運賃 航空運賃の1/2以内 200万円/年

※中山間地域等に中小企業が立地する場合

[その他補助金等]

人材確保・育成支援補助	項目		内容	
	補要件	補助期間	令和5年3月31日までに新規に県内へ立地した企業に対して3年間補助	
		補助対象	島根県で勤務する人材の確保・育成に要する経費（※）	
	補助内容	補助額	対象経費の1/2	人材確保、人材育成それぞれにつき
補助限度額		300万円/年		

※中山間地域に立地する事業所において、操業開始時に、県外から転入する3名以上の常用従業員が勤務する場合に限り、下記の定住支援経費を加算する（住民票の移動を伴うものに限る）。

- (ア) 転居経費、免許取得経費等（一時金として1名あたり50万円を加算）
- (イ) 社員寮、社宅の借上げ費（対象経費の1/2）

お問い合わせ

島根県商工労働部 企業立地課 立地推進第一グループ
 TEL 0852-22-5295 FAX 0852-22-6080
 E-mail kigyo-richi@pref.shimane.lg.jp

松江市（旧東出雲町を除く）への進出企業の方へ

原子力発電施設等周辺地域企業立地支援給付金

対象者	事業所を新設又は増設される企業（製造業並びに県又は松江市が企業立地の促進等を目的とした条例・規則等で定めるソフト産業等の業種及び金銭的な支援を受けているもの）で、次の要件を満たすもの		
補助要件	立地場所	松江市（旧：東出雲町を除く）	
	電気料金	支払を終えていること 4月～9月までに支払われる電気料金 10月～翌年3月までに支払われる電気料金	9月頃募集 3月頃募集
	企業立地	[新設] 電力会社との受給契約に基づき電気の供給が開始されていること [増設] 電力会社との変更契約等に基づき契約電力が増加していること	
	増加雇用者数	雇用保険の一般被保険者（常勤）が3人以上増加すること	
補助期間	初回申請より8年間（但し、半年毎に手続きが必要）		
補助内容	<p>(1) 補助内容 企業の支払った電気料金に基づき、給付金を交付</p> <p>(2) 特例加算 (1)とは別に、次の要件をすべて満たす場合には交付額の加算があります。</p> <p>①業種が製造業又は自治体で支援制度を整備している業種であること。 ②新たな投資額が500万円（増設は250万円）以上であること。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>加算額＝新規雇用人数×30万円(半年)</p> </div>		

お問い合わせ

島根県商工労働部 企業立地課 立地推進第一グループ
 TEL 0852-22-5295 FAX 0852-22-6080
 E-mail kigyو-richi@pref.shimane.lg.jp
 松江市役所（第4別館2階）産業経済部 定住企業立地推進課
 TEL 0852-55-5216 FAX 0852-55-5920

美肌観光に取り組む方へ

美肌県しまね推進事業補助金

島根県が推進する「美肌観光」は、地域ならではの「温泉」「食」を中心に、美肌にまつわる「体験」や「お土産」、美肌観光の背景・ストーリーを伝える「人材」などを組み合わせることにより、高い付加価値と地域への経済波及効果のある旅行商品造成の取組を行う事業者を支援し、美肌観光素材の「発掘」から「販売」までをトータルでサポートします！

「美肌県ならではのここできできない取組で人を呼びたい。」そんな取組を対象とした補助金制度がさらにパワーアップしてスタートしますので活用しませんか。

人口減少に打ち勝ち、**定額**で暮らせる島根をつくる


美肌県しまね

補助メニュー名	対象経費	対象者	補助率	補助上限額
①誘客推進モデル事業	<p>「温泉」「食」等を活かした「美肌観光」の誘客モデルとなる旅行商品造成（ソフト）と施設整備（ハード）にかかる経費（ソフト事業）</p> <p>○コンテンツの開発・販売</p> <p>○販路開拓及び販売促進のために必要な経費 など</p> <p>※アドバイザーへの委託費、モニターツアー、ファムツアー、メディア招請にかかる経費、広告宣伝のためのWEBやパンフレット制作に係る経費を含む</p> <p>※事業完了までに、商品販売を必須要件とする。（※商品販売先の例：観光協会HP、各旅行会社での取り扱い、自社サイト、OTAサイト、旅の縁等）</p> <p>（ハード事業）</p> <p>○県内宿泊施設の施設整備</p> <p>※経年劣化による修繕や設備更新は対象外</p> <p>※ハード事業はソフト事業に連動するものに限る</p>	<p>①島根県内で旅館業法（昭和23年法律第138号）の規定に基づく「旅館・ホテル営業」又は「簡易宿所営業」を営む者</p> <p>②法人</p> <p>③個人事業主</p> <p>④法人格を持たない民間団体</p> <p>※②～④の場合は、①の者との共同申請を必須とする。</p>	2/3	1,000万円 ※下限なし
②コンテンツ造成支援事業	<p>上記①誘客推進モデル事業における対象経費のうち、旅行商品等のコンテンツ造成（ソフト事業）に関わる経費</p>	<p>①観光協会</p> <p>②法人</p> <p>③個人事業主</p> <p>④法人格を持たない民間団体</p> <p>※いずれも県内で事業を営む者に限る</p>	2/3	200万円 ※下限なし
③アドバイザー招請事業	<p>○旅行商品の造成のためのアドバイザー招請に係る経費</p> <p>・謝金</p> <p>・旅費 など</p>	<p>①島根県内の市町村観光協会</p> <p>②広域観光協会</p> <p>③旅館ホテル組合</p> <p>④その他知事が適当と認めた団体</p> <p>※いずれも県内団体に限る</p>	10/10	1回あたり10万円 ※1回の標準所要時間4時間とし、1申請者につき3回、総額30万円まで。

お問い合わせ

島根県商工労働部 観光振興課 誘客推進グループ

TEL 0852-22-6323 FAX 0852-22-5580

E-mail kankou@pref.shimane.lg.jp

観光

G - 07

旅行商品の開発や観光客向けのイベント開催に取り組む方へ

島根県観光総合支援事業補助金

●事業内容

民間団体や企業等が取り組む、新たな旅行商品の開発等を支援し、民間主体の観光地づくりを促進し、県内外から観光客を誘致することで県内観光産業の振興を図る。

対象事業（概要）	事業者	対象経費	補助率	限度額
旅行商品の開発 民間主体による新たな旅行商品の開発等の取組み 【一般事業】 ・地域ならではの資源を活かした取組み、市町村単位を超えた広域の取組み ・県外からの観光誘客や周遊に繋がる ・今後、旅行商品等としての成立、定着が見込める ・県観光素材集「しまね旅の縁」に掲載が可能、事業完了までに商品販売が可能 ・補助期間終了後の継続実施が見込めるなどの事項を満たすもの	観光協会 法人 法人格を持たない民間団体 ※県内団体に限る。	旅行商品造成や誘客促進のために必要な以下①から④に関する経費 ①商品造成の専門家やアドバイザーに関する経費 委託料、謝金・費用弁償 ②商品の磨き上げのためのモニターツアー、旅行会社向けファミツアー、メディア招聘の実施に関わる経費 材料費及び消耗品費、食糧費、使用料及び借り上げ料、通信運搬費 ③商品の販売促進のための広告宣伝費 印刷製本費、広告料 ④その他事業実施に必要と認められる経費	1年目 1 / 2 2年目 1 / 3	1年目 100万円 2年目 50万円
			2カ年を限度とする。	
イベント支援 県内外から多くの観光客を誘客する新規の取組みやイベントで、補助期間終了後の継続実施が見込めるもの	観光協会 法人 法人格を持たない民間団体 ※県内団体に限る。	①イベント周知に係る経費 広告費、印刷製本費 ②イベント運営経費 委託料、謝金・費用弁償、賃金、材料費及び消耗品費、使用料及び借り上げ料、保険料、通信運搬費 ③その他事業実施に必要と認められる経費	1 / 2	50万円

※詳細についてはお問い合わせください。

お問い合わせ

島根県商工労働部 観光振興課 誘客推進グループ
 TEL 0852-22-6913 FAX 0852-22-5580
 E-mail kankou@pref.shimane.lg.jp

新たな宿泊需要に対応した施設整備をお考えの方へ

宿泊施設整備支援事業補助金

- 事業目的
ウィズコロナ時代における新しい旅のスタイルに対応した宿泊施設の受入環境整備等に係る経費の一部を支援することで宿泊施設の魅力向上を図り、地域経済の回復に繋がります。
- 対象者
島根県内の宿泊施設で、旅館業法の規定に基づく、「旅館・ホテル営業」又は「簡易宿泊所営業」を営む者。
- 対象事業
新たな宿泊需要（個室化、貸切風呂、グランピングなど）に対応した整備
※経年劣化等による修繕や設備更新に係る経費は対象外
- 補助率
1 / 2
- 補助金額
上限1,000万円、下限500万円

お問い合わせ

島根県商工労働部 観光振興課 観光企画グループ
TEL 0852-22-5625 FAX 0852-22-5580
E-mail kankou@pref.shimane.lg.jp

観光

G - 09

外国人観光客受入れ環境整備をお考えの方へ

外国人観光客誘致事業補助金

●事業内容

外国人観光客が安心して快適に移動、滞在、観光することができる環境の整備を図り、島根県への外国人観光客誘致を促進する。

●対象者

民間事業者、民間団体 等

●対象事業

- (1) 外国人観光客誘致に係る事業のうち、計画性、継続性のある事業
- (2) 輸出品販売場（免税店）整備
- (3) 県内の観光エリアへの公衆無線LAN（Wi-Fiスポット）整備事業

●対象経費

- (1) ①情報発信ツールの整備（HP作成、パンフレット作成、PR用DVD制作費等）
- ②施設整備（外国語案内表示制作費等）
- ③オンデマンド交通運行に要する経費
- ④感染防止対策環境整備
- ⑤その他、外国人観光客受入れ体制整備のために必要な経費（研修会開催経費等）
- ⑥海外へのプロモーション（海外セールスに係る旅費等）
- (2) POSレジ、クレジット端末機、キャッシュレス端末機等設備整備に要する経費、店舗改装等の施設整備に要する経費
- (3) 公衆無線LAN機器購入経費、設置工事費

●補助率等

- (1) ①～⑤ 対象経費の1/2以内（上限：50万円）
- ⑥ 対象経費の1/2以内（上限：20万円）
（旅費については、1/2または訪問国数に5万円を乗じた額のいずれか低い方）
- (2) 対象経費の1/2（上限：50万円）
- (3) 対象経費の1/2（上限：事業実施主体あたり50万円）
※同一事業者による申請は、(1)～(3)を合計して年度内に50万円を上限とする。

お問い合わせ

島根県商工労働部 観光振興課 国際観光推進室
 TEL 0852-22-6298 FAX 0852-22-5580
 E-mail kankou@pref.shimane.lg.jp

離島での雇用拡大を支援します

特定有人国境離島地域創業・事業拡大支援事業

●目的

隠岐地域（特定有人国境離島地域）における創業・事業環境の不利性に鑑み、雇用機会の拡充に寄与する創業・事業拡大を行おうとする民間事業者等を支援する。

●対象者

- ①隠岐地域に事業所を有する事業者又は事業所を設置しようとする事業者
- ②隠岐地域の商品、サービス等の販売を目的として事業を実施する者

●対象経費

設備投資資金（機械・備品等の設備費、建物の改修費等）

運転資金（広告宣伝費、事業所の賃料、引越経費、新たに雇用した従業員の人件費等）

●事業費上限額（事業者負担分を含む。）

創業支援：600万円

事業拡大：1,600万円（設備投資を伴わない場合1,200万円）

●補助率

対象経費の3 / 4

●その他

本事業は、国（内閣府）の特定有人国境離島地域社会維持推進交付金を活用し、隠岐4町村が事業実施主体となって補助事業を実施するものです。

それぞれの町村によって、公募の内容やスケジュールが異なりますので、詳しくは各町村へご相談ください。

お問い合わせ

海士町 総務課	TEL 08514-2-0114
西ノ島町 観光定住課	TEL 08514-7-8777
知夫村 地域振興課	TEL 08514-8-2211
隠岐の島町 地域振興課	TEL 08512-2-8570

ものづくり企業の人材育成を支援します

しまねものづくり人財育成促進事業

1. 趣旨・目的

ものづくり産業の経営をとりまく環境が一段と厳しさを増す中、今後の製造業の成長には人材育成が不可欠であり、人手や資金などの経営資源が限られる県内ものづくり企業の人材育成への取組みを促進するため積極的な支援を行う。

2. 事業概要

(1) 中小企業中核技術者育成事業

①ものづくり企業人材育成支援補助金

熟練技能者を、若手社員の指導者として年間5日以上受け入れた場合、経費の一部を助成

・補助率：2/3（上限額：10千円/時間、かつ上限600千円/社）

②中堅、若手技術者を対象とした先進技術などを学ぶ集合研修を実施

・実施機関：（公財）しまね産業振興財団

(2) ものづくり人材長期派遣研修支援事業

社員を大学、職業訓練機関、企業等へ派遣して行う3ヶ月以上（上限2年）の長期研修を支援

・対象企業：県内に事業所を有する製造業を営む中小企業

・補助率：1/2（上限額：2,000千円/年/社）

(3) ものづくり技術人材バンク運営事業

退職や再雇用期間が満了した熟練技能者等の情報を集約し、指導者を必要とする企業への情報提供を実施

・実施機関：島根県職業能力開発協会

登録指導者の情報は島根県職業能力開発協会のホームページで公開しています

(4) ものづくり新人育成研修事業

若手技術者の育成のため、製造の現場において必要となる実践的な基礎知識を先進企業視察なども交えて学ぶ、6回シリーズの「ものづくり新人育成塾」を開講

・実施機関：（公財）しまね産業振興財団

- (5) しまねものづくり人材育成支援Naviの運営
県内各訓練実施機関の研修等の情報を一元化し、かつ体系的に提供（検索）できるポータルサイトを運営

お問い合わせ

島根県雇用政策課 産業人材育成グループ
TEL 0852-22-5299
しまねものづくり技術人材バンク
TEL 0852-26-9331

島根県職業能力開発協会 人材バンク

検索



登録技能者一覧

しまね ものづくり人材育成支援Naviの活用法

しまねものづくり人材育成支援Naviでは、県内訓練機関の訓練・研修をまとめて紹介。
ものづくり人材育成のサポートを目的に、島根県が運営する、安心して便利な研修情報発信サイトです。

>> 訓練・研修情報を手軽に検索!

様々な検索機能/項目でとっても便利に探すことができます。

県内の訓練実施機関で開催される訓練・研修情報を網羅。



訓練開始月の期間指定検索

分野で検索

機械・金属加工/食品製造など分野で検索できます。

ターゲット層

経営者/中堅社員/新入社員など、研修利用者のポジションに合わせた検索が可能です。

訓練実施機関での検索

開催地区での検索

>>メルマガに登録を!

訓練・研修情報を、いち早く配信します。

自分が欲しい情報を事前登録するだけで、自分にあった訓練・研修情報がメールマガジンで配信されます。

登録
方法

QRコードをスキャンして
登録フォームにアクセス



登録したアドレスに
メールが到着



受信したいメルマガを
選択/登録

- 専門技術
- 生産・品質管理
- 労務・人材育成
- 営業・販路
- 制度周知・補助金活用

その他 **企業支援制度紹介** **企業の取組紹介** **訓練実施機関紹介** **ひとFocus**

など「ものづくり人材育成」に関わる情報を掲載。



ぜひ
ご利用くださいね!

<https://www.shimane-monodukuri.jp>

しまねものづくり人材育成 **検索**



再生可能エネルギーの導入に向けた取組を支援します

再生可能エネルギー導入計画策定・事業化支援事業

1. 概要

島根県内における再生可能エネルギーの導入を促進するとともに、再生可能エネルギーの導入を通じた地域活性化の取組を推進するため、市町村が行う計画策定・その調査や市町村及び事業者が行う事業可能性調査への助成をします。

2. 補助対象

県内市町村、法人及びその他の団体

3. 補助率

1 / 2 （上限500万円、事業実施者負担分の1 / 2）

国の補助事業との併給も可。

4. 内容

(1) 導入計画策定・調査事業（市町村が実施するものに限る）

補助対象事業	要件等
再生可能エネルギー導入計画策定	・市町村が中心となった協議会等における多様なエネルギー導入検討に要する経費
再生可能エネルギー導入に関する調査	<ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギー導入促進に係る地域の関係者による検討組織を設置して行う事業に限る ・以下の要件をすべて満たすもの (1) 再生可能エネルギーによる発電、熱利用又は燃料製造を実施、計画又は検討する事業であること。 (2) 再生可能エネルギーの種別は、太陽光、風力、その他非化石エネルギーであってエネルギー源として永続的に利用することができるものであること。

(2) 事業化支援事業

次の再生可能エネルギーをエネルギー源とする事業化の計画（事業開始までの明確な工程表）がある事業

発電事業	太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス
熱利用事業	太陽熱、地熱・地中熱、バイオマス熱
その他	コージェネレーション、水素

お問い合わせ

島根県地域振興部 地域政策課 地域エネルギースタッフ
 TEL 0852-22-6512 FAX 0852-22-6042

環境・エネルギー

地域の雇用創出等に貢献する発電事業者等を支援します

再生可能エネルギーによる地域活性化支援事業

1. 概要

自治会等が売電収入を地域活動に活用する場合や、発電事業者が新規の雇用や売電収益の一部を地域の文化活動等に寄付することなどを要件とした設備導入への助成をします。

2. 補助対象

- (1) 地域活性化枠：自治会、NPO法人等
- (2) 地域貢献枠：県内に有人の事業所を有する企業

3. 補助額

- (1) 地域活性化枠：150万円以内
- (2) 地域貢献枠：500万円以内

4. 内容

区分	地域活性化枠	地域貢献枠
目的	自治会等が売電収入を地域活動に活用することなどを要件とした設備導入への助成	発電事業者が新規の雇用や売電収益の一部を地域の文化活動等に寄付することなどを要件とした設備導入への助成
補助対象者	県内の自治会、NPO法人等	県内に有人の事業所を有する個人又は法人
対象設備	再生可能エネルギー設備 (発電設備は50kW未満)	再生可能エネルギー発電設備 (太陽光発電の場合、原則50kW以上)
補助金額	150万円以内 (自家消費分：1/2、上限100万円) ※蓄電池を併せて導入する場合、定額10万円を上乗せ (既存再生エ発電設備有の場合も対象)	500万円以内
補助要件	売電収入を地域活性化事業等に充当 (自家消費分は発電電力を地域活性化事業等に活用)	次の3つの条件を満たす事業 i 新規雇用1名以上 ii 県内企業発注率30%以上 iii 利益金の事業実施地域への社会貢献活動の一部還元
補助金算定	導入設備資金を融資により調達する場合を想定し、算定される利子負担相当額 ・融資限度額：導入設備費(1,000万円上限) ・融資利率：1.61% (NPO法人資金相当) (利率は募集開始時点のものを採用) ・融資期間：15年 ・返済方法：元金均等(据置なし)	導入設備資金を融資により調達する場合を想定し、算定される利子負担相当額 ・融資限度額：導入設備費(5,000万円上限) ・融資利率1.00%(長期プライムレート相当) (利率は募集開始時点のものを採用) ・融資期間15年 ・返済方法：元金均等(据置なし)

お問い合わせ

島根県地域振興部 地域政策課 地域エネルギースタッフ
TEL 0852-22-6713 FAX 0852-22-6042

環境・エネルギー

再生可能エネルギーの導入に向けた取組を支援します

再生可能エネルギー設備等導入支援事業

1. 概要

太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入を図ることを目的に、個人等に再生可能エネルギーに係る設備導入費を助成した市町村に対して助成します。(県は市町村への間接補助で設備導入を支援します)

2. 補助対象

市町村（間接補助）

3. 補助対象及び補助額等

県が申請者に直接補助を行うものではありませんので、補助事業の内容等詳細については、各市町村窓口にご直接お問い合わせください。

この他にも市町村独自の補助事業を設けている場合がありますので、詳しくは各市町村窓口へお問い合わせください。

市町村名	県が補助する各市町村の補助事業（○は補助事業あり）							担当部署（窓口）
	住宅用太陽光	事業所用太陽光	木質バイオマス	小水力	太陽熱	林地残材	蓄電池	
松江市	○		○		○		○	環境保全部 環境保全課 TEL:0852(55)5271 FAX:0852(55)5497
浜田市	○				○		○	市民生活部 環境課 TEL:0855(25)9420 FAX:0855(22)9100
出雲市	○				○	○	○	経済環境部 産業政策課 TEL:0853(21)6549 FAX:0853(21)6838
益田市	○				○		○	福祉環境部 環境衛生課 TEL:0856(31)0201 FAX:0856(31)1139
大田市	○		○		○		○	環境生活部 環境政策課 TEL:0854(83)8071 FAX:0854(82)6667
安来市	○				○		○	市民生活部 環境政策課 TEL:0854(23)3098 FAX:0854(23)3188
雲南市	○	○	○				○	市民環境部 市民生活課(環境政策室) TEL:0854(40)1033 FAX:0854(40)1039
奥出雲町	○	○	○		○		○	農林土木課 TEL:0854(52)2673 FAX:0854(52)2377
飯南町	○	○	○					住民課 TEL:0854(76)2393 FAX:0854(76)2845
川本町	○							町民生活課 TEL:0855(72)0632 FAX:0855(72)0635
美郷町	○	○	○	○	○		○	企画推進課 TEL:0855(75)1924 FAX:0855(75)1218
邑南町	○		○		○			地域みらい課 TEL:0855(95)1117 FAX:0855(95)0223
津和野町	○		○		○			つわの暮らし推進課 TEL:0856(74)0092 FAX:0856(74)0002
吉賀町	○		○		○			企画課 TEL:0856(77)1437 FAX:0856(77)1891
海士町	○		○		○		○	環境整備課 TEL:08514(2)1827 FAX:08514(2)0208
西ノ島町	○							企画財政課 TEL:08514(6)0105 FAX:08514(6)0683
隠岐の島町	○		○					環境課 TEL:08512(2)8565 FAX:08512(2)4050

お問い合わせ

島根県地域振興部 地域政策課 地域エネルギースタッフ

TEL 0852-22-6713 FAX 0852-22-6042

環境・エネルギー

G - 15

エネファームの導入を支援します

再生可能エネルギー熱利用普及モデル事業

1. 概要

県内エネルギー消費のうち多くを占める給湯や冷暖房などの熱利用に対して、経済性やエネルギー交換率などを踏まえた再生可能エネルギー及び将来のエネルギーの中心的な役割を担う水素エネルギーの導入を促進する。

2. 補助対象

個人住宅等へのエネファーム（水素を利用した発電と熱利用給湯）の設置

3. 対象者

個人、法人等

4. 補助率

定額（10万円）

5. 実施状況報告について

補助事業者は、エネファームの設置後、1年間その事業実施状況について、所定の様式により報告していただく必要があります。

6. その他

募集開始日については、以下までお問い合わせください。

お問い合わせ

島根県地域振興部 地域政策課 地域エネルギースタッフ
TEL 0852-22-6713 FAX 0852-22-6042

研修・セミナー等

雇用・人材

H - 01

技術者のレベルアップを支援するセミナーを実施します

しまね技術スキルアップセミナー

企業の競争力強化のために必要な人材育成を支援するため、島根県産業技術センター・松江工業高等専門学校・島根県鐵工会等と連携してセミナーを開催します。

【実施する講座（予定）】

- ・設計信頼性向上関連講座
図面の基礎や設計プロセス研修など、設計に関する技術者育成講座です。
- ・食品衛生管理講座
食品製造におけるリスクとその対策について学ぶ講座です。
- ・3DCAD講座
3次元CADシステムの概要やその活用法を中心とし、CADシステムを実際に操作して、利用技術を学ぶ講座です。
- ・電子制御講座
シーケンス制御やメカトロニクス基礎について入門から基礎までを学ぶ講座です。
- ・鋳鉄素材講座
鋳鉄素材など鋳造に関する内容を学ぶ講座です。
- ・先端加工機械実践型研修
CAD / CAMによる加工データ作成から立形MC等を使用した加工実修及び出来上がったものの三次測定機による計測・評価までを一貫して行うパッケージ研修です。

※講座内容は変更となる場合があります。

※状況に応じ、リモート開催等に切り替える場合があります。

※ご希望に応じ、受講証明書も発行いたします。予めご相談下さい。

■ 講座実施日、受講者募集等については当財団HPをご覧ください。

<https://www.joho-shimane.or.jp/>

■ 当財団が配信する週刊メールマガジン「アシスト」でも受講者の募集をお知らせします。

<https://www.joho-shimane.or.jp/org/planning/174>

お問い合わせ

公益財団法人しまね産業振興財団 経営支援課 創業・人材支援グループ
TEL 0852-60-5115
E-mail con@joho-shimane.or.jp

知的財産の活用に精通した人材を育成します

知的財産戦略セミナー

● 事業内容

ビジネスにおいて、苦勞して作り上げた製品やサービスの技術、アイデア、デザイン、ネーミングなどを守ることが重要となります。

それが、「知的財産」です。

そして、製品・サービスを守り抜けるかは知的財産が決め手の1つとなります。

そこで、本セミナーは身近な事例を使い、特許、商標などの取得・活用方法や注意点、「知的財産」で守れるか、実践している企業の方や専門の弁理士等が解説します。

是非ご参加下さい。受講料は無料です。

【過去に開催したセミナー例】

- ・食とデザイン、そして知的財産。

デザインしたら売れるのか、そのネーミングやロゴは使っても大丈夫なのか、初回購入者の獲得を担うパッケージデザインなど客数増・売上増につながるデザインの活用について、商標などの知的財産の観点も踏まえたセミナーを開催。

- ・ブランド化のためのネーミング実践講座

自社のサービスを差別化し、その特徴を需要者に伝えるためにも非常に重要な役割を持つネーミング。

そのネーミング開発の基礎知識から、製作実習を通したネーミング手法を学べる講座を開催。

お問い合わせ

しまね知的財産総合支援センター

((一般社団法人)島根県発明協会 (公益財団法人)しまね産業振興財団)

TEL 0852-60-5146

E-mail jiiis@joho-shimane.or.jp

島根県商工労働部 産業振興課 イノベーション推進グループ

TEL 0852-22-5293

E-mail sangyo-shinko@pref.shimane.lg.jp

「顧客の価値」を「技術仕様」に「翻訳する」－MOTマーケティング

顧客価値と技術から展開する新商品・事業開発手法

●対象者

ものづくり系企業の経営者・役員・技術者、中小企業診断士、各支援機関等

●セミナー概要

本セミナーは、「経営者・技術者が開発した新製品がなぜ売れないのか」をテーマとする講演と地元企業の取り組み事例を紹介する初級編と、MOTのマーケティングを中心に座学と演習を組み合わせで行う中級編とで構成しています。

◆初級編

概要：中小企業が独自製品や技術を開発し、事業として進めていくのに大企業と比べて、いかに好位置にいるかを説明します。そのうえで自社の持つ強みなどを利用して市場で顧客ニーズ（価値）を検証し、商品化するかのプロセスについて講義します。特に製品を開発し売るためのマーケティング、産学連携・協力、知的財産の取り扱い等について、実践MOT手法、中小企業経営者の実例を交えて紹介します。

定員：40名

費用：無料

◆中級編

概要：新規事業の創出にかかわるマーケティングについて、基本的な考え方、成功するための実践的な方法論などについて学びます。具体的には、MOTマーケティングの基本、顧客候補の選び方、必要な技術の機能や顧客価値への置き換え、見えないマーケットの定量化などを座学と演習を通じて学びます。

費用：受講料無料（テキスト代が2,000円程度かかります。）

定員：20名

※セミナー内容は変更となる場合があります。

お問い合わせ

公益財団法人しまね産業振興財団 新事業支援課 技術支援グループ
TEL 0852-60-5112 FAX 0852-60-5106
E-mail sat@joho-shimane.or.jp
島根県商工労働部 産業振興課 事業化支援・産学官連携スタッフ
TEL 0852-22-5341 FAX 0852-22-5638
E-mail sangyo-shinko@pref.shimane.lg.jp

在職者の技能習得・向上に

県立高等技術校の在職者向けセミナー

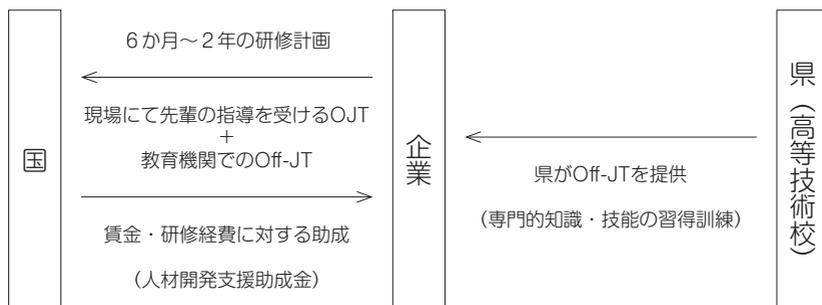
企業の人材育成をサポートするための、各種セミナー等を開催します。

対象者	セミナー・事業名	実施内容	受講料 ※
技能者	産業人スキルアップセミナー	次に該当する内容で高等技術校長が必要と認めるセミナー ①技能検定等を通じた技能者の育成 ②県が指定した特定分野の技能者の育成 ③その他地域の産業の発展に寄与	100円 ／時間・人
	技能伝承人材育成事業	伝統技能の継承を目的とした訓練 ①大工（墨付け技法）コース ②左官（日本壁の施工）コース	無料

※テキスト等教材費は別途自己負担あり

※実践型人材養成システムの活用支援

新規採用者の賃金・研修経費に係る国の助成制度「実践型人材養成システム」の活用のために必須の訓練（Off-JT）を県が提供します。



お問い合わせ

東部高等技術校 TEL 0853-28-2733
西部高等技術校 TEL 0856-22-2450

企業の人材育成を応援します

スリーステージ研修

地域の人材の育成・定着のため、内定者、新入社員、若手社員と段階に応じた研修を開催します。

対象者	セミナー・事業名	実施内容	受講料※
若手社員	若手社員（入社3年以内）育成支援事業	離職率の比較的高い若手社員を対象に、若年者自身の職場定着を支援するセミナーを実施 例) 職場のコミュニケーション、キャリアデザイン	200円/時間・人
新入社員	新入社員研修支援事業	県内中小企業の新入社員を対象に、社会人基礎力の向上を目的とした研修を実施 ・県内5か所	200円/時間・人
内定者	就職内定者合同研修	県内に就職する県内高校の3年生を対象に、社会人として求められる常識、心構えやビジネスマナーの基礎を習得する研修を実施 ・県内9か所（2月）	無料

※テキスト等教材費は別途自己負担あり

お問い合わせ

東部高等技術校 TEL 0853-28-2734

西部高等技術校 TEL 0856-22-2450

研修・セミナー等

H - 06

最先端機器を使用しての研修・機器開放による最先端機器使用

島根ものづくり技術支援センター事業

●対象者

県内企業（機械金属製造業）

●事業内容

県内企業・業界団体に対して、最新鋭の工作機械を時間単位で機器開放することで、試作等を通じて企業の技術力強化を促進し、新規取引先開拓につなげる。

また、県内機械金属製造業者に対して、先端設備を使用して技術力・受注力の向上を図るための研修を実施する。

（設置場所） 松江内陸工業団地（協）島根県鐵工会内「島根ものづくり技術支援センター」

（設置機械） 5軸制御マシニングセンター、立形マシニングセンター
三次元座標測定機、三次元CAD/CAM

（運営団体） 協同組合島根県鐵工会

（実践型研修） 各設置機器について操作方法習得のための実践型研修を実施
※研修の実施状況・開催状況については、お問い合わせ下さい。

（機器開放） 平日月～金（祝祭日を除く）9：00～17：00

※上記以外の時間については別途ご相談下さい。

（使用料金） 5軸マシニングセンター 2,000円（税抜）／時間
立形マシニングセンター 1,500円（税抜）／時間
三次元座標測定機 1,000円（税抜）／時間
三次元CAD/CAM 700円（税抜）／時間

お問い合わせ

〈研修または機器開放の受付〉

協同組合島根県鐵工会

TEL 0852-24-2157

E-mail gyoumu@tekkokai.or.jp

〈その他のお問い合わせ〉

公益財団法人しまね産業振興財団 販路支援課 取引支援グループ

TEL 0852-60-5114

E-mail shinko@joho-shimane.or.jp

新しい商品やサービス創出に向けたチャレンジを支援

ITOCminiLab事業

●事業内容

最先端のテクノロジーを有したツールやプロダクトを県内事業者の方々と共に利用することで、新たな商品やサービス創出に向けたチャレンジを支援します。

(1) セミナー、体験会の開催

最先端テクノロジーを有したツールやプロダクトを体験できる場や活用へのヒントとなるセミナーを開催しています。

(2) 共同利用

県内事業者等のビジネスアイデアに対し、実現の可能性、機器類の性能等を知ることがを目的に機器の共同利用を行います。

(3) 相談窓口

スタッフやアドバイザーが機器の活用方法等ご相談に対応致します。

●整備機器

Oculus Rift (VR機器)

MOVERIO Pro BT-2000 (AR機器)

Microsoft HoloLens (MR機器)

Tobii Pro Glasses2 (アイトラッキングシステム)

Matrice100 (ドローン)

詳細：<https://www.s-itoc.jp/lab/>

お問い合わせ

公益財団法人しまね産業振興財団 しまねソフト研究開発センター(ITOC)
TEL 0852-61-2225
E-mail itoc@s-itoc.jp

IT、雇用・人材

H - 08

市場ニーズにあった実践的な人材育成を行います

IT人材育成事業

- 対象者
県内ITエンジニアなど
- 事業内容
首都圏等の市場からWebアプリケーション、エンタープライズ分野の開発業務獲得のためのクラウド等に関する人材育成講座を開催します。

お問い合わせ

公益財団法人しまね産業振興財団 しまねソフト研究開発センター(ITOC)
TEL 0852-61-2225
E-mail itoc@s-itoc.jp

売れる商品・サービスづくりのためのスキルアップを支援します

スモール・ビジネス育成支援講座

中山間地域の資源を活用して商品・サービス開発に取り組んでいる事業者が自ら課題を設定し、解決する力を習得できるよう、商品力向上や販路開拓などに必要な技術の習得や個々の課題に対応した講座を実施します。

○講座の概要

●内容

- ・ 集合研修（1日目）：商品開発の基本的な技術習得の座学、ワーキングを加えた講座
- ・ 個別研修（2日目）：事業者個々の課題解決のための専門家による助言指導

- 対象事業者 県内の中山間地域に主たる事業所がある法人・団体又は住所がある個人

●開催場所・回数

- ・ 本土：集合研修は県内1カ所、個別研修は県内東西2カ所、5回の連続講座（月に1回程度）
- ・ 隠岐：集合研修は2回程度（事業者の課題内容等により受講回数を設定）、個別研修は島前島後各5回（一部オンラインによる実施も含む）の連続講座

- 参加事業者数 25事業者程度

- その他 受講料は無料、募集期間は7～9月頃、実施期間は9月～2月頃

○スモール・ビジネスについての詳細は、中山間地域・離島振興課のHPをご参照ください。

※新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、内容や実施について、変更となる可能性がありますので、最新の情報は中山間地域・離島振興課HPをご確認ください。

お問い合わせ

島根県地域振興部 中山間地域・離島振興課 地域経済振興スタッフ
TEL 0852-22-5065 FAX 0852-22-5761

働く女性を対象としたセミナーを開催しています

しまね働く女性きらめき応援塾2021

様々な分野で働く女性を対象に、職場で能力を発揮して活躍するための研修を、年間を通して開催します。

セミナー・事業名	対象者	実施内容	受講料
①ステップアップ編	若手・中堅女性社員 (概ね20代～40代)	マインドセット（経験や環境、固定観念、思い込み等からくる思考のクセ） 変革、意欲向上ワークショップの開催 ・県内3カ所（6月下旬～7月）	無料
②スキルアップ編	勤務年数概ね3年以上の若手・中堅女性社員（概ね20代～40代）	チームビルディングの体感を通じた複合スキルの向上を目的としたセミナーの開催（チーム活動、成果報告会） ・県内2カ所（8月～9月）	無料
③レベルアップ編	女性リーダー、女性管理職 *候補者を含む	次世代リーダーとしての意欲向上とマネジメントスキルを鍛えるワークショップの開催 ・県内2カ所（11月～12月）	無料
④大交流会	①～③の受講者、女性活躍推進に関心のある方など	基調講演、来場者参加型パネルディスカッション、各セミナーの成果報告などを開催 ・県内1カ所（1月下旬～2月頃）	無料

お問い合わせ

島根県政策企画局 女性活躍推進課

TEL 0852-22-5629 FAX 0852-22-6155

E-mail josei-katsuyaku@pref.shimane.lg.jp

公益財団法人しまね女性センター

TEL 0854-84-5514 FAX 0854-84-5589

E-mail asu-09@asuterasu-shimane.or.jp

その他支援事業

1 - 01

創業・ベンチャー・経営革新

創業、新分野進出のステップとなる場を提供します

シェアードオフィス・インキュベーションルーム・レンタルオフィス

独創性や挑戦意欲に富んだ創業者、新たな事業分野へ進出しようとする個人・法人などを対象に入居を募集します。

松江（テクノアークしまね）			浜田（いわみぶらっと）		
部屋名称	シェアード オフィス	インキュベ ーションルーム	レンタル オフィス	シェアードオフィス	
対 象	創業者等 ・新たに創業を目指す方 ・創業後5年以内の法人又は個人 ・新たな事業分野へ進出（第二創業） を目指す法人又は個人		事業者等 ・研究開発型企業 ・ソフト産業 ・その他（試験研 究機関、人材育 成機関）	創業者等 ・新たに創業を目指す方 ・創業後5年以内の法人又は個人 ・新たな事業分野へ進出（第二創 業）を目指す法人又は個人	
物 件	3㎡のデスクタイ プ、6㎡のパー ティションで仕 切ったスペース	17㎡～34㎡の独 立した部屋	46㎡の独立した 部屋	3.3㎡・4.8㎡のパーティションで 仕切ったスペース	
入居期間	1年以内（1年以 内の延長可）	3年以内	3年以内	1年以内（2年以内の延長可） ※1年毎の更新には、別途審査を 行います。	
保証金・敷金	不 要				
料 金	780円/㎡・月	780円/㎡・月	2,080円/㎡・月	510円/㎡・月	
	共益費込み、電気・通信費等は実費				
駐車料金	月額1,030円（1台）、最大4台まで借用可能			無 料	
備 考	事業内容、規模、使用人数等から特に必要と認められ れば、創業者等が780円/㎡・月（創業者資格）でレ ンタルオフィスに、事業者等が月額2,080円/㎡・月（事 業者資格）でインキュベーションルームに入居が可能			-	

※ご入居に当たっては、事前に審査を受け、県の承認を得て頂く必要があります。

お問い合わせ

公益財団法人しまね産業振興財団 経営支援課 創業・人材支援グループ
 TEL 0852-60-5115
 E-mail con@joho-shimane.or.jp
 公益財団法人しまね産業振興財団 石見事務所
 TEL 0855-24-9301
 E-mail iwm@joho-shimane.or.jp

レンタルオフィスや商談室の貸出しにより首都圏進出を支援します

しまねビジネスセンター東京運営事業

●対象企業

首都圏での販路開拓、受注拡大または研究開発に取り組む県内企業

●事業内容

しまねビジネスセンター東京内にレンタルオフィス（全6ブース）を設け、首都圏進出に取り組む企業のスタート時点の支援を目的に低料金で貸し出します。

また、首都圏エリアでの商談や打合せに活用いただける商談室（プレゼンルーム、応接室）の貸出も行っております。

※レンタルオフィスの長期利用にあたっては首都圏における事業計画等を踏まえ審査を行います。（利用期間1年更新の最長3年）

	利用単位	利用料金	備考
レンタルオフィス (長期利用)	1ヶ月	1人用 47,000円/月	・FAX付電話、インターネット設備利用可 ・利用審査があります
レンタルオフィス (時間利用)	1時間	1人用 500円/時間	・出張時の作業スペースとして利用できます ※空室がある時のみ利用可
プレゼンルーム (定員8名)	1時間	300円/時間	・プロジェクタ、ホワイトボード備付
応接室 (定員4名)	1時間	200円/時間	・2室あり

※レンタルオフィスは6ブース、商談室は3室あります。（プレゼンルーム、応接室2室）

※レンタルオフィス（長期利用）敷金、保証金不要

※Wi-Fi完備

所在地：東京都港区浜松町2-2-15 浜松町ゼネラルビル6F

（都営浅草線、都営大江戸線「大門駅」から徒歩約5分、JR線、東京モノレール「浜松町駅」から徒歩約5分）

TEL：03-3431-3731 FAX：03-3431-3732

※入居状況は変動がございます。

入居状況については、当財団ホームページにてご案内しておりますので、その都度ご確認ください。

※レンタルオフィス（時間利用）、商談室ご利用の際は、重複を避けるため事前予約をお願いします。

お問い合わせ

公益財団法人しまね産業振興財団 販路支援課 取引支援グループ
TEL 0852-60-5114
E-mail shinko@joho-shimane.or.jp

「デジタル技術」活用により、生産性向上に取り組む製造業を支援します。

ものづくり企業におけるデジタル技術の活用を支援

「IoT」や「AI」等、デジタル技術により、生産工程の合理化を図ろうとする県内製造業の取組みを支援します。

① 「IoT」等、デジタル技術関連セミナー

ものづくり企業のデジタル技術導入の概要や事例を紹介。

② デジタル技術を活用した現場改善支援

IoT等のデジタル技術を活用し、製造工程の改善や生産性向上を図ろうとする県内中小企業を対象に、専門家等による伴走支援を行う。

③ デジタル技術の導入・実証の取組みを支援

デジタル技術等の活用による、生産性向上に意欲的な企業の取組みの経費の一部を助成。モデル事業として広く公開することで、県内製造業全般に波及させる。

助成率：1 / 2 上限額：5,000千円（導入型）
1,000千円（実証型）

お問い合わせ

公益財団法人しまね産業振興財団 経営支援課 総合相談グループ
TEL 0852-60-5115
E-mail con@joho-shimane.or.jp

経営一般（設備の導入）・創業・ベンチャー・経営革新

I - 04

製造業のリスク対応力の向上を支援します

経営基盤強化助成金

●事業内容

県内企業が急激な外部環境の変化等のリスクに対応できる強靱な経営基盤を構築するために行う生産効率向上、固定費の削減、操業停止リスクの除去等を行う取組みについて、設備導入費・改修費・システム開発費等の一部を助成します。

●対象者

県内で製造業に取り組む中小企業

●対象事業

助成対象事業 ※下記のいずれかに該当すること

①生産効率向上・コスト削減型

生産効率化（歩留まり改善、不良率低減、内製化等）に向けた、生産設備の導入や改良、設備レイアウトの変更などにより変動費を削減する取組。又は省エネ効果によるコストダウン等、固定費を削減する取組。

②リスク対応型

工場の操業に甚大な被害を与えうるリスク（労働災害、感染症、災害の発生等）の回避、排除に向けた取組。

●対象経費

①～②にかかる、設備導入、改修、システム開発費等

●助成限度額

助成率 1 / 3、助成上限 2,000 千円

●募集時期

随時募集

お問い合わせ

公益財団法人しまね産業振興財団 経営支援課 総合相談グループ
TEL 0852-60-5115
E-mail con@joho-shimane.or.jp

創業・ベンチャー・経営革新

ものづくり中小企業の研究開発等を支援

戦略的基盤技術高度化支援事業(サポイン事業)

●事業概要

中小企業等による精密加工、表面処理、立体造形等のものづくり基盤技術の向上を目的として、中小企業等が大学・公設試等と連携して行う、研究開発や試作品開発、その成果の販路開拓に係る取組等を一貫して支援

●対象事業

国の「中小企業の特定期ものづくり基盤技術の高度化に関する指針」に記載された内容に関する研究開発等

- ・デザイン開発・情報処理・精密加工・製造環境・接合、実装・立体造形
- ・表面処理・機械制御・複合、新機能材料・材料製造プロセス・バイオ・測定計測

(詳細は中小企業庁ウェブサイトを参照)

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/sapoin/shishin.html>

●対象者

中小企業・小規模事業者を中心とした共同体

●補助内容

- ・補助事業期間 2年度または3年度
- ・補助金額(上限額) 単年度あたり4,500万円以下、3年間の合計で9,750万円以下
- ・補助率 中小企業、小規模事業者等 2/3以内
大学、公設試等 定額
課税所得15億円以上の中小企業等 1/2以内

お問い合わせ

中国経済産業局 地域経済部 産業技術連携課

TEL 082-224-5680 FAX 082-224-5645

施策紹介 https://www.chugoku.meti.go.jp/chiikikeizai/sup_ind/index.html

新たな事業活動（経営革新）に取り組む方へ

経営革新支援事業

●対象者

中小企業者（個人事業主を含む）及び組合 等
（複数の中小企業者による共同申請も可能です。）

●事業概要

新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、技術に関する研究開発及びその成果の利用その他の新たな事業活動といった新たな事業活動を行うに当たり、経営の向上に取り組むビジネスプラン「経営革新計画」を作成して、県知事から中小企業等経営強化法に基づく承認を受けると補助金、信用保証の特例、低利融資等、様々な支援施策を利用することができます。
なお、支援施策の利用に当たっては、各支援施策実施機関による審査が別途ありますので、事前に各支援施策実施機関との協議が必要です。

●支援施策の内容

1. 信用保証の特例
2. 政府系金融機関の低利融資
3. 高度化融資制度
4. 食品等流通合理化促進機構による債務保証
5. 株式会社日本政策金融公庫法の特例
6. 中小企業信用保険法の特例
7. 日本貿易保険（NEXI）による支援措置
8. 起業支援ファンドからの投資
9. 中小企業投資育成株式会社からの投資
10. 販路開拓コーディネーター事業
11. 中小企業総合展への出展
12. 特許料等の減免制度
13. 設備貸与制度の特例
14. 国際規格認証取得促進助成金
15. 県制度融資の特別融資制度（新事業展開強化資金）

●計画作成の支援について

商工会議所、商工会、島根県中小企業団体中央会、しまね産業振興財団へご相談ください。

お問い合わせ

島根県商工労働部 中小企業課 経営力強化支援室
TEL 0852-22-5288 FAX 0852-22-5781
島根県西部県民センター商工観光部 商工振興課
TEL 0855-29-5649 FAX 0855-22-5306
ホームページ <https://www.pref.shimane.lg.jp/keieishien/>

モノ作り中小企業の連携(グループ)による取引拡大や市場創出を支援します。

ものづくり企業の連携した取組を支援

●目的

ものづくり企業における、国内市場の縮小やグローバルな競争の影響による大手企業の生産拠点の海外移転や海外調達の加速化が進行する中、地域の企業が連携した取組により、取引拡大または新たな取引開始を目指すことにより、企業の競争力強化を促進し、地域経済への波及効果を図る。

●対象者と業種

- ・ 3社以上の中小製造業により構成される企業グループ
- ・ 製造業

●事業内容

(1) 経営革新計画承認 〈※各種支援施策の優遇措置付与の為に必要〉

- ・ 取引先からの継続的な受注獲得を目指し、地域経済への波及効果の高い事業を踏まえた3年以上の経営革新計画を申請していただき、県知事の承認を受けていただきます。

(2) 各種支援施策の利用

- ・ 承認計画に基づく事業実施にあたり、経営・技術・販路の各種支援施策により支援します。

(助成上限額の増額や制度利用回数の増加による優遇措置)

※各種支援施策の利用については、別途、審査会等を受けていただきます。

経営革新計画の承認について、詳しくは島根県商工労働部中小企業課経営力強化支援室(0852-22-5288)にお問い合わせください。

お問い合わせ

公益財団法人 しまね産業振興財団 経営支援課 総合相談グループ
TEL 0852-60-5115
E-mail con@joho-shimane.or.jp

● 支援施策と優遇措置

項目	支援施策	事業概要	制度内容（通常）	制度企業優遇 （計画承認グループ用）
共通	①ものづくりアドバイザー派遣事業 （専門家派遣事業）	経営・技術・販路等に関する 専門家を派遣し、各社の課題 解決を支援	1社あたり6回まで派遣	・左記、各社枠とは別に、企業グループは、6回派遣
技術	②市場調査支援事業	新分野に参入するうえで市場 調査に要する経費を助成	・助成率 1/2 ・助成上限 50万円	・助成率 1/2 ・助成上限 100万円
販路	③国際規格等取得促進事業	県内企業が、ISO等の国際 規格の認証取得を目指す取組 に係る経費を助成	・助成率 1/2 ・助成上限 100万円	・助成率 1/2 ・助成上限 200万円 ※セクター規格に限る
	④戦略的取引先確保推進事業 （専門展示会出展助成）	県内製品・技術の販路拡大の ため、首都圏等で開催される 専門展示会への出展に係る経 費を助成	・助成率 1/2 ・助成上限 30万円	・助成率 1/2 ・助成上限 90万円

お問い合わせ

公益財団法人しまね産業振興財団 経営支援課 総合相談グループ
 TEL 0852-60-5115
 E-mail con@joho-shimane.or.jp

創業・新事業創出

県内で生産された新商品の販路開拓を支援します

島根県新商品等による新事業分野開拓事業者認定制度

●事業内容

新商品（物品）の生産又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る事業者を県が認定し、事業分野開拓に係る新商品（物品）又は新役務を、県が随意契約で購入又は役務の提供を受けることを可能とすることで、商品等開発と販路開拓を支援します。

●対象者

島根県内に主たる事業所を有し、県内において新商品を生産する方又は新役務を提供する方

●主な認定要件

- ①「新商品又は新役務」が県の機関において用途が見込めるものであり、商品化後又は役務提供後概ね5年以内の商品又は役務であること
- ②「新商品又は新役務」は、概ね商品化されている商品又は既に提供されている役務とは著しく異なる使用価値を有し、実質的に別個の範疇に属するものであると認められること

お問い合わせ

島根県商工労働部 産業振興課 総務企画グループ
TEL 0852-22-6221
E-mail sangyo-shinko@pref.shimane.lg.jp

各種の分析や依頼試験等を行います

分析・試験

県内の試験研究機関等では、企業からの依頼に基づき、各種の分析や試験を行っています。詳細は各機関へお問い合わせください。

機関名	分析・試験の主な内容
島根県産業技術センター	<ul style="list-style-type: none"> ○定性分析（エックス線回折、電子顕微鏡による元素分析等） ○定量分析（水質分析、酒類分析、食品一般分析等） ○食品試験（微生物試験、保存試験） ○木材試験（材質試験、強度試験、接着剤試験等） ○燃料試験（石油類試験、石炭試験） ○機械器具等試験（機械器具等精密測定、材料試験等） ○金属試験（物理冶金試験、表面処理試験、非破壊試験等） ○無機材料試験（原材料試験、製品試験、瓦耐風耐震試験等）
島根県農業技術センター	<ul style="list-style-type: none"> ○農業に関する分析 土壌分析、農業用水分析、農作物分析、肥料分析
島根県畜産技術センター	<ul style="list-style-type: none"> ○飼料に関する分析 一般成分分析、ミネラル類
島根県中山間地域研究センター	<ul style="list-style-type: none"> ○木材に関する試験 材質試験、強度試験、実大強度試験、接着強度試験
(公財)島根県環境保健公社	<ul style="list-style-type: none"> ○食品微生物検査 期限設定のための保存試験、施設の衛生検査、クリーム品(異常品)の原因研究、食中毒菌等の検出、微生物の同定検査 ○食品理化学検査 残留農薬等、汚染物質、食品添加物、金属類、乳及び乳製品、成分規格、栄養成分、ミネラル類、油脂類、おもちや、器具容器包装、放射性物質 ○水道水及び一般飲料水検査 ○クリプトスポリジウム・ジアルジア検査 ○プール水及び浴用水検査 (レジオネラ属菌検査等) ○食品製造用水検査 ○排水及び環境水検査 ○土壌検査 (溶出試験・含有量試験等) ○産業廃棄物等検査 ○温泉分析 ○室内空気化学物質濃度測定 (シックハウス・シックスクール測定) ○アスベスト濃度測定 ○作業環境測定・ばい煙測定・騒音・振動測定 ○生物調査・河川調査等

お問い合わせ

島根県産業技術センター TEL 0852-60-5140

島根県農業技術センター

〔土壌、農業用水、農作物、肥料に関する分析〕

資源環境研究部土壌環境科 TEL 0853-22-6984

島根県畜産技術センター 企画調整スタッフ

TEL 0853-21-2631

島根県中山間地域研究センター

〔木材に関する試験〕

木材利用科

TEL 0854-76-3825

(公財)島根県環境保健公社 環境事業推進課

TEL 0852-24-0207

島根大学との共同研究など

島根大学

島根大学には法文学部、教育学部、人間科学部、医学部、総合理工学部、生物資源科学部の6学部と、共同利用施設（産学連携部門、総合科学研究支援センター、次世代たたら協創センター、エスチュアリー研究センターなど）があります。

島根大学では、地域の産業界と連携し、地域産業の活性化をめざして下記の取り組みを行っています。お問い合わせは、地域未来協創本部産学連携部門および地域連携・研究協力課までお願いします。お気軽にお尋ね下さい。

1. 科学技術相談
島根大学の教員が相談に応じます。
2. 共同研究
民間機関等外部の機関からの研究者（共同研究員）派遣及び研究費負担により、大学の教員と共同研究を行うことができます。
3. 受託研究
民間機関等外部の機関からの委託を受けて、大学の教員が研究を行い、研究結果を報告します。
4. 受託研究員制度
民間機関等外部の機関から派遣される技術者・研究者に対し、大学院と同じ程度の研究指導を行います。
5. 共同研究講座及び共同研究部門
共同研究を行うにあたり、外部からの研究費及び人件費負担により大学内に専任教員を配置した研究拠点を置くことができます。
この講座には企業名等の名称を含む講座名を付けることができます。

お問い合わせ

島根大学地域未来協創本部（松江キャンパス）
産学連携部門、知的財産創活部門
TEL 0852-60-2290 FAX 0852-60-2395
E-mail crcenter@ipc.shimane-u.ac.jp
ホームページ <http://www.crc.shimane-u.ac.jp/>

地域医学共同研究部門（出雲キャンパス）
TEL 0853-20-2912 FAX 0853-20-2913
E-mail cmrc@med.shimane-u.ac.jp
ホームページ <http://www.med.shimane-u.ac.jp/CMRC/index2.htm>

研究協力課 産学連携グループ
TEL 0852-32-6055 FAX 0852-32-9749
E-mail rsd-chiiki@office.shimane-u.ac.jp

松江高専との共同研究など

松江工業高等専門学校

松江工業高等専門学校では、地域の産業界の方々との研究協力を推進していくために、地域共同テクノセンターを設置しております。本センターでは、次のような制度を設けています。ご相談は、下記のお問い合わせ先までお願いいたします。

また、ホームページも開設しておりますのでご覧ください。
(URL:<http://www.matsue-ct.jp/mctech/>)

○技術相談

地域の民間企業等が抱えるいろいろな技術的問題の解決に、本校教員がアドバイスや情報提供を行います。技術相談の結果、以下に示す共同研究や受託研究に結び付けることや場合によって、秘密保持契約及び研究成果有体物提供契約を締結する事があります。まずは問い合わせ先へご連絡ください。

○共同研究制度

民間企業等から研究経費等を受け入れて、本校の教員と民間等からの研究者が共同して研究を行う制度です。

○受託研究制度

民間企業等からの委託を受けた研究課題について、本校教員が委託者の負担する経費により公務として研究を行う制度です。その研究成果は委託者に報告されます。

○寄附金

学術研究又は教育研究の奨励を目的とする経費として、民間企業等あるいは個人篤志家から受け入れる寄附金です。この寄附金はその主旨に沿って使用され、学術研究や教育の充実・発展に活用されます。寄附していただく際に研究者を指定することが可能です。

お問い合わせ

(独) 国立高等専門学校機構 松江工業高等専門学校 総務課企画係
TEL 0852-36-5116 FAX 0852-36-5119
E-mail kikaku@matsue-ct.jp

雇用・人材

県内 IT 企業の魅力発信と技術者育成に

大学生等のIT技能習得促進事業

●事業の目的

県では、IT産業の振興を図るため、人材育成・確保、技術力強化、販路開拓等の支援を実施しています。このような中、IT関連の人材については不足が見込まれており、IT産業を支える専門性の高い人材の育成・確保を促進します。

●事業概要

大学等でIT関連技術を学ぶ現役学生が、技能習得を目的とした比較的長期のインターンシップに参加する場合に技能習得及び宿泊費の一部を支援します。

対 象 者	大学生等 (大学、大学院、高等専門学校、高等専門学校専攻科、専門学校等の在籍生) ※島根県内に事務所を有するIT企業が実施するインターンシップに10日以上参加できる者。 (複数のインターンシップの組み合わせ可。例：A社3日+B社7日など)		
インターンシップ受け入れ先	島根県内に事務所を有するIT企業	インターンシップ実施日数	10日以上
支援内容			
技能習得支援	技能習得支援金 2,000円/日×日数 ^{*1} ※1 給付の上限は21日		
宿泊費支援	宿泊実費の1/2 ^{*1} ×宿泊日数 ^{*2} (注) 自宅からの参加が困難な者に限る。 ※1 宿泊実費の限度額 4,900円/日 ※2 給付の上限は22日(インターンシップ参加に必要な前後泊を含む)		
交通費支援	交通費実費の1/2(上限額 10,000円) (注) 自宅からの参加が困難な者に限る。		

お問い合わせ

島根県中小企業団体中央会

TEL 0852-21-4809

FAX 0852-26-5686

県内企業の魅力発信を応援します

大学生等のインターンシップ促進事業

●事業の目的

インターンシップは、企業等の業態、業種又は業務内容について学生の理解を促すきっかけの一つであり、特に中小企業の魅力を発信するために有益な取り組みです。

●事業概要

【しまね学生インターンシップ】

インターンシップへの参加を希望する大学生等と県内事業所とのマッチングを強化することにより、県内事業所に対する理解を深め県内就業の促進を図ります。

※「しまね学生インターンシップ」に参加する学生については以下のとおり宿泊費・交通費の一部を助成します。

助成対象	居住地から対象事業所（県内）までの片道交通費（公共交通機関の利用）が3,000円以上でしまね学生インターンシップを対面で5日以上実施する学生
助成内容	◆宿泊費 ※宿泊数の上限あり 1泊あたりの宿泊実費（上限9,800円）の半額 ◆交通費 居住地から対象事業所（県内）間の交通費の半額
助成上限額	30,000円

【1 Day仕事体験】

短期インターンシップの情報を、県内就職を希望する学生が多く利用するジョブカフェしまねのサイトにまとめて掲示することで学生の参加の促進を図ります。

※「しまね就職活動応援事業」により、居住地からの交通費の一部を助成します。

詳しくは下記までお問い合わせください。

お問い合わせ

しまね学生インターンシップについて
 (公財)ふるさと島根定住財団 [ジョブカフェしまねインターンシップサポートデスク]
 TEL 0852-61-0022
 E-mail intern@teiju.or.jp
 URL:<https://www.teiju.or.jp/internship/>
 定住財団ホームページ
 URL:<https://www.teiju.or.jp/>

雇用・人材

若年未就業者の受入を検討してみませんか

若年未就業者就職促進事業

●事業の目的

地域若者サポートステーションの利用者が短期若しくは長期の就労体験を行うことにより、若年未就業者の職業的自立を図る。

●事業概要

県内企業等が実施する就労体験事業を利用する若年未就業者に対して奨励金を、受入企業に対して謝金を支給します。

対 象：全ての業種

年 齢：15歳～49歳

※就職氷河期世代（厚生労働省が定める基準による）

期 間：①短期 3～10日

②長期 11日～3ヶ月

助成額：①短期 本人 日額 2,400円

受入先 日額 1,200円

②長期 本人 月額 110,000円

受入先 日額 1,200円

お問い合わせ

サポステ松江（しまね東部若者サポートステーション）

TEL 0852-33-7710 FAX 0852-33-7712

サポステ出雲（しまね東部若者サポートステーション）

TEL 0853-31-6663 FAX 0853-31-6767

サポステ浜田（しまね西部若者サポートステーション）

TEL 0855-22-6830 FAX 0855-25-9020

設備投資

I - 15

施設や工場の新設・増設、設備の更新などをお考えの企業の方へ

地域未来投資促進法に基づく支援

●概要

島根県では、地域の特性を活かした成長性の高い新たな分野（下記「対象業種」参照）に挑戦する取組み（民間企業等による投資）を支援します。

（対象業種）

- ・機械金属関連産業
- ・電気・電子関連産業
- ・食品関連産業
- ・木材・住宅関連産業
- ・繊維・医療関連製造業等
- ・情報関連産業
- ・ヘルスケア関連産業
- ・観光関連産業
- ・農林水産業

●主な支援の内容

1. 国税・地方税（県税及び市町村税）にかかる課税の特例措置

国 税 (法人税)	<ul style="list-style-type: none"> ■機械装置・器具備品：特別償却40% 又は 税額控除4% ※上乗せ要件を満たす場合：特別償却50% 又は 税額控除5% ■建物等：特別償却20% 又は 税額控除2%
県 税	<ul style="list-style-type: none"> P.234に詳しく掲載していますのでご確認ください。 ■不動産取得税（土地、建物・附属設備にかかるもの）：免除 ■固定資産税（構築物にかかるもの）免除（3年間） ※地方税法第740条の規定に基づく大規模な償却資産にかかる固定資産税
市町村税	<ul style="list-style-type: none"> ■固定資産税（土地、建物・附属設備にかかるもの）免除 又は 不均一課税 ※各市町村の条例により異なります。

対象となる設備等：取得価額が1億円（農林水産関連産業は5,000万円）を超える土地及び建物・附属設備

2. 県による補助制度 ⇒詳細はP.82をご確認ください。
3. ㈱日本政策金融公庫による低利融資制度 ⇒詳細はP.7をご確認ください。
4. 中小企業信用保険の特例 など

●支援を受けるには...

▶「地域経済牽引事業計画」を策定し、県知事の承認を受ける必要があります。
※承認を受けるには、「島根県未来投資促進基本計画」に定める要件を満たす必要があります。

～地域経済牽引事業～

地域の特性を活かして高い付加価値を創出し、また地域内の取引拡大など地域の事業者には相当の経済的効果を及ぼす事業

▶課税の特例措置を受けるには、事業の着手（発注・契約）の前に、「地域経済牽引事業計画」の県の承認を受け、国に別途手続きを行う必要があります。

詳細は、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ

島根県商工労働部 商工政策課 政策企画スタッフ
TEL 0852-22-5595 FAX 0852-22-6039

企業誘致・工場建設

県営工業団地へ進出される方へ

県営工業団地割賦分譲制度

県営工業団地内の土地を取得される際に、分譲代金を割賦で支払うことができる制度です。

● 団地ごとの要件

団地名	ソフトビジネス パーク島根	石見臨空 ファクトリーパーク	江津工業団地
対象業種 (右欄のいずれかに 該当する業種)	<ul style="list-style-type: none"> ・研究開発型企業 ・ソフト産業 ・自然科学研究所 ・人文・社会科学研究所 ・人材育成機関 ・不動産賃貸業 ・その他知事が認める業種 	<ul style="list-style-type: none"> ・製造業 ・ソフト産業 ・自然科学研究所 ・不動産賃貸業 ・サービス業 ・その他知事が認める業種 	<ul style="list-style-type: none"> ・製造業 ・ソフト産業 ・自然科学研究所 ・運輸業 ・卸、小売り業 ・エネルギー供給業 ・その他管理者が認める業種
面積要件	<ul style="list-style-type: none"> ・1,000㎡以上取得 ・分譲契約後、3年以内に操業が見込めること 		

● 支払方法

区分	元金均等払い	元利均等払い	元金据置
一時金	分譲代金の20%以上		
期間	10年以内 (うち据置3年以内) 元金均等半年賦	10年以内 (うち据置3年以内) 元利均等半年賦	据置10年以内 元金一括払い
割賦利率	0.21%		
所有権移転時期	一時金支払い後 (分譲代金完納まで、第1順位の抵当権及び買戻権を設定します。)		

お問い合わせ

島根県商工労働部 企業立地課 立地推進第一グループ
 TEL 0852-22-5295 FAX 0852-22-6080
 E-mail kigyo-richi@pref.shimane.lg.jp

県営工業団地へ進出される方へ

県営工業団地土地貸付（リース）制度

県営工業団地へ進出される場合に、土地をリースできる制度です。

対象団地名	ソフトビジネスパーク島根	石見臨空ファクトリーパーク	江津工業団地	臨海工業団地
面積要件	1000㎡以上使用			なし
対象企業	研究開発型企業、ソフト産業、自然科学研究所、人文・社会科学研究所、人材育成機関、不動産賃貸業、その他知事が認める業種	製造業、ソフト産業、自然科学研究所、不動産賃貸業、サービス業、その他知事が認める業種	製造業、ソフト産業、運輸業、卸・小売業、エネルギー供給業、自然科学研究所その他管理者が認める業種	製造業、電気・ガス業、運輸業、その他知事が認める業種を含む企業
貸付条件	期間	10年以上20年以下（借地借家法に基づく事業用定期借地）		
	貸付料金（年）	分譲代金×5%＋固定資産税相当額		
	保証金	なし		
	その他	土地の形状変更や登記等にかかる費用は、借地される企業に負担していただきます。また、貸付期間満了後は、原状回復のうえ、返還していただきます。		

お問い合わせ

島根県商工労働部 企業立地課 立地推進第一グループ
 TEL 0852-22-5295 FAX 0852-22-6080
 E-mail kigyoriichi@pref.shimane.lg.jp

情報発信・販路開拓

販路拡大を目指す事業者を支援します

しまね食品バイヤーズカタログ・特集ページ

1. しまね食品バイヤーズカタログ

「しまね食品バイヤーズカタログ」とは、全国の小売業・飲食店等バイヤー向けの島根県産品情報が検索できるWEBサイトです。島根県が開設・運営しています。

（「しまね食品バイヤーズカタログ」外部サイト：<https://www.shimane-f-buyers.jp/>）

商品の掲載を希望される方は、メーカー会員登録の後、IDとパスワードでログインし、商品情報をご登録ください。

【概要】

- (1) 目的：食品バイヤーに商品検索サイトとして活用いただき、バイヤーと県内事業者の取引開始の契機となること。
- (2) 商品を掲載できる方：
 - ・島根県内の農林水産物生産者
 - ・島根県内に事業拠点がある食料品・飲料製造事業者
- (3) 掲載可能商品：農林水産品・加工食品・飲料等で以下の要件を満たす商品
 - ・島根県産品であること
 - ・食品表示等の規制に関する各法令の内容に適合しているもの
- (4) 掲載料：無料
- (5) 掲載商品数：制限はありません
- (6) 注意事項：
 - ・島根県が商取引の仲介をするものではありません。
 - ・本サイトを契機に成立した商取引について、島根県は一切の責任を負いません。
 - ・与信管理は自社で行ってください。

2. 特集ページ

年に数回、サイト内で特定のテーマに基づいた商品を集めて、WEBサイト「しまね食品バイヤーズカタログ」上に「特集ページ」として掲載します。

テーマ	美味しまね認証・有機JAS特集	女性にもおすすめしたい！お酒特集	フルーツ特集	新商品特集
準備期間	4～5月	7～8月	10～11月	1～2月
掲載時期	6月	9月	12月	3月

※テーマ、掲載時期及び募集期間は、変更となる可能性があります。

3. しまねバイヤーズカタログ英語版

県産品を海外へ向けてPRするため、英語版WEBサイトも開設しています。（「しまねバイヤーズカタログ英語版」外部サイト：<https://www.shimane-f-buyers.jp/en/>）

お問い合わせ

島根県しまねブランド推進課

TEL 0852-22-5284

(英語版) 海外展開支援室

食品産業支援第一グループ

FAX 0852-22-6859

TEL 0852-22-5633

輸出に取り組む企業の組織化

しまね食品輸出コンソーシアム

- 目的
輸出に取り組む県内の企業・団体等が相互に連携し、海外市場における販路の開拓及び輸出の拡大を目指します。
 - 対象者
県内の食品関係企業、JA等の団体
 - 事業内容
 - ・セミナーの開催等輸出促進の啓発
 - ・情報の収集・共有
 - ・物産展・商談会等への参加・斡旋など
 - 年会費
 - ・一般会員：2万円
- 詳細：https://www.jetro.go.jp/jetro/japan/matsue/shimane_conso.html

お問い合わせ

しまね食品輸出コンソーシアム事務局（ジェトロ松江内）
TEL 0852-27-3121 FAX 0852-22-4196

パートナー探し、海外展開、受注販路拡大

国（経済産業省）の機関である中小企業基盤整備機構が運営するビジネスマッチングシステム

J-GoodTech (ジェグテック)

●事業内容

中小企業基盤整備機構が運営する日本の中小企業と大手企業、海外企業、中小企業同士をつなぐ、BtoB（企業間取引）向けビジネスマッチングシステムです。

●対象者

国内外での技術提供や販売提携など広く事業展開を目指す中小企業（製造業、流通業、企業向けサービス業）

●支援内容

- (1) ジェグテックサイト内に自社の専用のページを持ち、自社の製品・商品・技術・サービス等を、国内外のジェグテック登録企業に向けて発信できます。
- (2) 大手企業や海外企業、中小企業からのニーズ情報（引き合い情報）を入手し、提案を行なうことで、技術提携、共同開発パートナー、生産委託先等、貴社のご要望に応じて新規取引先を探索することが可能です。
- (3) ジェグテック登録企業向けの商談会等を開催しております。
- (4) 全国の中小機構のコーディネーターがマッチングをサポートします。

●特記事項

- ・登録制（募集はHP上で随時受け付け）
- ・登録・サービスの利用は、全て無料
- ・登録数

中小企業：約19,000社、大手企業：約550社、海外企業：約7,500社（2020年9月時点）

お問い合わせ

独立行政法人中小企業基盤整備機構 中国本部 企業支援課
TEL 082-502-6555

ホームページ http://www.smrj.go.jp/regional_hq/chugoku/sme/jgoodtech/index.html

経営一般（情報収集・提供）、創業・ベンチャー・経営革新（受注販路拡大）

1 - 21

県産品の販路拡大、商品のブラッシュアップに活用してください

首都圏・西日本県産品販路開拓事業

●対象者

販路開拓を目指す県内企業

●事業内容

県外への出展を目指す事業者を対象に、小売店等での島根フェア、商談会、物産展等への出展を通じて、バイヤーとのマッチングや消費者ニーズを把握する機会を創出する業務を委託により実施し、県産品の認知度向上、県外への販路・取引の拡大及び商品のブラッシュアップを支援します。

- (1) パートナー店や新たな販路の開拓、県産品の紹介・斡旋を行う
- (2) 首都圏での消費者情報等の収集・分析及びその消費情報を県内事業者にフィードバック
- (3) 既存の県産品の改良、新たな県産品の開発支援
- (4) 県産品販路拡大促進のための、小売バイヤー等県内招致

お問い合わせ

島根県しまねブランド推進課 物産企画グループ

TEL 0852-22-5128

FAX 0852-22-6859

雇用・人材

仕事と生活の両立支援企業を応援します

しまね子育て応援企業（こっころカンパニー）認定制度

従業員の子育てを積極的に応援する企業を「こっころカンパニー」として認定し、県がPRなどを行います。

●認定のメリット

◇認定企業を積極的にPRします。

- …企業のイメージアップと優秀な人材の確保につながります。
- ・県のホームページなど様々な広報媒体を活用してPRします。
- ・広告、商品、求人広告などへの「こっころカンパニー」ロゴマークの使用ができます。
- ・優れた取組の企業を「プレミアムこっころカンパニー」として表彰します。



こっころカンパニー
ロゴマーク

◇仕事と生活の両立につながる優良な取組を支援する補助制度があります。
(※しまね女性の活躍応援企業登録も必要です。本書P.223参照)

- ・「女性活躍のための働きやすい環境整備支援事業費補助金」（県内中小企業等のみ）（本書P.166参照）

◇融資制度での優遇

- ・県のまち・ひと・しごと創生資金において低利の融資が受けられます。
- ・商工中金の「しまね子育て応援企業サポートローン」が利用できます。

◇入札制度等での優遇

- ・県の建設工事入札参加資格審査において加点されます。
- ・県の建設工事総合評価方式の評価項目において加点されます。
- ・県庁舎の清掃業務・各種警備業務委託の入札参加資格審査において加点されます。
- ・県の物品の調達等において指名競争入札や随意契約の際の指名先や見積先に優先的に含められます。

●認定の基準

こっころカンパニー認定審査票において、各企業の「仕事と子育ての両立支援」、「働き方の見直し」、「男女共同参画」への取組状況を審査・認定し、「認定書」を交付します。

※詳細は、県ホームページで確認、または、下記にお問い合わせください。

お問い合わせ

島根県政策企画局 女性活躍推進課

TEL 0852-22-5463 FAX 0852-22-6155

E-mail josei-katsuyaku@pref.shimane.lg.jp

ホームページ

こっころカンパニー

検索

結婚を望む従業員の出会いを応援します

しまね縁結びサポート企業登録制度

結婚を望む従業員の出会いや結婚を応援する企業、団体等を「しまね縁結びサポート企業」として登録し、一般社団法人しまね縁結びサポートセンター等が実施する結婚支援事業の情報を提供することにより、サポート企業で働く未婚の男女の結婚を応援する制度です。

●サポート企業のメリット

- ①しまね縁結びサポートセンターが実施している、しまねコンピュータマッチングシステム「しまコ」の出張登録会としてセンター職員が伺います。
- ②自社で交流会を企画される場合、しまね縁結びサポートセンターが参加企業の調整を行う等、開催の支援をします。
- ③しまね縁結びサポートセンターのホームページ等で「しまね縁結びサポート企業」として広報・PRします。

●サポート企業の要件

- ①島根県内に事業所等がある企業、各種団体、行政等
※内部組織単位でも可（支社、支店、工場、従業員互助会、協議会など）
- ②しまね縁結びサポートセンターから提供する情報を従業員に周知する等の役割を担う「担当者」を設置してください。

●サポート企業の役割

しまね縁結びサポートセンターが届ける次の情報を、結婚を希望する従業員にお知らせください。

- ①しまね縁結びサポートセンターや市町村等が実施する婚活イベント情報
- ②縁結びボランティア「はぴこ」やしまねコンピュータマッチングシステム「しまコ」に関する情報

●サポート企業の登録手続き

しまね縁結びサポートセンターのホームページに掲載している「登録申請書」を提出してください。書類審査後、「登録証」を交付します。

●登録企業数

339企業・団体（令和3年3月31日現在）

※この事業は島根県（子ども・子育て支援課）が（一社）しまね縁結びサポートセンターに委託して実施しています。

お問い合わせ

（一社）しまね縁結びサポートセンター
〒690-0887 松江市殿町8-3 タウンプラザしまね2F
TEL 0852-61-1150 FAX 0852-61-2055
ホームページ <https://www.shimane-enmusubi.com>

女性活躍

女性の能力と発想を企業の力に

しまね女性の活躍応援企業登録制度

女性の活躍推進に向けて積極的に取り組む企業・団体を「しまね女性の活躍応援企業」として登録し、県がPRなどを行います。

●登録のメリット

◇登録企業を積極的にPRします。

- …企業のイメージアップと優秀な人材の確保につながります。
- ・県のホームページなど様々な広報媒体を活用してPRします。
- ・「しまね女性の活躍応援企業」のロゴマークの使用ができます。
- ・優れた取組の企業を表彰します。

◇女性の就業環境の整備や採用の増加につながる優良な取組を支援する補助制度があります。（※しまね子育て応援企業（こころカンパニー）認定も必要です。本書P.221参照）

- ・「女性活躍のための働きやすい環境整備支援事業費補助金」（県内中小企業等のみ）（本書P.166参照）

◇入札制度等での優遇

- ・県の建設工事入札参加資格審査において加点されます。
- ・県庁舎の清掃業務・各種警備業務委託の入札参加資格審査において加点されます。
- ・県の物品の調達等において指名競争入札や随意契約の際の指名先や見積先に優先的に含められます。

◇融資制度での優遇

- ・県のまち・ひと・しごと創生資金において低利の融資が受けられます。

●登録の手続き

一般事業主行動計画（女性活躍推進法）を策定し、労働局に届け出た写しを「しまね女性の活躍応援企業登録申請書」に添付かつ、外部に公表（自社HPへの掲載等）して、提出してください。書類審査後、「登録証」を交付します。
※詳細は、県ホームページで確認、または、下記にお問い合わせください。



応援企業ロゴマーク

お問い合わせ

島根県政策企画局 女性活躍推進課

TEL 0852-22-5463 FAX 0852-22-6155

E-mail josei-katsuyaku@pref.shimane.lg.jp

ホームページ

しまね女性の活躍応援企業

検索



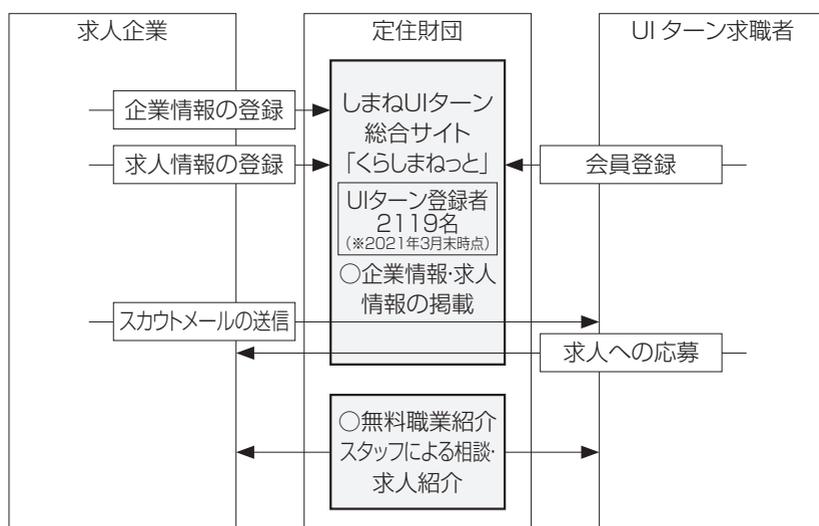
Uターン・Iターン希望者採用支援

UIターン希望者に対する無料職業紹介

UIターン者の採用を希望される事業所とUIターン希望者との仲介役として、「無料職業紹介」を行います。

無料職業紹介のご利用には、しまねUIターン総合サイト『くらしまねっと』への企業登録が必要です。登録していただくと、スタッフを介しての人材紹介のほか、求人情報の掲載や求職者へのスカウトメールの送信、採用の進捗管理も可能です。

●サービスの流れ



くらしまねっと 検索

お問い合わせ

(公財) ふるさと島根定住財団 UIターン推進課
TEL 0852-28-0690 FAX 0852-28-0692
E-mail uiturn@teiju.or.jp

(公財) ふるさと島根定住財団 石見事務所
TEL 0855-25-1600 FAX 0855-25-1630
E-mail iwami@teiju.or.jp

定住財団ホームページ <https://www.kurashimanet.jp>

(公財) ふるさと島根定住財団 しまね移住支援サテライト東京
TEL 03-6281-9800 FAX 03-6281-9801
E-mail soudan-tokyo@teiju.or.jp

島根県内での就職活動を応援します

しまね就職活動応援事業

●事業の目的

県内外の大学等に在籍する学生が、県内企業において就職活動を行う際に発生する費用の一部を支援することで、県内企業に対する理解の促進と県内就職の促進を図ります。

●事業概要

対象者	島根県内外の大学、短期大学、高等専門学校及び専修学校等の学生（島根県出身者以外も対象） ※しまね学生登録に登録されている者に限る
要件	島根県内企業が島根県内で開催する説明会、合同企業説明会（企業ガイダンス等）、面接、適正試験、筆記試験、企業見学等に参加すること ※ただし、片道税込3,000円以上の交通費を要する者に限り、公務員試験、行政機関ガイダンス等は対象外
対象期間	令和3年3月1日～令和3年9月30日
助成内容	下記費用について、それぞれ助成します（100円未満切捨）。 ◆交通費 ・居住地から県内目的地の間の交通費の半額 ※領収書の発行が可能なものに限る ◆宿泊費 ・1泊あたりの宿泊実費（上限：税込9,800円）の半額 ※1泊2食付き可（食事付きでない場合の食卓料の加算はなし）
助成上限額	30,000円（対象期間内）

詳しくは下記までお問い合わせください。

お問い合わせ

（公財）ふるさと島根定住財団（ジョブカフェしまね）

TEL 0852-28-0694

（ジョブカフェしまねサイト）<https://www.gogo-jobcafe-shimane.jp/>

（定住財団ホームページ）<https://www.teiju.or.jp/>

中山間地域・離島で国家資格取得を目指す方の奨学金返還を支援します

中山間地域・離島での資格取得促進事業(奨学金返還助成制度)

島根県育英会等の奨学金の貸与を受けている又は過去に受けていた学生・既卒者が、島根県内の中山間地域・離島の事業所に就業し、国家資格等を取得することを要件として、奨学金の返還額の全部または一部を助成します。

※本制度は令和元年度入学生の卒業時点で終了します。

- (①大学生等…令和4(令和6)年度までの卒業予定者が対象
②高校生等…令和3年度までの卒業予定者が対象
③既卒者(Uターン者)…令和4年度までに就職した者が対象)

●対象者の要件

次の(1)、(2)のいずれかに該当する者(島根県と同趣旨の助成を受けている対象者は除きます。)

(1) 募集年度の4月1日時点で、大学・大学院・短期大学・高等専門学校・専修学校(専門課程又は高等課程)・高等学校(以下「大学等」という。)の最終学年に在籍する者のうち、次のアからウの要件をすべて満たす者

ア 募集年度の10月1日時点で、公益財団法人島根県育英会の大学生等奨学金・就学資金・高校生等奨学金、又は独立行政法人日本学生支援機構の第一種・第二種奨学金の貸与を受けている者又は過去に受けたことのある者

イ 大学等を卒業し、募集年度の翌年度の4月末日までに島根県内の中山間地域・離島に所在する事業所等(事業所等を置く企業等は、個人事業主を含み、国又は地方公共団体を除く。)に就業予定の者

ウ 別に定める国家資格等を、就業後の実務経験を経て取得予定の者又は

在学中に取得した者

(2) 大学等の既卒者のうち、次のアからウの要件をすべて満たす者

ア 在学中に奨学金等の貸与を受けていた者であり、返還残額がありかつ滞納額がない者

イ 申請日時点で県外在住であり、募集年度の翌年度の4月末日までに島根県内の中山間地域・離島に所在する事業所等(事業所等を置く企業等は、個人事業主を含み、国又は地方公共団体を除く。)に就業予定の者

ウ 別に定める国家資格等を、就業後の実務経験を経て取得予定の者又は取得した者

※上記は令和2年度の募集要件であり、変更となる場合があります。最新の情報は下記までお問い合わせください。

●助成額・期間

貸与額(利息を含む)のうち次の額まで、資格取得や就業要件を満たす期間中助成します。

- (1) 大学生等 288万円(年24万円) 就業開始年度から12年間
(2) 高校生等 86万4千円(年9万6千円) 就業開始年度から9年間

お問い合わせ

公益財団法人島根県育英会
(松江市殿町8-3 島根県市町村振興センター3階)
TEL 0852-28-1981

県内企業のニーズに応じた人材育成を行っています

県立高等技術校

県立高等技術校では、新たに学校を卒業された方、離職・転職された方などを対象に、専門的な技術の習得や資格を取得するための職業訓練を実施しています。

なお、下記訓練科のほかにも離職者の方を対象に、介護分野など仕事に必要な知識・技能を習得する3カ月から6カ月の短期訓練及び国家資格等取得を目指した民間の専修学校等委託による2年間の長期訓練を実施しています。

●訓練科

【普通課程】

校名	訓練科名	定員	期間
東部高等技術校	美容科	20名	2年
	自動車工学科	20名	2年
	住環境・土木科	10名	2年
	ものづくり機械加工科	10名	1年
	Webデザイン科	10名	1年
西部高等技術校	OAシステム科	10名	1年

【短期課程】

校名	訓練科名	定員	期間
東部高等技術校	建築科	15名	1年
	ハウスマーク科	10名	1年
西部高等技術校	建築科	10名	1年
	機械加工・溶接科	10名	1年
	事務ワーク科	20名	6カ月

※事務ワーク科は前期10名、後期10名の定員です。

【短期課程】（障がい者訓練科）

校名	訓練科名	定員	期間
東部高等技術校	介護サービス科	10名	1年
西部高等技術校	総合実務科	10名	5カ月

※総合実務科は前期5名、後期5名の定員です。

※上記訓練科のほかにも障がいのある方を対象に、就職に必要な知識・技能を習得する1カ月から3カ月の訓練を民間教育訓練機関および企業等への委託により実施しています。詳しくは、各高等技術校へお問い合わせください。

お問い合わせ

東部高等技術校 TEL 0853-28-2733

西部高等技術校 TEL 0856-22-2450

中小企業の福利厚生制度の拡充に

勤労者共済会 (中小企業勤労者福祉サービスセンター事業)

●対象者

中小企業の従業員及び事業主

●事業内容

中小企業単独では実施が困難な福利厚生について、地域の中小企業の従業員と事業主が共同し、そのスケール・メリットを利用して大企業並みの福利厚生事業を行っています。令和3年3月1日現在、全県で約36,700名の方が会員になっています。

①慶弔給付金制度を完備しています

②健康診断受診料を助成します

③旅行やコンサートチケットを格安でご紹介します

④文化・教養講座を開催します

⑤割引指定店（小売店等）での割引等のサービスをご利用いただけます

●会費

会員1人につき、月額1,000円（原則1 / 2以上事業主負担）

お問い合わせ

出雲・隠岐地域 (一財) 島根県東部勤労者共済会 (ジョイメイトしまね)

TEL 0852-28-6555

石見地域 (一財) 島根県西部勤労者共済会 (ジョイメイトいわみ)

TEL 0855-23-5365

雇用・人材

退職金制度の形成に

中小企業退職金共済制度

●対象者

中小企業事業主

●事業内容

中小企業で働く従業員のための外部積立型の国の退職金制度。事業主が雇用する従業員を対象に中小企業退職金共済事業本部と退職金共済契約を結びます。新規加入時と掛金月額増額時にそれぞれ国から助成が受けられます。(一部助成対象外あり)

●助成内容

新規加入時：初めて加入する事業主に対して加入後4か月目から1年間、掛金月額額の1/2(従業員ごと上限5,000円)を助成

※社会福祉施設職員等退職手当共済制度の加入事業主、解散存続厚生年金基金・企業年金や他の退職金共済から資産移換を希望する事業主は、対象になりません。

掛金月額増額時：18,000円以下の掛金月額を増額する場合、増額分の1/3を増額月から1年間助成

※同居の親族のみを雇用する事業主は、「新規加入助成」および掛金月額増額時の「月額変更助成」の対象になりません。

●その他

- ・掛金は全額非課税となります。
- ・パートタイマーの加入もできます。(特例掛金月額あり)
- ・従業員ごとの納付状況や退職金試算額を年一回事業主にお知らせしますので、退職金の管理が簡単です。
- ・掛金は事業主が指定した預金口座から振り替えます。掛金以外の経費がかかりません。
- ・過去の勤務期間の通算(新規加入の企業のみ)や、中退共制度加入企業間を転職した場合などの通算ができます。
- ・解散存続厚生年金基金および特定退職金共済制度を廃止した団体からの移行先の一つです。

お問い合わせ

島根県商工労働部 雇用政策課 労働福祉グループ

TEL 0852-22-5297

独立行政法人勤労者退職金共済機構

中小企業退職金共済事業本部

TEL 03-6907-1234 FAX 03-5955-8211

中退共

検索

産業保健に関する相談・情報提供・研修の開催をしています（無料）

（独）労働者健康安全機構 島根産業保健総合支援センター

- 相談について
産業医、衛生管理者、産業看護職、事業場内メンタルヘルス推進担当者等産業保健スタッフ、事業主、人事労務担当者等からの産業保健に係る専門的な相談に専門家である産業保健相談員が対応いたします。相談は面談・電話・メール・ファックスにより応じます。また、専門的な支援が必要な場合には、産業保健相談員が事業場を訪問し、産業保健スタッフ等からの相談（実地相談）に対応し、必要な助言を行います。
- 情報提供について
産業保健等、情報をホームページ上に掲載しています。
また、定期的に情報誌「産業保健21」の配布やメールマガジンの配信も行っています。
- 下欄の各地域窓口では、労働者50人未満の事業場に対して、登録産業医・登録保健師等からの健康相談・健康指導等の産業保健サービスを提供しています。

お問い合わせ

独立行政法人労働者健康安全機構 島根産業保健総合支援センター
〒690-0003 島根県松江市朝日町477-17
松江SUNビル7階

TEL 0852-59-5801 FAX 0852-59-5881

- ・ 松江地域窓口（松江地域産業保健センター） 〒690-0048 松江市西塚島2-2-23
TEL 0852-23-2972 FAX 0852-23-2978
- ・ 出雲地域窓口（出雲地域産業保健センター） 〒693-0023 出雲市塩冶有原町2-19-3
TEL 0853-21-1225 FAX 0853-21-1225
- ・ 浜田地域窓口（浜田地域産業保健センター） 〒697-0021 浜田市松原町277-8
TEL 0855-22-0967 FAX 0855-23-6192
- ・ 益田地域窓口（益田地域産業保健センター） 〒699-3676 益田市遠田町1917-2
TEL 0856-31-0545 FAX 0856-31-0543

●研修会等について

産業医、衛生管理者、産業看護職等の産業保健関係者を対象としまして、産業保健に関する専門的・実践的な研修会を開催しています。また、職場における労働者のメンタルヘルス、生活習慣病等の健康管理に関する理解と自主的な取組を促進するため事業者向けセミナー・労働者向けセミナーを実施しています。詳しくはホームページをご覧ください。

●メンタルヘルス対策支援について

中小規模事業場におけるメンタルヘルス対策を普及促進するため、メンタルヘルス対策促進員が事業場を訪問し、メンタルヘルス対策の導入に関する取組について支援を実施しています。また、管理監督者向けメンタルヘルス教育、若年労働者向けメンタルヘルス教育も実施しています。その他、ストレスチェック制度について、具体的なアドバイスを事業場訪問により実施しています。詳しくはホームページをご覧ください。

●事業場における治療と仕事の両立支援について

平成28年2月に厚生労働省から「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」が公表され、事業場が、がん、脳卒中など治療が必要な疾病を抱える労働者に対して、適切な就業上の措置や治療に対する配慮を行い、治療と仕事の両立ができるようにするため、事業場における取組がまとめられました。

このガイドラインの普及・啓発のため、事業者等を対象とした研修・セミナーを実施しているほか、両立支援制度の導入に関する支援を希望する事業場からの依頼に応じて、両立支援促進員が事業場を訪問して、管理監督者や労働者等に対して、治療と仕事の両立への理解を促す教育等の支援を実施しています。また、両立支援に関する事業者、人事労務担当者や、がん等の患者（労働者）からの相談に対応しています。さらに、患者（労働者）や事業者からの申し出に応じ、個別の患者（労働者）に係る健康管理について事業場と患者（労働者）との間の仕事と治療の両立に関する調整支援を実施しています。

お問い合わせ

独立行政法人労働者健康安全機構 島根産業保健総合支援センター
〒690-0003 島根県松江市朝日町477-17
松江SUNビル7階
TEL 0852-59-5801 FAX 0852-59-5881
ホームページ <https://www.shimanes.johas.go.jp/>
〔「島根産保」で検索して下さい〕

農業分野への参入を支援します

農業分野への進出支援

1 企業の農業参入

● 農地を利用する

(1) 農地を取得する

企業が農業に参入し、農地を取得して農業経営を行う場合は、原則として農地法に規定された農地所有適格法人を設立することが必要であり、構成員や事業内容等についての要件を満たす必要があります。

(2) 農地を借入する

農地所有適格法人以外の法人も、業務執行役員のうち1人以上の者が耕作等の事業に常時従事等の要件を満たす場合、農地を借入することができます。

● 農地を利用しない

農地を利用しない農業経営（例：温室による施設園芸、畜舎を活用した養鶏、農作業の受託等）を行う場合、農業参入にあたって農地法の要件を満たす必要はありません。

● 農業参入に対する支援策

2 地域をけん引する経営体が進出する際の支援

自らが有する出荷体制や販路、技術等を進出地域の農業者や農業法人等に波及・共有し、地域の中核となって産地化を図っていただける経営体を「地域けん引経営体」として、進出を支援します。

① 活動支援（地域をけん引する経営体確保対策事業）

進出に先立って取り組む試作等にかかる経費に対する支援です。

事業種目	事業実施主体	補助率
(1) 試作研究 (2) 分析診断 (3) 事例調査 (4) 技術習得 (5) 販路開拓 (6) その他	・島根県内へ新たに進出する農業法人等	1 / 2 以内

[その他支援事業]

②整備支援（担い手経営発展支援事業）

進出する際の機械等整備に係る経費に対する支援です。

事業種目	事業実施主体	補助率
国庫補助事業の対象とならない 機械等の整備支援 (1) 簡易な基盤整備 (2) 生産等機械・施設 (3) 加工用機械・施設 ※ただし国庫補助事業の対象と ならないもの	・進出地域の農業者や農業 法人等を巻き込んだ産地 づくり計画を作成し、認 定された農業法人等	1 / 3 以内

いずれも市町村を通じた補助事業。補助上限額等の一定の採択要件あり。詳しい内容については、問い合わせ先（島根県農林水産部農業経営課、東部・西部農林水産振興センター、隠岐支庁農林水産局）までご相談ください。

3 農業制度資金による支援

一定の要件を満たす農業参入法人が農業経営を行う際に必要となる機械や施設の設定備資金等について、下記の農業制度資金を利用することによりより低利で借入れることができます。

①対象資金

ア 農業近代化資金

イ 農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）（認定農業者に限る）

②借入限度額

ア 個人 3,600 万円 法人 2 億円

イ 個人 3 億円 法人 10億円

③借入金利

ア. 0.30%（令和3年4月19日現在）

イ. 0.16～0.30%（令和3年4月19日現在）

※実質化された人・農地プランに地域の中心となる経営体として位置づけられた認定農業者に対する、農業近代資金・農業経営基盤強化資金については、貸付当初5年間の実質無利子化の特例措置があります。

お問い合わせ

島根県農林水産部 農業経営課

TEL 0852-22-6744

ホームページ <http://www.pref.shimane.lg.jp/nogyokeiei/>

※このほか、下記の島根県隠岐支庁農林水産局及び各農林水産振興センターにおいても相談に応じています。

東部農林水産振興センター TEL 0852-32-5644

西部農林水産振興センター TEL 0855-29-5586

隠岐支庁農林水産局 TEL 08512-2-9633

企業誘致・工場建設

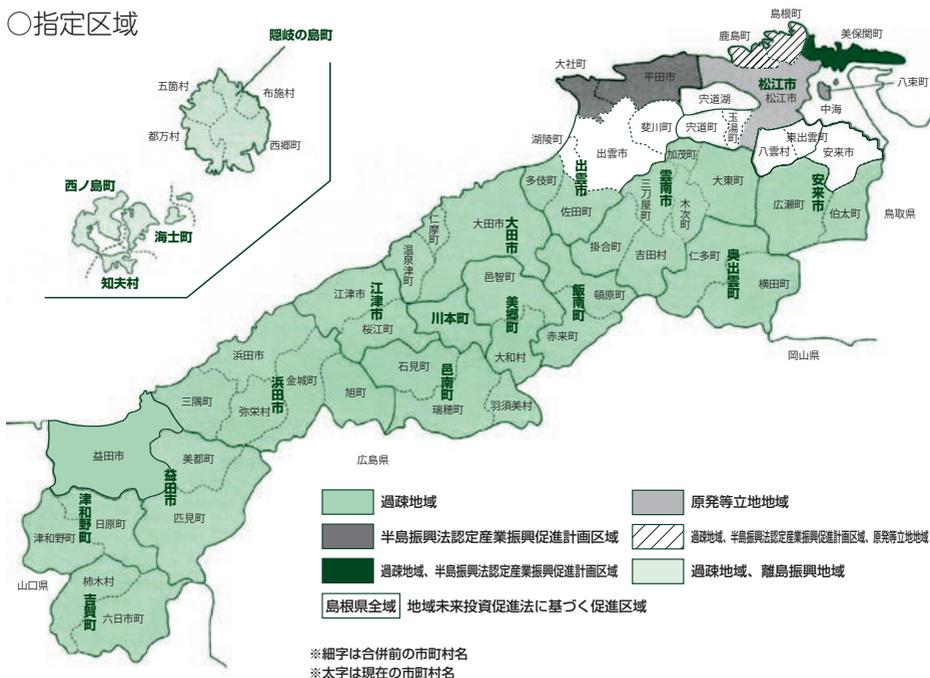
生産設備等の新增設や本社機能の移転・拡充をした場合は県税の課税免除等があります

県税の課税免除・不均一課税

生産設備等の新增設

それぞれの法律の指定区域において、製造業等の用に供する生産設備等を新設又は増設した場合は、事業税又は不動産取得税について課税免除又は不均一課税の適用があります。

○指定区域



本社機能の移転・拡充

地域再生法の地方活力向上地域において、特定業務施設（本社機能）を新設（移転）した場合は事業税については不均一課税、不動産取得税については課税免除の適用があり、増設（拡充）した場合は不動産取得税の不均一課税の適用があります。（事業税は東京23区から移転した企業が対象となります。）地方活力向上地域は、島根県地域再生計画において示されています。特定業務施設（本社機能）とは、調査や企画・情報処理・研究開発・国際事業・その他管理部門の事務所、研究所、研修所の業務施設が対象になります。（生産や販売等の部門のために使用される部分は含まれません。）

[その他支援事業]

○適用要件等
生産設備等の新増設

法律	適用要件					免除の種類	
	終期	青色申告	適用基準額	事業の種類	増加人員	事業税	不動産取得税
離島振興法	R5.3.31	○	500～ 2,000万円以上	製造業、旅館業 情報サービス業等	—	課税免除	課税免除
半島振興法	R5.3.31	○	500～ 2,000万円以上	製造業、情報 サービス業等、 農林水産物等販 売業、旅館業	—	不均一課税	不均一課税
過疎法 (注1)	R6.3.31	○	500～ 2,000万円以上	製造業、情報 サービス業等、 旅館業、農林水 産物等販売業	—	課税免除	課税免除
原発等立地地域 振興法	R5.3.31	—	2,700万円超	製造業 道路貨物運送業 倉庫業、梱包業 卸売業	15人超	不均一課税	不均一課税
地域未来 投資促進法	R5.3.31	—	1億円超(注2)	—(注3)	—	—	課税免除

- (注1) 6月議会で条例改正予定。(建物等については改修による取得又は建設を含みます。)
(注2) 農林漁業及び関連業種に係るものにあつては5,000万円超。
不動産並びに構築物の取得費を対象とし、機械設備の取得費は含みません。
(注3) 知事が承認する地域経済牽引事業計画に基づく施設の新増設であつて、主務大臣の
確認を受けた事業に限ります。

本社機能の移転・拡充

法律	適用要件					免除の種類	
	終期	青色申告	適用基準額	事業の種類	増加人員	事業税	不動産取得税
地域再生法	R4.3.31	—	3,800万円以上 (注4)	— (注5)	— (注6)	不均一課税	[移転型] 課税免除 [拡充型] 不均一課税

- (注4) 建物及びその付属施設、構築物、機械設備の取得費を対象とします。
中小企業の場合、1,900万円以上。
知事が特定業務施設整備計画を認定した日から2年以内に特定業務施設(本社機能)
の用に供することが必要です。
また、所得税、法人税における適用基準額とは異なります。
(注5) 事業の種類に制約はありませんが、工場や店舗などの新増設は対象になりません。
(注6) 特定業務施設整備計画の設定にあつて雇用者の増加が要件となっています。

○課税免除額等

	事業税	不動産取得税						
課税免除の場合	<p>製造の事業等の用に供した日の属する事業年度の初日から起算して、3年以内に終了する各事業年度に係る事業税のうち、次の計算式により得た額に税率を乗じた額が免除されます。</p> $\text{島根県分の事業税の課税標準となるべき所得金額} \times \frac{\text{新增設された設備等に直接従事する従業者数}}{\text{島根県内に有する事務所等の従業者の総数}}$	<p>新增設された工場等又は、新增設された特定業務施設（本社機能）の建設及びその敷地である土地の取得に係る不動産取得税の課税が免除（免除額は利用の実態に応じて算定）されます。</p>						
不均一課税の場合	<p>上記の課税免除の額に、次の割合を乗じた額が軽減されます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>1年目</th> <th>2年目</th> <th>3年目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1/2</td> <td>1/4</td> <td>1/8</td> </tr> </tbody> </table>	1年目	2年目	3年目	1/2	1/4	1/8	<p>新增設された工場等又は、新增設された特定業務施設（本社機能）の建設及びその敷地である土地の取得に係る不動産取得税（対象税額は利用の実態に応じて算定）が次の税率で課税されます。</p> <p>建物：0.4% 土地：0.3%</p>
1年目	2年目	3年目						
1/2	1/4	1/8						

申請期限等、詳細についてはお問い合わせください。

お問い合わせ

島根県東部県民センター課税部

TEL 0852-32-5621（法人課税課）

TEL 0852-32-5623（自動車・諸税課）

TEL 0852-32-5618（不動産課税課）

島根県東部県民センター出雲事務所

TEL 0853-30-5507（不動産・自動車課税課）

島根県西部県民センター税務部

TEL 0855-29-5519（法人・軽油課税課）

TEL 0855-29-5521（不動産・自動車課税課）

環境・エネルギー

再生可能エネルギーの普及啓発の取組を支援します

再生可能エネルギー講師派遣支援事業

1. 概要
県内に再生可能エネルギーを推進するための、講演会、研修会等の講師の謝金、旅費等を支援します。
2. 補助対象
市町村、県内に事業所を置く民間企業、各種団体等
3. 助成内容
講師への謝金・旅費相当分・会場使用料を県が補助金として交付します。
4. 補助対象経費及び補助額

対象経費	補助金の額
講師謝金	市町村等の実支出額又は講師1人1時間5,100円のいずれか低い額
旅費	市町村等の実支出額
会場使用料	市町村等の実支出額

お問い合わせ

島根県地域振興部 地域政策課 地域エネルギースタッフ
TEL 0852-22-6713 FAX 0852-22-6042

金融制度

相談窓口・情報提供

専門家派遣

イベント・展示会等

商工関係補助金等

労働関係助成金等

その他補助金等

研修・セミナー等

その他支援事業

関係機関連絡先一覧（県機関）

島根県商工労働部 〒690-8501 松江市殿町1
TEL 0852-22-5111（代表）

本 庁

- 商工政策課 FAX 0852-22-6039
 - 政策企画スタッフ …………… TEL 0852-22-5643
 - 総務予算グループ …………… TEL 0852-22-5912
 - 計量グループ …………… TEL 0852-22-6627
- 観光振興課 FAX 0852-22-5580
 - 観光企画グループ …………… TEL 0852-22-5625
 - 観光宣伝グループ …………… TEL 0852-22-6908
 - 誘客推進グループ …………… TEL 0852-22-6914
 - 国際観光推進室
 - 国際観光グループ …………… TEL 0852-22-5579
 - 情報発信グループ …………… TEL 0852-22-6756
- しまねブランド推進課 FAX 0852-22-6859
 - 物産企画グループ …………… TEL 0852-22-5128
 - 食品産業支援第一グループ …………… TEL 0852-22-5284
 - 食品産業支援第二グループ …………… TEL 0852-22-6398
 - 物産振興推進スタッフ …………… TEL 0852-22-5646
 - 海外展開支援室 FAX 0852-22-6750
〒690-0887 松江市殿町8-3 タウンプラザしまね5F
しまね海外ビジネスサポートセンター内
 - 貿易推進グループ …………… TEL 0852-22-5633
 - 海外展開グループ …………… TEL 0852-22-5303
- 産業振興課 FAX 0852-22-5638
 - 総務企画グループ …………… TEL 0852-22-6019
 - 事業化支援・産学官連携スタッフ …………… TEL 0852-22-6694
 - イノベーション推進グループ …………… TEL 0852-22-5293
 - 先端産業創造スタッフ …………… TEL 0852-22-6647
 - 産業クラスター育成スタッフ …………… TEL 0852-22-6643
 - ものづくり推進グループ …………… TEL 0852-22-5289
 - 情報産業振興室 …………… TEL 0852-22-5621
- 企業立地課 FAX 0852-22-6080

- 立地推進第一グループ …………… TEL 0852-22-5295
- 立地推進第二グループ …………… TEL 0852-22-6310
- 企業誘致戦略スタッフ …………… TEL 0852-22-6797
- 中小企業課 FAX 0852-22-5781
- 金融グループ …………… TEL 0852-22-5883
- 団体グループ …………… TEL 0852-22-6243
- 商業・サービス業支援グループ …………… TEL 0852-22-6055
- 経営力強化支援室 …………… TEL 0852-22-5288
- 雇用政策課 FAX 0852-22-6150
- 労働福祉グループ …………… TEL 0852-22-5297
- 多様な就業支援グループ …………… TEL 0852-22-5309
- 産業人材育成グループ …………… TEL 0852-22-5304
- 若年者就職促進室
- 高校生就職支援グループ …………… TEL 0852-22-5365
- 大学生等就職支援グループ …………… TEL 0852-22-5300

地方関係

- 隠岐支庁県民局
- 〒685-0015 隠岐郡隠岐の島町港町塩口24 (隠岐合同庁舎内) FAX:08512-2-9626
- 地域振興課 …………… TEL:08512-2-9611
- 観光振興課 …………… TEL:08512-2-9610
- 西部県民センター商工観光部
- 〒697-0041 浜田市片庭町254 (浜田合同庁舎内) FAX:0855-22-5306
- 観光振興課 …………… TEL:0855-29-5647
- 商工振興課 …………… TEL:0855-29-5649
- 産業技術センター 〒690-0816 松江市北陵町1 (テクノアークしまね内)
- TEL:0852-60-5140 FAX:0852-60-5144
- E-mail:sangisen@pref.shimane.lg.jp
- URL:https://www.pref.shimane.lg.jp/industry/syoko/kikan/shimane_iit/
- ◆産業技術センター浜田技術センター
- 〒697-0006 浜田市下府町388-3
- TEL:0855-28-1266 FAX:0855-28-1267
- E-mail:hamagi@pref.shimane.lg.jp

URL:https://www.pref.shimane.lg.jp/industry/syoko/kikan/shimane_iit/

●東京事務所

〒102-0093 東京都千代田区平河町2-6-3

(都道府県会館11F)

TEL:03-5212-9070 (代) FAX:03-5212-9069

◆日比谷しまね館

〒100-0006 東京都千代田区有楽町1-2-2

(日比谷シャンテB1F)

TEL:03-6457-9404 FAX:03-6457-9405

URL:<https://www.shimanekan.jp/>

◆日比谷しまね館事務所

〒100-0011 東京都千代田区内幸町1-1-1

(帝国ホテルタワー10F 10B-6号室)

TEL:03-5860-9845 FAX:03-5860-9846

●大阪事務所

〒530-0047 大阪府大阪市北区西天満3-13-18

(島根ビル2F)

TEL:06-6364-3605 (代) FAX:06-6364-3854

◆なごや情報センター

〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄4-16-36

(久屋中日ビル4F)

TEL:052-262-4858 FAX:052-262-4877

●広島事務所

〒730-0032 広島県広島市中区立町1-23

(ごうぎん広島ビル6F)

TEL:082-541-2410 (代) FAX:082-541-2412

●島根県物産観光館

〒690-0887 松江市殿町191

TEL:0852-22-5758 FAX:0852-25-6785

URL:<https://www.shimane-bussan.or.jp/sb/>

●東部高等技術校

〒693-0043 出雲市長浜町3057-11

TEL:0853-28-2733 FAX:0853-28-2736

●西部高等技術校

〒698-0041 益田市高津4-7-10

TEL:0856-22-2450 FAX:0856-22-2451

●県立図書館

〒690-0873 松江市内中原町52

TEL:0852-22-5739 FAX:0852-27-3458

関係機関連絡先一覧（国機関）

●厚生労働省島根労働局

◆総務部、雇用環境・均等室、労働基準部、職業安定部

〒690-0841 松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎 5 F

TEL:0852-20-7001

URL:<https://jsite.mhlw.go.jp/shimane-roudoukyoku/>

●労働基準監督署

☆松江労働基準監督署 〒690-0841 松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎 2 F
TEL:0852-31-1165 FAX:0852-31-1164

☆松江労働基準監督署隠岐の島駐在事務所 〒685-0016 隠岐郡隠岐の島町城北町55 隠岐の島地方合同庁舎 1 F
TEL:08512-2-0195 FAX:08512-2-0211

☆出雲労働基準監督署 〒693-0028 出雲市塩冶善行町13-3 出雲地方合同庁舎 4 F
TEL:0853-21-1240 FAX:0853-21-1226

☆浜田労働基準監督署 〒697-0026 浜田市田町116-9
TEL:0855-22-1840 FAX:0855-22-1819

☆益田労働基準監督署 〒698-0027 益田市あけぼの東町4-6 益田地方合同庁舎 3 F
TEL:0856-22-2351 FAX:0856-22-8035

●公共職業安定所

☆松江公共職業安定所 〒690-0841 松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎 2 F
TEL:0852-22-8609 FAX:0852-27-8524

☆松江公共職業安定所隠岐の島出張所 〒685-0016 隠岐郡隠岐の島町城北町55 隠岐の島地方合同庁舎 1 F
TEL:08512-2-0161 FAX:08512-2-8609

☆松江公共職業安定所安来出張所 〒692-0011 安来市安来町903-1
TEL:0854-22-2545 FAX:0854-22-4123

☆浜田公共職業安定所 〒697-0027 浜田市殿町21-6
TEL:0855-22-8609 FAX:0855-22-2932

☆浜田公共職業安定所川本出張所 〒696-0001 邑智郡川本町川本301-2 川本地方合同庁舎 1 F
TEL:0855-72-0385 FAX:0855-72-0386

- ☆出雲公共職業安定所 〒693-0023 出雲市塩冶有原町1-59
TEL:0853-21-8609 FAX:0853-21-0351
- ☆益田公共職業安定所 〒698-0027 益田市あけぼの東町4-6 益田地方合同庁舎1F
TEL:0856-22-8609 FAX:0856-23-2622
- ☆雲南公共職業安定所 〒699-1311 雲南市木次町里方514-2
TEL:0854-42-0751 FAX:0854-42-0752
- ☆石見大田公共職業安定所 〒694-0064 大田市大田町大田口1182-1
TEL:0854-82-8609 FAX:0854-82-1059

関係機関連絡先一覧（財団他）

- 公益財団法人しまね産業振興財団 〒690-0816 松江市北陵町1
 - 《代 表》 TEL:0852-60-5110 FAX:0852-60-5105
 - 《経営支援課》 TEL:0852-60-5115 FAX:0852-60-5105
 - 〈よろず支援拠点〉 TEL:0852-60-5103 FAX:0852-60-5105
 - 〈プロフェッショナル人材戦略拠点〉
TEL:0852-60-5104 FAX:0852-60-5116
 - 《新事業支援課》 TEL:0852-60-5112 FAX:0852-60-5106
 - 《販路支援課》 TEL:0852-60-5114 FAX:0852-60-5116
 - 〈国際化支援グループ〉
TEL:0852-22-6193 FAX:0852-22-6750
URL:ホームページ <https://www.joho-shimane.or.jp/>
お問い合わせフォーム <https://www.joho-shimane.or.jp/contact/>
- ◆しまねソフト研究開発センター（ITOC）
〒690-0826 松江市学園南1-2-1 <にびきメッセ 4F
TEL:0852-61-2225 FAX:0852-61-3322
URL:<https://www.s-itoc.jp/>
- ◆しまね知的財産総合支援センター
〒690-0815 松江市北陵町1
TEL:0852-60-5145 FAX:0852-60-5148
《知財総合支援窓口》ナビダイヤル:0570-082100
- ◆石見事務所
〒697-0034 浜田市相生町1391-8 シティパルク浜田 2F
石見産業支援センター「いわみぷらっと」内
TEL:0855-24-9301 FAX:0855-22-0577
- ◆しまねビジネスセンター東京
〒105-0013 東京都港区浜松町2-2-15 浜松町ゼネラルビル6F
TEL:03-3431-3731 FAX:03-3431-3732
- 公益財団法人ふるさと島根定住財団
〒690-0003 松江市朝日町478-18（松江テルサ 3F）
TEL:0852-28-0690 FAX:0852-28-0692
E-mail:shimane@teiju.or.jp
URL:<https://www.teiju.or.jp/>

◆ジョブカフェしまね松江センター

〒690-0003 松江市朝日町478-18 (松江テルサ3F)

TEL:0852-28-0691 FAX:0852-28-0692

URL:<https://www.gogo-jobcafe-shimane.jp/>

◆石見事務所 (ジョブカフェしまね浜田ランチ)

〒697-0034 浜田市相生町1391-8 シティパルク浜田2F

石見産業支援センター「いわみぷらっと」内

TEL:0855-25-1600 FAX:0855-25-1630

E-mail:iwami@teiju.or.jp

◆しまね移住支援サテライト東京

〒100-0011 東京都千代田区内幸町1-1-1

帝国ホテルタワー10F 10B-6号室

TEL:03-6281-9800 FAX:03-6281-9801

E-mail:soudan-tokyo@teiju.or.jp

●一般財団法人くにびきメッセ

〒690-0826 松江市学園南1-2-1 (くにびきメッセ1F)

TEL:0852-24-1111 FAX:0852-22-9219

E-mail:kunibiki@kunibikimesse.jp

URL:<http://www.kunibikimesse.jp/>

●合同会社じばさん石見

〒695-0016 江津市嘉久志町イ405

TEL:0855-52-0600 (代) FAX:0855-52-0283

●一般社団法人島根県物産協会

〒690-0887 松江市殿町191

TEL:0852-22-5758 FAX:0852-25-6785

●島根県中小企業団体中央会

〒690-0886 松江市母衣町55-4 (商工会館4F)

TEL:0852-21-4809 FAX:0852-26-5686

●島根県信用保証協会

- 本店 〒690-8503 松江市殿町105
総務部 TEL:0852-21-0561 FAX:0852-22-2707
E-mail:shinpo@shimane-cgc.or.jp
営業部・業務統括部
TEL:0852-22-2837 FAX:0852-22-3075
E-mail:hosyo@shimane-cgc.or.jp
- 出雲支店 〒693-0012 出雲市大津新崎町2-24
TEL:0853-21-4998 FAX:0853-21-4858
E-mail:izumo@shimane-cgc.or.jp
- 浜田支店 〒697-0027 浜田市殿町83-50
TEL:0855-22-0833 FAX:0855-22-3309
E-mail:hamada@shimane-cgc.or.jp
- 益田支店 〒698-0026 益田市あけぼの本町10-6
TEL:0856-22-4567 FAX:0856-22-4568
E-mail:masuda@shimane-cgc.or.jp
URL:<https://www.shimane-cgc.or.jp/>

●日本貿易振興機構（ジェトロ）松江貿易情報センター

海外展開支援室 FAX 0852-22-6750
〒690-0887 松江市殿町8-3 タウンプラザしまね5F
しまね海外ビジネスサポートセンター内
TEL:0852-27-3121 FAX:0852-22-4196
E-mail:mat@jetro.go.jp
URL:<https://www.jetro.go.jp/jetro/japan/matsue/>

●浜田港振興会

〒697-0062 浜田市熱田町2135-2（浜田ポートセンター内）
TEL:0855-24-7733 FAX:0855-27-4411
E-mail:h-port-a@mx.miracle.ne.jp
URL:<https://www.hamada-minato.jp/>

●一般社団法人島根県発明協会

〒690-0816 松江市北陵町1 (テクノアークしまね内)
TEL:0852-60-5146 FAX:0852-60-5148
E-mail:jiis@joho-shimane.or.jp
URL:http://www.shimane-hatsumei.com/

●公益財団法人島根県環境保健公社

〒690-0012 松江市古志原町1-4-6
TEL:0852-24-0207 FAX:0852-55-4525
URL:https://www.kanhokou.or.jp/

●一般社団法人島根労働基準協会

(公益社団法人全国労働基準関係団体連合会島根県支部)

〒690-0825 松江市学園1-5-35
TEL:0852-23-1730 FAX:0852-23-1788
URL:https://www.shima-roukikyo.or.jp/

●島根県職業能力開発協会

〒690-0048 松江市西嫁島1-4-5 (SPビル2 F)
TEL:0852-23-1755 FAX:0852-22-3404
URL:http://www.noukai-shimane.or.jp/

●公益財団法人介護労働安定センター島根支部

〒690-0003 松江市朝日町498 (松江センタービル9 F)
TEL:0852-25-8302 FAX:0852-25-8303
URL:http://www.kaigo-center.or.jp/shibu/shimane/

●公益財団法人産業雇用安定センター島根事務所

〒690-0007 松江市御手船場町551 (ニッセイ松江ビル6 F)
TEL:0852-27-1151 FAX:0852-27-1180
URL:http://www.sangyokoyo.or.jp/

- 独立行政法人労働者健康安全機構 島根産業保健総合支援センター
〒690-0003 松江市朝日町477-17 (松江SUNビル7F)
TEL:0852-59-5801 FAX:0852-59-5881
URL:<https://www.shimanes.johas.go.jp/>

- 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構島根支部
 - ◆島根障害者職業センター
〒690-0877 松江市春日町532
TEL:0852-21-0900 FAX:0852-21-1909
E-mail:shimane-ctr@jeed.go.jp
URL:<https://www.jeed.go.jp/location/chiiki/shimane/>

 - ◆高齢・障害者業務課
〒690-0001 松江市東朝日町267 (島根職業能力開発促進センター内)
TEL:0852-60-1677 FAX:0852-60-1678
URL:<https://www.jeed.go.jp/location/shibu/shimane/>

 - ◆ポリテクセンター島根 (島根職業能力開発促進センター)
〒690-0001 松江市東朝日町267
TEL:0852-31-2800 FAX:0852-31-2164
URL:<https://www3.jeed.go.jp/shimane/poly/>

 - ◆ポリテクカレッジ島根(中国職業能力開発大学校附属島根職業能力開発短期大学校)
〒695-0024 江津市二宮町神主1964-7
TEL:0855-53-4567 FAX:0855-53-0805
URL:<https://www3.jeed.go.jp/shimane/college/>

- 島根県内の障害者就業・生活支援センター
 - ◆ぷらす
〒690-0063 松江市寺町198-61 寺町プラザ2階
TEL:0852-60-1870 FAX:0852-60-1860
E-mail:plus@soyu.or.jp

◆アーチ

〒699-1333 雲南市木次町下熊谷1259-1
TEL:0854-42-8022 FAX:0854-42-2727
E-mail:arch@unnanfukushikai.or.jp

◆リーフ

〒693-0001 出雲市今市町875-6 コメッセしんまち 1 階
TEL:0853-27-9001 FAX:0853-27-9011
E-mail:futaba-leaf@ceres.ocn.ne.jp

◆ジョブ亀の子

〒694-0041 大田市長久町長久口267-6
TEL:0854-84-0273 FAX:0854-84-0272
E-mail:job-kame@kamenoko.jp

◆レント

〒697-0027 浜田市殿町75-8
TEL:0855-22-4141 FAX:0855-25-7464
E-mail:lento@juno.ocn.ne.jp

◆エスポア

〒698-0027 益田市あけぼの東町1-9
TEL:0856-23-7218 FAX:0856-32-0600
E-mail:pocket-8@tempo.ocn.ne.jp

◆太陽

〒685-0021 隠岐の島町岬町中の津四309-1
TEL:08512-2-5699 FAX:08512-2-3757
E-mail:oki-wakaba5699@kind.ocn.ne.jp

●一般社団法人島根県経営者協会

〒690-0886 松江市母衣町55-4 (商工会館 4 F)
TEL:0852-21-4925 FAX:0852-26-7651
URL:<https://shimanekeikyo.com/>

関係機関連絡先一覧（政府系金融機関）

●株式会社日本政策金融公庫

- ◆松江支店 〒690-0887 松江市殿町111
〈国民生活事業〉（松江センチュリービル2F）
 TEL:0852-23-2651 FAX:0852-24-4616
〈農林水産事業〉（松江センチュリービル7F）
 TEL:0852-26-1133 FAX:0852-24-5334
〈中小企業事業〉（松江センチュリービル7F）
 TEL:0852-21-0110 FAX:0852-21-6654
- ◆浜田支店 〒697-0027 浜田市殿町82-7
〈国民生活事業〉 TEL:0855-22-2835 FAX:0855-22-7632
 （注）農林水産事業は、テレビ電話での相談、中小企業事業
 は、定期的に駐在しての相談を行っています。

●株式会社商工組合中央金庫

- ◆松江支店 〒690-0887 松江市殿町210
 TEL:0852-23-3131 FAX:0852-27-1199
- ◆浜田営業所 〒697-0015 浜田市竹迫町2886
 TEL:0855-23-3033 FAX:0855-22-2215

商工会議所

名 称	所 在 地	電話番号	F A X
松江商工会議所	〒690-0886 松江市母衣町55-4	0852-23-1616	0852-23-1656
浜田商工会議所	〒697-0027 浜田市殿町124-2	0855-22-3025	0855-22-5400
出雲商工会議所	〒693-0011 出雲市大津町1131-1	0853-25-3710	0853-23-1144
平田商工会議所	〒691-0001 出雲市平田町2280-1	0853-63-3211	0853-63-3346
益田商工会議所	〒698-0033 益田市元町12-7	0856-22-0088	0856-23-4343
大田商工会議所	〒694-0064 大田市大田町大田イ309-2	0854-82-0765	0854-82-2993
安来商工会議所	〒692-0011 安来市安来町878-8	0854-22-2380	0854-23-2314
江津商工会議所	〒695-0016 江津市嘉久志町2306-4	0855-52-2268	0855-52-1369
島根県商工会議所 連 合 会	〒690-0886 松江市母衣町55-4	0852-23-1616	0852-23-1656

商工会

名 称		所 在 地	電話番号	FAX
松江市	まつえ北	〒690-0333 鹿島町古浦607-3	0852-82-2266	0852-82-1407
	まつえ南	〒699-0408 宍道町昭和1	0852-66-0861	0852-66-3377
	東出雲町	〒699-0109 東出雲町錦浜583-18	0852-52-2344	0852-52-2194
浜田市	石 央	〒697-0121 金城町下来原1409-2	0855-42-0070	0855-42-1783
出雲市	出 雲	〒699-0711 大社町杵築南1344	0853-53-2558	0853-53-2252
	斐 川 町	〒699-0505 斐川町上庄原1749-3	0853-72-0674	0853-72-0765
益田市	美 濃	〒698-0203 美都町都茂1809-2	0856-52-2537	0856-52-2536
大田市	銀 の 道	〒699-2511 温泉津町小浜イ308-6	0855-65-1110	0855-65-2346
安来市	安 来 市	〒692-0404 広瀬町広瀬753-40	0854-32-2155	0854-32-2396
江津市	桜 江 町	〒699-4226 桜江町川戸11-1	0855-92-1331	0855-92-1338
雲南市	雲 南 市	〒690-2404 三刀屋町三刀屋274-10	0854-45-2405	0854-45-2446
仁多郡	奥出雲町	〒699-1511 奥出雲町三成324-15	0854-54-0158	0854-54-0169
飯石郡	飯 南 町	〒690-3513 飯南町下赤名877-1	0854-76-2118	0854-76-2955
邑智郡	川 本 町	〒696-0001 川本町川本558-10	0855-72-0123	0855-72-2516
	美 郷 町	〒699-4621 美郷町粕淵400-7	0855-75-0805	0855-75-1326
	邑 南 町	〒696-0103 邑南町矢上3854-2	0855-95-0278	0855-95-0904
鹿足郡	津和野町	〒699-5605 津和野町後田口187	0856-72-3131	0856-72-1389
	吉 賀 町	〒699-5512 吉賀町広石562	0856-77-1255	0856-77-1640
隠岐郡	隠 岐 國	〒684-0404 海士町大字福井1375-1	08514-2-0376	08514-2-0775
	西ノ島町	〒684-0211 西ノ島町大字浦郷677-11	08514-6-1021	08514-6-1964
	隠岐の島町	〒685-0013 隠岐の島町中町 目貫の二54-1	08512-2-1157	08512-2-5984
島根県商工会連合会		〒690-0886 松江市母衣町55-4	0852-21-0651	0852-26-5357
島根県商工会連合会 石見事務所		〒697-0034 浜田市相生町1391-8 (石見産業支援センター内)	0855-22-3590	0855-22-3534

市町村商工担当課

市町村名	商 業 ・ 工 業 担 当			
	課 名	係 名	電話番号	FAX
松江市	商工企画課	企画振興係	0852-55-5213	0852-55-5553
	まつえ産業支援センター	産業支援係	0852-60-7101	0852-25-0300
浜田市	商工労働課 産業振興課	商工政策係 産業振興係	0855-25-9501 0855-25-9502	0855-23-4040
出雲市	商工振興課	商工企画係 中小企業係	0853-21-6572 0853-21-6541	0853-21-6838
	産業政策課	産業企画係	0853-21-6549	0853-21-6838
益田市	産業支援センター	—	0856-31-0341	0856-22-0437
大田市	産業企画課	産業支援係	0854-83-8073	0854-82-9150
安来市	やすぎ暮らし推進課	産業振興係	(商業) 0854-23-3105	0854-23-3061
			(工業) 0854-23-3104	
江津市	商工観光課	商工振興係	0855-52-7494	0855-52-1365
雲南市	商工振興課	企業雇用支援グループ 地域産業支援グループ	0854-40-1052	0854-40-1029
奥出雲町	商工観光課	商工観光グループ	0854-54-2504	0854-54-1229
飯南町	産業振興課	商工振興担当	0854-76-2214	0854-76-3950
川本町	産業振興課	商工観光係	0855-72-0636	0855-72-1136
美郷町	産業振興課	商工振興係	0855-75-1214	0855-75-1218
邑南町	商工観光課	商工労働係	0855-95-2565	0855-95-0223
津和野町	商工観光課	商工係	0856-72-0652	0856-72-1650
吉賀町	産業課	—	0856-79-2213	0856-79-2344
海士町	交流促進課	—	08514-2-0017	—
西ノ島町	観光定住課	観光商工係	08514-7-8777	08514-7-8025
知夫村	地域振興課	—	08514-8-2211	08514-8-2093
隠岐の島町	商工観光課	商工労働係	08512-2-8575	08512-2-3302

市町村名	観 光 担 当			
	課 名	係 名	電話番号	FAX
松江市	観光文化課	観光係	0852-55-5214	0852-55-5634
	国際観光課	国際観光係	0852-55-5632	0852-55-5550
	観光施設課	施設係	0852-55-5699	0852-55-5564
浜田市	観光交流課	観光企画係	0855-25-9530	0855-23-4040
		石見神楽係	0855-25-9531	
		交流推進係		
出雲市	観光課	インバウンド推進室	0853-21-6801	0853-21-6585
		観光政策・振興係	0853-21-6588	
		観光施設係	0853-21-6995	
益田市	観光交流課	－	0856-31-0331	0856-23-4655
大田市	観光振興課	観光振興係	0854-83-8192	0854-82-9150
安来市	観光振興課	観光振興係	0854-23-3110	0854-23-3061
江津市	商工観光課	観光振興係	0855-52-7494	0855-52-1365
雲南市	観光振興課	観光振興グループ	0854-40-1054	0854-40-1059
奥出雲町	商工観光課	商工観光グループ	0854-54-2504	0854-54-1229
飯南町	産業振興課	観光振興担当	0854-76-2214	0854-76-3950
川本町	産業振興課	商工観光係	0855-72-0636	0855-72-1136
美郷町	産業振興課	商工振興係	0855-75-1214	0855-75-1218
邑南町	商工観光課	観光振興係	0855-95-2565	0855-95-0223
津和野町	商工観光課	観光係	0856-72-0652	0856-72-1650
吉賀町	企画課	－	0856-77-1437	0856-77-1891
海士町	交流促進課	－	08514-2-0017	－
西ノ島町	観光定住課	観光商工係	08514-7-8777	08514-7-8025
知夫村	地域振興課	－	08514-8-2211	08514-8-2093
隠岐の島町	商工観光課	観光振興係	08512-2-8575	08512-2-3302

市町村名	企 業 誘 致 担 当			
	課 名	係 名	電話番号	FAX
松江市	定住企業立地推進課	企業立地係	0852-55-5216	0852-55-5920
浜田市	商工労働課	雇用立地係	0855-25-9500	0855-23-4040
出雲市	産業政策課	企業誘致係	0853-21-6305	0853-21-6838
益田市	産業支援センター	企業誘致推進室	0856-31-0391	0856-22-0437
大田市	産業企画課	企業誘致係	0854-83-8072	0854-82-9150
安来市	やすぎ暮らし推進課	産業振興係	0854-23-3107	0854-23-3061
江津市	商工観光課	企業立地係	0855-52-7494	0855-52-1365
雲南市	商工振興課	企業雇用支援グループ	0854-40-1052	0854-40-1029
奥出雲町	商工観光課	商工観光グループ	0854-54-2504	0854-54-1229
飯南町	産業振興課	新産業振興担当	0854-76-2214	0854-76-3950
川本町	産業振興課	商工観光課	0855-72-0636	0855-72-1136
美郷町	産業振興課	商工振興係	0855-75-1214	0855-75-1218
邑南町	商工観光課	商工労働係	0855-95-2565	0855-95-0223
津和野町	つわの暮らし推進課	情報係	0856-74-0092	0856-74-0002
吉賀町	企画課	－	0856-77-1437	0856-77-1891
海士町	交流促進課	－	08514-2-0017	－
西ノ島町	産業振興課	プロジェクト係	08514-6-1220	08514-6-0683
知夫村	地域振興課	－	08514-8-2211	08514-8-2093
隠岐の島町	商工観光課	商工労働係	08512-2-8575	08512-2-3302

市町村名	雇 用 ・ 労 働 担 当			
	課 名	係 名	電話番号	FAX
松江市	定住企業立地推進課	定住雇用推進係	0852-55-5215	0852-55-5920
浜田市	商工労働課	雇用立地係	0855-25-9500	0855-23-4040
出雲市	産業政策課	雇用政策係	0853-24-7620	0853-24-7625
益田市	産業支援センター	－	0856-31-0341	0856-22-0437
大田市	産業企画課	産業支援係	0854-83-8077	0854-82-9150
安来市	やすぎ暮らし推進課	産業振興係	0854-23-3107	0854-23-3061
江津市	商工観光課	企業立地係	0855-52-7494	0855-52-1365
雲南市	商工振興課	企業雇用支援グループ	0854-40-1052	0854-40-1029
奥出雲町	商工観光課	商工観光グループ	0854-54-2504	0854-54-1229
飯南町	産業振興課	商工振興担当	0854-76-2214	0854-76-3950
川本町	産業振興課	商工観光課	0855-72-0636	0855-72-1136
美郷町	産業振興課	商工振興係	0855-75-1214	0855-75-1218
邑南町	商工観光課	商工労働係	0855-95-2565	0855-95-0223
津和野町	商工観光課	商工係	0856-72-0652	0856-72-1650
吉賀町	企画課	－	0856-77-1437	0856-77-1891
海士町	交流促進課	－	08514-2-0017	－
西ノ島町	観光定住課	観光商工係	08514-7-8777	08514-7-8025
知夫村	地域振興課	－	08514-8-2211	08514-8-2093
隠岐の島町	商工観光課	商工労働係	08512-2-8575	08512-2-3302

企業支援施策ガイドブック 索引

あ

IT活用サービス創出シード支援事業 [サービス・製品開発支援事業] ……	87
IT活用サービス創出シード支援事業 [プロトタイプ検証支援事業] ……	86
IT活用サービス創出シード支援事業 [リサーチ・インタビュー支援事業] …	85
IT人材育成事業 ……	196
IT人材確保促進支援補助金 (インターネット求人広告掲載、求人及び求職イベント出展支援) …	122
ITOCminiLab事業 ……	195
新たな日常に対応したものづくり産業販路拡大支援事業 ……	69
アンテナショップの活用 ……	66
石見産業支援センター「いわみぷらっと」 ……	27
エコアクション21認証取得促進事業 (しまねエコライフ推進会議事業者部会事業) …	104
ECOアドバイザー派遣事業 (しまねエコライフ推進会議事業者部会事業) …	60
オープンイノベーション活用促進事業 ……	83

か

外国人観光客誘致事業補助金 ……	180
外国人材雇用情報提供窓口 ……	46
外国人労働者の雇用管理等に関する相談支援 ……	47
開発ソフトウェア・サービス販路拡大支援事業 ……	68
企業立地促進助成金 ……	171
キャリアアップ助成金 ……	141
きょうかい専門家派遣事業「結 (ゆい)」 ……	58
業務改善助成金 ……	146
拠点工業団地立地促進補助金 ……	170
勤労者共済会 (中小企業勤労者福祉サービスセンター事業) ……	228
経営安定特別相談室 ……	30
経営革新支援事業 ……	204
経営・技術強化支援事業 (エキスパートバンク) ……	55
経営基盤強化助成金 ……	202
県営工業団地割賦分譲制度 ……	215
県営工業団地土地貸付 (リース) 制度 ……	216

原子力発電施設等周辺地域企業立地支援給付金	176
県税の課税免除・不均一課税	234
県立高等技術校	227
県立高等技術校の在職者向けセミナー	192
(公財) 産業雇用安定センター	47
合同企業説明会・面接会	67
高年齢労働者処遇改善促進助成金	137
顧客価値と技術から展開する新商品・事業開発手法	191
国際規格認証取得促進助成事業	99
子育てしやすい職場づくり奨励金 (子育てしやすい職場づくり促進事業)	156
雇用調整助成金	115

さ

再生可能エネルギー講師派遣支援事業	237
再生可能エネルギー設備等導入支援事業	187
再生可能エネルギー導入計画策定・事業化支援事業	185
再生可能エネルギーによる地域活性化支援事業	186
再生可能エネルギー熱利用普及モデル事業	188
産業廃棄物3R推進施設等整備費補助金	80
シェアードオフィス・インキュベーションルーム・レンタルオフィス	199
J-GoodTech (ジェグテック)	219
ジェットロ	37
事業継続力強化アドバイザー派遣事業	56
事業承継新事業活動等支援事業 (補助金)	77
資源循環型技術開発事業費補助金	79
試作・技術開発支援助成金	89
しまね縁結びサポート企業登録制度	222
しまね海外展開支援助成金	96
しまね海外ビジネスサポートセンター	35
しまね技術スキルアップセミナー	189
しまねグリーン製品認定・普及促進事業	81

島根県観光総合支援事業補助金	178
島根県産業技術センター	19
島根県事業承継・引継ぎ支援センター	31
島根県職業能力開発協会	44
島根県新商品等による新事業分野開拓事業者認定制度	207
島根県信用保証協会	29
島根県中高年齢者就職支援窓口 ミドル・シニア仕事センター	50
島根県中小企業再生支援協議会	30
島根県中小企業団体中央会	22
島根県伝統工芸品展示会・見本市出展及び専門家招聘事業費補助金	98
島根県特例子会社等設立支援事業助成金	114
島根県立図書館のビジネス・就業支援	54
しまね子育て応援企業（こころカンパニー）認定制度	221
しまね産業振興財団（国際取引支援）	36
しまね産業振興財団（相談窓口・情報提供）	23
しまね産業振興財団（販路開拓）	32
しまね就職活動応援事業	225
しまね食品バイヤーズカタログ・特集ページ	217
しまね食品輸出コンソーシアム	218
しまね女性の活躍応援企業登録制度	223
しまねソフト研究開発センター（ITOC）	28
島根大学	209
しまね地域産業資源活用支援事業	73
しまね地域未来投資促進事業助成金	82
しまね知的財産総合支援センター	40
島根働き方改革推進支援センター	53
しまね働く女性きらめき応援塾2021	198
島根発ヘルスケアビジネス事業化支援事業	106
島根・ビジネスサポート・オフィス（タイ バンコク）	39
しまねビジネスセンター東京運営事業	200
しまねまごころバンクドナー休暇制度導入促進助成金	153

島根ものづくり技術支援センター事業	194
しまねものづくり人財育成促進事業	182
若年未就業者就職促進事業	213
JAPANブランド育成支援等事業	97
重度障害者等通勤対策助成金	128
宿泊施設整備支援事業補助金	179
受託開発競争力強化支援事業	88
出産後職場復帰奨励金（中小・小規模事業者等出産後職場復帰促進事業）	154
受動喫煙防止対策助成金	159
首都圏・西日本県産品販路開拓事業	220
障害者介助等助成金	125
障害者作業施設設置等助成金	123
障害者就業・生活支援センター	49
障害者福祉施設設置等助成金	124
小規模事業者外国人材受入支援補助金	167
商業・サービス業県外展開支援事業	108
商工会議所・商工会	22
商工組合中央金庫の事業資金融資	10
職場適応援助者助成金	130
食品衛生・食品表示相談窓口	34
食品産業中核企業づくり事業	76
食品専門展示会出展支援事業	65
食品展示商談会の開催・出展支援	64
女性活躍のための働きやすい環境整備支援事業費補助金	166
女性就職相談窓口 レディース仕事センター	50
新型コロナウイルス対応経営改善支援事業（補助金）	78
人材開発支援助成金	147
人材確保等支援助成金（雇用管理制度助成コース・介護福祉機器助成コース・人事評価改善等助成コース ・外国人労働者就労環境整備助成コース・テレワークコース）	143
人材確保等支援助成金（中小企業団体助成コース）	116
新ビジネスモデル構築支援事業	90

信用保証	5
スモール・ビジネス育成支援講座	197
スモール・ビジネス育成支援事業 アドバイザー派遣	61
スモール・ビジネス育成支援事業補助金	109
スリーステージ研修	193
設備貸与事業	12
専門人材確保推進事業費補助金	113
戦略的基盤技術高度化支援事業（サポイン事業）	203
戦略的取引先確保推進事業	63
ソフト系IT産業〔特例〕・地域限定専門系事務職場〔特例〕補助金	174
ソフト産業家賃等補助金	169

た

大学生等のIT技能習得促進事業	211
大学生等のインターンシップ促進事業	212
多様な人材の活躍を目的とした支援パッケージ	163
地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）	138
地域商業等支援事業	101
地域未来投資促進法に基づく支援	214
地消地産化モデル創出補助金	75
知的財産戦略セミナー	190
中山間地域・離島での資格取得促進事業（奨学金返還助成制度）	226
中小企業119（専門家派遣事業）	57
中小企業育成振興資金	3
中小企業外国出願支援事業	105
中小企業高度化資金貸付事業	11
中小企業制度融資	1
中小企業退職金共済制度	229
中途採用等支援助成金（中途採用拡大コース・UIJターンコース・生涯現役起業支援コース）	157
治療と仕事の両立支援	52
データ活用型自社サービス創出支援事業	107

伝統工芸雇用就業資金貸付金	149
(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構島根支部 高齢・障害者業務課	44
(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構島根支部 島根障害者職業センター	48
(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構島根支部 生産性向上人材育成支援センター	45
特殊鋼産業成長分野進出促進助成事業	84
特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース・生涯現役コース・被災者雇用開発コース・ 生活保護受給者等雇用開発コース・就職氷河期世代安定雇用実現コース)	117
特定求職者雇用開発助成金(発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース)	145
特定通信費補助金	91
特定有人国境離島地域創業・事業拡大支援事業	181
(独) 労働者健康安全機構 島根産業保健総合支援センター	230
トライアル雇用助成金(一般トライアルコース)	131
トライアル雇用助成金(若年・女性建設労働者トライアルコース)	134
トライアル雇用助成金(障害者トライアルコース)	132
トライアル雇用助成金(新型コロナウイルス感染症対応トライアルコース・ 新型コロナウイルス感染症対応短時間トライアルコース)	133

な

日本政策金融公庫の融資制度	7
農業分野への進出支援	232
農商工等連携事業	74

は

働き方改革推進支援助成金	160
働く人の「こころの耳 電話相談」(0120-565-455)	51
浜田港国際定期コンテナ航路利用促進事業補助金	93
浜田港創貨対策事業補助金	95
浜田港リーファーコンテナ貨物奨励補助金	94
美肌県しまね推進事業補助金	177
ふるさとのづくり支援事業	100
分析・試験	208

ま

まち・ひと・しごと創生資金	4
松江工業高等専門学校	210
木材産業等高度化推進資金	16
ものづくりアドバイザー派遣	59
ものづくり企業におけるデジタル技術の活用を支援	201
ものづくり企業の連携した取組を支援	205
ものづくり産業事業再構築促進事業助成金	72
ものづくり産業生産プロセス変革支援事業助成金	71

や

UIターン希望者に対する無料職業紹介	224
--------------------	-----

ら

立地関係資金	13
両立支援等助成金	150
林業就業促進資金	17
林業・木材産業改善資金	14
労働移動支援助成金	139
労働関係助成金等整理表	111
労働条件相談ほっとライン (0120-811-610)	43
労働相談窓口 (国・県)	41
65歳超雇用推進助成金	135

わ

わくわく島根起業支援事業	103
--------------	-----

発 行

2021年6月15日発行

島根県商工労働部

松江市殿町1番地

TEL0852-22-6626 FAX0852-22-6039
